# 大学入試センター年報

１９９８年度
（平成１０年度）

1999年（平成11年）12月

大学入試センター

# 大学入試センター年報

１９９８年度
（平成１０年度）

1999年（平成11年）12月

大学入試センター

# 目　　次


第１　総説

1　事業の概要 …… 1

2　定員及び予算 …… 2

3　機構 …… 3

4　規程等 …… 4

5　会議 …… 5

(1)　評議員会 …… 5

(2)　運営委員会 …… 8

(3)　専門委員会等 …… 11

ア　教科専門委員会 …… 11

イ　試験問題特別委員会（運営委員会） …… 11

ウ　試験問題特別専門委員会 …… 11

エ　実施方法専門委員会 …… 11

オ　受験特別措置検討委員会 …… 11

カ　大学情報専門委員会 …… 11

(4)　得点調整判定委員会 …… 12

(5)　大学入試センター試験等連絡協議会 …… 12

ア　総合部会 …… 12

イ　試験問題部会 …… 12

(6)　大学入試センター試験協議会 …… 13

6　広報活動 …… 15

(1)　広報資料の刊行 …… 15

(2)　諸資料の発表等 …… 16

第２　平成11年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要 …… 17

(1)　利用大学数 …… 17

(2)　実施日程 …… 18

2　連絡会議の設置及び世話大学の決定 …… 20

3　実施要項及び受験案内の決定・発表等 …… 21

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 21

(2)　受験案内の配付 …… 21

(3)　実施提要の決定 …… 21

(4)　説明協議会の開催 …… 22

(5)　入試担当者連絡協議会等 …… 22

4　試験場・試験室の設定準備 …… 24

5　出願受付及び受験票の発行 …… 25

(1) 志願状況 …… 25
(2) 不備出願書類の修正及び確認はがきの発送 …… 26
(3) 試験場の指定 …… 27
(4) 受験票等の発行 …… 27
(5) 検定料の収納 …… 27
6 試験実施 …… 28
(1) 実施体制等 …… 28
(2) 試験時間 …… 28
(3) 受験状況 …… 29
(4) 身体に障害のある志願者に対する措置 …… 32
(5) 追・再試験の実施 …… 34
(6) 正解の発表 …… 34
7 実施結果 …… 35
(1) 答案の読み取り及び採点 …… 35
(2) 答案のマークもれ等の状況 …… 35
(3) 平均点等 …… 35
(4) 得点調整実施の有無 …… 35
(5) 成績の提供 …… 35
(6) 出願状況資料の提供 …… 36
(7) 合格状況資料の提供 …… 36
8 試験問題 …… 37
(1) 試験問題の作成 …… 37
(2) 出題内容等 …… 37
(3) 正解，配点の公表 …… 37
(4) 出題の誤り等について …… 38
(5) 試験問題に対する意見 …… 39

第3 大学情報提供事業
1 「ハートシステム」による大学進学案内について …… 41
2 「インターネットによる大学情報提供に関する連絡会」について …… 41
3 「ガイドブック（平成11年度版）」の発行について …… 42
4 「大学進学情報一覧（平成10年度版）」の発行について …… 42
5 「大学ガイダンスセミナー」の開催について …… 42
6 「学問探検講座」の開催について …… 43
7 「大学入学広報セミナー」の開催について …… 43
8 「進学情報サービス室」の運営について …… 44
9 「ＨＥＡＲＴニュース」の発行について …… 44
10 「大学情報提供事業に関するモニター調査」について …… 44
11 その他 …… 44

第4 調査研究
1 調査研究組織 …… 45
2 調査研究状況 …… 46
3 共同研究 …… 48
4 調査研究のための資料の提供 …… 48

第5 資料
1 平成10年度業務日誌 …… 49
2 大学入試センター役職員 …… 56
3 規程等 …… 58
(1) 大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続に関する規程（一部改正） …… 59
(2) 大学入試センター教官候補者の選考等の手続に関する規程（一部改正） …… 60
(3) 大学入試センター教官候補者の選考等の手続に関する細則（一部改正） …… 61
(4) 大学入試センター教官候補者の諮問手続に関する内規（一部改正） …… 62
(5) 大学入試センター多目的運動施設使用要領の制定について …… 63
(6) ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要領を廃止する所長裁定 …… 64
(7) 大学入試センター外来研究員受入規則（一部改正） …… 65
(8) 大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則（一部改正） …… 66
(9) 大学入試センター事務分掌規則（一部改正） …… 67
4 関係法令 …… 68
(1) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第18号） …… 69
(2) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第33号），大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件（文部省告示第125号）及び学位規則を改正する省令（文部省令第34号） …… 77
(3) 大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定について（通知）（文高大第264号） … 95
(4) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第37号） …… 107
(5) 高等学校に２年以上在学した者に準ずる者を定める件の一部改正について（通知）（文高大第224号） …… 114
5 実施要項等 …… 117
(1) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項 …… 118
(2) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄） …… 123
(3) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄） …… 162
(4) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票 …… 181
(5) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用） … 182
(6) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用） … 184
(7) 平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用） …… 186

(8) 平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）……194
(9) 平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍）受験者用）…200
(10) 平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）……207
(11) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定準備について……215
(12) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験における追試験の実施について……216
(13) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて……219
(14) 平成11年度大学入試センター試験試験場一覧……221
(15) 平成11年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）……273
（参考１）平成11年度大学入学者選抜に係わる大学入試センター試験実施大綱について（文部省）……300
（参考２）平成11年度大学入試センター試験利用大学一覧について……305
6 国公私立大学入学者選抜関係統計資料……308
(1) 平成11年度国公私立大学入学者選抜実施状況……309
(2) 平成11年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数……312
(3) 平成11年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧……313
7 国会における大学入試に関する質疑……314

# 第１　総　　説

# 1　事業の概要

平成10年度において，大学入試センターでは，次のような事業を行った。

(1)　平成11年度大学入試センター試験（第10回）

新たに公立大学４大学及び私立大学37大学（87学部）が参加し，合計373大学（国立95大学，公立61大学，私立217大学(482学部)）が大学入試センター試験を利用することとなり，当センターと参加の国公私立大学との緊密な連携協力の下で，平成11年１月16日（土），17日（日）の両日，全国595の試験場において，580,064人の志願者に対して，一部で試験時間の繰り下げ措置等がとられたものの，当初の計画のとおり一斉に実施した。

なお，受験者が各大学に出願する際の参考となるよう前年度から実施している中間集計段階での平均点を１月20日（水）に公表するとともに，得点調整は実施しない旨を１月22日（金）に公表した。

(2)　入学者選抜方法の改善に関する調査研究

各大学における入学者選抜方法の改善研究に資するため，他の大学等との共同研究を行った。

また，大学入試センター試験に係るデータの提供を積極的に推進するとともに，国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に，各大学との研究と情報の交換を促進した。

(3)　大学情報提供事業

ア　「ハートシステム」については，個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供している「志望大学の選択」及び「大学案内」は，平成10年10月１日に一括更新して提供した。

なお，「ＨＥＡＲＴ速報」，「入試案内」及び「編入学情報」は速報性をもたせ随時更新した。

イ　全国の国公私立大学の大学（学部・学科）案内，履修要項，募集要項等の最新の資料を収集し，大学進学志望者や高等学校進路指導担当教員等が閲覧したり，大学紹介ビデオやハートシステムを利用できるよう進学情報サービス室の充実を図った。さらに，大阪・広島・福岡の進学情報サービス室に「大学情報相談員」を配置し，応談体制の強化を図っている。

ウ　大学進学志望者の志望，適性等に応じた適切な進路指導に資するため，大学の教育研究内容の全国的な現状と展望等について，講演，シンポジウム等で紹介し，大学関係者と高等学校進路指導担当教員等との直接のコミュニケーションを図る場として「大学ガイダンスセミナー」を札幌市，仙台市，千葉市，新潟市，静岡市，岡山市，下関市，長崎市及び鹿児島市の全国９か所で開催した。

エ　国公私立大学の入学広報担当者等を対象として，大学における情報提供の必要性を周知し，併せて大学進学志望者や高等学校にとって役立つよう，情報提供の質的な向上を図ることを目的とする「大学入学広報セミナー」を東京で開催した。

オ　大学進学志望者の進路選択に役立てるため，国公立大学ガイドブック「大学案内」と大学入試センター試験利用大学国公私立大学ガイドブック「入学者選抜方法一覧」を発行した。

また，国公私立大学で作成している入学広報資料等の種類や請求方法を整理・編集した「大学進学情報一覧」を発行した。

カ　大学情報提供事業についての普及啓発を図ることを目的とした「ＨＥＡＲＴニュース」を３回発行した。

キ　大学情報提供事業の周知と大学入学志望者の進路選択の際の情報提供源の一つとした生徒向けのリーフレット「進学情報サービス室へ」を発行した。

ク　大学情報提供事業の内容について紹介したパンフレット「WHAT'S大学情報提供事業？」を発行した。

## 2　定員及び予算

### ⑴　定　　員

平成10年４月１日

| 所　長 | 副所長 | 管理部・事業部 | 研　究　開　発　部 | | | | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事務官・技官等 | 教　授 | 助教授 | 助　手 | 小　計 | |
| １人 | ２人 | 86人 | ６人 | ６人 | ６人 | 18人 | 107人 |

事業部事業第一課試験実施第３係の整備（事務官１人）を行った。

また，事業部情報処理課業務第２係の定員を振り替えて専門職員（２人）を設置するとともに，業務第３係を業務第２係に名称変更した。

### ⑵　予　　算

大学入試センター試験の実施，進路指導の改善を図るための情報提供及び大学入学者選抜方法の改善に資するための共同研究に必要な経費等が次のとおり計上された。

（単位：千円）

| 区　　分 | 平成10年度当初予算額 |
|---|---|
| 国立学校 | 10,532,656 |
| ・人件費 | 804,883 |
| ・管理運営等経費 | 1,326,903 |
| ・大学入試センター試験の実施に必要な経費 | 7,930,805 |
| ・進学情報提供経費 | 443,300 |
| ・共同研究経費 | 26,765 |
| 施設整備費 | 3,872 |
| 合　　計 | 10,536,528 |





## 3　機　　構

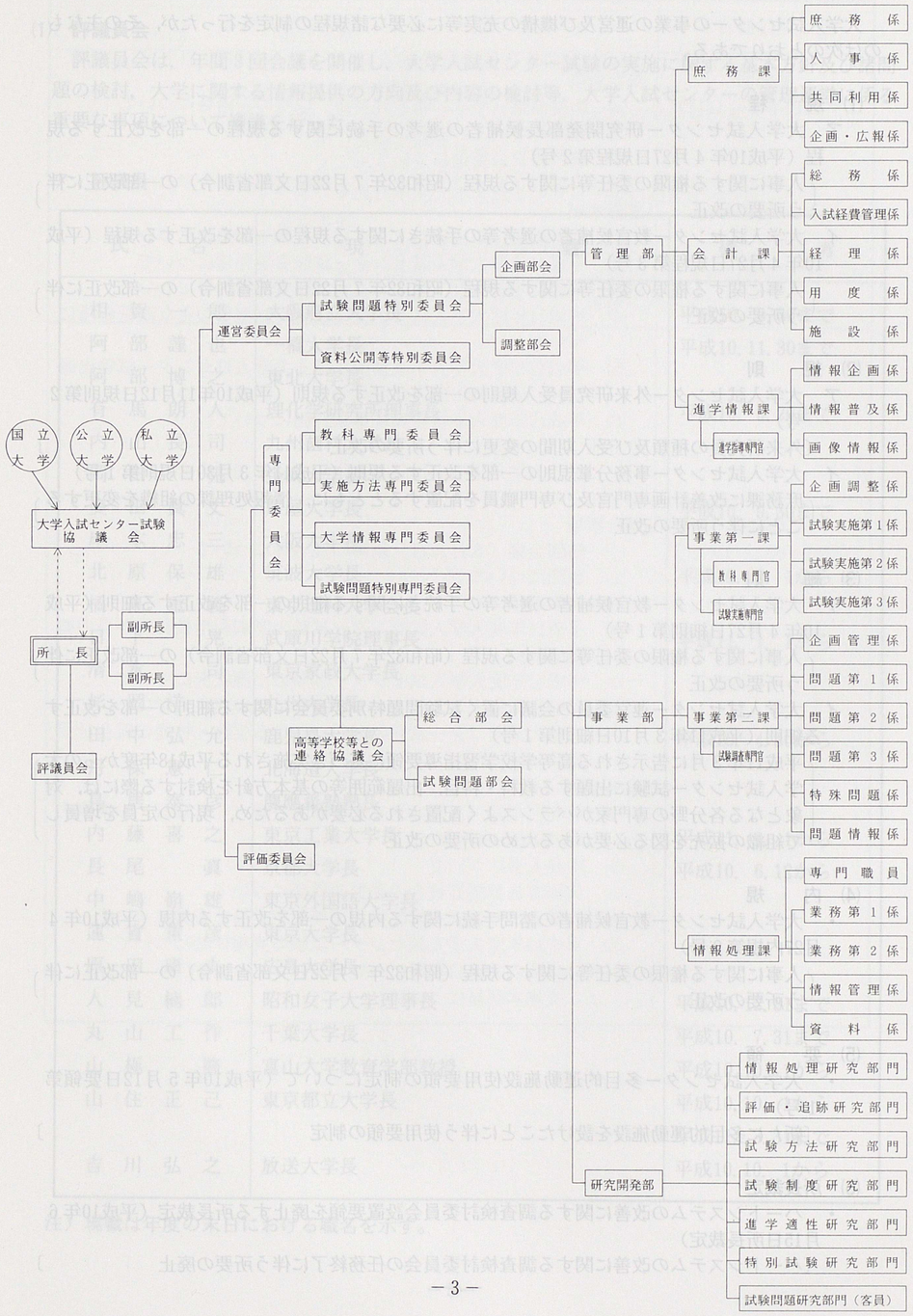

## 4　規程等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定を行ったが，その主なものは次のとおりである。

(1) 規　　程

ア　大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続に関する規程の一部を改正する規程（平成10年４月27日規程第２号）

〔人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和32年７月22日文部省訓令）の一部改正に伴う所要の改正〕

イ　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程の一部を改正する規程（平成10年４月27日規程第３号）

〔人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和32年７月22日文部省訓令）の一部改正に伴う所要の改正〕

(2) 規　　則

ア　大学入試センター外来研究員受入規則の一部を改正する規則（平成10年11月12日規則第２号）

〔外来研究員の種類及び受入期間の変更に伴う所要の改正〕

イ　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（平成11年３月30日規則第１号）

〔庶務課に改善計画専門官及び専門職員を配置するとともに，情報処理課の組織を変更することに伴う所要の改正〕

(3) 細　　則

ア　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則の一部を改正する細則（平成10年４月27日細則第１号）

〔人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和32年７月22日文部省訓令）の一部改正に伴う所要の改正〕

イ　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則の一部を改正する細則（平成11年３月10日細則第１号）

〔平成11年３月に告示される高等学校学習指導要領に基づき実施される平成18年度からの大学入試センター試験に出題する教科・科目，出題範囲等の基本方針を検討する際には，対象となる各分野の専門家がバランスよく配置される必要があるため，現行の定員を増員して組織の拡充を図る必要があるための所要の改正〕

(4) 内　　規

・　大学入試センター教官候補者の諮問手続に関する内規の一部を改正する内規（平成10年４月27内規第２号）

〔人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和32年７月22日文部省訓令）の一部改正に伴う所要の改正〕

(5) 要　　領

・　大学入試センター多目的運動施設使用要領の制定について（平成10年５月12日要領第１号）

〔新たに多目的運動施設を設けたことに伴う使用要領の制定〕

(6) 所長裁定

・　ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要領を廃止する所長裁定（平成10年６月15日所長裁定）

〔ハートシステムの改善に関する調査検討委員会の任務終了に伴う所要の廃止〕





## 5　会　　議

(1) 評議員会

評議員会は，年間３回会議を開催し，大学入試センター試験の実施に関する基本方針及び諸問題の検討，大学に関する情報提供の方向及び内容の検討等，大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア　評議員

| 氏　名 | 現　職 | 備　考 |
|---|---|---|
| 相賀一郎 | 大阪府立大学長 | 平成10. 9.30まで |
| 阿部謹也 | 一橋大学長 | 平成10.11.30まで |
| 阿部博之 | 東北大学長 | |
| 有馬朗人 | 理化学研究所理事長 | 平成10. 5.20まで |
| 内山長司 | 九州歯科大学長 | |
| 岡田晃 | 金沢大学長 | |
| 奥田眞丈 | 芦屋大学長 | 平成10. 9.30まで |
| 岸本忠三 | 大阪大学長 | |
| 北原保雄 | 筑波大学長 | 平成10. 9. 1から |
| 橘高重義 | 東京理科大学会長 | |
| 日下晃 | 武庫川学院理事長 | 平成11. 1. 1から |
| 清水司 | 東京家政大学長 | |
| 杉岡洋一 | 九州大学長 | |
| 田中弘允 | 鹿児島大学長 | 平成10. 4.20から |
| 丹保憲仁 | 北海道大学長 | |
| 鳥居泰彦 | 慶應義塾塾長 | |
| 内藤喜之 | 東京工業大学長 | 平成11. 1. 1から |
| 長尾眞 | 京都大学長 | 平成10. 6.12から |
| 中嶋嶺雄 | 東京外国語大学長 | |
| 蓮實重彦 | 東京大学長 | |
| 原田康夫 | 広島大学長 | |
| 人見楠郎 | 昭和女子大学理事長 | 平成10.12.31まで |
| 丸山工作 | 千葉大学長 | 平成10. 7.31まで |
| 山極隆 | 富山大学教育学部教授 | 平成10.10. 1から |
| 山住正己 | 東京都立大学長 | 平成10.10. 1から<br>平成11. 3.31まで |
| 吉川弘之 | 放送大学長 | 平成10.10. 1から |

注）現職は年度の末日における職名を示す。

イ　会議の概要

| 回（開催期日） | 議　　事 |
|---|---|
| 第65回<br>（平成10年６月12日） | 報告事項<br>(1)　前回会議（平成10年３月３日）以降の経過等について<br>(2)　顧問について<br>(3)　専門委員会委員について<br>(4)　平成11年度大学入試センター試験新規利用大学について<br>審議事項<br>(1)　前回会議（平成10年３月３日）の議事の追認について<br>(2)　平成11年度大学入試センター試験実施要項について<br>(3)　平成11年度大学入試センター試験受験案内等について<br>(4)　平成11年度大学入試センター試験実施提要の主な改正事項について<br>(5)　平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（通知）について<br>(6)　平成10年度大学情報提供事業計画について<br>その他<br>・　国立大学入学者選抜研究連絡協議会第19回大会について |
| 第66回<br>（平成10年11月30日） | 報告事項<br>(1)　前回会議（６月12日）以降の経過等について<br>(2)　顧問について<br>(3)　人事事項について<br>(4)　平成11年度大学入試センター試験大学別利用教科・科目の概要について<br>(5)　平成11年度大学入試センター試験の出願状況について<br>(6)　平成12年度大学入試センター試験の新規利用大学について<br>(7)　大学入試センター試験の理科における生物・物理の組合せ受験について<br>審議事項<br>(1)　前々回会議（３月３日）及び前回会議（６月12日）の議事内容の追認について<br>(2)　所長人事について<br>(3)　実施方法専門委員会の委員の構成について<br>(4)　大学入試センター試験得点調整判定委員会委員について<br>(5)　平成11年度大学入試センター試験の実施体制について<br>ア　今後の実施日程等について<br>イ　実施本部員について |



| 回（開催期日） | 議　　事 |
|---|---|
| 第67回<br>（平成11年３月１日） | 報告事項<br>(1)　前回会議（11月30日）以降の経過等について<br>(2)　人事事項について<br>(3)　平成11年度大学入試センター試験実施結果の概要等について<br>ア　実施状況等について<br>イ　モニター調査結果について<br>(4)　平成11年度大学入試センター予算の概要について<br>審議事項<br>(1)　評議員会懇談会の議事の追認について<br>(2)　平成12年度大学入試センター試験の主要実施日程等について<br>(3)　平成13年度大学入試センター試験の実施期日について |

(2) 運営委員会

運営委員会は，年間５回会議を開催し，大学入試センター試験の実施に関する基本方針及び諸問題の検討，大学に関する情報の提供，人事事項，概算要求の基本事項等，大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について審議を行った。

ア　運営委員

| 氏　名 | 現　職 | 備　考 |
|---|---|---|
| 池田克夫 | 京都大学大学院情報学研究科長 | 平成10.12. 1から |
| 稲津孝彦 | 九州大学理学部教授 | |
| 岩坪秀一 | 大学入試センター研究開発部教授 | |
| 大南正瑛 | 立命館大学理学部教授 | |
| 大森彌 | 東京大学大学院総合文化研究科教授 | 平成11. 3.31まで |
| 小川秋實 | 信州大学長 | |
| 小川浩平 | 東京工業大学工学部教授 | |
| 片山洋之介 | 茨城大学人文学部教授 | 平成10. 4.20から<br>平成10.11. 8まで |
| 上村洸 | 東京理科大学情報科学研究・教育機構長 | 平成10.11.30まで |
| 河上恭雄 | 大学入試センター副所長 | |
| 久保謙一 | 東京都立大学大学院理学研究科教授 | |
| 小谷津孝明 | 慶應義塾大学文学部教授 | 平成10.11.15まで |
| 佐藤登志郎 | 北里大学長 | 平成10.12. 1から |
| 佐藤文隆 | 京都大学大学院理学研究科教授 | 平成10.11. 9から<br>平成11. 3.31まで |
| 清水留三郎 | 大学入試センター研究開発部教授 | |
| 杉岡洋一 | 九州大学長 | 平成10. 4.20から |
| 関森勝夫 | 静岡県立大学国際関係学部教授 | |
| 長尾眞 | 京都大学長 | 平成10.11.30まで |
| 中村睦男 | 北海道大学法学部教授 | 平成10.12. 1から |
| 西村尚 | 東京都立大学大学院工学研究科教授 | |
| 林利彦 | 東京大学大学院総合文化研究科教授 | |
| 平川要 | 九州歯科大学歯学部教授 | |
| 平田滿男 | 東北大学言語文化部教授 | |
| 福井直敬 | 武蔵野音楽大学長 | |
| 藤井光昭 | 大学入試センター副所長 | |
| 眞弓忠範 | 大阪大学副学長 | |
| 村上隆 | 名古屋大学教育学部教授 | |
| 茂里一紘 | 広島大学副学長 | |
| 薬師寺泰蔵 | 慶應義塾大学法学部教授 | 平成10.12. 1から |
| 柳井晴夫 | 大学入試センター研究開発部長 | |

注）現職は年度の末日における職名を示す。



イ　会議の概要

| 回（開催期日） | 議　事 |
|---|---|
| 第61回<br>（平成10年４月27日） | 報告事項<br>(1) 前回会議（３月24日）以降の経過等について<br>(2) 顧問について<br>(3) 試験問題研究部門の客員教授について<br>(4) 代筆による解答の試験時間延長について<br>(5) 平成11年度大学入試センター試験新規利用大学について<br>(6) 大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会について<br>審議事項<br>(1) 人事に関する権限の委任等に関する規程の改正に伴う諸規程の改正について<br>(2) 教官選考特別委員会の設置について<br>(3) 平成11年度大学入試センター試験実施提要について<br>ア 実施要領について<br>イ 輸送要領について<br>ウ 監督要領について<br>エ 成績提供要領について<br>(4) 平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（通知）<br>その他<br>・ 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第19回大会について |
| 第62回<br>（平成10年６月29日） | 報告事項<br>(1) 前回会議（４月27日）以降の経過等について<br>(2) 平成11年度大学入学者選抜実施要項等について<br>(3) 平成11年度大学入試センター試験実施提要について<br>(4) 平成12年度大学入試センター試験実施大綱等について<br>(5) 研究開発部活動状況について<br>審議事項<br>(1) 平成11年度概算要求について<br>(2) 運営委員会試験問題特別委員会調整部会委員について |
| 第63回<br>（平成10年11月９日） | 報告事項<br>(1) 前回会議（６月29日）以降の経過等について<br>(2) 顧問について<br>(3) 平成11年度大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第１回）の参加状況について<br>(4) 平成11年度大学入試センター試験の出願状況について<br>(5) 平成11年度大学入試センター試験大学別利用教科・科目の概要及び国公立大学入学者選抜の概要について<br>(6) 平成12年度大学入試センター試験の新規利用大学について<br>(7) 大学入試センター試験の理科における生物・物理の組合せ受験について<br>審議事項<br>(1) 教官人事について<br>ア 評価・追跡研究部門の教官選考について<br>イ 試験制度研究部門の教官選考特別委員会の設置について<br>(2) 運営委員会試験問題特別委員会調整部会委員について<br>(3) 実施方法専門委員会の委員の構成について<br>(4) 大学入試センター試験得点調整判定委員会委員について<br>(5) 平成11年度大学入試センター試験の実施体制について<br>ア 今後の実施日程等について<br>イ 実施本部員について<br>(6) 「代筆による解答」許可者の受験特別措置について |

| 回（開催期日） | 議　　事 |
|---|---|
| 第64回<br>（平成11年２月18日） | 報告事項<br>⑴　前回会議（11月９日）以降の経過等について<br>⑵　平成11年度大学入試センター試験実施結果の概要等について<br>ア　実施状況について<br>イ　モニター調査結果について<br>⑶　平成11年度大学入試センター予算の概要について<br>審議事項<br>⑴　人事事項について<br>ア　所長候補者について<br>イ　研究開発部長候補者について<br>⑵　教官選考特別委員会の設置について<br>⑶　運営委員会試験問題特別委員会企画部会委員について<br>⑷　平成12年度大学入試センター試験の主要実施日程等について<br>⑸　平成13年度大学入試センター試験の実施期日について |
| 第65回<br>（平成11年３月10日） | 報告事項<br>⑴　前回会議（２月18日）以降の経過等について<br>⑵　教科専門委員会委員について<br>審議事項<br>⑴　教官人事について<br>ア　入試政策研究部門の教官（教授）の選考について<br>イ　試験制度研究部門の教官（助手）の選考について<br>ウ　試験方法研究部門の教官選考特別委員会の設置について<br>⑵　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則の一部改正等について<br>ア　運営委員会試験問題特別委員会企画部会に置く専門員について<br>イ　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則の一部改正について<br>⑶　平成12年度大学入試センター試験について<br>ア　実施事項について<br>イ　受験案内について<br>ウ　受験案内（別冊）について<br>エ　受験上の注意について<br>オ　平成11年度大学入試センター試験の実施結果に基づく各大学からの主な意見について<br>⑷　平成13年度大学入試センター試験について<br>ア　出題教科・科目について<br>イ　平成13年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（通知）<br>ウ　試験問題作成要領について |





⑶　専門委員会等

ア　教科専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は，23部会約 430人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会を含む。）の委員が試験問題の作成等に当たった。

これらの委員は，広く全国の国公私立大学教員の中から委嘱し，各部会とも年間平均約14回40日程度にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）

大学入試センターの運営委員会試験問題特別委員会の中に「企画部会」及び「調整部会」を設置している。

（ア）企画部会

大学入試センター試験の出題教科・科目，出題範囲等の基本方針の策定並びに大学入試センター試験の試験問題の文章表現，問題の構成，出題方法，解答方法及び解答記入上の注意事項等についての一般的原則の策定等を任務とする。委員会は委員10人で構成され，年間１回会議を開催した。

（イ）調整部会

大学入試センター試験の試験問題の形式，表現及び各教科間の試験問題の重複等の点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員に専門員を含む計17人の委員が，年間４回会議を開催した。

なお，平成９年度大学入試センター試験で発生した諸問題の改善方策の一つとして，平成９年度から，調整部会のもとに，高等学校関係者による試験問題点検協力者を置き，試験問題の難易度と出題範囲について点検してもらっており，今年度は，36都道府県から延べ 277名の高等学校関係者の協力を得て，６教科26科目について点検を行った。

ウ　試験問題特別専門委員会

大学入試センター試験の試験問題について，その構成，内容，正解，用字用語，採点方法等について具体的に点検・照合を行い，正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。教科専門委員会委員経験者等のうちから委嘱した委員約 120人が科目別の部会に分属し，各部会とも年間平均約３回（用字用語部会は年間２回）会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

大学入試センター試験の実施方法の検討，情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。委員会は，国立大学８人，公立大学２人，私立大学３人，高等学校関係者３人，大学入試センター関係者２人及び教科専門委員会委員長並びに特別問題作成部会長の計20人の委員で構成され，年間３回にわたって会議を開催した。

オ　受験特別措置検討委員会

大学入試センター試験における身体に障害のある入学志願者に対する受験特別措置の基本的事項についての調査・検討及び受験特別措置に関する具体的審査等を任務とする。委員会は，実施方法専門委員会及び教科専門委員会の委員並びに臨時委員の計12人で構成され，年間２回会議を開催した。

カ　大学情報専門委員会

大学進学志望者の進路選択に資するための大学に関する情報に関し，情報提供の基本方針の策定・運用及び大学情報の在り方に関する調査研究を任務とする。委員会は，国公私立大学及び高等学校関係者等20人で構成され，平成11年３月に会議を開催した。

### ⑷　得点調整判定委員会

各年度の大学入試センター試験の結果に関し，試験の状況を考慮するとともに，試験問題の難易差等を専門的に分析し，得点調整の要否を総合的に判定することを任務とする。委員会は８人で構成され，平成11年１月に会議を開催した。

・得点調整判定委員会専門委員会

専門的な立場から試験の結果を分析，整理し，得点調整の要否の判定に必要な基礎資料を準備することを任務とする。委員会は，大学入試センターの教員及び学識経験者等11人で構成され，平成11年１月に会議を開催した。

### ⑸　大学入試センター試験等連絡協議会

大学入試センター試験の実施方法，試験問題等について，高等学校，教育委員会側と連絡協議し，その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

大学入試センター試験等に関する一般的，包括的な事項について連絡協議を行う。

高等学校，教育委員会及び大学入試センターの代表者計21人が年間３回会議を開催し，次の事項について協議を行った。

（ア）平成11年度大学入試センター試験について
（イ）平成12年度大学入試センター試験について
（ウ）大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会の構成等に係る総合部会了承事項について
（エ）大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会の高等学校側委員の都道府県科目分野別割当てについて
（オ）平成12年度大学入試センター試験の主要実施日程等について
（カ）平成13年度大学入試センター試験の実施期日について

イ　試験問題部会

大学入試センター試験に出題された試験問題の内容，程度，出題方法等について，各都道府県教育委員会から推薦された88人（１科目につき原則として３人，31科目合計93人以内）の高等学校教員と，大学入試センター内の各試験問題作成責任者22人が，各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い，試験問題に関する意見・評価をとりまとめた。



### ⑹　大学入試センター試験協議会

大学入試センター試験協議会は年間３回会議を開催し，大学入試センター試験の実施に係る重要事項及び平成11年度大学入試センター試験の実施期日等について，協議・決定を行った。

ア　大学入試センター試験協議会構成員

| 氏　名 | 現　職 | 備　考 |
|---|---|---|
| 相　賀　一　郎 | 大阪府立大学長 | 平成10．9.30まで |
| 阿　部　謹　也 | 一橋大学長 | 平成10.11.30まで |
| 阿　部　博　之 | 東北大学長 | |
| 内　山　長　司 | 九州歯科大学長 | |
| 橘　髙　重　義 | 東京理科大学会長 | |
| 日　下　　晃 | 武庫川学院理事長 | 平成11．1．1から |
| 杉　岡　洋　一 | 九州大学長 | |
| 田　中　弘　允 | 鹿児島大学長 | 平成10．4.20から |
| 丹　保　憲　仁 | 北海道大学長 | |
| 鳥　居　泰　彦 | 慶應義塾塾長 | |
| 中　嶋　嶺　雄 | 東京外国語大学長 | |
| 蓮　實　重　彦 | 東京大学長 | |
| 人　見　楠　郎 | 昭和女子大学理事長 | 平成10.12.31まで |
| 廣　重　　力 | 大学入試センター所長 | 平成11．3.31まで |
| 山　住　正　己 | 東京都立大学長 | 平成10.10．1から<br>平成11．3.31まで |

注）現職は年度の末日における職名を示す。

イ　会議の概要

| 回（開催期日） | 議　　事 |
|---|---|
| 第32回<br>（平成10年６月12日） | 報告事項<br>(1)　前回会議（平成10年３月３日）以降の経過等について<br>(2)　平成11年度大学入試センター試験新規利用大学について<br>協議事項<br>(1)　平成11年度大学入試センター試験について<br>(2)　平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について |
| 第33回<br>（平成10年11月30日） | 報告事項<br>(1)　前回会議（６月12日）以降の経過等について<br>(2)　平成11年度大学入試センター試験の出願状況について<br>(3)　平成12年度大学入試センター試験の新規利用大学について<br>(4)　大学入試センター試験の理科における生物・物理の組合せ受験について<br>協議事項<br>(1)　大学入試センター試験得点調整判定委員会委員について<br>(2)　平成11年度大学入試センター試験の実施体制について<br>ア　今後の実施日程等について<br>イ　実施本部員について |
| 第34回<br>（平成11年３月１日） | 報告事項<br>(1)　前回会議（11月30日）以降の経過等について<br>(2)　所長人事について<br>(3)　平成11年度大学入試センター試験実施結果の概要について<br>協議事項<br>(1)　平成12年度大学入試センター試験主要実施日程等について<br>(2)　平成13年度大学入試センター試験実施期日について |





## 6　広報活動

平成10年度においても，大学入試センター試験の円滑な実施並びにその趣旨の広報・普及のため，活発な広報活動を展開した。

なお，試験問題に関する意見・評価については，大学入試センター試験の実施結果及び試験問題，正解，配点等と併せて「大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」として刊行するなど，研究活動の紹介などとともに，広報活動のより一層の充実を図った。

(1)　広報資料の刊行

ア　「多様な大学入試をめざして－平成11年度大学入試センター試験－」

大学入試センター試験の目的及び出願から受験までの流れなどをイラストを中心に，一般向けに分かりやすく解説したパンフレット。

（配付先）

各高等学校，各国公私立大学，各都道府県教育委員会・同知事部局，各教育関係団体など

イ　「平成10年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」

平成10年度大学入試センター試験試験問題に関する意見・評価並びに問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめるとともに，実施結果の概要と試験問題及び正解（配点）を掲載したもの。

なお，市販用に「平成10年度大学入試センター試験問題集」として平成10年11月に刊行した。

（掲載内容）

（ア）高等学校教科担当教員の意見・評価
（イ）教育研究団体の意見・評価
（ウ）問題作成部会の見解
（エ）実施結果の概要
（オ）試験問題・正解（配点）・解答用紙

（配付先）

各高等学校，各国公私立大学，各都道府県教育委員会・同知事部局，各教育関係団体など

ウ　「大学入試センター要覧（平成10年度）」

大学入試センターの概要を取りまとめて紹介したもの。

（掲載内容）

（ア）沿革
（イ）組織・運営
（ウ）予算・施設
（エ）大学入試センター試験の概要
（オ）研究開発
（カ）大学情報提供事業の概要
（キ）広報・普及
（ク）大学入試センターと入試改善のあゆみ

（配付先）

各国公私立大学，関係機関など

(2) 諸資料の発表等

大学入試センター試験等に関して，当センターが発表した事項は，次のとおりである。

| 月　日 | 時　間 | 発表形態 | 事　項　等 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 平成10年 | | | | |
| 5月27日（水） | 14:00 | 資料提供 | ○国立大学入学者選抜研究連絡協議会第19回大会について | 第19回入研協大会 6／3～5開催 |
| 6月19日（金） | 14:00 | 資料提供 | ○平成11年度大学入試センター試験実施要項について<br>○平成12年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について | |
| 8月25日（火） | 14:00 | 資料提供 | ○平成11年度大学入試センター試験受験案内について | 受験者への配付は 9／1以降 |
| 9月22日（火） | 14:00 | 資料提供 | ○平成10年度大学入学広報セミナーの開催について | 広報セミナー 9／30開催予定（朝日ホール） |
| 10月6日（火） | 14:00 | 記者レク | ○平成11年度大学入試センター試験の出願受付等について（出願事前レク） | |
| 10月9日（金）（受付初日） | 9:30 | 写真取材 | ○出願受付第1日目の願書点検状況 | 大学入試センター内 |
| | 17:30 | 資料提供 | ○出願受付第1日目17時現在の出願状況 | FAX |
| 10月21日（水）（受付最終日） | 17:30 | 資料提供 | ○出願受付締切日17時現在の出願状況 | FAX |
| 11月13日（金） | 14:00 | 資料提供 | ○平成11年度大学入試センター試験の志願者数について | |
| 12月11日（金） | 14:00 | 資料提供 | ○平成11年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について<br>・志願者数等資料<br>・試験場一覧<br>・受験上の注意<br>○平成11年度大学入試センター試験（本試験）の試験問題ページ数内訳及び発表用正解の大きさについて | 同時配付「ファクスの持込み及びセットについて」 |
| 平成11年 | | | | |
| 1月8日（金） | 14:00 | 資料提供 | ○平成11年度大学入試センター試験の実施について | |
| 1月13日（水） | 9:30 | 写真取材 | ○専用電話及びファクスの送受信テストについて | 大学入試センター内 |
| 1月16日（土）<br>1月17日（日） | 9:00から随時 | 記者レク | ○平成11年度大学入試センター試験本試験の実施状況について〔・受験者数等，試験問題，正解等〕 | 大学入試センター内 |
| 1月20日（水） | 14:00 | 資料提供 | ○平均点等の中間発表 | |
| | | 資料提供 | ○追試験受験許可者数について | |
| 1月22日（金） | 17:00 | 資料提供 | ○得点調整実施の有無について | |
| 1月25日（月） | 14:00 | 資料提供 | ○追試験受験状況等について〔・受験者数等，試験問題，正解等〕 | |
| 2月4日（木） | 14:00 | 記者レク | ○平成11年度大学入試センター試験実施結果の概要について（平均点等の最終発表）〔・受験者数，科目別平均点等資料〕 | |



# 第2　平成11年度大学入試センター試験の実施状況

# 1 実施の概要

平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験は，この試験を利用する国公私立大学と大学入試センターとが協力し，平成11年１月16日（土），17日（日）の両日，全国 595試験場において，580,064人の志願者について，共同して実施した。追試験は，その１週間後の１月23日（土），24日（日）の両日，全国２試験場（東京外国語大学，大阪大学）で実施した。

## (1) 利用大学数

平成11年度の大学入試センター試験利用大学・学部数は，次のとおりである。

国立大学 95大学－全大学，公立大学 61大学－全大学，私立大学－217大学482学部

（私立大学の大学・学部名については，305ページ参照）

(2) 実施日程

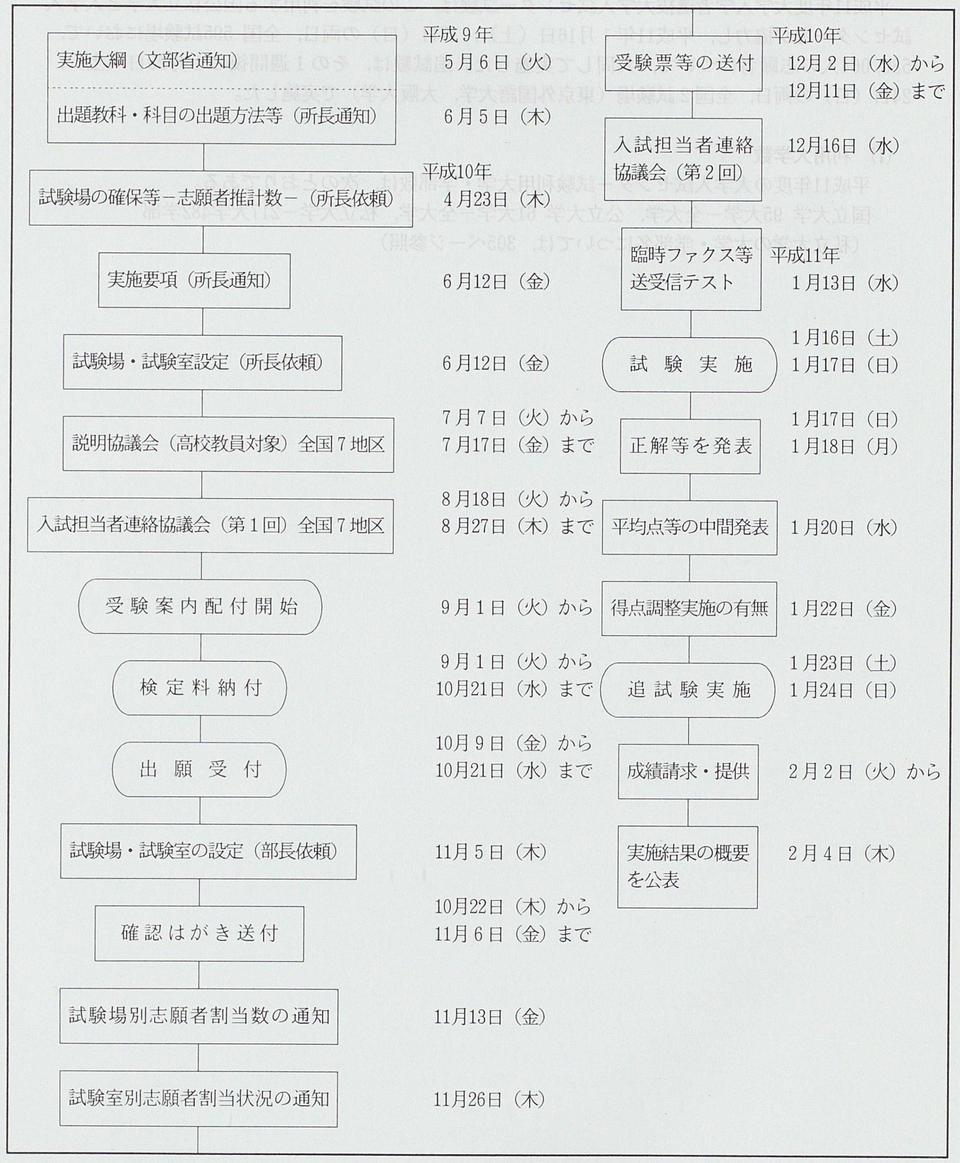






（参考）

平成11年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程

(1) 国公立大学

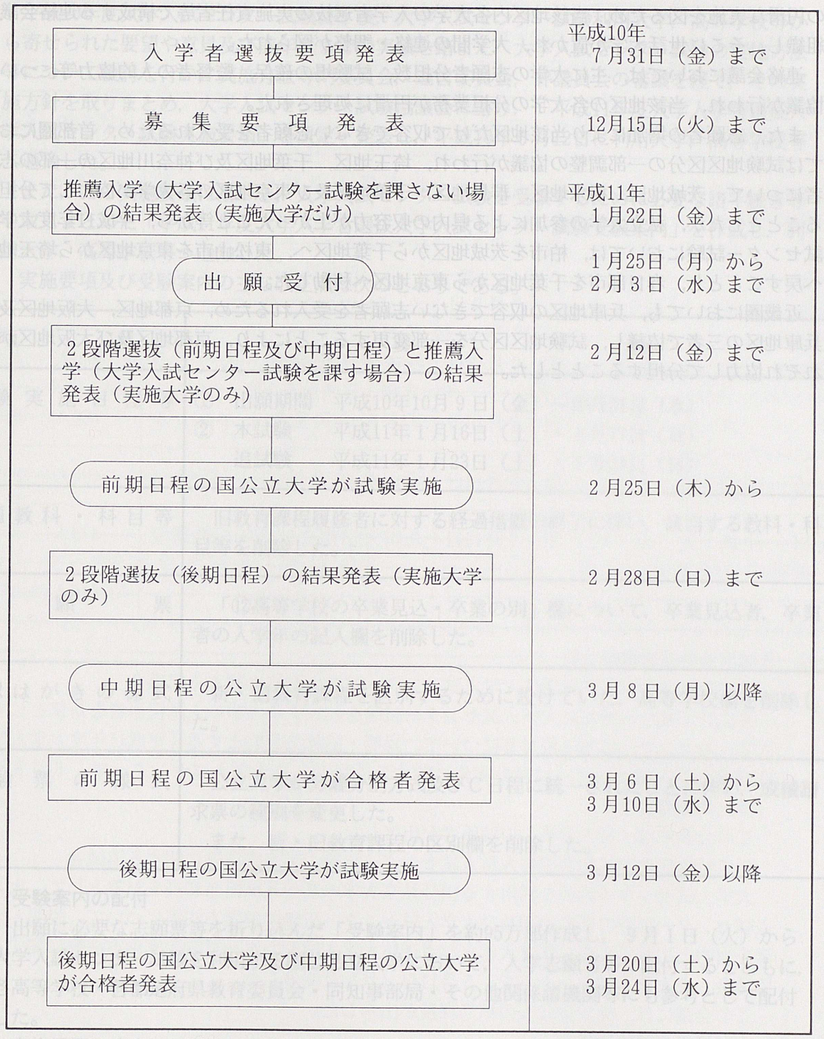


（注） ① 国立大学の試験実施期日については，例外の取り扱いも認められている。
② 公立大学の実施日程は，一部の公立大学においては上表と異なる。
③ 私立産業医科大学の実施日程は，国立大学とほぼ同じである。
④ ２段階選抜（後期日程）の結果発表時期は，大学によっては，上表と異なる。

(2) 私立大学

私立大学は，各大学において出願期日及び試験日を設定している。

## 2　連絡会議の設置及び世話大学の決定

同一都道府県内に大学入試センター試験を利用する大学が複数ある地区においては，この試験の円滑な実施を図るため，当該地区内各大学の入学者選抜の実施責任者等で構成する連絡会議を組織し，そこに世話大学が置かれ，大学間の連絡・調整が図られた。

連絡会議においては，主に大学の志願者分担数，試験場の確保，監督者の人的協力等について協議が行われ，当該地区の各大学の分担業務が円滑に処理された。

また，志願者の増加により当該地区だけで収容できない志願者を受入れるため，首都圏においては試験地区区分の一部調整の協議が行われ，埼玉地区，千葉地区及び神奈川地区の一部の志願者について，茨城地区，栃木地区，群馬地区，千葉地区及び東京地区の各大学が協力して分担することとしたが，私立大学の参加による県内の収容力が上がったこと等から，平成11年度大学入試センター試験においては，柏市を茨城地区から千葉地区へ，東松山市を東京地区から埼玉地区へ戻すこととし，春日部市を千葉地区から東京地区へ移動した。

近畿圏においても，兵庫地区の収容できない志願者を受入れるため，京都地区，大阪地区及び兵庫地区の三者で協議し，試験地区区分を一部変更することにより，京都地区及び大阪地区がそれぞれ協力して分担することとした。





## 3　実施要項及び受験案内の決定・発表等

### (1)　実施要項及び受験案内の決定・発表

平成10年度大学入試センター試験終了後，大学入試センター試験利用大学，高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ，大学入試センター試験の実施方法等について検討を行い，実施方法専門委員会，運営委員会，評議員会の審議を経て，その実施方針を取りまとめ，大学入試センター試験協議会に諮り，「平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」を決定・発表し，平成10年６月12日に利用大学，高等学校等へ通知した。

また，この実施要項に基づき，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続き等を取りまとめた「平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」を作成し，利用大学，高等学校等へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

| 項　　目 | 要　　旨 |
|---|---|
| 試験実施日程等 | ①　出願期間　平成10年10月９日（金）～10月21日（水）<br>②　本試験　　平成11年１月16日（土）・１月17日（日）<br>　　追試験　　平成11年１月23日（土）・１月24日（日） |
| 出題教科・科目等 | 旧教育課程履修者に対する経過措置の終了に伴い，該当する教科・科目等を削除した。 |
| 志願票 | 「⑫高等学校の卒業見込・卒業の別」欄について，卒業見込者，卒業者の入学年の記入欄を削除した。 |
| 確認はがきの様式 | 新・旧教育課程を区別するために設けていた，高等学校欄を削除した。 |
| 受験票の様式 | 公立大学が分離分割方式及びＣ日程に統一されたことに伴い，成績請求票の種別を変更した。<br>また，新・旧教育課程の区別欄を削除した。 |

### (2)　受験案内の配付

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を約95万部作成し，９月１日（火）から大学入試センター試験を利用する国公私立大学において，入学志願者等に配付するとともに，各高等学校・各都道府県教育委員会・同知事部局・その他関係諸機関等にも参考として配付した。

### (3)　実施提要の決定

実施要項に基づき，大学入試センター試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，「実施要領」，「輸送要領」，「監督要領」，「成績提供要領」の４つの要領に取りまとめて「実施提要」として作成し，８月中旬から下旬にかけて開催した入試担当者連絡協議会で利用国公私立大学の入試担当者に配付し，その具体的内容について説明を行った。

(4) 説明協議会の開催

大学入試センター試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として，高等学校，教育委員会等の関係者を対象とする説明協議会を７月上旬～中旬にかけて，全国７会場で開催した。

なお，この説明協議会には，文部省からも担当官の出席を求め，「平成11年度大学入学者選抜実施要項」等について説明・協議を行った。

この説明協議会の開催状況は，次のとおりである。

| 地　区 | 開催協力大学 | 開催日 | 会　場 | 出席者数（高校数） |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道大学 | 7月15日 | 北海道大学学術交流会館 | 179人（ 124校） |
| 東北 | 東北大学 | 7月9日 | 仙台国際センター 大ホール | 340人（ 269校） |
| 関東・甲信越 | （入試センター） | 7月7日 | メルパルクホール | 1,253人（ 957校） |
| 東海・北陸 | 名古屋大学 | 7月17日 | 名古屋市公会堂 大ホール | 500人（ 454校） |
| 近畿 | 大阪大学 | 7月10日 | 茨木市市民会館 大ホール | 762人（ 560校） |
| 中国・四国 | 岡山大学 | 7月14日 | 岡山衛生会館内 三木記念ホール | 406人（ 321校） |
| 九州・沖縄 | 九州大学 | 7月16日 | 九州大学創立50周年記念講堂 | 478人（ 373校） |
| 計 | | | | 3,918人(3,058校) |

(5) 入試担当者連絡協議会等

ア 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関する協議会

平成11年度から新たに大学入試センター試験を利用する大学の入試担当者を対象として，大学入試センター試験の概要等について，説明・協議を目的とする「平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関する協議会」を大学入試センターで，５月８日（金）に開催した。

この会議には，41大学85人の関係者が出席した。

イ 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の新任入試担当課長を対象として，大学入試センター試験の概要説明及び大学入試センター試験の実施方法等について，説明・協議を目的とする「平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会」を大学入試センターで，５月11日（月）に開催した。

この会議には，68大学68人の担当課長が出席した。

ウ 入試担当者連絡協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の入試担当者を対象として，試験の実施業務等について，説明・協議を目的とする「入試担当者連絡協議会」を第１回は全国７会場で８月下旬に，第２回は東京において12月16日（水）にそれぞれ開催した。

この連絡協議会の開催状況は，次のとおりである。





第１回

| 地　区 | 開催協力大学 | 開催日 | 会　場 | 出席者数（大学数） |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 室蘭工業大学 | 8月20日 | ホテルサンルート室蘭 | 53人（16大学） |
| 東北 | 福島大学 | 8月27日 | ホテル福島グリーンパレス | 73人（21大学） |
| 関東・甲信越 | （入試センター） | 8月18日 | 昭和女子大学グリーンホール | 412人(125大学) |
| 東海・北陸 | 富山大学 | 8月25日 | 富山勤労者総合福祉センター とやま自遊館 | 191人（61大学） |
| 近畿 | 神戸大学 | 8月25日 | 神戸朝日ホール | 235人（76大学） |
| 中国・四国 | 鳥取大学 | 8月27日 | 鳥取県立県民文化会館 | 117人（40大学） |
| 九州・沖縄 | 熊本大学 | 8月20日 | 熊本大学 文・法学部A1教室 | 184人（48大学） |
| 計 | | | | 1,265人(387大学) |

第２回

| 地　区 | 開催協力大学 | 開催日 | 会　場 | 出席者数（大学数） |
|---|---|---|---|---|
| 全国 | （入試センター） | 12月16日 | 国立教育会館 虎ノ門ホール | 946名(387大学) |

## 4　試験場・試験室の設定準備

試験場は，原則として都道府県を単位とする試験地区に基づき，各大学が設定したが，試験場・試験室の設定準備は，次の日程で行われた。

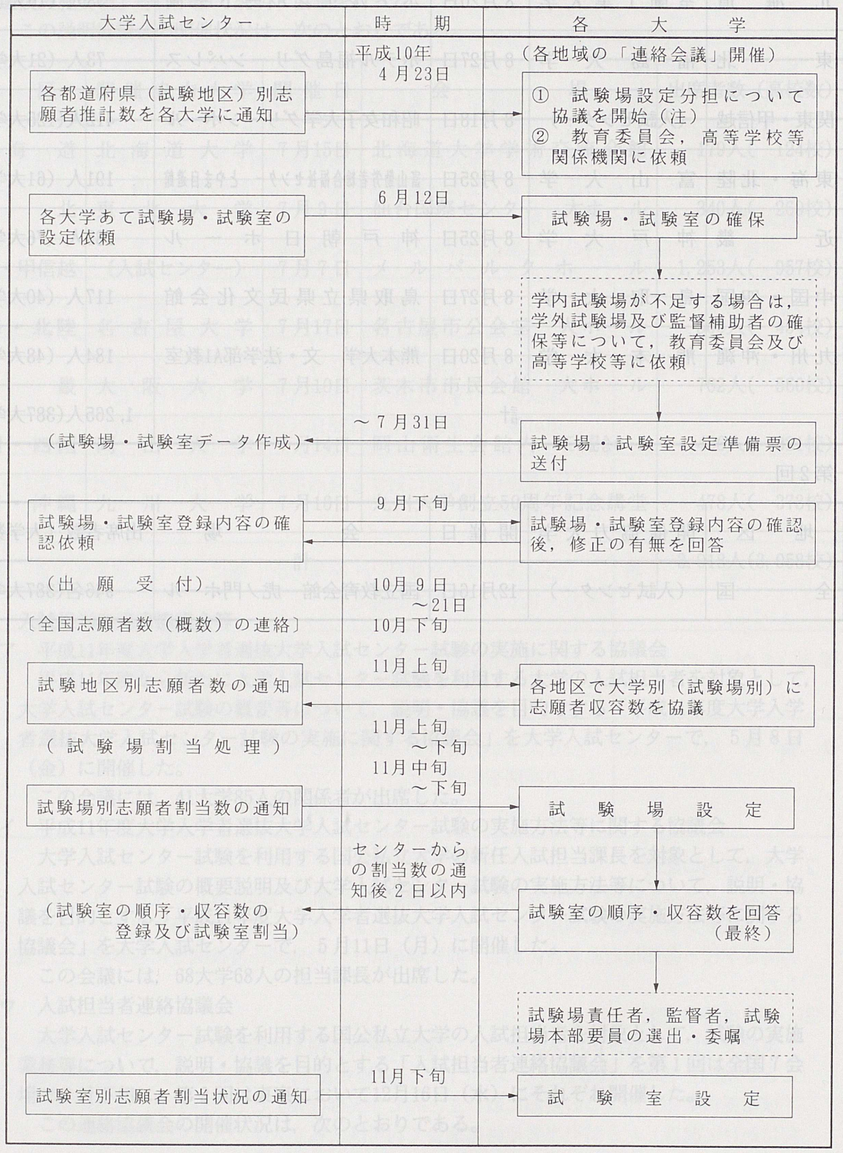


（注）各試験地区内の志願者推計数を，各大学が具体的にどのように分担し試験場を設定するかは，基本的には，当該地区に組織される「連絡会議」における協議による。





## 5　出願受付及び受験票の発行

### (1) 志願状況

出願受付は，平成10年10月9日から10月21日までの間，高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し，高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行った。

志願者は，前年度を17,207人下回る 580,064人にとなり，入学定員に対する志願倍率は4.2倍（前年度4.3倍）となった。現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）は，30.8%と前年度29.3%に比べ 1.5ポイント増加した。志願状況は，次のとおりである。

ア　出願資格別

| 区　分 | 志願者数・比率 | | |
|---|---|---|---|
| | 人 | % | |
| 高等学校卒業見込者 | 420,106 | ( 72.4) | |
| 高等学校卒業者 | 154,768 | ( 26.7) | |
| 大学入学資格検定合格者 | 4,502 | | |
| 高等専門学校第3学年修了者 | 241 | | |
| 外国の学校（12年の課程）修了者 | 74 | 5,190 | |
| 在外教育施設修了者 | 294 | (0.9) | |
| 文部大臣の指定した者等 | 79 | | |
| 合　計 | 580,064 | (100.0) | |

ウ　高校出身者の学科別

| 区　分 | 志願者数・比率 | |
|---|---|---|
| | 人 | % |
| 普通科 | 546,709 | ( 95.1) |
| 農業科 | 526 | ( 0.1) |
| 工業科 | 2,475 | ( 0.4) |
| 商業科 | 2,640 | ( 0.5) |
| 理数科 | 10,286 | ( 1.8) |
| 総合学科 | 1,381 | ( 0.2) |
| その他 | 10,857 | ( 1.9) |
| 合　計 | 574,874 | (100.0) |

イ　男女別

| 区分 | 志願者数・比率 | |
|---|---|---|
| | 人 | % |
| 男 | 359,041 | (61.9) |
| 女 | 221,023 | (38.1) |

エ　受験に際し特別の措置を行う身体障害者

| 区　分 | 身障者数 |
|---|---|
| 視覚障害 | 31人（ 52人） |
| 聴覚障害 | 137 （ 105 ） |
| 肢体不自由等 | 155 （ 150 ） |
| 合　計 | 323 （ 307 ） |

（注）（ ）内は，前年度志願者数の確定時の人数を示す。

### (2) 不備出願書類の修正及び確認はがきの発送

ア　出願書類の不備件数は1,389 件（不備率　0.2 %）で前年度 2,425件（不備率 0.4%）より1,036 件減少した。これらの不備書類については，電話・文書により照会し，修正の上，受理手続きを完了したが，これらの処理には出願受付締切後約21日間を要した。

出願書類の不備(延)件数は，次のとおりである。

(ｱ)第１次審査による不備

| 項　目 | 件　数 |
|---|---|
| 証明書関係 | 606 (507) |
| 検定料関係 | 120 (136) |
| そ の 他 | 12 ( 17) |
| 合　計 | 738 (660) |

( ) 内は，前年度の件数

(ｲ)第２次審査による不備

| 項　目 | 件　数 | 項　目 | 件　数 |
|---|---|---|---|
| 高校コード | 36 ( 43) | 卒業見込・卒業の別 | 51(188) |
| 特別措置 | 10 ( 12) | 入学年・卒業年 | 29(837) |
| 受験教科数 | 165 (159) | 高等学校卒業者以外 | 34( 67) |
| 氏　名 | 0 ( 0) | 現　住　所 | 22( 24) |
| 性　別 | 3 ( 13) | 検　定　料 | 61( 75) |
| 生年月日 | 144 (206) | 二　重　出　願 | 24( 10) |
| 連絡電話番号 | 1 ( 2) | そ　の　他 | 5( 5) |
| 課程・学科 | 66 (124) | 合　計 | 651(1,765) |

( ) 内は，前年度の件数

イ　志願者から提出された志願票の記載事項は，電子計算機に入力して登録・管理しているが，志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために，登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者は高等学校を経由し，高等学校卒業者等は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。



### (3) 試験場の指定

大学入試センターは，志願者数確定後，ただちに各大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割当てを行った。

この結果，次のとおり全国で 595（前年度562）の試験場が確定した。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 本試験場 | 595 | 一般試験場 | 591 | 大学内試験場　482<br>(国立大学189, 公立大学60、私立大学229,<br>国立大学附属高校4)<br>高校借用試験場　92<br>（公立高校　83，私立高校 9）<br>その他の試験場　17（予備校） |
| | | 点字試験場 | 4 | 大学内試験場　4 |
| 追試験場 | 2 | 全国を２地区に分け各１か所の国立大学試験場 | | |

### (4) 受験票等の発行

12月２日から11日までの間に，高等学校卒業見込者は高等学校経由で，高等学校卒業者等は本人に直接，受験票・写真票・成績請求票及び受験上の注意を発送した。

なお，その後，不着，記載事項の変更，紛失，汚損等による再発行の状況は次のとおりである。

| 再発行申請事由 | 不着 | 紛失 | 汚損 | 破損 | 記載事項の変更 | 仮受験票関係 | 追加発行 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件　数 | 120 | 2,132 | 42 | 26 | 62 | 528 | 323 | 3,233 |

＊　前年度の再発行件数は，4,038 件であった。

### (5) 検定料の収納

大学入試センター試験の検定料については，志願者が銀行等（都市銀行，地方銀行，信託銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口）又は郵便局の窓口で納入し，その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等や郵便局から送付された領収済通知書とを照合し，納入の確認を行うとともに，二重納入などの点検を行った。この結果，本年度の総納付件数は，銀行等納入分141,379 件，郵便局納入分440,089 件の581,468 件となったが，出願しなかったもの，二重納入等971 件（前年度 1,408件）については，検定料相当額の還付を行う手続きをとった。

# 6　試験実施

## (1)　実施体制等

### ア　大学入試センター

(ｱ) 大学入試センターにおいては，所長を本部長とし，運営委員及び実施方法専門委員会委員等13人で構成する大学入試センター試験実施本部を設置し，臨時電話及び臨時ファクスにより各大学と緊密な連携を図るとともに，試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また，実施本部には，教科専門委員会の各部会の部会長を含む委員で構成する試験問題部を置き，試験問題及びその正解の点検や，試験問題に関する疑義の処理に当たった。

(ｲ) 試験の実施に先立ち，試験問題の作成，印刷及び各大学への輸送は，すべて計画どおり実施された。

また，１月13日に大学入試センター（実施本部）と各大学（試験実施本部及び各試験場）との間において，臨時電話及び臨時ファクスの「送受信テスト」を実施した。

### イ　各大学

各大学では，学長の下に「実施のための委員会」を設置し，当該大学が設置した試験場において，教職員数約47,000人が試験監督者として試験の実施に当たった。

なお，一部の大学では，受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため，公立高等学校，教育委員会の教職員（延 118人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

### ウ　連絡体制

試験実施当日は，実施本部，各大学及び各試験場の緊密な連携を図るため，421 台の臨時電話及び 706台のファクスからなる連絡体制を組織した。

## (2)　試験時間

大学入試センター試験の本試験は，平成11年１月16日（土），17日（日）に全国 595試験場で次表の時間割により一斉に行われたが，９大学で一部，試験時間を繰り下げて試験を実施した。

また，身体に障害のある入学志願者のうち，点字による解答の受験者に対しては，試験時間の延長(1.5倍）措置を講じ，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対しては，審査の上，試験時間の延長(1.3倍）措置を講じた。

| 期　日 | 教　科 | 一般の試験時間 | 1.3 倍の試験時間 | 1.5 倍の試験時間 |
|---|---|---|---|---|
| 平成11年１月16日（土） | 外国語 | 10:00~11:20（ 80分） | 10:00~11:45（105分） | 10:00~12:00（120分） |
| | 地理歴史 | 12:50~13:50（ 60分） | 13:00~14:20（ 80分） | 13:00~14:30（ 90分） |
| | 数学① | 14:40~15:40（ 60分） | 15:00~16:20（ 80分） | 15:00~16:30（ 90分） |
| | 数学② | 16:30~17:30（ 60分） | 17:00~18:20（ 80分） | 17:00~18:30（ 90分） |
| １月17日（日） | 国語 | 10:00~11:20（ 80分） | 10:00~11:45（105分） | 10:00~12:00（120分） |
| | 理科① | 12:50~13:50（ 60分） | 13:00~14:20（ 80分） | 13:00~14:30（ 90分） |
| | 理科② | 14:40~15:40（ 60分） | 15:00~16:20（ 80分） | 15:00~16:30（ 90分） |
| | 公民 | 16:30~17:30（ 60分） | 17:00~18:20（ 80分） | 17:00~18:30（ 90分） |





## (3) 受験状況

大学入試センター試験の受験状況の概要は，次のとおりである。

| | | | 前年度 |
|---|---|---|---|
| 志願者数 | | 580,064 人 | 597,271 人 |
| 受験者数 | 本試験 | 530,851 人（点字問題受験者を含む） | 549,127 人 |
| | 追試験 | 409 人 | 158 人 |
| | 再試験 | － 人 | － 人 |
| | 本試験+追・再試験 | 178 人 | 116 人 |
| | 計 | 531,438 人（全教科，一部教科） | 549,401 人 |
| 欠席者数 | 本試験 | 48,588 人 | 47,852 人 |
| | 追試験 | 36 人 | 13 人 |
| | 再試験 | － 人 | － 人 |
| | 本試験+追試験 | 2 人 | 5 人 |
| | 計（全教科欠席者） | 48,626 人 | 47,870 人 |
| 2教科以下受験者数 | | 11,960 人 | 12,775 人 |
| ＊受験率 | | 91.62 % | 91.99 % |

＊〔受験者数（全教科，一部教科）／志願者数× 100〕％

### ア 教科別受験者数及び受験率（追・再試験含む）

| 区分 | 国語 | 地理歴史 | 公民 | 数学① | 数学② | 理科① | 理科② | 外国語 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受験者数 | 500,693人 | 389,418人 | 260,835人 | 389,597人 | 344,692人 | 311,113人 | 214,168人 | 528,113人 |
| 受験率（教科選択率） | 86.3% | 67.1% | 45.0% | 67.2% | 59.4% | 53.6% | 36.9% | 91.0% |

（参考：昨年度の受験状況）

| 区分 | 国語 | 地理歴史 | 公民 | 数学① | 数学② | 理科① | 理科② | 外国語 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受験者数 | 514,124人 | 417,627人 | 191,995人 | 403,673人 | 357,544人 | 323,937人 | 218,439人 | 545,728人 |
| 受験率（教科選択率） | 86.1% | 69.9% | 32.1% | 67.6% | 59.9% | 54.2% | 36.6% | 91.4% |

### イ 国語の受験状況

| 区分 | 国語Ⅰ | 国語Ⅰ・Ⅱ | 計 |
|---|---|---|---|
| 受験者数 | 74,686人 | 426,000人 | 500,686人 |
| 受験率（科目選択率） | 14.9% | 85.1% | 100.0% |

ウ―① 地理歴史と公民の受験状況

| 区分 / 受験科目数 | 地理歴史 | | | | | | 公民 | | | 延受験者計 | 実受験者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 世界史A | 世界史B | 日本史A | 日本史B | 地理A | 地理B | 現代社会 | 倫理 | 政治・経済 | | |
| 1科目 | 1,451人 | 56,041人 | 2,536人 | 89,621人 | 3,211人 | 44,467人 | 18,112人 | 22,781人 | 27,851人 | 266,071人 | 266,071人<br>〔58.1%〕 |
| 2科目 | 1,521人 | 46,625人 | 1,949人 | 63,659人 | 4,244人 | 74,076人 | 140,412人 | 24,960人 | 26,702人 | 384,148人 | 192,074人<br>〔41.9%〕 |
| 計 | 2,972人<br>〈0.5%〉 | 102,666人<br>〈15.8%〉 | 4,485人<br>〈0.7%〉 | 153,280人<br>〈23.6%〉 | 7,455人<br>〈1.1%〉 | 118,543人<br>〈18.2%〉 | 158,524人<br>〈24.4%〉 | 47,741人<br>〈7.3%〉 | 54,553人<br>〈8.4%〉 | 650,219人<br>〈100.0%〉 | 458,145人<br>〔100.0%〕 |

(注) 〔 〕内は実受験者の構成率を表し，〈 〉内は延受験者の構成率を表す。

ウ―② 地理歴史と公民の2科目受験者（192,074人）の内訳

| 教科 / 科目 | | 公民 | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 現代社会 | 倫理 | 政治・経済 | |
| 地理歴史 | 世界史A | 953人<br>〔0.5%〕 | 282人<br>〔0.1%〕 | 286人<br>〔0.1%〕 | 1,521人<br>〔0.8%〕 |
| | 世界史B | 31,898人<br>〔16.6%〕 | 9,253人<br>〔4.8%〕 | 5,474人<br>〔2.8%〕 | 46,625人<br>〔24.3%〕 |
| | 日本史A | 1,133人<br>〔0.6%〕 | 282人<br>〔0.1%〕 | 534人<br>〔0.3%〕 | 1,949人<br>〔1.0%〕 |
| | 日本史B | 46,334人<br>〔24.1%〕 | 8,078人<br>〔4.2%〕 | 9,247人<br>〔4.8%〕 | 63,659人<br>〔33.1%〕 |
| | 地理A | 2,421人<br>〔1.3%〕 | 717人<br>〔0.4%〕 | 1,106人<br>〔0.6%〕 | 4,244人<br>〔2.2%〕 |
| | 地理B | 57,673人<br>〔30.0%〕 | 6,348人<br>〔3.3%〕 | 10,055人<br>〔5.2%〕 | 74,076人<br>〔38.6%〕 |
| 計 | | 140,412人<br>〔73.1%〕 | 24,960人<br>〔13.0%〕 | 26,702人<br>〔13.9%〕 | 192,074人<br>〔100.0%〕 |

(注) 〔 〕内は2科目実受験者の構成率を表す。

エ―① 数学①と数学②の受験状況

| 区分 / 受験科目数 | 数学① | | 数学② | | | | | 延受験者計 | 実受験者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数学Ⅰ | 数学Ⅰ・A | 数学Ⅱ | 数学Ⅱ・B | 工業数理 | 簿記 | 情報関係基礎 | | |
| 1科目 | 9,739人 | 36,565人 | 276人 | 291人 | 3人 | 651人 | 187人 | 47,712人 | 47,712人<br>〔12.2%〕 |
| 2科目 | 8,081人 | 335,176人 | 15,462人 | 326,659人 | 133人 | 379人 | 624人 | 686,514人 | 343,257人<br>〔87.8%〕 |
| 計 | 17,820人<br>〈2.4%〉 | 371,741人<br>〈50.6%〉 | 15,738人<br>〈2.1%〉 | 326,950人<br>〈44.5%〉 | 136人<br>〈0.0%〉 | 1,030人<br>〈0.1%〉 | 811人<br>〈0.1%〉 | 734,226人<br>〈100.0%〉 | 390,969人<br>〔100.0%〕 |

(注) 〔 〕内は実受験者の構成率を表し，〈 〉内は延受験者の構成率を表す。





エ―② 数学の2科目受験者（343,257人）の内訳

| 教科 / 科目 | | 数学② | | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数学Ⅱ | 数学Ⅱ・数学B | 工業数理 | 簿記 | 情報関係基礎 | |
| 数学① | 数学Ⅰ | 5,639人<br>〔1.6%〕 | 2,233人<br>〔0.7%〕 | 17人<br>〔0.0%〕 | 110人<br>〔0.0%〕 | 82人<br>〔0.0%〕 | 8,081人<br>〔2.4%〕 |
| | 数学Ⅰ・A | 9,823人<br>〔2.9%〕 | 324,426人<br>〔94.5%〕 | 116人<br>〔0.0%〕 | 269人<br>〔0.1%〕 | 542人<br>〔0.2%〕 | 335,176人<br>〔97.6%〕 |
| 計 | | 15,462人<br>〔4.5%〕 | 326,659人<br>〔95.2%〕 | 133人<br>〔0.0%〕 | 379人<br>〔0.1%〕 | 624人<br>〔0.2%〕 | 343,257人<br>〔100.0%〕 |

(注) 〔 〕内は2科目実受験者の構成率を表す。

オ―① 理科①と理科②の受験状況

| 区分 / 受験科目数 | 理科① | | | | | 理科② | | | | 延受験者計 | 実受験者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総合理科 | 物理ⅠA | 物理ⅠB | 生物ⅠA | 生物ⅠB | 化学ⅠA | 化学ⅠB | 地学ⅠA | 地学ⅠB | | |
| 1科目 | 1,430人 | 1,191人 | 51,827人 | 4,559人 | 98,500人 | 1,400人 | 44,881人 | 1,056人 | 13,226人 | 218,070人 | 218,070人<br>〔58.7%〕 |
| 2科目 | 2,774人 | 1,258人 | 100,885人 | 2,108人 | 46,567人 | 3,994人 | 139,044人 | 4,555人 | 5,999人 | 307,184人 | 153,592人<br>〔41.3%〕 |
| 計 | 4,204人<br>〈0.8%〉 | 2,449人<br>〈0.5%〉 | 152,712人<br>〈29.1%〉 | 6,667人<br>〈1.3%〉 | 145,067人<br>〈27.6%〉 | 5,394人<br>〈1.0%〉 | 183,925人<br>〈35.0%〉 | 5,611人<br>〈1.1%〉 | 19,225人<br>〈3.7%〉 | 525,254人<br>〈100.0%〉 | 371,662人<br>〔100.0%〕 |

(注) 〔 〕内は実受験者の構成率を表し，〈 〉内は延受験者の構成率を表す。

オ―② 理科の2科目受験者（153,592人）の内訳

| 教科 / 科目 | | 理科② | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 化学ⅠA | 化学ⅠB | 地学ⅠA | 地学ⅠB | |
| 理科① | 総合理科 | 285人<br>〔0.2%〕 | 1,684人<br>〔1.1%〕 | 326人<br>〔0.2%〕 | 479人<br>〔0.3%〕 | 2,774人<br>〔1.8%〕 |
| | 物理ⅠA | 392人<br>〔0.3%〕 | 572人<br>〔0.4%〕 | 207人<br>〔0.1%〕 | 87人<br>〔0.1%〕 | 1,258人<br>〔0.8%〕 |
| | 物理ⅠB | 1,282人<br>〔0.8%〕 | 97,015人<br>〔63.2%〕 | 949人<br>〔0.6%〕 | 1,639人<br>〔1.1%〕 | 100,885人<br>〔65.7%〕 |
| | 生物ⅠA | 591人<br>〔0.4%〕 | 554人<br>〔0.4%〕 | 829人<br>〔0.5%〕 | 134人<br>〔0.1%〕 | 2,108人<br>〔1.4%〕 |
| | 生物ⅠB | 1,444人<br>〔0.9%〕 | 39,219人<br>〔25.5%〕 | 2,244人<br>〔1.5%〕 | 3,660人<br>〔2.4%〕 | 46,567人<br>〔30.3%〕 |
| 計 | | 3,994人<br>〔2.6%〕 | 139,044人<br>〔90.5%〕 | 4,555人<br>〔3.0%〕 | 5,999人<br>〔3.9%〕 | 153,592人<br>〔100.0%〕 |

(注) 〔 〕内は2科目実受験者の構成率を表す。

### ⑷　身体に障害のある志願者に対する措置

大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者からの申請に基づき，その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。この場合，点字受験者以外の身体障害者等の受験者のうち，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対しては，審査の上，試験時間の延長を認めることとしている。

また，点字問題の作成に当たっては，通常の試験問題を基本とし，点訳に馴染まない問題については代替問題を出題するとともに，必要に応じて説明文を補足した。

なお，点字試験の試験時間は，通常の 1.5倍，点字試験以外の試験時間を延長する試験は，1.3倍としている。大学入試センター試験の実施に当たって，特別の措置をした人数は，次表のとおりである。

身体に障害のある者に対する受験特別措置（出願受付時）

| 区分＼年度 | | | | 平成11年度 | | 平成10年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 志願者数 | 受験者数 | 志願者数 | 受験者数 |
| 男 | | | | 195 | 174 | 198 | 186 |
| 女 | | | | 128 | 109 | 109 | 94 |
| 計 | | | | 323 | 283 | 307 | 280 |
| 内訳1 障害の種類 | 視覚障害 | | | 31 | 20 | 52 | 48 |
| | 聴覚障害 | | | 137 | 120 | 105 | 97 |
| | 肢体不自由等 | | | 155 | 143 | 150 | 135 |
| 内訳2 受験の際に行った措置（延数） | 視覚障害 | 点字による解答(1.5倍) | （別室） | 9 | 9 | 15 | 13 |
| | | 文字による解答(1.3倍) | （別室） | 13 | 8 | 17 | 13 |
| | | 文字による解答 | （別室） | 7 | 3 | 8 | 7 |
| | | 拡大文字問題冊子の配付 | | 18 | 11 | 17 | 16 |
| | | 拡大鏡等の持参使用 | | 14 | 8 | 29 | 27 |
| | | 窓側の明るい座席を指定 | | 9 | 7 | 10 | 10 |
| | | 照明器具の試験場側での準備 | | 4 | 2 | 4 | 4 |
| | | 点字器等の試験場での保管 | | 7 | 7 | 11 | 9 |
| | 聴覚障害 | 手話通訳者の配置 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 注意事項等の文書による伝達 | | 105 | 90 | 79 | 72 |
| | | 座席を前列に指定 | | 95 | 87 | 62 | 59 |
| | | 補聴器の持参使用（FM式を除く） | | 122 | 106 | 95 | 87 |
| | 肢体不自由・病弱等 | チェックによる解答(1.3倍) | （別室） | 37 | 37 | 17 | 13 |
| | | チェックによる解答 | （別室） | 10 | 8 | 22 | 22 |
| | | 代筆による解答(時間延長) | （別室） | 3 | 3 | 1 | 1 |
| | | 代筆による解答 | （別室） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 試験室における介助者の配置 | | 10 | 9 | 0 | 0 |
| | | 別室の設定 | | 29 | 25 | 20 | 17 |
| | | 試験室を一階に設定 | | 78 | 70 | 83 | 74 |
| | | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | | 56 | 50 | 69 | 63 |
| | | 特製机の持参使用 | | 14 | 13 | 13 | 9 |
| | | 特製机の試験場側での準備 | | 30 | 27 | 32 | 26 |
| | | 車椅子の持参使用 | | 58 | 50 | 52 | 44 |
| | | 杖の持参使用 | | 34 | 32 | 44 | 41 |
| | | 試験室入口までの付添者の同伴 | | 61 | 52 | 54 | 47 |
| | | 試験場への乗用車での入構 | | 84 | 74 | 88 | 77 |
| | その他 | | | 84 | 71 | 85 | 72 |

（注）内訳2は，重複措置を含む延数である。





前表のほか，出願受付締切後の負傷等により，特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上，次表のとおり措置を講じた。

身体に障害のある者に対する受験特別措置（出願受付締切後の負傷者等）

| 区分 | | 平成11年度 | 平成10年度 |
|---|---|---|---|
| 対象者合計（内女性数） | | 249 （118） | 229 （112） |
| 障害の種類 | 視覚障害 | 0 | 5 |
| | 聴覚障害 | 1 | 3 |
| | 肢体不自由等 | 248 ② | 221 ④ |

（内訳）

| 受験の際に行った措置（延数） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 視覚障害 | 点字による解答 | （別室） | — | — |
| | 文字による解答(1.3倍) | （別室） | — | — |
| | 文字による解答 | （別室） | — | — |
| | 拡大文字問題冊子の配付 | | 1 | 1 |
| | 拡大鏡等の持参使用 | | — | 3 |
| | 窓側の明るい座席を指定 | | — | — |
| | 照明器具の試験場側での準備 | | — | — |
| | 点字器等の試験場での保管 | | — | — |
| 聴覚障害 | 手話通訳者の配置 | | — | — |
| | 注意事項等の文書による伝達 | | — | — |
| | 座席を前列に指定 | | 4 | 4 |
| | 補聴器の持参使用（FM式を除く） | | 2 | 3 |
| 肢体不自由・病弱等 | チェックによる解答(1.3倍) | （別室） | — | — |
| | チェックによる解答 | （別室） | 5 | 2 |
| | 代筆による解答(時間延長) | （別室） | — | — |
| | 代筆による解答 | （別室） | — | — |
| | 試験室における介助者の配置 | | — | — |
| | 別室の設定 | | 198 ② | 174 ② |
| | 試験室を一階に設定 | | 10 ① | 4 |
| | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | | 4 ① | 3 |
| | 特製机の持参使用 | | 17 | — |
| | 特製机の試験場側での準備 | | 9 | 2 |
| | 車椅子の持参使用 | | 11 ① | 3 ② |
| | 杖の持参使用 | | 20 | 13 |
| | 試験室入口までの付添者の同伴 | | 13 ① | 11 ① |
| | 試験場への乗用車での入構 | | 18 ① | 19 ① |
| その他 | | | 52 | 54 ② |

（注1）内訳は，重複措置を含む延べ数である。
（注2）○付数字は，外数で追試験受験者を示す。

### (5) 追・再試験の実施

追試験は，本試験の１週間後の１月23日（土），24日（日）に全国２試験場（東京外国語大学，大阪大学）で実施された。

本年度の追試験対象者数は 627人（前年度 292人）で，その内訳は下表のとおりである。

追試験

受験許可者数 627人(292人)　　(　　)内は前年度

| 地区 | 追試験場名 | 追試験受験許可者数 | 性別 | | 事由 | | 卒業区分 | | | | 受験許可大学 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 卒業見込者 | | 既卒者等 | | |
| | | | 男 | 女 | 疾病・負傷 | 事故等 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 東日本 | 東京外国語大学 | 379 (178) | 238 (116) | 141 (62) | 370 (152) | 9 (26) | 115 (50) | 88 (34) | 123 (66) | 53 (28) | 大学 91 (63) |
| 西日本 | 大阪大学 | 248 (114) | 163 ( 70) | 85 (44) | 240 (111) | 8 ( 3) | 78 (26) | 47 (31) | 85 (44) | 38 (13) | 99 (62) |
| 計 | | 627 (292) | 401 (186) | 226 (106) | 610 (263) | 17 (29) | 193 ( 76) | 135 (65) | 208 (110) | 91 (41) | 190 (125) |

（内訳）

| 区分 | | 東日本 | 西日本 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 疾病・負傷 | | 370 人(152人) | 240 人(111人) | 610 人(263人) |
| 内訳 | ア 感冒及び類似症 | 339 ( 93) | 207 ( 58) | 546 (151) |
| | イ 胃腸炎及び類似症 | 14 ( 37) | 8 ( 27) | 22 ( 64) |
| | ウ その他の疾病 | 11 ( 17) | 25 ( 24) | 36 ( 41) |
| | エ 負傷 | 6 ( 5) | 0 ( 2) | 6 ( 7) |
| 事故等 | | 9 ( 26) | 8 ( 3) | 17 ( 29) |
| 合計 | | 379 (178) | 248 (114) | 627 (292) |

### (6) 正解の発表

本試験の正解は，試験終了後，報道機関を通じて発表した。

また，追試験の正解は，大学入試センター，追試験を実施した東京外国語大学・大阪大学において発表するとともに，大学入試センターへ正解表を希望した受験者には直接郵送した。





## 7 実施結果

### (1) 答案の読み取り及び採点

各大学から返送された本試験受験者の答案は，大学・試験場別，教科別（試験時間割り別）に枚数等を確認した後，本試験実施の翌日の１月18日から22日までの間に12台の光学式マーク読取装置（ＯＭＲ：Optical Mark Reader）によって読み取りを行った。同様に，追試験受験者の答案は，１月25日に読み取りを行った。

本年度の答案枚数は約294万枚で，読み取りに延べ約550時間を要した。

データ化された答案を，電子計算機により受験番号のチェックや受験状況調査票〔Ａ票〕との関連チェックを行った上で採点し，各科目ごとの受験者数や平均点，標準偏差等の統計数値を算出するとともに，成績提供資料，問題評価関係資料等の作成を２月１日までに終了した。

### (2) 答案のマークもれ等の状況

電気計算機によるチェックの結果，受験番号のマーク誤り等の答案が 5,400件，解答科目のマークもれ等の答案が約80件あった。

### (3) 平均点等

本試験を受験した531,029人についての科目別平均点等の最終結果を，平成11年２月４日に発表した。

また，受験者の国公立大学の個別学力試験への出願の参考とするため，約21万人段階における科目別平均点等を１月20日に中間発表した。

### (4) 得点調整実施の有無

本年度の大学入試センター試験においては，得点調整の対象としている科目間で，試験問題の難易差に基づく著しい平均点差が生じなかったため，得点調整は行わないこととした。

### (5) 成績の提供

各国公私立大学からの成績請求に基づき，平成11年２月２日から４月６日までの間，大学入試センター試験の成績を提供した。

なお，オンラインにより成績を提供した大学は,243大学であった。

成績の提供件数は，次のとおりである。

ア　国公立大学及び産業医科大学

| 試験区分 | 提供大学数 | 提供件数 |
|---|---|---|
| 一般入試 | 157大学<br>( 153大学) | 延約 540,000件<br>(延約 563,000件) |
| 推薦入試 | 60大学<br>( 57大学) | 約 8,800件<br>(約 8,400件) |
| 第２次募集 | 6大学<br>( 9大学) | 延約 930件<br>(延約 1,370件) |

※（ ）内は前年度

イ　私立大学（産業医科大学を除く）　……　216大学　延約 287,000件)
（前年度 179大学　延約 289,000件)

⑹　出願状況資料の提供

当該大学への大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合，大学からの請求に基づき，他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は，次のとおりである。

提 供 大 学 数：331大学

提　供　期　間：平成11年２月23日から３月30日まで

⑺　合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合，大学からの請求に基づき，合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は，次のとおりである。

ア　大学別推薦入学入学手続者等に係る合格状況資料

提 供 大 学 数：144大学

提　供　期　間：平成11年２月23日から２月26日まで

イ　「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料

提 供 大 学 数：155大学

提　　供　　日：平成11年３月19日

ウ　一般入試合格者等に係る合格状況資料

提 供 大 学 数：157大学

提　　供　　日：平成11年３月26日

エ　推薦入学入学手続者に係る合格状況資料

提 供 大 学 数：3大学

提　供　期　間：平成11年３月29日から３月30日まで





# 8　試験問題

⑴　試験問題の作成

大学入試センター試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，試験問題は，国公私立の大学が，それぞれの判断と創意工夫により，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価する上での基礎資料として，適切に利用できるよう共通第１次学力試験及び大学入試センター試験の経験や研究の成果を生かしながら作成している。

出題に当たる教科専門委員会の委員は，国公私立大学の教員約 430人に委嘱し，これらの委員は，科目別等の部会に分属し，年間約14回40日程度にわたって会議を開催し，試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては，各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか，各教科・科目間の調整会議を開催（年間４回）し，試験問題の内容・量，難易度が均衡のとれるものとなるように，また重複による相互推測が起きないように留意している。

また，教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において，文章表現，問題の構成，解答方法の妥当性及び出題内容の適否等について，具体的に点検・照合を行い，より適正な出題に努めている。

⑵　出題内容等

試験問題の作成に当たっては，単なる二者択一的なものでなく，基礎学力を全体的に関連づけながら評価できるように，内容，形式及び構成を工夫することによって，的確な読解力，内容に対する理解力，正解を見いだすまでの応用力，総合力など，きめ細かく評価できるように配慮をしているところである。

また，大学入試センター試験の試験問題の水準については，臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため設置された大学入試改革協議会の最終報告（S63.2.15）の提言の趣旨を踏まえ，共通第１次学力試験と同程度の水準にすることとし，問題の作成に当たっているところである。

⑶　正解，配点の公表

大学入試センター試験実施直後に，受験者がより正確に自己採点できるよう，正解及び枝問までの配点を公表している。

⑷　出題の誤り等について

①　本年度，試験問題（試験中）の訂正は，次のとおりである。

（本試験）

（ｱ）外国語「英語」第６問　Ａ　問２

（誤）　④　…Ｔｈｏｍｐｓｏｎ’ｓ…

（正）　④　…Ｔｈｏｍｐｓｏｎｓ’…

（ｲ）地理歴史「日本史Ａ」第１問　Ｃ　写真ウの説明文

（誤）　女性解放運働の指導者。

（正）　女性解放運動の指導者。

（ｳ）数学②「数学Ⅱ・数学Ｂ」第６問

（誤）　130　Ｗ＝Ｏ

（正）　130　Ｗ＝０（ゼロ）

（追試験）

（ｴ）地理歴史「世界史Ａ」第３問　問３

（誤）　②　スペイン…。

（正）　②　フランス…。

②　本年度，試験開始前に行った試験問題の訂正は，次のとおりである。

（本試験）

（ｱ）数学②「情報関係基礎」第１問　問３

（誤）　④　…最小値は３である

（正）　④　…最小値は２である

（ｲ）国語「国語Ⅰ・国語Ⅱ」第２問

（誤）　素晴しい

（正）　素晴らしい

（追試験）

（ｳ）外国語「フランス語」第３問　問３

（誤）　（Ｂ）Ｉｌｓ　ｎ’ｅｎ　ｓａｖｅｎｔ　ｒｉｅｎ．

（正）　（Ｂ）Ｉｌｓ　ｎ’ｅｎ　ｓａｖｅｎｔ　ｒｉｅｎ．

（イタリック体）

（ｴ）地理歴史「世界史Ａ，世界史Ｂ」第１問　問５

（誤）　④　…協商・同盟網が強化された。

（正）　④　…協商・同盟網が対峙（たいじ）した。

（ｵ）地理歴史　「日本史Ａ，日本史Ｂ」第１問　問４

（誤）　下線部ⓓに関連して述べた文として正しいものを，…。

（正）　下線部ⓓに関連して，明治期の高等教育政策について述べた文として正しいものを，…。

（ｶ）地理歴史　「地理Ｂ」第３問　問２

（誤）　150 ﾍﾟｰｼﾞ 第３問　問２

（正）　150 ﾍﾟｰｼﾞ の全体を裏面に差し替える

（ｷ）数学②「数学Ⅱ・数学Ｂ」第６問

（誤）　120　Ｘ＝Ａ　：　Ｙ＝Ｂ　：　Ｓ＝Ｏ　：Ｋ＝１

（正）　120　Ｘ＝Ａ　：　Ｙ＝Ｂ　：　Ｓ＝０（ゼロ）　：Ｋ＝１

（ｸ）数学②「情報関係基礎」第３問　問３

（誤）　⑧（全生徒数）－（判定Ａが０の人数）

（正）　⑧（全生徒数）－（判定Ａが１の人数）

（ｹ）国語「国語Ⅰ」第３問　問５

（誤）　③　…、「こと通はさむ」…。

（正）　③　…、「こと通はさん」…。

（ｺ）国語「国語Ⅰ・国語Ⅱ」第１問　問４

（誤）　④　…拒否し続けきたので、…。

（正）　④　…拒否し続けてきたので、…。

（ｻ）公民「政治・経済」第７問　問２

（誤）　③　…バブル景気の崩壊後のこと…。

（正）　③　…バブル景気の崩壊直後のこと…。

なお，今後とも問題訂正等を皆無とするため，一層の努力が必要であると考えている。

⑸　試験問題に対する意見

大学入試センター試験の実施後，各方面から寄せられた試験問題についての意見では，全般的に高等学校の教科書の内容・範囲に基づいた基本的，基礎的な良問であるという評価が多かった。その他いくつかの科目の出題内容等についての意見，照会が寄せられたが，これらの意見については，問題作成に反映させるよう，各問題作成部会で検討することとした。

また，当センターでは，組織的に高等学校側の意見・評価を得るために大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会から意見・評価を提出していただくとともに，全国的な教育研究団体に対して，意見を求め，これらについては，教科専門委員会問題作成部会の見解を付し，「平成11年度大学入試センター試験問題集」（市販用）及び「平成11年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」として刊行した。

# 第３　大学情報提供事業

# 大学情報提供事業について

大学入試センターは，昭和63年５月の法律改正により，従来の業務に加えて「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」業務を開始した。この事業は，高等学校における進路指導や大学進学志望者の進路選択の改善に資するため，高等学校との連携を深め，高等学校や大学入学志望者などに各大学の教育研究活動の状況等の適切な情報を提供することを主な目的としている。

これらの事業については，平成２年３月の「大学情報提供に関する調査検討委員会」の報告「大学入試センターにおける大学情報提供事業について」にそって，関係機関等との連携協力を図りつつ，その拡充に努めていくこととしている。

また，昭和63年10月からその運用を開始している「ハートシステム」については，本年度においても，改善，充実を図るとともに，インターネットを利用した大学情報提供事業の在り方を検討した。更に高等学校進路指導担当教員が，大学の教育研究内容の理解を深めるため，大学の教員等との間で意見交換を行う「大学ガイダンスセミナー」及び大学の入学広報の質的向上を図ることを目的とした「大学入学広報セミナー」を開催した。

## 1　「ハートシステム」による大学進学案内について

(1)　ハートシステムの構成

全国599の大学から収集した大学情報をデータベース化して，①志望大学の選択，②大学案内，③ＨＥＡＲＴ速報，④入試案内，⑤編入学情報の５つのメニューで提供している。

(2)　提供内容の更新

ア　個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供している「志望大学の選択」及び「大学案内」については，平成10年10月１日に一括更新している。

イ　「ＨＥＡＲＴ速報」，「入試案内」及び「編入学情報」については，速報性をもたせ随時更新している。

(3)　ハートシステムの普及

【ハートシステムの高等学校等への導入状況】

・平成11年３月末現在の都道府県別導入率〔導入高校／高校数〕

全国の高等学校等 6,092校のうち 1,570校に導入　　２５．８％

・平成10年３月末現在の都道府県別導入率〔導入高校／高校数〕

全国の高等学校等 6,065校のうち 1,570校に導入　　２５．９％

## 2　「インターネットによる大学情報提供に関する連絡会」について

国公私立大学入試担当課長等14名で構成された「インターネットによる大学情報提供に関する連絡会」を開催し，大学入試センターと各大学が連携協力したインターネットによる大学情報提供の円滑な実施を図るための具体的な事項について意見交換を行った。

## 3 「ガイドブック（平成11年度版）」の発行について

「国公立大学ガイドブック（大学案内）」を7月8日，「大学入試センター試験利用大学国公私立大学ガイドブック（入学者選抜方法一覧）」を9月4日に発行し，全国の高等学校等に配付した。

## 4 「大学進学情報一覧（平成10年度版）」の発行について

全国の国公私立大学で作成している入学広報資料等の種類や請求方法等を整理・編集した「大学進学情報一覧－どこに何がある－」を8月28日に発行し，全国の高等学校等に配付した。

## 5 「大学ガイダンスセミナー」の開催について

大学入学志望者の志望・適性等に応じた適切な進学指導に資するために，大学関係者と高等学校関係者との直接のコミュニケーションを図る場として，大学ガイダンスセミナーを次の9か所で開催した。

| 開催期日 | 区　分 | 参加者 | 講　演　テ　ー　マ | 意　見　交　換　テ　ー　マ |
|---|---|---|---|---|
| 9月22日（火） | 北海道地区 | 136名 | ・木はその実により知られる<br>―大学の質は何により測り得るか― | ・高校教育と大学教育の接点を求めて<br>（分科会方式）<br>第1分科会「大学は21世紀に向けてどのような人材を求めているのか」<br>第2分科会「大学は求める人材をどのような方針や方法で選抜するか」 |
| 9月18日（金） | 東北地区 | 98名 | ・進学期の心身と学校社会 | ・大学全入時代に向けての大学入試 |
| 8月4日（火） | 新潟県 | 83名 | ・長岡技術科学大学における実務訓練（インターンシップ）制度について | ・多様化する高校教育に対応するつぎの大学入試と大学教育<br>―21世紀の大学のあり方を踏まえて― |
| 10月6日（火） | 千葉県 | 187名 | ――――――――― | （分科会方式）<br>第1分科会「教育の現状と高大接続に求められるもの」<br>第2分科会「高等学校のカリキュラム，進路指導等について」 |
| 11月26日（木） | 静岡県 | 81名 | ・学校における健康相談（ヘルスカウンセリング） | ・多様化する高校教育と大学入試・教育の在り方について |
| 8月4日（火） | 岡山県 | 129名 | ・情報教育の新しい試み | ・これからの社会と大学<br>（分科会方式）<br>A分科会「共生をめざす社会と大学教育」<br>B分科会「高度情報化社会と大学教育」 |
| 6月12日（金） | 山口県 | 57名 | ・就業構造の変化にどう対応すべきか<br>・自己実現を支援する進路指導 | ・これからの地方大学のあるべき姿<br>―少子化がもたらす大学危機と活性化― |
| 10月30日（金） | 長崎県 | 147名 | ・大学教育における文理融合の必要性<br>―環境科学部の試みに関連して―<br>・地域の中の大学 | ・大学の情報発信<br>―その内容と方法― |
| 11月10日（火） | 鹿児島県 | 206名 | ・宇宙開発の現状について | ・少子化時代と大学教育 |
| 計 | 9地区 | 1,124名 | 講演者　10名 | |





## 6 「学問探検講座」の開催について

大学教官が専門とする分野についての内容，研究方法，研究成果と社会のつながりや，どこに興味を持って日々研究を重ねているか等の具体的な内容の講演と，大学院生等との意見交換を通し，高校生へ「学問の世界」を紹介する「学問探検講座」を広島県で開催した。

◇開催日等　第1回　6月20日(土)〔文学〕講演者　一丸藤太郎（広島大学教授）
稲賀　敬二（安田女子大学教授）
〔農学〕　松田　　治（広島大学教授）
猪谷　富雄（広島県立大学教授）
第2回　9月5日(土)〔福祉社会〕　野島　良子（広島大学教授）
松本　英孝（広島国際大学教授）
〔理工〕　菅　　雄三（広島工業大学教授）
谷口　雅樹（広島大学教授）

## 7 「大学入学広報セミナー」の開催について

国公私立大学の入学広報担当者等を対象に，大学における情報提供の必要性の周知と情報提供の質的な向上を図ることを目的として次のとおり開催した。

◇期日等　平成10年9月30日(水)　午前10時30分～午後4時
◇会　　場　有楽町朝日ホール（東京都千代田区）
◇参加者　450名（320大学等）
◇講　　演　「変革期の企業広報」三枝　　稔（朝日生命保険相互会社広報部長）
◇問題提起　「アドミッションズ・オフィスの組織と役割」
荒井　克弘（大学入試センター研究開発部教授）
◇シンポジウム　「入学広報とアドミッションズ・オフィス」
司会　早川　信夫（日本放送協会解説委員）
井下　　理（慶応義塾大学総合政策学部教授）
河野　　理（明治大学教務事務部入試事務室）
高田　芳樹（同志社大学ＡＯ事務長）
濱名　　篤（関西国際大学経営学部教授）
高井　秀世（香川県立観音寺第一高等学校教諭）
増田　　茂（松戸市立松戸高等学校教諭）
荒井　克弘（大学入試センター研究開発部教授）

## 8 「進学情報サービス室」の運営について

全国の国公私立大学の大学（学部・学科）案内，履修要項，募集要項等の最新の資料を収集し，大学入学志望者や高等学校進路指導担当教員等が閲覧したり，大学紹介ビデオやハートシステムを利用できる「進学情報サービス室」を次の６地区に開設している。

また，大阪進学情報サービス室，広島進学情報サービス室及び福岡進学情報サービス室に大学情報相談員を配置し，応談体制の強化を図っている。

○北海道進学情報サービス室　北海道大学百年記念会館内　（平成４年７月１日開設）
○名古屋進学情報サービス室　名古屋大学広報プラザ内　（平成５年９月14日開設）
○大阪進学情報サービス室　大阪教育大学天王寺ｷｬﾝﾊﾟｽ内　（平成５年７月２日開設）
○広島進学情報サービス室　広島大学東千田共用施設内　（平成７年５月16日開設）
○福岡進学情報サービス室　九州大学創立50周年記念講堂内（平成６年７月13日開設）
○大分進学情報サービス室　大分大学本部内　（平成３年11月28日開設）

## 9 「ＨＥＡＲＴニュース」の発行について

主として高等学校進路指導担当教員を対象に，大学情報提供事業についての普及啓発を図ることを目的とする刊行物「ＨＥＡＲＴニュース」の第23号～第25号を発行し，全国の高等学校等に配付した。

## 10 「大学情報提供事業に関するモニター調査」について

大学入試センター職員と高等学校教諭とが，フェース・トゥ・フェースにより大学情報提供事業に生の声を反映させるとともに，進学情報サービス室の活性化を図ることを目的とし，高等学校教諭と大学入試センター職員による大学情報提供の在り方について，次の10か所で意見交換を行った。

| ◇開催日 | ◇開催地区 | ◇高等学校数 |
|---|---|---|
| ６月４日（木） | 大　阪　府 | ８校 |
| ９月21日（月） | 北　海　道 | １０校 |
| 10月22日（木） | 大　分　県 | １０校 |
| 10月23日（金） | 福　岡　県 | １０校 |
| 11月４日（水） | 宮　城　県 | １０校 |
| 11月13日（金） | 広　島　県 | ８校 |
| 11月24日（火） | 新　潟　県 | １０校 |
| 12月１日（火） | 愛　知　県 | １０校 |
| 12月11日（金） | 千　葉　県 | ７校 |
| 12月15日（火） | 埼　玉　県 | ８校 |

## 11 その他

大学入学志望者の進路選択の際の情報源として活用することを目的として，大学入試センター試験関係及び大学情報提供事業の年間スケジュール(予定)を年度当初に全国の高等学校等へ送付した。



# 第４　調査研究

# 調査研究について

研究開発部においては，その設立の趣旨に沿って，大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は，次のとおりである。

## 1 調査研究組織

| | | |
|---|---|---|
| 研究開発部長（併） | | 柳井晴夫 |
| 情報処理研究部門 | 教授 | 清水留三郎 |
| | 助教授 | 石岡恒憲 |
| | 助手 | 菊地賢一 |
| 評価・追跡研究部門 | 教授 | 石塚智一 |
| | 助教授 | 鈴木規夫 |
| 試験方法研究部門 | 教授 | 岩坪秀一 |
| | 助教授 | 林篤裕 |
| | 助手 | 倉元（平）直樹 |
| 試験制度研究部門 | 教授 | 荒井克弘 |
| | 助教授 | 山村滋 |
| | 助手 | 佐藤広志 |
| 進学適性研究部門 | 教授 | 柳井晴夫 |
| | 助教授 | 前川眞一 |
| | 助手 | 椎名久美子 |
| 特別試験研究部門 | 教授 | 小野博 |
| | 助教授 | 藤芳衛 |
| | 助手 | 内田照久 |

## 2 調査研究状況

(1) 調査研究事項

平成10年度における研究開発部の具体的な調査研究事項は，次のとおりである。

ア 情報処理研究部門

○ 大学入試センター試験の試験問題の学力測定性能の分析
○ 合否入れ替わり率に関する研究
○ 言語データベースからの統計的手法を用いた意味的検索に関する調査研究
○ 平成８－10年度における共通テスト都道府県差異に関する調査
○ College Handbook 1998年版の調査

イ 評価・追跡研究部門

○ 大学の各専門分野への適性の評価を目的とする総合試験のあり方に関する共同研究
○ 大学受験者の学力多様化に対応する入学者選抜方法の検討
○ コンピュータ支援による入試問題改善方策の開発
○ ＡＨＰを利用した進路選択に関する評価
○ 大学入試センター試験科目選択行動に関する分析
○ 合否入替り率等による試験の評価研究
○ 大学における得点調整システムの開発

ウ 試験方法研究部門

○ 共通試験データに基づく学力の分析
○ 大学の各専門分野への適性の評価を目的とする総合試験のあり方に関する研究
○ 大学受験者の学力多様化に対応する入学者選抜方法の検討－高校と大学の教育接続の観点から
○ 図書館情報大学の入学者選抜に係る外部評価
○ コンピュータ支援による入試問題改善方策の開発
○ 大学入試における総合試験の国際比較研究－わが国の入試改善にむけて
○ 大学入試高得点者の人材評価と育成条件に関する比較研究
○ 統計情報活用のフロンティアの拡大の総括的研究
○ 大量データを対象とした統計手法の開発
○ Rule Space Modelと階層型ニューラルネットワークモデルの比較研究
○ 大学入試問題に対する Rule Space Model を用いた認知論的内容分析

エ 試験制度研究部門

○ 大学受験者の学力多様化に対応する入学者選抜方法の検討
○ 大学入試における総合試験の国際比較研究
○ 大学入試センター試験制度の改革に関する研究
○ 戦後日本の科学技術に関する研究
○ 教育接続の観点からみた大学受験・職業資格予備校の研究

オ 進学適性研究部門

○ 総合試験に関する研究
○ 大学の各専門分野の進学適性に関する研究
○ コンピュータ支援による入試問題改善方策の研究
○ ニューラルネットの初期化に関する研究
○ 大学入試センター試験の標準化の研究





○ 偏多重対応分析に関する研究
○ 解答過程の解析による問題解決能力の構造に関する研究－問題解決能力テストの設計を通して－

カ 特別試験研究部門

○ 米国のA.O.入試及び入学後の教育水準の維持に関する調査研究
○ 海外在住・帰国子女等の日本語・英語能力に関する追跡調査研究
○ 中国来日子女を対象とした中国語・日本語力及び算数計算力の追跡研究
○ 日本人高校・大学生の日本語・英語力の調査
○ 外国人子女教育に関する資料の収集および分析に関する研究
○ 話速変換音響技術を利用した外国語音声教材の開発と評価に関する研究
○ 総合試験のユニバーサル・デザインのための試験時間の推定法の研究
○ 総合試験と科目別試験の障害受験生に対する実施方法に関する国際比較調査
○ 時間－得点率曲線による障害受験生に対する試験時間延長料の推定法の改良
○ 統一日本語点字記号の開発
○ 音声の韻律的特徴の聴取能力測定を目的としたテスト開発のための基礎研究
○ 「Ａ科目等受験動向調査研究」への共同研究

キ 共同研究

○ 大学入試センター試験の本試験と追試験間等の難易度比較
○ 大学入試センター試験における情報処理に関する研究
○ 大学入試センター試験の制度改革に関する研究

(2) 調査研究成果の発表

調査研究事項についての成果は，研究開発部内の研究セミナーで十分討議した上で，国立大学入学者選抜研究連絡協議会第19回大会において研究発表をし，さらに大学入試研究ジャーナル及び研究紀要等へ内容を公表して，大学入学者選抜方法の改善に資している。

本年度の刊行物（大学入試関係のものに限る。それ以外の学術誌等への掲載は，大学入試フォーラムNO.21を参照のこと）は，以下のとおりである。

○ 研究紀要NO.28
日本語基礎能力テストの項目プールの作成
（倉元（平）直樹・前川眞一・小野　博・林部英雄・内田照久）

○ 大学入試研究ジャーナル第９号
① 入学者選抜における試験の効果の評価－合否入替り率を中心に－（第５報）
（石塚智一・菊地賢一）
② 高知工科大学の初回入試の結果と分析
（南　一郎・野尻洋一・石本美智・越田　豊・前川眞一・林　篤裕）
③ 時間－得点率曲線による障害受験生に対する試験時間延長量の推定法の改良
（藤芳　衛）
④ 米国アドミッションズ・オフィスによる入学者選抜制度と日本への応用
（小野　博）

○ 平成10年度科学研究費補助金による研究成果報告
① コンピュータ支援による入試問題改善方策の開発
（基盤研究（Ａ）研究代表者：藤井光昭）
② 大学入試における総合試験の国際比較研究－我が国の入試改善に向けて－
（研究代表者：藤井光昭）

## 3 共 同 研 究

(1) 国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学入学者選抜研究連絡協議会（国立大学における入学者選抜に関する研究交流及び協力を通じて入学者選抜方法の改善を促進することを目的として，各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と大学入試センターで組織しているもの）の第19回大会を６月３日から５日の３日間開催した。大会では，研究会のほかに，セミナー「大学入試をめぐる最近の話題」，公開討論会「大学入試センター試験の利活用」及びテーマ指定討論会「アドミッション・オフィスについて」を開催した。

なお，研究開発部から２名の教官がセミナーに講師として参加した。

また，大学入試センター試験と個別学力検査のそれぞれが，入学志願者の合否にどれだけ効いているのかその効果を調査する共同研究プロジェクト「入学者選抜における試験の効果の評価－合否入替り率を中心に－」の取りまとめを行い，プロジェクト参加大学に分析結果を還元し，もう一つの共同研究プロジェクト「大学入試センター試験におけるＡ科目等受験動向調査研究」が行われた。

(2) 外部との共同研究

次の２つの研究を行った。

ア　大学の各専門分野への適性の評価を目的とする総合試験の在り方に関する調査研究

イ　大学受験者の学力多様化に対応する入学者選抜方法の検討－高校と大学の教育接続の観点から

外部との共同研究の成果をまとめた本年度の刊行物は，以下のとおりである。

○　研究報告書

「大学の各専門分野への適性の評価を目的とする総合試験の在り方に関する共同研究」（最終報告書）

## 4 調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については，大学入試センター試験の利用方法を含め，各大学において，種々検討されているが，この調査研究には，各大学のデータと併せて，大学入試センター試験の諸データが不可欠である。

このため，当センターでは，大学入試センター試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向である。現時点で提供できる資料として，大学入試センター試験成績の①総得点の分布資料，②教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料及び③科目別得点の分布資料を作成し提供した。

今後も，それぞれの大学の研究課題にそった資料の提供依頼があった場合には，各大学の希望にできるだけそう方向で提供を進めていきたいと考えている。



# 第５　資　　料

# 1　平成10年度業務日誌

平成10年

4月6日　教科専門委員会全体会議
教科専門委員会部会長会議
(1)　平成10年度試験問題作成に係る部会長会議等について
(2)　試験問題作成上の留意事項について

4月14日　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）

4月20日　実施方法専門委員会（第104回）
(1)　平成11年度大学入試センター試験の実施について
①　受験案内（別冊）について
②　実施提要について
ア　実施要領について
イ　輸送要領について
ウ　監督要領について
エ　成績提供要領について
(2)　平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について

4月24日　（東京地区大学入試センター試験に関する入試担当課長会議）

4月27日　運営委員会（第61回）
(1)　人事に関する権限の委任等に関する規程の改正に伴う諸規程の改正について
(2)　教官選考特別委員会の設置について
(3)　平成11年度大学入試センター試験実施提要について
ア　実施要領について
イ　輸送要領について
ウ　監督要領について
エ　成績提供要領について
(4)　平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（通知）

5月6日　（文部省大学入学者選抜方法の改善に関する会議）

5月8日　大学入試センター試験の実施に関する協議会（新規利用大学対象）

5月11日　大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会（新任担当課長対象）

5月12日　（国立大学協会第2常置委員会）

5月14日　顧問会議

5月15日　（公立大学協会第2委員会）
（文部省国立大学事務局長会議）

5月19日　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）
（公立大学協会総会）

5月20日　受験特別措置検討委員会

5月21～22日　（全国高等学校長協会総会・研究協議会）
5月28日　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）
5月29日　（文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会　関東甲信越地区）
6月2日　（文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会　東海・北陸・近畿地区）
6月3～5日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会第19回大会
6月5日　（国立大学協会理事会）
6月9日　（文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会　中国・四国・九州・沖縄地区）
6月12日　評議員会（第65回）
(1)　平成11年度大学入試センター試験実施要項について
(2)　平成11年度大学入試センター試験受験案内等について
(3)　平成11年度大学入試センター試験実施提要の主な改正事項について
(4)　平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（通知）について
(5)　平成10年度大学情報提供事業計画について
大学入試センター試験協議会（第32回）
(1)　平成11年度大学入試センター試験について
(2)　平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
山口県大学ガイダンスセミナー
6月16日　（文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会　北海道・東北地区）
6月16～17日　（国立大学協会総会）
6月18日　（文部省国立大学長会議）
6月19日　（国立大学協会事務連絡会議）
6月20日　学問探検講座
6月23日　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）
6月25～26日　（国立大学入試担当課長連絡協議会）
6月29日　運営委員会（第62回）
(1)　平成11年度概算要求について
(2)　運営委員会試験問題特別委員会調整部会委員について
7月2日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第31回）
(1)　平成11年度大学入試センター試験について
(2)　平成12年度大学入試センター試験について
(3)　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会の構成等に係る総合部会了承事項について
(4)　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会の高等学校側委員の都道府県科目分野別割当てについて
7月7日　説明協議会　関東甲信越地区
7月9日　〃　東北地区
試験問題等データベース委員会





7月10日　説明協議会　近畿地区
7月11日　（公立大学協会第2委員会）
7月14日　説明協議会　中国・四国地区
（臨時国立大学長・事務局長会議）
7月15日　説明協議会　北海道地区
7月16日　〃　九州・沖縄地区
7月17日　〃　東海・北陸地区
7月22日　インターネットによる大学情報提供に関する連絡会（第1回）
7月24日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会常任幹事会
7月28日　教科専門委員会委員説明会
7月31日　試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ
8月4日　新潟県大学ガイダンスセミナー
岡山県大学ガイダンスセミナー
8月18日　入試担当者連絡協議会（第1回）関東甲信越地区
8月20日　〃　北海道地区，九州・沖縄地区
8月24日　（国立大学協会第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会）
8月25日　入試担当者連絡協議会（第1回）東海・北陸地区，近畿地区
教科専門委員会委員説明会
8月27日　入試担当者連絡協議会（第1回）東北地区，中国・四国地区
9月1日　受験案内配付開始
9月5日　学問探検講座
9月18日　東北地区大学ガイダンスセミナー
9月21日　試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ
9月22日　北海道地区大学ガイダンスセミナー
9月25日　インターネットによる大学情報提供に関する連絡会（第2回）
9月29日　教科専門委員会委員説明会
9月30日　大学入学広報セミナー
（国立大学協会第2常置委員会）
（国立大学協会第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会）
10月6日　千葉県大学ガイダンスセミナー
10月7日　教科専門委員会部会長会議
試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ
10月9～21日　平成11年度大学入試センター試験出願受付
10月12日　外部評価委員会
10月23日　（国立大学協会理事会）
10月27日　受験特別措置検討委員会
10月30日　長崎県大学ガイダンスセミナー
11月4～11日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会

11月５日　実施方法専門委員会（第105回）
- (1) 実施方法専門委員会の委員の構成について
- (2) 平成11年度大学入試センター試験受験特別措置検討委員会の審査結果について
- (3) 平成11年度大学入試センター試験の実施体制について
  - ア 今後の実施日程等について
  - イ 大学入試センター試験実施本部員について
  - ウ 実施方法専門委員会の臨時委員の委嘱について
- (4) 身体障害者等に係る平成12年度大学入試センター試験受験案内及び同別冊の改正について

11月９日　運営委員会（第63回）
- (1) 教官人事について
  - ア 評価・追跡研究部門の教官選考について
  - イ 試験制度研究部門の教官選考特別委員会の設置について
- (2) 運営委員会試験問題特別委員会調整部会委員について
- (3) 実施方法専門委員会の委員の構成について
- (4) 大学入試センター試験得点調整判定委員会委員について
- (5) 平成11年度大学入試センター試験の実施体制について
  - ア 今後の実施日程等について
  - イ 実施本部員について
- (6) 「代筆による解答」許可者の受験特別措置について

11月10日　鹿児島県大学ガイダンスセミナー
（東京地区大学入試センター試験に関する入試担当課長会議）
11月11日　インターネットによる大学情報提供に関する連絡会（第３回）
11月11～12日　（国立大学協会総会）
11月12日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第32回）
- (1) 平成11年度大学入試センター試験について
  - ア 実施日程
  - イ 受験票・写真票・成績請求票
  - ウ 受験上の注意

11月13日　（国立大学協会事務連絡会議）
11月16日　（公立大学協会第２委員会）
11月19日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会常任幹事会
11月26日　静岡県大学ガイダンスセミナー
（国立大学協会第２常置委員会）





11月30日　評議員会（第66回）
- (1) 所長人事について
- (2) 実施方法専門委員会の委員の構成について
- (3) 大学入試センター試験得点調整判定委員会委員について
- (4) 平成11年度大学入試センター試験の実施体制について
  - ア 今後の実施日程等について
  - イ 実施本部員について

大学入試センター試験協議会（第33回）
- (1) 大学入試センター試験得点調整判定委員会委員について
- (2) 平成11年度大学入試センター試験の実施体制について
  - ア 今後の実施日程等について
  - イ 実施本部員について

12月７日　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）
12月11日　顧問会議
12月16日　入試担当者連絡協議会（第２回）
12月25日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会

平成11年
1月13日　臨時電話・臨時ファクス送受信テスト
1月16～17日　本試験
1月22日　得点調整判定委員会・同専門委員会
1月23～24日　追試験
2月１～５日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会
2月２日　大学入試センター試験成績提供開始
2月４日　大学入試センター試験に関する事務打合せ会
2月９～10日　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会
2月16日　（中央教育審議会初等中等教育と高等教育との接続の改善に関する小委員会（第４回））
2月17日　実施方法専門委員会（第106回）
- (1) 平成12年度大学入試センター試験の実施について
  - ① 主要実施日程等について
  - ② 実施要項について
  - ③ 受験案内について
  - ④ 受験案内（別冊）について
  - ⑤ 受験上の注意について
  - ⑥ 解答用紙の様式について
- (2) 平成13年度大学入試センター試験について
  - ① 実施期日について
  - ② 出題教科・科目等について

2月18日　運営委員会（第64回）
- (1)　人事事項について
  - ア　所長候補者について
  - イ　研究開発部長候補者について
- (2)　教官選考特別委員会の設置について
- (3)　運営委員会試験問題特別委員会企画部会委員について
- (4)　平成12年度大学入試センター試験の主要実施日程等について
- (3)　平成13年度大学入試センター試験の実施期日について

2月22日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会常任幹事会

2月24日　（中央教育審議会初等中等教育と高等教育との接続の改善に関する小委員会（第5回））

3月1日　評議員会（第67回）
- (1)　平成12年度大学入試センター試験の主要実施日程等について
- (2)　平成13年度大学入試センター試験の実施期日について

大学入試センター試験協議会（第34回）
- (1)　平成12年度大学入試センター試験主要実施日程等について
- (2)　平成13年度大学入試センター試験実施期日について

3月4日　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）

3月5日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第33回）
- (1)　平成12年度大学入試センター試験の主要実施日程等について
- (2)　平成13年度大学入試センター試験の実施期日について

3月10日　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第14回）

運営委員会（第65回）
- (1)　教官人事について
  - ア　入試政策研究部門の教官（教授）の選考について
  - イ　試験制度研究部門の教官（助手）の選考について
  - ウ　試験方法研究部門の教官選考特別委員会の設置について
- (2)　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則の一部改正等について
  - ア　運営委員会試験問題特別委員会企画部会に置く専門員について
  - イ　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則の一部改正について
- (3)　平成12年度大学入試センター試験について
  - ア　実施要項について
  - イ　受験案内について
  - ウ　受験案内（別冊）について
  - エ　受験上の注意について
  - オ　平成11年度大学入試センター試験の実施結果に基づく各大学からの主な意見について
- (4)　平成13年度大学入試センター試験について
  - ア　出題教科・科目について
  - イ　平成13年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（通知）
  - ウ　試験問題作成要領について

（中央教育審議会初等中等教育と高等教育との接続の改善に関する小委員会（第6回））

3月15日　大学情報専門委員会（第9回）
- (1)　平成11年度大学情報提供事業の実施計画について
- (2)　学問紹介セミナーについて

3月18日　（国立大学協会理事会）

3月23日　（中央教育審議会初等中等教育と高等教育との接続の改善に関する小委員会（第6回））

3月24日　教科専門委員会部会長会議
- (1)平成11年度教科専門委員会委員構成及び運営について
- (2)平成11年度教科専門委員会試験問題作成年間計画について
- (3)平成13年度大学入試センター試験試験問題作成委員について

3月24～26日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会

3月29日　顧問会議

## 2　大学入試センター役職員

| | | |
|---|---|---|
| 所長 | | 廣重　力(11. 3.31まで) |
| 副所長 | | 藤井光昭 |
| | | 河上恭雄 |
| 管理部 | | |
| 部長 | | 森　重信(10. 4. 1から) |
| 庶務課 | | |
| 課長 | | 吉村泰治(11. 3.31まで) |
| 課長補佐 | | 鈴木昌良(10. 4. 1から) |
| 庶務係長 | | 小野瀬克二 |
| 人事係長 | | 宮崎洋一(10. 4. 1から11. 3.31まで) |
| 共同利用係長 | | 町田敦志 |
| 企画・広報係長 | | 青木満里 |
| 会計課 | | |
| 課長 | | 堀川守正 |
| 課長補佐 | | 東海林　耕太郎 |
| 総務係長 | | 千々岩高美 |
| 入試経費管理係長(併) | | 東海林　耕太郎 |
| 経理係長 | | 小島吉晴(11. 3.31まで) |
| 用度係長 | | 雨宮岳彦 |
| 施設係長 | | 村上利馬 |
| 進学情報課 | | |
| 課長 | | 鳥居　聖(10. 4. 1から) |
| 進学指導専門官 | | 原　英毅 |
| | | 内田　孝 |
| | | 松本裕育(10. 4. 1から) |
| 情報企画係長 | | 田中正男(10. 4. 1から10.11.30まで) |
| 情報企画係長(併) | | 原　英毅(10.12. 1から11. 3.31まで) |
| 情報普及係長 | | 橋川正子 |
| 画像情報係長 | | 須磨宏信(10. 4. 1から) |
| 事業部 | | |
| 部長 | | 法月　孝(10. 4. 1から) |





| | |
|---|---|
| 事業第一課 | |
| 課長 | 浅野俊一 |
| 課長補佐 | 山本茂行(10.11.30まで) |
| | 針貝俊彦(10.12. 1から) |
| 教科専門官 | 佐々木義人 |
| 試験実施専門官 | 山岸　正(10.11.30まで) |
| | 田中正男(10.12. 1から) |
| 企画調整係長 | 青山和明 |
| 試験実施第1係長 | 小野　渉(11. 3.31まで) |
| 試験実施第2係長 | 高橋正幸(10. 4. 1から11. 3.31まで) |
| 試験実施第3係長 | 小野塚　朗 |
| 事業第二課 | |
| 課長 | 内山芳樹(11. 3.31まで) |
| 課長補佐 | 針貝俊彦(10.11.30まで) |
| | 高木得二(10.12. 1から) |
| 試験調査専門官 | 高木得二(10.11.30まで) |
| | 山岸　正(10.12. 1から) |
| 企画管理係長 | 倉持吉憲 |
| 問題第1係長 | 福元浩行 |
| 問題第2係長 | 宇佐美直樹(11. 3.31まで) |
| 問題第3係長 | 高橋浩幸(10. 4. 1から) |
| 特殊問題係長 | 富山三弘(10. 4. 1から) |
| 問題情報係長 | 岡野賢司(10. 4. 1から) |
| 情報処理課 | |
| 課長 | 岡田　壽(10. 4. 1から) |
| 課長補佐 | 吉見日出明 |
| 専門職員 | 永井元久(10. 4. 1から) |
| | 小林清人(10. 4. 1から11. 3.31まで) |
| 業務第1係長 | 平尾耕二(11. 3.31まで) |
| 業務第2係長 | 永田正一(10. 4. 1から11. 3.31まで) |
| 情報管理係長 | 髙橋徳一 |
| 資料係長 | 松井潤一(11. 3.31まで) |
| 研究開発部 | |
| 部長 | 柳井晴夫 |

## 3　規程等

(1)　大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続に関する規程（一部改正）
（平成10年４月27日規程第２号）

(2)　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程（一部改正）
（平成10年４月27日規程第３号）

(3)　大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則（一部改正）
（平成10年４月27日細則第１号）

(4)　大学入試センター教官候補者の諮問手続に関する内規（一部改正）
（平成10年４月27日内規第２号）

(5)　大学入試センター多目的運動施設使用要領　（平成10年５月12日要領第１号）

(6)　ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要領を廃止する所長裁定
（平成10年６月15日所長裁定）

(7)　大学入試センター外来研究員受入規則（一部改正）　（平成10年11月12日規則第２号）

(8)　大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則（一部改正）
（平成11年３月10日細則第１号）

(9)　大学入試センター事務分掌規則（一部改正）　（平成11年３月30日規則第１号）





### （１）大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続に関する規程（一部改正）

〔平成10年４月27日
規程第２号〕

大学入試センター研究開発部長候補者の選考の手続に関する規程（昭和55年10月30日規程第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「候補者」を削る。
第２条見出し中「候補者の」を削り、同条第１項中「候補者」を削る。
第４条を削る。
第５条中「候補者」を削り、同条を第４条とする。
第６条中「改正」を「改廃」に改め、同条を第５条とする。

附　則

この規程は、平成10年４月27日から施行し、平成10年４月１日から適用する。

## （２）大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程（一部改正）

（平成10年４月27日
規程第３号）

大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する規程（昭和52年12月26日規程第８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大学入試センター教官の選考等の手続に関する規程

規程中「手続き」を「手続」に改める。

第１条中「候補者」を削る。

第３条第１号中「学歴・教育歴」を「学歴、教育歴」に改める。

第４条中「候補者」を削り、「議を経て、」の下に「センターの」を加える。

第５条中「改正」を「改廃」に改め、「議を経て、」の下に「センターの」を加える。

附　則

この規程は、平成10年４月27日から施行し、平成10年４月１日から適用する。





## （３）大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則（一部改正）

（平成10年４月27日
細則第１号）

大学入試センター教官候補者の選考等の手続きに関する細則（昭和53年３月14日細則第３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大学入試センター教官の選考等の手続に関する細則

第１条中「候補者」を削り、「手続き」を「手続」に改める。

第２条第１項中「所長は、」を「大学入試センター（以下「センター」という。）の所長は、」に改め、「所長」を「センターの所長」に改める。

第５条見出し中「決定・報告」を「決定及び報告」に改め、同条第２項中「決定し、」の下に「センターの」を加える。

第６条を削り、第７条を第６条とし、第８条中「議を経て」の下に「、センターの」を加え、同条を第７条とする。

附　則

この細則は、平成10年４月27日から施行し、平成10年４月１日から適用する。

## （４）大学入試センター教官候補者の諮問手続に関する内規（一部改正）

（平成10年４月27日
内規第２号）

大学入試センター教官候補者の諮問手続に関する内規（昭和52年12月26日内規第３号）の一部を次のように改正する。

本文中「大学入試センター教官候補者の選考等の手続に関する規程」を「大学入試センター教官の選考等の手続に関する規程」に改め、「次に掲げる教官の諮問の手続を行うに当たっては」を「次に掲げる者を教官候補者として諮問の手続を行う場合は」に改める。

附　則

この内規は、平成10年４月27日から施行し、平成10年４月１日から適用する。





## （５）大学入試センター多目的運動施設使用要領

（平成10年５月12日
要領第１号）

1　趣旨

大学入試センター（以下「センター」という。）の多目的運動施設は、職員等の屋外における運動を推進し、もって、その健康の保持・増進を図り、職場生活をより豊かにするための施設として使用する。

2　用途

多目的運動施設は、テニス、サッカー、野球及びゴルフ等、各種球技種目の練習をはじめ、上記趣旨に沿った内容の運動に使用するものとする。

3　使用の範囲

多目的運動施設を使用することができる者は、次のとおりとする。

(1) センターの職員

(2) センターの運営に関する諸会議の構成員

(3) 前各号に掲げる者のほか、所長が特に必要と認めた者

4　使用時間等

多目的運動施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(1) 平日　休憩時間及び１７時１５分から１８時３０分まで

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日　９時から１７時まで

5　使用者の遵守事項

多目的運動施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設が破損するような行為をしないこと。

(2) 施設は常に清潔に保つこと。

(3) 喧騒その他著しく周辺住民等の迷惑となる行為をしないこと。

(4) 施設を使用しようとする者が多数の場合等、使用に当たって問題が生じたときは、適宜適切に対処すること。

6　多目的運動施設の使用に関する事務は、庶務課において処理する。

附　則

この要領は、平成１０年５月１２日から実施する。

## （６）ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要領を廃止する所長裁定

（平成10年６月15日
所　長　裁　定）

ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要領を廃止する所長裁定を次のように制定する。

ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要領（平成９年４月９日所長裁定）は、廃止する。

附　則

この所長裁定は、平成10年６月15日から施行する。





## （７）大学入試センター外来研究員受入規則（一部改正）

（平成10年11月12日
規 則 第 ２ 号）

大学入試センター外来研究員受入規則（平成５年３月１５日規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号中「招へい外国人研究員、特別研究員、奨励研究員及び流動研究員」を「特別研究員及び外国人招へい研究者」に改める。

第５条第１項を次のように改める。

（受入期間）

第５条　研究員の受入期間は、第２条に掲げる研究員に係る実施要項等に定める期間とする。ただし、受入期間の定めのない研究員にあっては、受入期間は１年以内とする。

附　則

この規則は、平成10年11月12日から施行する。

## （8）大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則（一部改正）

（平成11年３月10日
細則第１号）

大学入試センター運営委員の会議に置く試験問題特別委員会に関する細則（平成３年２月22日細則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「各10名以内」を「各20名以内」に改める。

附　則

この細則は、平成11年３月10日から施行する。





## （９）大学入試センター事務分掌規則（一部改正）

（平成11年３月30日
規則第１号）

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年８月31日規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「庶務課に、」の次に「専門職員及び」を加え、同項第４号を５号とし、第１号から３号までを１号ずつ繰下げ、同項に第１号として次の１号を加える。

⑴　専門職員

第２条第５項を第６項とし、同条第２項中「大学入試センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、第２項から第４項までを１項ずつ繰下げ、第１項の次に次の１項を加える。

２　専門職員（企画・調査担当）においては、次の事務をつかさどる。

⑴　大学入試センター（以下「センター」という。）の組織等に係る企画及び調査等に関すること。

⑵　その他上司の命を受けた庶務に係る専門的な事項に関すること。

第７条第１項第５号を第４号とし、第４号を第３号とし、第２号中「業務第１係」を「業務調整係」に改め、第３号を削る。

第７条第２項第４号及び第５号を削り、第６号を第４号とし、第２号及び第３号を次のように改める。

⑵　電子計算機及び光学式マーク読取装置（以下「電子計算機等」という。）の運転計画の立案及び管理に関すること。

⑶　ネットワークシステムの管理及び入学者選抜業務に係るデータ通信に関すること。

第７条第６項を第５項とし、第５項を第４項とし、第４項を削り、第３項中「業務第１係」を「業務調整係」に改める。

第１５条を第１６条とし、第１４条第１項中「情報処理課に、」の前に「庶務課及び」を加え、同条を第１５条とし、第９条から第１３条までを１条ずつ繰下げ、第８条の次に次の１条を加える。

（改善計画専門官）

第９条　庶務課に、改善計画専門官を置く。

２　改善計画専門官は、上司の命を受け、試験の改善計画の立案に関する専門的事項を処理する。

附　則

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

## 4　関係法令

(1)　国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令
（平成10年４月１日文部省令第18号）

(2)-1　学校教育法施行規則の一部を改正する省令
（平成10年８月14日文部省令第33号）

(2)-2　大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件
（平成10年８月14日文部省告示第125号）

(2)-3　学位規則を改正する省令
（平成10年８月14日文部省令第34号）

(3)　大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定について（通知）
（平成10年８月14日文高大第264号）

(4)　国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令
（平成10年11月２日文部省令第37号）

(5)　高等学校に２年以上在学した者に準ずる者を定める件の一部改正について（通知）
（平成10年11月24日文高大第224号）





受付
入試企画第10号
10.4.-3
大学入試センター

文高学第１０９号
平成１０年４月１日

各国立学校長
各大学共同利用機関長　　殿
大学入試センター所長
学位授与機構長

文部事務次官
佐藤禎一

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成１０年４月１日文部省令第１８号をもつて，別紙のとおり，国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され，即日施行されました。その内容は下記１から２のとおりですが，平成１０年度の入学者については，諸般の事情により，平成１０年度に限り，特別の経過措置が定められていますので，その実施につき，特に遺漏のないよう願います。

なお，この通達に規定するもののほかは，従前のとおりですので，念のため申し添えます。

記

１　高等学校（専攻科を含む。以下同じ。）若しくは幼稚園又は看護学校，診療放射線技師学校，歯科衛生士学校，歯科技工士学校若しくは助産婦学校（以下「看護学校等」という。）において徴収する授業料の額を改定したこと（第２条第１項及び第６項）。

２　高等学校，幼稚園及び看護学校等の授業料の額は，平成１０年４月１日以後に第１年次に入学した者（以下「平成１０年度入学者」という。）に係るものから改定することとしたが，平成１０年度入学者（平成１０年４月１日以後に転学，編入学

又は再入学をした者のうち，当該者の属する年次の在学者が平成１０年度入学者である場合を含む。）から徴収する授業料の額及び徴収方法について，平成１０年度限りの特例を定めたこと。（附則第２項，第４項及び第５項）。

なお，平成１０年４月１日以後に転学，編入学又は再入学をした者に係るものについては，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額としたこと（附則第３項）。

また，このことに伴い，平成１０年度に第１年次に入学，転学，編入学又は再入学をした者について，第４条，第５条及び第７条の規定を適用するときの特例を定めたこと（附則第６項，第７項及び第８項）。





○文部省令第十八号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第十三条の規定に基づき、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年四月一日

文部大臣　町村　信孝

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表高等学校の項中「一〇四、四〇〇」を「一〇八、〇〇〇」に改め、同表幼稚園の項中「六六、〇〇〇」を「六八、四〇〇」に改め、同条第六項中「七万二千円」を「八万四千円」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成十年三月三十一日に高等学校（専攻科を含む。以下同じ。）若しくは幼稚園又は看護学校、診療放

射線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校若しくは助産婦学校（以下「看護学校等」という。）に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日以後において、高等学校、幼稚園又は看護学校等に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4　平成十年度において高等学校又は幼稚園に入学した者（前項の規定が適用される者のうち、当該者の属する年次の在学者が平成十年度に入学した者である場合を含む。）から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に定める前期及び後期の額をそれぞれの期において徴収するものとする。

| 区分 | 前期 | 後期 |
|---|---|---|
| 高等学校 | 五二、二〇〇円 | 五四、〇〇〇円 |
| 幼稚園 | 三三、〇〇〇 | 三四、二〇〇 |

5　平成十年度において看護学校等に入学した者（第三項の規定が適用される者のうち、当該者の属する年次の在学者が平成十年度に入学した者である場合を含む。）から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第二条第六項の規定にかかわらず、七万八千円とし、第三条第一項の規定にかかわらず、前期において徴収する額は三万六千円、後期において徴収する額は四万二千円とする。

6　平成十年度において高等学校、幼稚園又は看護学校等に入学した者（以下「平成十年度入学者」という。）について第四条の規定を適用する場合においては、平成十年度に限り、同条中「授業料の年額の十二分の一」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の六分の一」とする。平成十年度入学

者が平成十年度において復学した場合において、第五条の規定を適用するときにおいても、同様とする。

7　平成十年度において高等学校、幼稚園又は看護学校等に転学、編入学又は再入学をした者の属する年次の在学者が平成十年度入学者である場合においては、当該転学、編入学又は再入学をした者について第五条の規定を適用するときは、平成十年度に限り、同条中「授業料の年額の十二分の一」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の六分の一」とする。

8　第四項又は第五項の規定が適用される者について第七条の規定を適用する場合においては、平成十年度に限り、同条中「授業料の年額の二分の一に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。





○国立学校における医療科その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十六年文部省令第　号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | | |

| | 幼稚園 | 部び盲学校、聾学校、特殊学校の幼稚部及 | 養護学校の盲学部及び聾学部に相当する部 | 高等学校（定時制の課程を含む。）（全日制の課程に | 高等学校（定時制の課程を含む。）（専攻科を含む。） | むさお短期大学（専攻科において大学の教養課程を行う場合に |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 六八、四〇〇 | 三、六〇〇 | 四、八〇〇 | 一〇八、〇〇〇 | 一一四、六〇〇 | 一一四、六〇〇 |
| | 三〇、五〇〇 | 一、二〇〇 | 二、〇〇〇 | 五五、〇〇〇 | 一三七、五〇〇 | 一三七、五〇〇 |
| | 一、六〇〇 | ―― | 二、五〇〇 | 九、八〇〇 | 一六、五〇〇 | 一八、〇〇〇 |

（注）

6 助産婦学校、診療放射線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校及びの額は、二万円とし、検定料の額は、八千円とする。

（注）

| | 幼稚園 | 部び盲学校、聾学校、特殊学校の幼稚部及 | 養護学校の盲学部及び聾学部に相当する部 | 高等学校（定時制の課程を含む。）（専攻科を含む。） | 高等学校（専攻科を含む。） | むさお短期大学（専攻科において大学の教養課程を行う場合に |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 六八、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 四、八〇〇 | 一〇四、四〇〇 | 一一四、六〇〇 | 一一四、六〇〇 |
| | 三〇、五〇〇 | 一、二〇〇 | 二、〇〇〇 | 五五、〇〇〇 | 一三七、五〇〇 | 一三七、五〇〇 |
| | 一、六〇〇 | ―― | 二、五〇〇 | 九、八〇〇 | 一六、五〇〇 | 一八、〇〇〇 |

（注）

6 看護学校、診療放射線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校及びの額は、二万円とし、検定料の額は、八千円とする。



文高専第１８５号
平成１０年８月１４日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
学位授与機構長
放送大学長
各都道府県知事
各都道府県教育委員会
大学を設置する地方公共団体　殿
（都道府県を除く。）の長
大学又は高等専門学校を設置
する各学校法人の理事長
放送大学学園理事長

文部省高等教育局長
佐々木　正峰

文部省生涯学習局長
富岡　賢治

学校教育法等の一部を改正する法律等の公布について（通知）

第１４２回国会で制定された「学校教育法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成１０年６月１２日法律第１０１号として公布されました。

これを受け、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件」（以下それぞれ「改正施行規則」、「告示」という。）がそれぞれ平成１０年８月１４日文部省令第３３号、平成１０年８月１４日文部省告示第１２５号をもって公布されました。

また、本改正とともに、「学位規則を改正する省令」（以下、「改正学位規則」という。）

が平成１０年８月１４日文部省令第３４号をもって公布されました。

この改正法等の概要および留意点は下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御了知の上、改正法施行の際には、その運用にあたって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、改正法のうち、中高一貫教育に係る事項については、別途関係者に通知いたしております（平成１０年６月２６日文初高第４７５号文部省初等中等教育局長・文部省教育助成局長通知）。

記

第一　改正法制定の趣旨

来るべき２１世紀において、一人一人がそれぞれの個性や創造性を伸ばし、我が国が活力ある社会として発展していくためには、学校教育制度について、できる限り一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様で柔軟なものとなるよう改革を図っていく必要がある。

このような観点から、高等教育の段階においても制度の弾力化を図ることが求められており、専修学校の専門課程で文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できることとするとともに、大学の学生以外の者で大学の単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、相当期間を修業年限に通算できることとするため、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の所要の改正を行ったものである。

第二　専修学校の専門課程修了者の大学編入学について

１　概要

(1) 専修学校の専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第５６条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）は、大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法第８２条の１０）。

文部大臣の定める基準は、修業年限が２年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が１７００時間以上であることとしたこと（学校教育法施行規則第７７条の８第１項、告示）。

(2) 同基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で１年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法施行規則第７７条の８第２項）。





(3) 併せて、高等専門学校から大学及び短期大学への編入学に関する規定と短期大学から大学への編入学に関する規定をそれぞれ独立した規定としたこと（学校教育法施行規則第７０条の３、第７２条の６）。

(4) これらの改正については、平成１１年４月１日から施行すること（改正法及び改正施行規則附則）。

２　留意事項

(1) ここでいう「大学」には短期大学を含む。

(2) 基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正法の施行以前に修了した者についても編入学の対象となる。

(3) 各大学においては、編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることについて、確認をした上で編入学の許可をすることとなるが、その確認に当たっては以下の方法が考えられる。

ア　各専修学校が発行する修業年限２年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が１７００時間以上の専門課程を修了したことを証明する証明書を、編入学を希望する者から提出させる。

イ　平成６年６月２１日文部省告示第８４号の規定により専門士の称号の付与が認められた課程であれば、修業年限２年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が１７００時間以上の専門課程であることを確認できる。ただし、平成６年以前に当該課程を修了した者については別途確認が必要である。

ウ　保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和２６年文部・厚生省令第１号）、診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和２６年文部・厚生省令第４号）等に修業年限及び総授業時数が定められており、これにより、修業年限２年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が１７００時間以上の専門課程であることを確認することも可能である。ただし、当該指定を受ける以前に当該課程を修了した者については別途確認が必要である。

エ　ア～ウにより難い場合には、当該専修学校を所管する都道府県または都道府県教育委員会（以下「所轄庁」という。）に照会することにより、当該課程が本件に係る基準を満たしていることを確認する。なお、関係書類の滅失等により所轄庁に照会しても確認が困難な場合があり得るが、この場合においても、編入学を希望する者からの修了証明書や成績証明書等によって判断するなどの方法により確認に努められたい。

(4) 編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることを確認した上で、編入学の許可に当たっては、志願者が修了した専修学校の専門課程の学科の分野や履修内容について考慮することが必要である。

(5) 編入学した大学における修業年限から控除する期間を定める場合には、編入学者が十分な学修成果を得られるよう、専修学校における授業科目の履修状況などを考慮しながら、当該大学における教育を組織的・体系的に受けられるよう相当な期間を確保することが必要である。

第三　短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格について

1　概要

(1) 高等専門学校の卒業者及び大学への編入学が認められた専修学校の専門課程の修了者が短期大学の専攻科に入学できることとなったこと（学校教育法施行規則第７０条第２項）。

(2) 短期大学の卒業者及び大学への編入学が認められた専修学校の専門課程の修了者が高等専門学校の専攻科に入学できることとなったこと（学校教育法施行規則第７２条の５）。

(3) これらの改正については、平成１１年４月１日から施行すること（改正施行規則附則）。

2　留意事項

(1) 大学に編入学することができる基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても専攻科の入学資格の対象となる。

(2) 短期大学又は高等専門学校の専攻科に入学を希望する者が、修了した専修学校の専門課程が大学に編入学することができる基準を満たしていることを確認する手続等については、第二に記述された大学への編入学に関する手続を参照すること。

第四　大学入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算について

1　概要

(1) 大学の学生以外の者が、ある大学において一定の単位を修得した後に当該大学に入学する場合で、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を当該大学の修業年限の２分の１を超えない範囲で修業年限に通算することができることとなったこと。（学校教育法第５５条の２）。

(2) 本制度の適用は、科目等履修生として大学入学資格を有していた際に一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第３０条第１項及び短期大学設置基準第１６条第１項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる単位数、単位の修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものであること（学校教育法施行規則第６８条の２）。

(3) これらの改正については平成１０年１０月１日から施行すること（改正法及び改





正施行規則附則）。

2　留意事項

(1) ここでいう「大学」には短期大学を含む。

(2) 本制度の適用は、科目等履修生が当該大学に入学する場合に限られるものであり、他の大学において修得した単位については、修業年限の通算には反映されない。

また、高校生など大学入学資格を有しない者が科目等履修生として修得した単位については、修業年限の通算に反映されない。

(3) 修業年限の通算が認められるのは、「大学の教育課程の一部を履修したと認められる時」、すなわち授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限られる。

(4) 修業年限に通算できる期間については、編入学の場合と同様、入学者が十分な学修成果を得られるように留意しつつ、各大学において適切に判断する必要がある。

また、修業年限の通算に当たっては、学校教育法第５５条第１項に規定された修業年限に配慮することが必要である。

第五　学位規則の一部を改正する省令関係

1　概要

(1)　学校教育法第６８条の２第３項第１号による学士の学位の授与に関し、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者に準ずる者として、専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学することができるものを追加したこと（学位規則第６条第１項関係）。

(2)　この改正については、平成１１年４月１日から施行すること（改正学位規則附則）。

2　留意事項

大学に編入学することができる基準を満たす専門課程を修了した者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても、学位授与機構の学士の学位授与の基礎資格を有すること。

○文部省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の二及び第八十二条の十の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年八月十四日

文部大臣　有馬　朗人

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二　学校教育法第五十五条の二に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条又は短期大学設置基準第十七条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（学校教育法第五十六条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得した当該単位数、その修得に





学校教育法施行規則の一部を改正する省令要綱

一　科目等履修生が大学に入学した後に修業年限を通算するために必要な事項を定めること。（第六十八条の二関係）

二　短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格を有する者に、専修学校の専門課程を修了した者で大学に編入学することができるもの等を加えること。（第七十条第二項及び第七十二条の五第二項関係）

三　短期大学及び高等専門学校を卒業した者の大学への編入学に係る規定を整理すること。（第七十条の三及び第七十二条の六関係）

四　大学に編入学することができる専修学校の専門課程の基準及び編入学した後に在学すべき期間について定めること。（第七十七条の八関係）

五　この省令は、平成十一年四月一日から施行すること。ただし、第六十八条の次に一条を加える改正規定は平成十年十月一日から施行すること。（附則関係）

要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第七十条第二項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

二　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

第七十条の三中「短期大学」に、「編入学しようとする大学」を「編入学しようとする大学（短期大学を卒業した者にあつては」及び「、高等専門学校を卒業した者にあつては二年以下の期間を、それぞれ」を削り、「在学すべき年数」を「在学すべき期間」に改める。

第七十二条の五中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　短期大学を卒業した者

二　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学すること



ができるもの

第七十二条の六を第七十二条の七とし、第七十二条の五の次に次の一条を加える。

第七十二条の六　高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第七十七条の十を第七十七条の十一とし、第七十七条の九を第七十七条の十とし、第七十七条の八を第七十七条の九とし、第七十七条の七の次に次の一条を加える。

第七十七条の八　学校教育法第八十二条の十に規定する文部大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一　修業年限が二年以上であること。

二　課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。

2　前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべ

き期間は、一年を下つてはならない。

附　則

（施行期日）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第六十八条の次に一条を加える改正規定は平成十年十月一日から施行する。



◎　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 第六十八条の二　学校教育法第五十五条の二に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条又は短期大学設置基準第十七条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（学校教育法第五十六条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。 | （新設） |
| 第七十条　（略）<br>2　学校教育法第五十七条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。<br>一　高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）<br>二　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）<br>三　外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者 | 第七十条　（略）<br>2　学校教育法第五十七条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。<br>一　外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者 |

（傍線部分は改正部分）

四　その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第七十条の三　短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第七十二条の五　学校教育法第七十条の六第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　短期大学を卒業した者

二　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの

三　外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者

四　その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第七十二条の六　高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第七十二条の七　（略）

二　その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第七十条の三　短期大学又は高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、短期大学を卒業した者にあつては卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を、それぞれ控除した期間を在学すべき年数として、当該大学に編入学することができる。

第七十二条の五　学校教育法第七十条の六第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者

二　その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（新設）

第七十二条の六　（略）



第七十七条の八　学校教育法第八十二条の十に規定する文部大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一　修業年限が二年以上であること。

二　課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。

2　前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第七十七条の九　（略）

第七十七条の十　（略）

第七十七の十一　（略）

（新設）

第七十七条の八　（略）

第七十七条の九　（略）

第七十七の十　（略）

○文部省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第三項の規定に基づき、学位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年八月十四日

文部大臣　有馬　朗人

学位規則の一部を改正する省令

学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの

附　則

（施行期日）





学位規則の一部を改正する省令要綱

一　学位授与機構が授与する学士の学位の基礎資格を有する者に、専修学校の専門課程を修了した者で大学に編入学することができるものを加えること。（第六条第一項関係）

二　この省令は、平成十一年四月一日から施行すること。（附則関係）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

◎学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 第六条　法第六十八条の二第三項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。<br>一　大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者<br>二　専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの<br>三　外国において学校教育における十四年の課程を修了した者<br>四　その他前三号に掲げる者と同等以上の学力があるとして文部大臣が別に定める者<br>2　（略） | 第六条　（同上）<br>一　大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者<br>二　外国において学校教育における十四年の課程を修了した者<br>三　その他前二号に掲げる者と同等以上の学力があるとして文部大臣が別に定める者<br>2　（略） |

○文部省告示第百二十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の八第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

平成十年八月十四日

文部大臣　有馬　朗人

課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること





文高大第２６４号
平成１０年１０月１４日

各国公私立大学長
各国立短期大学部学長
放送大学長
大学入試センター所長
殿

文部省高等教育局長
佐々木　正峰

大学入学資格に係る専修学校高等課程の
指定について（通知）

このたび，別添１の専修学校高等課程の課程が指定され，当該課程を平成１１年３月１日以後に修了した者に大学入学資格が付与されることとなり（平成１０年文部省告示第１４５号），また，別添２のとおり既に指定を受けた専修学校高等課程の名称変更，課程の廃止及び指定の解除が行われました（平成１０年文部省告示第１４６号，第１４７号，第１４８号及び第１４９号）。

ついては，事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

受付
入試七企第40号
10.10.19
大学入試センター

（別添１）

○文部省告示第百四十五号

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）第二十一号の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる専修学校の高等課程の課程を指定しそれぞれ同表の下欄に掲げる日を定めた。

平成十年十月十四日

文部大臣　有馬　朗人

| 名称 | 位置 | 文部大臣が定める日 |
|---|---|---|
| 専門学校国際スクールオブビジネス商業実務高等課程トラベルビジネス科 | 栃木県 | 平成十一年三月一日 |
| 専門学校国際スクールオブビジネス商業実務高等課程情報経理科 | 栃木県 | 平成十一年三月一日 |
| 専門学校国際スクールオブビジネス商業実務高等課程自動車ビジネス科 | 栃木県 | 平成十一年三月一日 |
| 大宮文化デザイン専門学校商業実務高等課程商業デザイン科 | 埼玉県 | 平成十一年三月一日 |
| 彰華学園総合専門学校教育・社会福祉高等課程福祉科 | 埼玉県 | 平成十一年三月一日 |
| 金沢科学技術専門学校工業高等課程工業技術科 | 石川県 | 平成十一年三月一日 |
| 西南高等専修学校文化・教養高等課程スポーツゴルフ科 | 石川県 | 平成十一年三月一日 |
| 東海文化専門学校服飾・家政高等課程服飾科 | 静岡県 | 平成十一年三月一日 |
| 東海文化専門学校教育・社会福祉高等課程福祉科 | 静岡県 | 平成十一年三月一日 |
| 清水学院実務高等専修学校商業実務高等課程商業科 | 静岡県 | 平成十一年三月一日 |
| 山本学園情報文化専門学校衛生高等課程調理師科 | 愛知県 | 平成十一年三月一日 |
| 山本学園情報文化専門学校商業実務高等課程ビジネス科 | 愛知県 | 平成十一年三月一日 |
| 阪神家政高等専修学校福祉高等課程福祉科 | 大阪府 | 平成十一年三月一日 |
| 専修学校自由高等学院商業実務高等課程国際学科 | 岡山県 | 平成十一年三月一日 |
| 専修学校自由高等学院商業実務高等課程情報科学科 | 岡山県 | 平成十一年三月一日 |
| 広島舟入商業高等専修学校商業実務高等課程商業デザイン科 | 広島県 | 平成十一年三月一日 |
| 赤塚学園ビジネス専門学校文化教養高等課程造形美術科 | 鹿児島県 | 平成十一年三月一日 |

（別添２）

○文部省告示第百四十六号

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）第二十一号の規定に基づき指定した次の表の上欄に掲げる専修学校の高等課程の課程について、その名称を平成九年四月一日から下欄のとおり変更した旨の届出があった。

平成十年十月十四日

文部大臣　有馬　朗人

| 変更前の名称 | 変更後の名称 |
| --- | --- |
| 福岡商科専門学校商業高等課程商業科 | 福岡商科医療福祉専門学校商業実務高等課程商業科 |





| | |
| --- | --- |
| 大育高等専修学校商業高等課程商業普通科 | |
| 大育高等専修学校商業高等課程総合学科 | |
| 変更前の名称 | |
| 変更後の名称 | |
| 沖縄県 | 平成十一年三月一日 |
| 沖縄県 | 平成十一年三月一日 |

○文部省告示第百四十七号

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）第二十一号の規定に基づき指定した次の表の上欄に掲げる専修学校の高等課程の課程について、その名称を平成十年四月一日から下欄のとおり変更した旨の届出があった。

平成十年十月十四日

文部大臣　有馬　朗人

| 変更前の名称 | 変更後の名称 |
|---|---|
| 東北外国語専門学校高等課程英語科 | 東北外国語専門学校高等課程国際教養科 |
| シャルム服飾専門学校家政高等課程服飾科 | シャルム服飾デザイン専門学校家政高等課程服飾科 |
| 浦和情報文化専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科 | 日本公務員ビジネス専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科 |
| 浦和情報文化専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科Ⅱ部 | 日本公務員ビジネス専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科Ⅱ部 |
| 野田工科高等専修学校工業高等課程ハイテク電子科 | 野田工科専門学校工業高等課程ハイテク電子科 |
| 野田工科高等専修学校工業高等課程電気工事士科 | 野田工科専門学校工業高等課程電気工事士科 |
| 専門学校船橋中山学園服飾家政高等課程高等科 | 専門学校船橋中山学園服飾家政高等課程服飾高等科 |
| 専門学校船橋中山学園服飾家政高等課程生活技術科 | 専門学校船橋中山学園服飾家政高等課程服飾ビジネス科 |
| 専門学校船橋中山学園商業実務高等課程商業基礎科 | 専門学校船橋中山学園商業実務高等課程商業ビジネス科 |
| 武蔵野東技能高等専修学校技能高等課程タイプ科 | 武蔵野東技能高等専修学校技能高等課程情報処理科 |
| 岩谷学園高等専修学校高等課程商業高等科 | 岩谷学園高等専修学校商業実務高等課程商業高等科 |
| 戸部洋裁学院家政高等課程洋裁学科 | 戸部洋裁学院服飾家政高等課程洋裁科 |
| 富士調理師専門学校衛生高等課程調理師科 | 富士調理製菓専門学校衛生高等課程調理師科 |

| | |
|---|---|
| 笹田学園ファッション専門学校服飾家政高等課程ファッション科 | デザインテクノロジー専門学校服飾家政高等課程ファッション科 |
| 笹田学園ファッション専門学校服飾家政高等課程生活アート科 | デザインテクノロジー専門学校服飾家政高等課程生活アート科 |
| 藤枝実務高等専修学校商業実務高等課程商業科 | 藤枝学院実務高等専修学校商業実務高等課程商業科 |
| 菊武女子経済専門学校商業実務高等課程商業科 | 菊武ビジネス専門学校商業実務高等課程商業科 |
| 山本学園情報文化専門学校服飾家政高等課程被服科 | 山本学園情報文化専門学校服飾家政高等課程ファッションデザイン科 |
| 中部調理師専門学校衛生高等課程調理科 | 中部調理製菓専門学校衛生高等課程調理科 |
| 東朋ビジネス工科専門学校商業高等課程ビジネス学科 | 東朋ビジネス工科専門学校商業高等課程ビジネス情報学科 |
| 鳳商業高等専修学校経理高等課程商業科 | 八洲学園高等専修学校経理高等課程商業科 |
| 鴻池学園家政高等専修学校家政高等課程ファッションビジネス科 | 鴻池学園高等専修学校家政高等課程ファッションビジネス科 |



| | |
|---|---|
| 広島計理専門学校商業実務高等課程計理科 | 広島舟入商業高等専修学校商業実務高等課程計理科 |
| 小倉ドレスメーカー専門学校服飾高等課程被服科 | 国際ファッションビジネス専門学校服飾高等課程ファッションビジネス科 |
| 大育高等専修学校商業高等課程情報経理科 | 大育高等専修学校商業高等課程情報ビジネス科 |

○文部省告示第百四十八号

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）第二十一号の規定に基づき指定した釧路高等経済商業学校商業高等課程経済商業科（位置　北海道）、石川専門学校家政高等課程家政実務科（位置　福島県）、シー・アイ・ビー国際ビジネス専門学校商業実務高等課程国際ビジネス科（位置　千葉県）、森田文化服装専門学校家政高等課程被服科（位置　東京都）、東京製菓学校製菓高等課程第一部高等科（位置　東京都）、東京文化デザイン専門学校服飾・家政高等課程高等科（位置　東京都）、国際ビジネス専門学校高等課程事務管理科（二部）（位置　東京都）、東京誠心調理師専門学校調理師高等課程調理教養科（位置　東京都）、生蘭高等専修学校文化教養高等課程英語学科（位置　神奈川県）、日産神奈川自動車整備専門学校工業高等課程機械科（位置　神奈川県）、日産神奈川自動車整備専門学校工業高等課程電気科（位置　神奈川県）、東海文化専門学校服飾・家政高等課程高等科（位置　静岡県）、彦根高等技芸専門学校高等課程被服高等科（位置　滋賀県）、大津文化ビジネス専門学校家政高等課程ファッションビジネス科（位置　滋賀県）、宇治高等専修学校家政高等課程家政学科（位置　京都府）、東朋ビジネス工科専門学校家政高等課程ファッション学科（位置　大阪府）、有徳高等専修学校家政高等課程高等科（位置　宮崎県）を平成十年三月三十一日をもって廃止した旨の届出があった。

平成十年十月十四日

文部大臣　有馬　朗人

○文部省告示第百四十九号

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）第二十一号の規定に基づき指定した田川女子専門学校家政高等課程ファッションデザイン科（位置　福岡県）、田川女子専門学校家政高等課程ファッションテキスタイル科（位置　福岡県）について、平成十年三月三十一日をもってその指定を解除した。

平成十年十月十四日

文部大臣　有馬　朗人



資料（関係法令）

受付
入試センター第256号
10.11.-4
大学入試センター

文高学第１０９号
平成１０年１１月２日

各国立学校長
各大学共同利用機関長
大学入試センター所長　殿
学位授与機構長
国立学校財務センター所長

文部事務次官
佐藤禎一

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成１０年１１月２日文部省令第３７号をもって，別紙のとおり，国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され，即日施行されました。その内容は下記１のとおりです。

次に，国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生，聴講生等に係る授業料に関する改正後の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和３６年文部省令第９号。下記２において「令」という。）第１２条の規定に基づく文部大臣の承認については，今後下記２により取り扱うこととしますので，事務処理上遺漏のないよう願います。

なお，この通達に規定するもののほかは，従前のとおりですので，念のため申し添えます。

記

1　国立学校において徴収する授業料の額を改めること。（第２条第１項）

2　国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生，聴講生等に係る授業料について，国立学校の長が，学則その他の規則で次の表のとおり定めるときは，令第１２条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

ただし，平成１０年度内の入学者に係る授業料の額は，従前のとおりとすること。

| 区　　分 | 授　業　料 |
|---|---|
| 大学の研究生・専攻生 | ２６，６００円 |
| 大学の選科生・聴講生 | １３，３００円 |
| 臨時教員養成課程 | ４７，８８０円 |
| 高等専門学校の研究生 | １１，５００円 |
| 高等専門学校の聴講生 | ５，７００円 |

3　留意事項

大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１６条第１項ただし書により，大学院研究科の修士課程を修了し，引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については，従前の額にかかわらず，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。





○文部省令第三十七号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第十三条の規定に基づき、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年十一月二日

文部大臣　有馬　朗人

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

| 区　分 | 授業料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|
| 学部（夜間において授業を行う学部を除く。） | 年額　四七八、八〇〇円 | 二七五、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 夜間において授業を行う学部 | | | 二三九、四〇〇 |
| 大学院の研究科 | | | 四七八、八〇〇 |
| 大学の専攻科 | 特殊教育特別専攻科 | | 二四五、四〇〇 |
| | その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | | 四七八、八〇〇 |
| 大学の別科 | 音楽別科 | | 四七八、八〇〇 |
| | 養護教諭特別別科 | | 二四五、四〇〇 |
| | その他の別科 | | 三四八、六〇〇 |
| 筑波大学理療科教員養成施設 | | | 三六、〇〇〇 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | | | 三四八、六〇〇 |
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | | | 二三九、四〇〇 |
| 高等専門学校（専攻科を含む。） | | | 二一〇、〇〇〇 |
| 高等学校（専攻科を含む。） | | | 一〇八、〇〇〇 |
| 盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部 | | | 四、八〇〇 |
| 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部 | | | 三、六〇〇 |
| 幼稚園 | | | 六八、四〇〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 夜間において授業を行う学部 | | | 一三七、五〇〇 |
| 大学院の研究科 | | | 八八、八〇〇 |
| 大学の専攻科 | 特殊教育特別専攻科 | | 二七五、〇〇〇 |
| | その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | | 五七、〇〇〇 |
| 大学の別科 | 音楽別科 | | 一六五、〇〇〇 |
| | 養護教諭特別別科 | | 八二、五〇〇 |
| | その他の別科 | | 五七、〇〇〇 |
| 筑波大学理療科教員養成施設 | | | 一二、〇〇〇 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | | | 八二、五〇〇 |
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | | | 一三七、五〇〇 |
| 高等専門学校（専攻科を含む。） | | | 八二、五〇〇 |
| 高等学校（専攻科を含む。） | | | 五五、〇〇〇 |
| 盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部 | | | 二、〇〇〇 |
| 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部 | | | 一、二〇〇 |
| 幼稚園 | | | 三〇、五〇〇 |





附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成十年三月三十一日に在学する者及び平成十年度入学者に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）

（傍線の部分は改正部分）

| 新令 | 旧令 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| （授業料、入学料及び検定料の額） | （授業料、入学料及び検定料の額） |
| 第二条　国立学校において徴収する授業料（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料（第三項に規定するものを除く。）の額は、次の表のとおりとする。 | 第二条　国立学校において徴収する授業料（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料（第三項に規定するものを除く。）の額は、次の表のとおりとする。 |

| 区分 | 授業料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|
| 学部（夜間において授業を行う学部を除く。） | 年額　円<br>四七八、八〇〇 | 円<br>二七五、〇〇〇 | 円<br>一七、〇〇〇 |
| 夜間において授業を行う学部 | 二三九、四〇〇 | 一三七、五〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 大学院の研究科 | 四七八、八〇〇 | 二七五、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 |
| 大学の専攻科　特殊教育特別専攻科 | 二四五、四〇〇 | 五七、〇〇〇 | 一六、五〇〇 |
| 大学の専攻科　その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | 四七八、八〇〇 | 一六五、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 大学の別科　音楽別科 | 四七八、八〇〇 | 八二、五〇〇 | 九、八〇〇 |
| 大学の別科　養護教諭特別別科 | 二四五、四〇〇 | 五七、〇〇〇 | 八、三〇〇 |
| 大学の別科　その他の別科 | 三四八、六〇〇 | 八二、五〇〇 | 九、八〇〇 |
| 筑波大学理療科教員養成施設 | 三六、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | 三四八、六〇〇 | 一六五、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | 二三九、四〇〇 | 一三七、五〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 高等専門学校（専攻科を含む。） | 二一〇、〇〇〇 | 八二、五〇〇 | 一六、五〇〇 |
| 高等学校（専攻科を含む。） | 一〇八、〇〇〇 | 五五、〇〇〇 | 九、八〇〇 |
| 盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部 | 四、八〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、五〇〇 |
| 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部 | 三、六〇〇 | 一、二〇〇 | ―― |
| 幼稚園 | 六八、四〇〇 | 三〇、五〇〇 | 一、六〇〇 |

（略）





| 新令 | 旧令 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| （授業料、入学料及び検定料の額） | （授業料、入学料及び検定料の額） |
| 第二条　国立学校において徴収する授業料（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料（第三項に規定するものを除く。）の額は、次の表のとおりとする。 | 第二条　国立学校において徴収する授業料（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料（第三項に規定するものを除く。）の額は、次の表のとおりとする。 |

| 区分 | 授業料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|
| 学部（夜間において授業を行う学部を除く。） | 年額　円<br>四七八、八〇〇 | 円<br>二七五、〇〇〇 | 円<br>一七、〇〇〇 |
| 夜間において授業を行う学部 | 二三九、四〇〇 | 一三七、五〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 大学院の研究科 | 四七八、八〇〇 | 二七五、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 |
| 大学の専攻科　特殊教育特別専攻科 | 二四五、四〇〇 | 五七、〇〇〇 | 一六、五〇〇 |
| 大学の専攻科　その他の専攻科（乗船実習科を含む。） | 四七八、八〇〇 | 一六五、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 大学の別科　音楽別科 | 四七八、八〇〇 | 八二、五〇〇 | 九、八〇〇 |
| 大学の別科　養護教諭特別別科 | 二四五、四〇〇 | 五七、〇〇〇 | 八、三〇〇 |
| 大学の別科　その他の別科 | 三四八、六〇〇 | 八二、五〇〇 | 九、八〇〇 |
| 筑波大学理療科教員養成施設 | 三六、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。） | 三四八、六〇〇 | 一六五、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。） | 二三九、四〇〇 | 一三七、五〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 高等専門学校（専攻科を含む。） | 二一〇、〇〇〇 | 八二、五〇〇 | 一六、五〇〇 |
| 高等学校（専攻科を含む。） | 一〇八、〇〇〇 | 五五、〇〇〇 | 九、八〇〇 |
| 盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部 | 四、八〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、五〇〇 |
| 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部 | 三、六〇〇 | 一、二〇〇 | ―― |
| 幼稚園 | 六八、四〇〇 | 三〇、五〇〇 | 一、六〇〇 |

（略）

○文部省告示第百五十五号

高等学校に二年以上在学した者に準ずる者を定める件（平成九年文部省告示第百四十二号）の一部を次のように改正し、平成十一年四月一日から施行する。

平成十年十一月十七日

文部大臣　有馬　朗人

第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部又は高等専門学校」を「中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部」に改める。



文高大第２２４号
平成１０年１１月２４日

各国公私立大学（短期大学を除く）長
放送大学長殿
大学入試センター所長

文部省高等教育局長
佐々木正峰

高等学校に２年以上在学した者に準ずる者を定める件の
一部改正について（通知）

このたび，別添のとおり，「高等学校に２年以上在学した者に準ずる者を定める件」（平成９年７月３１日文部省告示第１４２号）の一部改正が行われましたので通知します。

今回の改正の趣旨は，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の一部改正により，新たな学校種として中等教育学校が創設されることに伴い，中等教育学校に在学する者で数学又は物理学の分野において稀有な才能を有するものについても，教育上の例外措置として大学入学年齢制限を緩和し，大学入学資格を認めるものです。

改正の概要は下記の通りですので，事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

記

高等学校に２年以上在学した者に準ずる者として，中等教育学校の後期課程に２年以上在学した者を加えたこと（第１号関係）

受付
入試セ庶第268号
10.11.30
大学入試センター

## 5　実施要項等


⑴　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

⑵　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

⑶　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

⑷　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

⑸　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用）

⑹　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

⑺　平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

⑻　平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）

⑼　平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍）受験者用）

⑽　平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

⑾　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定準備について

⑿　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験における追試験の実施について

⒀　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

⒁　平成11年度大学入試センター試験試験場一覧

⒂　平成11年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

（参考１）平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（文部省）

（参考２）平成11年度大学入試センター試験利用大学一覧




高等学校に二年以上在学した者に準ずる者を定める件（平成九年文部省告示第百四十二号）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 高等学校に二年以上在学した者に準ずる者を次のように指定する。<br>一　中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に二年以上在学した者<br>（略） | （同上）<br>一　盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者<br>（略） |

(1)　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

# 平成11年度大学入学者選抜<br>大学入試センター試験実施要項

〔平成10年６月12日入試セ事一第15号<br>大学入試センター所長通知〕

「平成11年度大学入学者選抜実施要項」(平成10年５月13日付け文高大第178号文部省高等教育局長通知)の第10に基づく，大学入試センター試験の実施については，次に定めるところによるものとする。

## 1　実施の趣旨等

(1)　大学入試センター試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，国公私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）が，それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は，この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施する。

## 2　実施に当たっての業務分担等

(1)　大学入試センター試験の実施に当たっての業務は，大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し，それぞれ責任をもって実施するものとする。

ア　大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送，受験案内等の作成，出願の受付，受験票等の交付，監督要領等の作成，試験場の指定，答案の採点・集計，試験成績その他資料の各大学への提供，その他関連する業務

イ　各大学

受験案内の配付，試験場の設定，試験監督者等の選出，受領試験問題等の保管・管理，試験の実施，答案の整理・返送，試験成績の請求，その他関連する業務

(2)　各大学は，大学入試センターと協力して，原則として各都道府県ごとに，各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し，試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお，連絡会議を組織するに当たっては，この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡，調整等を行う世話大学を置き，大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

## 3　出題教科・科目等

(1)　大学入試センター試験の出題は，高等学校学習指導要領に準拠して行う。

(2)　大学入試センター試験の出題教科・科目等は，別紙のとおりとする。

(3)　大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式によるものとする。



## 4　受験案内の配付

大学入試センターは，出願の具体的手続，大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し，各大学は，これを希望者に平成10年９月１日(火)から配付する。

## 5　出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は，各大学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)であって，かつ，次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び平成11年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成11年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成11年３月31日までにこれに該当する見込みの者

## 6　出　願

大学入試センター試験の出願は，次によるものとする。

(1)　出願の期間は，平成10年10月９日(金)から21日(水)までとする。

(2)　出願の方法は，次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校，聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)を平成11年３月卒業見込みの者は，出願に必要な書類を取りそろえ，検定料（３教科以上受験の場合は16,000円，２教科以下受験の場合は10,000円）を受験案内に定める手続により納付し，その納付書・領収証書を添えて，在学する高等学校長を経由して，大学入試センターに郵送により提出する。

イ　平成11年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）は，出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。)を取りそろえ，検定料（３教科以上受験の場合は16,000円，２教科以下受験の場合は10,000円）を受験案内に定める手続により納付し，その納付書・領収証書を添えて，直接，大学入試センターに郵送により提出する。

## 7　受験票等の交付

大学入試センターは，出願を受理した入学志願者に対し，志願票記入事項についての照会確認を求めた後，受験番号，試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を，平成10年12月中旬までに交付する。

## 8　試験場の指定

(1)　大学入試センター試験の試験場は，原則として都道府県を単位とする試験地区を設け，この試験地区（受験案内で定める地区をいう。以下同じ。)内に所在する各大学が，当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう，設定するものとする。

(2)　大学入試センターは，入学志願者に対し，原則として次により試験場を指定する。

ア　高等学校を平成11年３月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。)については，在学する高等学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者，高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者，大学入学資格検定合格者等については，居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

## 9　試験実施期日等

(1)　大学入試センター試験は，平成11年１月16日(土)，17日(日)の２日間にわたり実施する。

(2)　大学入試センター試験の時間割は，次のとおりとする。

| 試験日 | 試験教科・科目 | | 試験時間 |
|---|---|---|---|
| 第１日 | 外国語 | 『英語』，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」 | 10:00～11:20 |
| | 地理歴史 | 「世界史Ａ」，「世界史Ｂ」，「日本史Ａ」，「日本史Ｂ」，「地理Ａ」，「地理Ｂ」 | 12:50～13:50 |
| | 数学① | 「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学Ａ』 | 14:40～15:40 |
| | 数学② | 「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学Ｂ』，「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』 | 16:30～17:30 |
| 第２日 | 国語 | 「国語Ⅰ」，『国語Ⅰ・国語Ⅱ』 | 10:00～11:20 |
| | 理科① | 「総合理科」，「物理ＩＡ」，「物理ＩＢ」，「生物ＩＡ」，「生物ＩＢ」 | 12:50～13:50 |
| | 理科② | 「化学ＩＡ」，「化学ＩＢ」，「地学ＩＡ」，「地学ＩＢ」 | 14:40～15:40 |
| | 公民 | 「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」 | 16:30～17:30 |

(3)　疾病，負傷等やむを得ない事情により，大学入試センター試験を受験できない入学志願者を対象として，全国２か所で追試験を実施する。

実施期日は，平成11年１月23日(土)，24日(日)とする。

(4)　追試験の受験者については，所定の基準により，各大学において具体的事由を審査し，許可するものとする。

## 10　再試験の実施

(1)　雪・地震等による災害その他特別の事情により，大学入試センター試験が９の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には，実施できなかった試験分について再試験を実施する。

(2)　再試験の実施期日は，平成11年１月23日(土)，24日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(3)　再試験を10の(2)に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には，追試験も再試験と同一の期日に実施する。

## 11　得点の調整

大学入試センター試験の本試験において次の各科目間で，原則として，20点以上の平均点差が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，得点調整を行う。

なお，得点調整の実施の有無については，平成11年１月22日（金）（予定）に発表する。

(1)　地理歴史の「世界史Ｂ」，「日本史Ｂ」，「地理Ｂ」の間

(2)　公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間

(3)　理科の「物理ＩＢ」，「化学ＩＢ」，「生物ＩＢ」，「地学ＩＢ」の間





## 12　資料の発表

(1)　大学入試センターは，大学入試センター試験の試験問題，正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2)　大学入試センター試験に係る受験者数，平均点，最高点，最低点，標準偏差の統計数値を次のとおり発表する。

①　中間発表　……　平成11年１月20日（水）（予定）

②　最終発表　……　平成11年２月４日（木）（予定）

## 13　成績の請求及び提供等

(1)　各大学は，当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき，入学志願者の大学入試センター試験の成績を，大学入試センターに請求するものとする。

(2)　大学入試センターは，各大学からの請求に基づき，当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，速やかに提供するものとする。

(3)　大学入試センターが，各大学に提供する成績等の内容は，①個人別の科目別得点（国語において特定の分野の利用を指定した大学については，分野別得点を含む。）及びその合計点，②大学入試センター試験の科目別の平均点，標準偏差等とする。

(4)　大学入試センター試験の受験者の個人別成績は，上記(1)，(2)により，各大学に対してのみ提供することとし，その他に対しては提供しないものとする。

(5)　各大学への大学入試センター試験の成績提供は，平成11年２月2日(火)から行うものとする。

(6)　各大学（国立大学を除く。）は，大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては，入学志願者１人１回につき，400円の成績提供手数料を，大学入試センターへ納入するものとする。

(7)　各大学は，提供された大学入試センター試験の個人別成績は，公表されないものであることに留意し，その保管・管理等に十分配慮するものとする。

## 14　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては，身体に障害のある入学志願者に対し，障害の種類・程度に応じ，出題，解答の方法，試験場の整備等，特別の配慮を行う。この場合，盲者の入学志願者に対しては，点字による出題，試験時間の延長，特定試験場の設定等の措置をとることとし，その他の身体に障害のある入学志願者に対しては，必要に応じ拡大文字による出題，試験時間の延長，マーク方式によらない文字又はチェックによる解答，代筆による解答，手話通訳者の配置，介助者の配置，特定試験場の設定等の措置をとることとする。

## 15　試験の実施経費

(1)　大学入試センターは，大学入試センター試験の実施に当たっての業務分担に基づき，予算の範囲内において，各大学が担当する業務に係る経費を負担する。

(2)　公立大学及び私立大学に係る試験の実施経費は，大学入試センターとの間で所要の取り決めを行い，支出するものとする。

## 16　その他

前各項に定めるもののほか，大学入試センター試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，大学入試センターが別に定める。

別紙

## 平成11年度大学入試センター試験出題教科・科目等

| 教　科 | ｸﾞﾙｰﾌﾟ | 出題科目 | 試験時間（配点） | 出題方法等 | 科目選択の方法等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国　語 | | 「国語Ⅰ」<br>『国語Ⅰ・国語Ⅱ』 | 80分<br>(200点) | 「国語Ⅰ」の範囲及び「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を総合した範囲の近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。 | 左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| 地理歴史 | | 「世界史A」<br>「世界史B」<br>「日本史A」<br>「日本史B」<br>「地理A」<br>「地理B」 | 60分<br>(100点) | | 左記出題科目の6科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| 公　民 | | 「現代社会」<br>「倫　理」<br>「政治・経済」 | 60分<br>(100点) | | 左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| 数　学 | ① | 「数学Ⅰ」<br>『数学Ⅰ・数学A』 | 60分<br>(100点) | 『数学Ⅰ・数学A』は，「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。<br>ただし，次に記す「数学A」の4項目の内容のうち，〔数と式〕を含む2項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。<br>〔数と式，平面幾何，数列，計算とコンピュータ〕 | 左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| | ② | 「数学Ⅱ」<br>『数学Ⅱ・数学B』<br>「工業数理」<br>「簿　記」<br>『情報関係基礎』 | 60分<br>(100点) | 『数学Ⅱ・数学B』は，「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。<br>ただし，次に記す「数学B」の4項目の内容のうち，2項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。<br>〔ベクトル，複素数と複素数平面，確率分布，算法とコンピュータ〕<br>『情報関係基礎』は，職業教育を主とする家庭，農業，工業，商業，水産，看護の各科及び総合学科において開設されている情報に関する科目に共通する内容を出題範囲とする。 | 左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。<br><br>ただし，科目選択に当たり，「工業数理」，「簿記」又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。 |
| 理　科 | ① | 「総合理科」<br>「物理ⅠA」<br>「物理ⅠB」<br>「生物ⅠA」<br>「生物ⅠB」 | 60分<br>(100点) | | 左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| | ② | 「化学ⅠA」<br>「化学ⅠB」<br>「地学ⅠA」<br>「地学ⅠB」 | 60分<br>(100点) | | 左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し，解答する。 |
| 外国語 | | 『英　語』<br>「ドイツ語」<br>「フランス語」<br>「中国語」 | 80分<br>(200点) | 『英語』は，「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションA」，「オーラル・コミュニケーションB」及び「オーラル・コミュニケーションC」に共通する事項を出題範囲とする。 | 左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し，解答する。<br><br>ただし，科目選択に当たり，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。 |

備　考　「平成11年度大学入試センター試験実施要項」の13の(3)にいう国語の特定の分野は，出題方法等欄の「近代以降の文章（2問 100点），古典（古文（1問50点），漢文（1問50点））」とする。





(2)　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

平成11年度大学入学者選抜

# 受験案内

## 大学入試センター試験

出願期間　平成10年10月9日(金)～10月21日(水)
試験期日　平成11年1月16日(土)・1月17日(日)

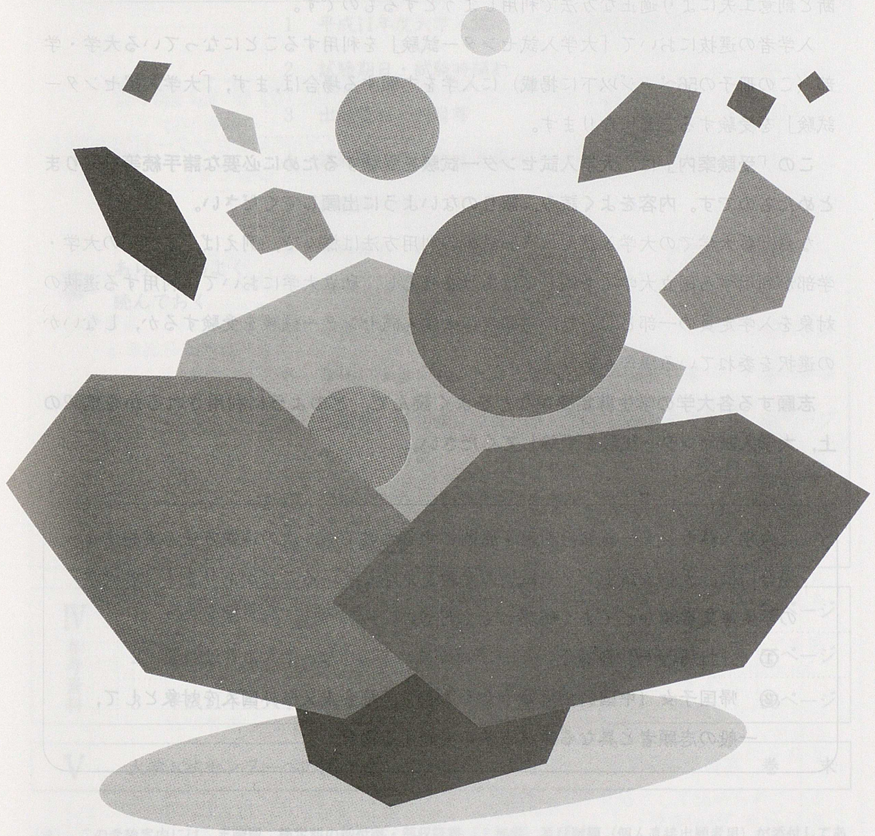

大学入試センター

# この「受験案内」を手にされた皆さんへ

大学入試センター試験は，この試験を利用する国公私立大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施するものです。

この試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものです。その成績は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに役立てるために，それぞれの大学がその判断と創意工夫により適正な方法で利用しようとするものです。

入学者の選抜において「大学入試センター試験」を利用することになっている大学・学部（この冊子の56ページ以下に掲載）に入学を志願する場合は，まず，「大学入試センター試験」を受験することになります。

**この「受験案内」は，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続等を取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないように出願してください。**

なお，各大学での大学入試センター試験の利用方法は様々で，例えば，すべての大学・学部が利用する国立大学でも同じではありませんし，私立大学においては利用する選抜の対象を入学定員の一部としたり，志願者に大学入試センター試験を受験するか，しないかの選択を委ねている場合もあります。

**志願する各大学の学生募集要項などをよく読んで，どのように利用されるかを確認の上，大学入試センター試験を受験してください。**

大学入試センター試験の利用を原則とする大学でも，次の選抜方法を実施する場合には，大学入試センター試験の受験を免除していることがあります。各大学の学生募集要項などでよく確認してください。

① 「推薦入学」の場合

② 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人又は外国人を対象として，一般の志願者と異なる選抜方法を実施する場合





# 目　次


| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ | 志願票に記入する前に | 1　出願の手順 | 2ページ |
| | | 2　出願資格と出願資格を証明する書類 | 2ページ |
| | | 3　検定料の納付方法等 | 6ページ |
| | | 4　志願票の記入方法 | 8ページ |
| | | 5　出願期間と出願方法等 | 12ページ |
| Ⅱ | 志願票が受理されたら | 1　確認はがき | 14ページ |
| | | 2　受験票・写真票・成績請求票 | 15ページ |
| Ⅲ | あらかじめよく読んでおく | 1　平成11年度大学入試センター試験実施日程 | 18ページ |
| | | 2　試験期日・試験時間割 | 19ページ |
| | | 3　出題教科・科目等 | 20ページ |
| | | 4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式 | 22ページ |
| | | 5　試験場の指定 | 28ページ |
| | | 6　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法 | 30ページ |
| | | 7　追試験及び再試験の実施 | 31ページ |
| | | 8　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置 | 32ページ |
| | | 9　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置 | 33ページ |
| | | 10　受験に当たっての主な注意事項 | 34ページ |
| | | 11　得点の調整 | 35ページ |
| Ⅳ | 参考資料 | 1　高等学校等コード表 | 36ページ |
| | | 2　平成11年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程 | 55ページ |
| | | 3　平成11年度大学入試センター試験利用大学一覧 | 56ページ |
| Ⅴ | | 大学入試センターへの問合せ，届出等 | 巻　末 |


（注）　この受験案内には，**志願票，検定料の納付書・領収証書**（２種類）**及び封筒**（個人直接出願者用）**が添付してありますので**，確認してください。

# Ⅰ　志願票に記入する前に

## 1　出願の手順

志願票に記入する前に，まず，**出願の手順について確認**し，必要な手続を行ってください。

〔掲載ページ〕

出願資格を証明する書類の入手　2～5ページ
↓
検定料の納付　6～7ページ
↓
志願票の作成　8～11ページ
↓
出願書類の提出　12～13ページ

## 2　出願資格と出願資格を証明する書類

(1)　**平成11年度大学入試センター試験に出願できる者は，大学入試センター試験を利用する大学に入学を志願する者であって，次のいずれかに該当する者です。**

① 高等学校を卒業した者及び平成11年３月卒業見込みの者

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成11年３月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成11年３月31日までにこれに該当する見込みの者

(2)　出願資格の内訳とその出願資格を証明する書類は，次のとおりです。証明書類は，志願票に添付して提出してください。

① 高等学校を卒業した者及び平成11年３月卒業見込みの者

**ア　高等学校卒業見込者**　（通信制の課程を含む。）
〔平成11年３月高等学校（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者〕

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 学校長から一括して証明されますので，志願者個人ごとには必要ありません。 |

**イ　高等学校卒業者**　（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 卒業証明書（複写（コピー）は不可）〔出身高等学校に請求し入手すること。いつ発行されたものでもよい。〕 |





② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成11年３月修了見込みの者

**○　高等専門学校第３学年修了者及び平成11年３月修了見込者**

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの） |

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成11年３月31日までにこれに該当する見込みの者

**ア　外国の学校等**

外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び平成11年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」合格者，中国引揚者等子女で大学入学のための準備教育を修了したもの等が該当する。）（昭和56年文部省告示第153号）
〔注１〕４～５ページ参照

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 外国において学校教育における12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diplomaを複写（コピー）したものでもよい）<br>文部大臣の指定したものに該当するものは，当該国の検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該施設又は検定試験実施機関の長が発行するもの） |

**イ　在外教育施設**

文部大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成11年３月31日までに修了見込みの者（渋谷幕張シンガポール校，スイス公文学園，トゥレーヌ甲南学園，東海大学付属デンマーク校，立教英国学院，英国四天王寺学園，サウスクイーンズランドアカデミー，英国暁星国際学園，ドイツ桐蔭学園，テネシー明治学院，アルザス成城学園，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園，駿台アイルランド国際学校及び慶應義塾ニューヨーク学院の各高等部がこれに該当する。）（平成３年文部省令第45号）

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 在外教育施設の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該学校長が発行するもの） |

**ウ　文部大臣の指定した者**（昭和23年文部省告示第47号）
〔注２〕５ページ参照

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 出身学校等を卒業又は修了したこと（卒業見込み又は修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの）<br>国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）を複写（コピー）したもの<br>ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した者は，一般的大学入学資格証明書（Zeugnis der allgemeinen Hochschulreife）を複写（コピー）したもの<br>フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を取得した者は，バカロレア資格証書（Diplôme du Baccalauréat de l'Enseignement du Second Degré）を複写（コピー）したもの |

### エ　大学入学資格検定

大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び平成11年３月31日までに合格見込みの者で，平成11年３月31日までに18歳に達するもの

| | |
|---|---|
| 証明書類 | (ア)　大学入学資格検定合格者<br>・「合格証明書」又は「大学入学資格検定合格証書を複写（コピー）したもの」<br>(注)　合格証明書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。 |
| | (イ)　科目合格者の単位(科目)修得による平成10年度大学入学資格検定に合格見込みの者<br>大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受検科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程，通信制の課程又は専修学校の高等課程で，平成11年３月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。<br>・次の①と②の書類<br>①　大学入学資格検定科目合格通知書を複写（コピー）したもの又は平成10年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの<br>②　受検科目に相当する科目の単位(科目)修得見込証明書<br>(注)　科目合格通知書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に，単位(科目)修得見込証明書は，在学する学校にそれぞれ請求し入手すること。 |

### オ　その他

上記ア～エ以外で，大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

| | |
|---|---|
| 証明書類 | 当該大学の学長が発行した認定書等　〔注３〕５ページ参照 |

〔注１〕「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりです。

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，平成11年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，次の表１に掲げる教育施設又は表２に掲げる施設において，我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（表２については，同表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するに必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程）を修了し，かつ，平成11年３月31日までに18歳に達するもの

表１

| | |
|---|---|
| 東京外国語大学外国語学部附属日本語学校 | 国際学友会日本語学校 |
| 東京外国語大学留学生日本語教育センター | 関西国際学友会日本語学校 |
| 大阪外国語大学留学生日本語教育センター | 赴日留学生予備学校 |



表２

| | |
|---|---|
| 上欄 | 北海道中国帰国孤児定着促進センター，宮城中国帰国者定着促進センター，中国帰国者定着促進センター山形分室，福島中国帰国孤児定着促進センター，中国帰国者定着促進センター，中国帰国者定着促進センター長野分室，岐阜中国帰国者定着促進センター，愛知中国帰国孤児定着促進センター，大阪中国帰国者定着促進センター，広島中国帰国者定着促進センター，福岡中国帰国者定着促進センター |
| 中欄 | 北海道，岩手県，山形県，福島県，埼玉県，千葉県，東京都，東京都武蔵野，神奈川県，長野県，静岡県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，高知県，福岡県，長崎県，鹿児島県の各中国帰国者自立研修センター |
| 下欄 | 埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，福岡県の各中国帰国者自立研修センター |

〔注２〕「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりです。

○　専修学校の高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び平成11年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を卒業した者及び平成11年３月卒業見込みの者

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成11年３月31日までに18歳に達するもの

○　ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で平成11年３月31日までに18歳に達するもの

○　フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で平成11年３月31日までに18歳に達するもの

○　旧制の諸学校の特定の課程又は学年の修了者等で，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第４号)による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

〔注３〕　この認定による大学入試センター試験受験者は，出願資格を認定された大学以外の大学への出願は認められません。

出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は，出願する前に，できるだけ早く大学入試センターに照会してください。　(照会先→巻末参照)

なお，外国の学校等の資格により出願する者のうち，特にインターナショナルスクールやアメリカンスクール等の出身者は，日本では出願資格が認められない場合が多くあります。外国の学校等の資格で出願する人は，出願資格の確認等に時間がかかる場合がありますので，早めに照会してください。

# 3　検定料の納付方法等

## (1)　検定料納付に当たっての留意事項

ア　検定料は，**受験する教科数によって納付金額が異なります。**

3教科以上の受験として出願した者（検定料16,000円納付者）は，受験教科数の制限はなく，20～21ページの出題教科・科目の中から自由な組合せで受験できます。

イ　教科は，国語，地理歴史，公民，数学，理科，外国語の6教科があります。

19ページの試験期日・試験時間割のとおり数学と理科は，それぞれ①と②のグループの試験時間帯がありますが，①と②の両方を受験してもそれぞれ数学1教科，理科1教科と数えます。

ウ　**2教科以下の受験として出願した者（検定料10,000円納付者）は，3教科以上を受験することはできません。**

**2教科以下の受験として出願した者は，出願後，3教科以上の受験に変更することはできないので，十分注意してください。**

## (2)　検定料の納付方法

次表により十分確認して，間違いのないよう納付してください。

| | |
|---|---|
| ①　検定料の額 | **・3教科以上　16,000円**<br>**・2教科以下　10,000円** |
| ②　納付期間 | **・9月1日（火）から10月21日（水）まで**<br>できるだけ早い時期に納付し，出願の準備を整えること。 |
| ③　納付場所 | ・銀行等〔都市銀行，地方銀行，信託銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口〕<br>・郵便局（簡易郵便局を除く。）<br>（注）簡易郵便局とは，郵政大臣の委託により，地方公共団体・農業協同組合・消費生活協同組合等が郵便局の窓口業務を代行しているもので，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。 |
| ④　使用する「納付書・領収証書」<br>（注）**どちらか一方を使用すること。** | ・3教科以上を受験する場合<br>納付金額16,000円の「納付書・領収証書」（3枚1組）（白色）を使用すること。<br>・2教科以下を受験する場合<br>納付金額10,000円の「納付書・領収証書」（3枚1組）（緑色）を使用すること。 |
| ⑤　「納付書・領収証書」の記入方法 | 現住所，**入学志願者の氏名**（フリガナ，漢字），高等学校等コード（36～54ページ参照）を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。 |





ア　「納付書・領収証書」には，必ず**入学志願者本人の氏名**を記入してください。

誤って記入した場合（現住所，高等学校等コードを含む。）は，誤記入部分に二重線を引き，余白部分に訂正してください。

イ　納付場所から「納付書・領収証書」（3枚1組中の1枚目）を受け取る際に，領収日付印があることを確認してください。

## (3)　出願に際しての留意事項

**ア　領収日付印の押してある納付済の「納付書・領収証書」を，志願票裏面の所定欄にはり付けて大学入試センターへ提出してください。**

イ　出願する際に納付済の「納付書・領収証書」の氏名，現住所，高等学校等コードの誤記入，未記入等に気がついた場合は，次のようにしてください。

(ｱ)　手元にある納付済の「納付書・領収証書」は訂正，補記した上，志願票の裏面にはり付けてください。

(ｲ)　「官製はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で届け出てください。

（届出先→巻末参照）

①　誤記入，未記入の内容（正・誤が分かるように明記する）
②　氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，高等学校等コード
③　「納付書・領収証書」が手元にある場合には，7桁の納付書番号

ウ　出願に際して，納付済の「納付書・領収証書」を紛失した場合は，大学入試センターに電話で連絡してください。

（連絡先→巻末参照）

エ　納付済の「納付書・領収証書」をはり付けた後に，志願票の記入誤り等で，やむを得ず新しい志願票に書き替えなければならない場合でも，**検定料は二重に納付しないでください。**その場合は，納付済の「納付書・領収証書」を志願票ごと切り取って，新しい志願票の裏面にはり付けてください。

## (4)　その他の留意事項

**ア　検定料を納付せずに出願した場合は，受理しません。**

**イ　出願を受理した後は，いかなる理由があっても既納の検定料は返還しません。**

（注）　検定料を納付したが出願しなかった場合又は検定料を誤って二重に納付した場合は，検定料の返還請求ができるので，①返還請求の理由，②氏名，③現住所，④連絡電話番号，⑤高等学校等コードを明記した検定料返還請求願（様式は問わない）を作成し，「納付書・領収証書」を添付して，大学入試センターに郵送してください。（返還時期は，3月以降を予定しています。）

〔送付先　⇨　〒153－8501　東京都目黒区駒場2丁目19番23号
大学入試センター会計課〕

# 4　志願票の記入方法

## (1)　記入上の注意について

ア　入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」（提出用）**に記入してください。

「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に添付してあるものを使用してください。

イ　「志願票」（提出用）には，必ず入学志願者本人が黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。（身体に障害のある入学志願者で記入が困難な場合は，保護者等が記入してください。）

ウ　誤って記入した場合は，誤記入部分に二重線を引き，余白部分に訂正してください。（訂正は文字がマスからはみ出てもかまいません。なお，修正液は使用しないでください。）

エ　**「①高等学校等コード」欄**

(ｱ)　「高等学校等コード」は，36～54ページの「高等学校等コード表」により記入してください。

(ｲ)　高等学校，盲・聾（ろう）・養護学校，高等専門学校の卒業者は，出身の高等学校等コードを記入してください。

オ　**「④受験教科数」欄**

２教科以下を受験（検定料10,000円）する場合は，「２教科以下受験」の文字を○で囲んでください。（３教科以上を受験する志願者は，囲まないでください。）

**２教科以下の受験として出願した者は，出願後，３教科以上の受験に変更することはできません。**（３教科以上を受験として出願した者は，試験当日に２教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。）

（検定料納付に当たっての留意事項６ページ(1)参照）

カ　**「⑦性別」，「⑧生年月日」欄**

この欄は，**記入漏れが多いので注意してください。**

特に「性別」欄は，試験場を決定する上で重要な事項ですので，必ず記入してください。

キ　**「⑩課程」，「⑪学科」，「⑫卒業見込・卒業の別」欄**

(ｱ)　高等学校卒業見込者は，「１卒業見込」の文字を○で囲んでください。

(ｲ)　高等学校を卒業した者は，「２卒業」の文字を○で囲み，卒業年を記入してください。

(ｳ)　「⑭高等学校卒業者以外」の欄に該当する者は，記入する必要はありません。





ク　**「⑭高等学校卒業者以外」欄**

該当する出願資格の文字を○で囲んでください。

専修学校の高等課程の修了（見込）者，海員学校の本科の卒業（見込）者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲んでください。

ケ　**「現住所」欄**

(ｱ)　高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないでください。**

(ｲ)　高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は，次の事項に注意し**志願票に「現住所」を必ず記入してください。**

①　「現住所」は，住民登録の有無は問いませんが，**確認はがき，受験票等の送付先となります**ので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入してください。

②　団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入してください。下宿等の場合は，「○○○○様方」まで必ず記入してください。

（現住所を大学入試センターの電子計算機に登録する際には**「㉔カタカナ・数字等記入」欄**により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。）

③　**試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので，注意して記入してください。**

## (2)　「別冊子試験問題の配付希望」欄の記入について

別冊子となっている「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，必ずこれらの科目の文字を○で囲んでください。（科目選択については20～21ページ参照）

**記入しなかった場合は，「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子が配付されませんので，十分注意してください。**

（なお，これらの問題冊子の配付を受けた場合でも，「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学B』や『英語』を選択解答することができます。）

## (3)　「受験希望教科・科目」欄の記入について

ア　志願票記入時点での受験希望の教科・科目の文字を○で囲んでください。（「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」を除く。）

（科目選択については20～21ページ参照）

イ　この欄は，試験場設定等の基礎資料とするために記入していただくもので，実際に受験する教科・科目は，試験当日，試験場で変更することができます。

例えば，地理歴史で「世界史A」を受験希望した者が，試験当日，「日本史B」に変更することや，３教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「３教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することもできます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。

ただし，２教科以下の受験として出願した者は，３教科以上を受験することはできません。

## (4) 志願票の記入例

○ 高等学校卒業見込者は，「１卒業見込」の文字を○で囲んでください。
高等学校を卒業した者は「２卒業」の文字を○で囲み，卒業年を記入してください。例えば，平成10年３月に卒業した者は，「２卒業」の文字を○で囲み［１］［０］と記入してください。
なお，「⑭高等学校卒業者以外」の欄に該当する者は記入しないでください。

○ 高等学校等コード表(36～54ページ)の該当するコード及び高等学校名を記入してください。
高等学校卒業以外の資格で出願する者は出願資格を記入してください。

○ 志願者全員が必ず記入してください。(自宅以外の下宿，寮，実家等でも結構です。)

○ この６科目については，出願時に希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。
この６科目の配付を希望する場合だけ，その科目の文字を○で囲んでください。

○ 高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は，現住所を記入してください。

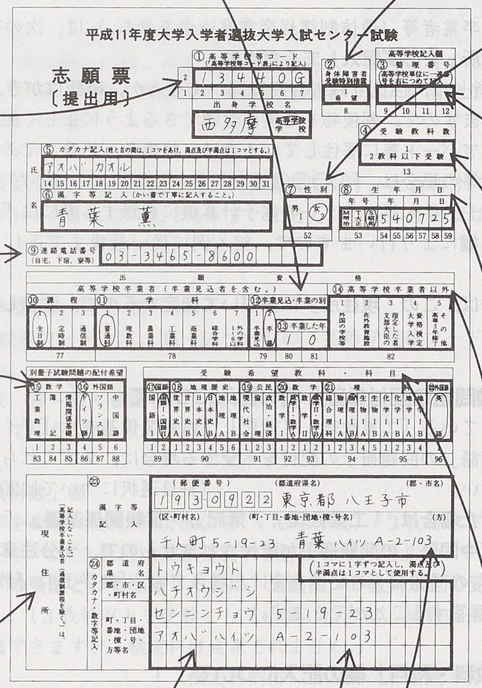


○ 濁点及び半濁点は１コマとして使用し，区切りごとに１コマあけてください。
現住所を登録する際には「㉔カタカナ・数字等記入」欄により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。

○ 下宿等の場合は「○○○○様方」まで必ず記入してください。

○ 身体障害者で受験の際に特別な措置を必要とする場合は「希望」の文字を○で囲んでください。

○ 該当する文字を○で囲んでください。

○ 志願者は記入しないでください。

○ ２教科以下を受験する者だけ「２教科以下受験」の文字を○で囲んでください。

○ 該当する年号の文字を○で囲んでください。
月日が１ケタの場合は，あたまに０を記入してください。

○ 高等学校卒業以外の資格で出願する場合は，該当する資格の文字を○で囲んでください。

○ 志願票記入時点での受験希望教科・科目の文字を○で囲んでください。
なお，受験する教科・科目は，試験当日，試験場で変更することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。



出願期間 平成10年10月９日(金)～10月21日(水)（10月21日消印有効）

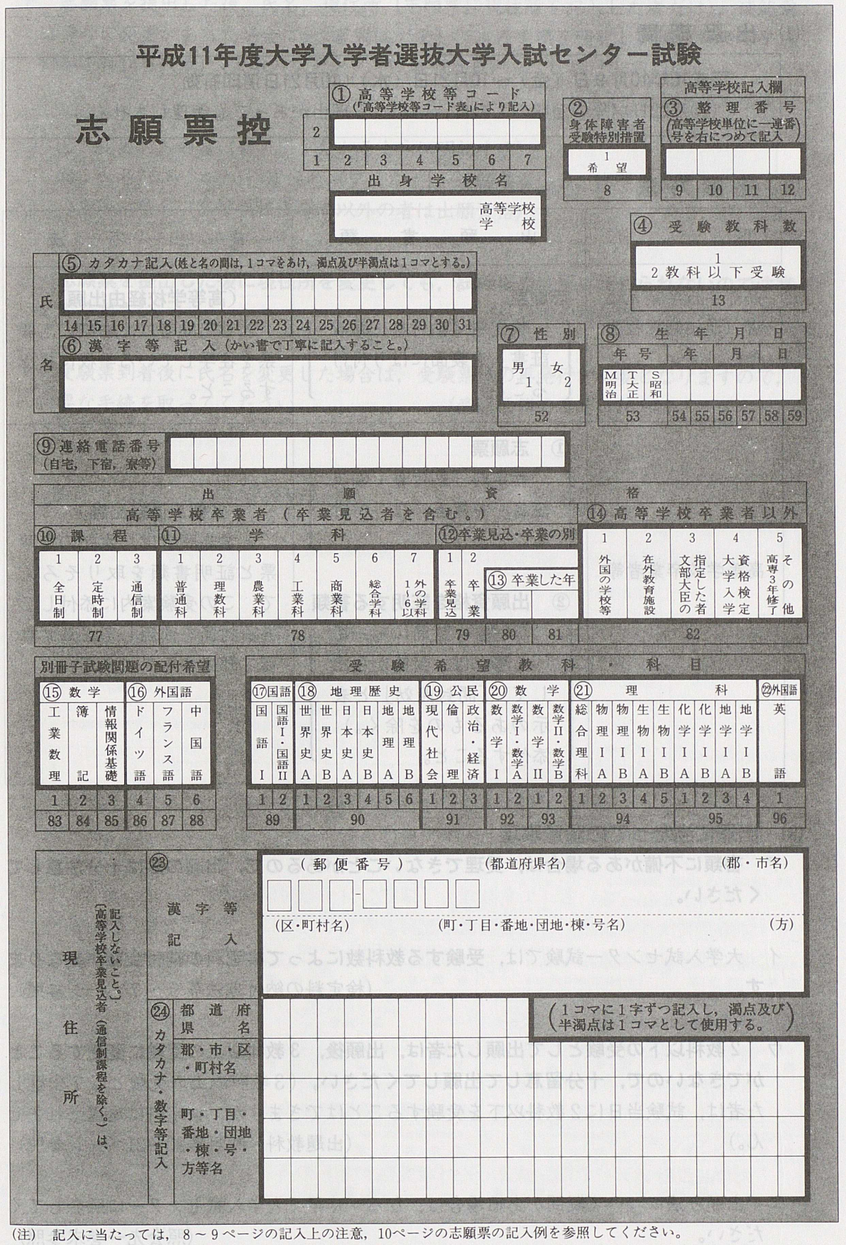


(注) 記入に当たっては，８～９ページの記入上の注意，10ページの志願票の記入例を参照してください。

# 5　出願期間と出願方法等

## (1)　出 願 期 間

平成10年10月９日（金）～10月21日（水）（10月21日消印有効）
（10月22日以降の消印のものは，いかなる理由があっても受理しません。）

## (2)　出 願 方 法

| 区　　分 | 出　願　書　類 | 提　出　方　法 |
|---|---|---|
| 高等学校卒業見込者（通信制課程を含む。） | **志願票**<br>（検定料「納付書・領収証書」を裏面にはり付けること。） | **（高等学校経由出願）**<br>入学志願者は，左記の志願票を在学している学校に提出すること。 |
| 高等学校卒業者等 | ①　**志願票**<br>（検定料「納付書・領収証書」を裏面にはり付けること。）<br>②　**出願資格を証明する書類**<br>（証明書が封筒に入っている場合は，封筒から出して（「開封無効」と表示のあるものを除く。）添付すること。） | **（個人直接出願）**<br>入学志願者は，左記の志願票と証明書類を取りそろえて，この受験案内に添付してある封筒を使用して，必ず書留で郵送すること。 |

## (3)　出願に当たっての留意事項

ア　**書類に不備がある場合は，受理できないことがあるので，出願の際は十分注意してください。**

イ　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります。**
（検定料の納付方法等６～７ページ参照）

ウ　**２教科以下の受験として出願した者は，出願後，３教科以上の受験に変更することができないので，十分留意して出願してください。**（３教科以上の受験として出願した者は，試験当日に２教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。）
（出題教科・科目等20～21ページ参照）

エ　出願方法について疑問がある場合は，なるべく早く大学入試センターに照会してください。
（照会先→巻末参照）





## (4)　出願後の留意事項

ア　志願票を提出した後，氏名，現住所（志願票に現住所を記入した者だけ），連絡電話番号に変更があった場合は，「官製はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で平成11年１月14日（木）（大学入試センター試験前々日）までに届け出てください。
（届出先→巻末参照）

①　変更した内容（新・旧が分かるように明記する）
②　氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

イ　**志願票を提出した後に現住所を変更しても，試験場の変更は認められないので注意してください。**
（試験場の指定28～29ページ参照）

ウ　受験票到着後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行が必要となりますので，必要な手続を取ってください。
（受験票等の再発行16～17ページ参照）

## Ⅱ　志願票が受理されたら

# 1 確認はがき

### (1)　確認はがきの送付

大学入試センターは，**受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，入学志願者に照合確認を求める**ための確認はがきを10月下旬から11月上旬にかけて，高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）は在学している学校を経由して送付し，高等学校卒業者等はそれぞれ本人に直接送付します。

なお，確認はがきが，11月13日㈮までに届かない場合は，必ず大学入試センターに電話で届け出てください。

（届出先→巻末参照）

### 確認はがき（見本）　（表　面）

郵便はがき

東京中央局
料金後納
郵便

| | |
|---|---|
| 高等学校等コード | 13440G<br>西多摩 |
| 性別 | 女 |
| 生年月日 | 昭和55年07月25日 |
| 連絡電話番号 | 03－3465－8600 |
| 受験教科数 | 3教科以上受験 |
| 別冊子試験問題の配付希望 | ドイツ語 |

西多摩高等学校

（アオバ　カオル）
青　葉　薫　殿
（00000011－010001）

重要

平成10年11月07日発行

〒　153－8501
東京都目黒区駒場２丁目19番23号
大学入試センター事業第一課
電話　03－3465－8600

ア　氏名及び現住所は，慣用の字体又はカタカナで表記されている場合がありますが，これは登録の誤りではありませんので修正し届け出る必要はありません。

イ　別冊子となっている「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の試験問題の配付を希望した者は，別冊子試験問題の配付希望欄に「当該科目名」が表示され，希望しない者には「なし」と表示されます。

### (2)　登録事項の確認について

確認の結果，登録事項に誤りがなかった場合は，返送する必要はありません。

登録事項に誤りがあった場合は，誤りがあった箇所を「赤のボールペン」で修正した「確認はがき」を封筒に入れて，**速達郵便で受領日を含めできる限り２日以内**に返送してください。

大学入試センターでは，修正した「確認はがき」の再送付はしません。電子計算機の登録内容を変更したあと受験票等を送付しますので，受験票で確認してください。

（返送先→巻末参照）





# 2 受験票・写真票・成績請求票

### (1)　受験票等の送付

大学入試センターは，志願票の記入内容を確認した後，下の見本のような受験票・写真票・成績請求票を「受験上の注意」とともに，12月上旬から中旬にかけて次表のとおり送付します。

なお，受験票等が12月18日㈮までに届かない場合は，必ず大学入試センターに再発行を申請してください。

（受験票等の再発行16～17ページ参照）

| 区　分 | 送付方法 |
|---|---|
| 高等学校卒業見込者<br>（通信制課程を除く。） | 在学している**学校を経由**して送付します。 |
| 高等学校卒業者等<br>（通信制課程卒業見込者を含む。） | 本人に**直接送付**します。 |

### 受験票・写真票・成績請求票（見本）

受　験　票　　写　真　票

①　大学入試センター試験受験時に持参
②　各大学の個別学力試験受験時に持参
③　各大学の入学手続時に持参

〔大学入試センター試験受験時に持参〕

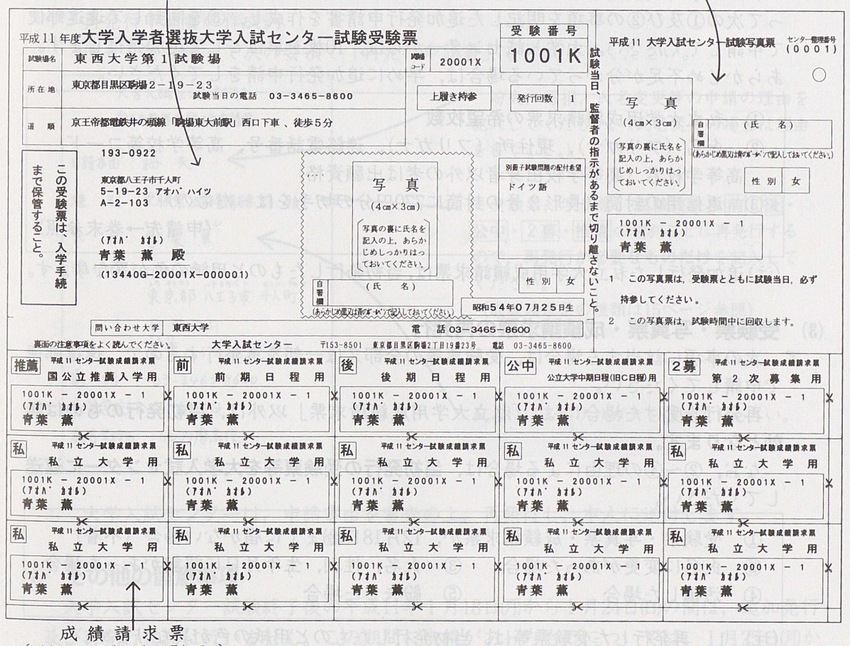

## (2) 受験票・写真票・成績請求票の受領後の取扱い

ア　受験票・写真票の取扱い

(ｱ)　受験票・写真票にはる写真（白黒・カラーを問いません。）は，縦４cm・横３cmの大きさで試験日前３か月以内に撮影した上半身無帽の写真（裏に氏名を書くこと。）を用意してください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**

(ｲ)　受験票と写真票の所定欄に写真をしっかりはり，自署欄へ志願者本人が氏名を記入しておいてください。（身体に障害のある入学志願者で記入が困難な場合は，保護者等が記入してください。）

(ｳ)　受験票と写真票は，大学入試センター試験当日，**試験場に必ず持参しなければなりません。**

(ｴ)　**受験票は，各大学の個別学力試験**及び**入学手続の際**にも，必要となるので，大切に保管しておいてください。詳しくは各大学の募集要項等により十分確認してください。

イ　国公立大学用成績請求票の取扱い

(ｱ)　各大学に出願する際，各大学の募集要項をよく読み，指定されている成績請求票をはり付けて出願してください。

(ｲ)　大学入試センター試験を課さない国公立大学の推薦入学に出願する場合は，「国公立推薦入学用」の成績請求票をはる必要はありません。（国公立大学の推薦入学は，一つの大学・学部にしか出願できないので注意してください。）

ウ　私立大学用成績請求票の追加発行

私立大学用成績請求票を当初発行の10枚を超えて必要とする場合は，便せん等を使って次の①及び②の事項を明記した追加発行申請書を作成し，③を同封して速達郵便で申請してください。大学入試センターからは，10枚を単位として追加発行します。あらかじめ不足が分かっている場合は，早めに追加発行申請をしてください。

①　私立大学用成績請求票の**希望枚数**
②　氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）
③　返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの）
（申請先→巻末参照）

(注)追加発行した私立大学用成績請求票は，当初発行したものと用紙の色が異なります。

## (3) 受験票・写真票・成績請求票の再発行

ア　次の事項に該当する場合は，受験票等の全部又は一部を再発行するので，速達郵便で申請してください。

再発行を受けた場合には，「私立大学用成績請求票」以外は，**当初発行のものは無効となります。**

なお，②～④の理由による場合は，**当初発行の受験票等を大学入試センターに返送**してください。

①　受験票・写真票・成績請求票が，12月18日(金)までに届かない場合（不着）
②　氏名に変更があった場合　　③　氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
④　汚損した場合　　⑤　紛失した場合

(注)　1　再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なります。
　　2　「現住所の変更・誤り」の場合は，再発行の必要はありません。





イ　再発行申請の必要書類　（申請先→巻末参照）

| | 区　分 | 必要書類等 |
|---|---|---|
| 大学入試センター試験受験前 | 「受験票」，「写真票」，「成績請求票」を再発行申請する場合 | 紛失，汚損，氏名変更等の場合<br>①　ウの再発行申請書<br>②　紛失以外は当初発行の受験票等<br>③　返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの）<br>不着の場合<br>官製はがきに「ウの再発行申請書」の内容を書いて申請すること。 |
| 大学入試センター試験受験後 | 「受験票」，「成績請求票」を再発行申請する場合 | ①　ウの再発行申請書<br>②　紛失以外は当初発行の受験票等<br>③　写真　１枚<br>・写真の大きさは，縦４cm，横３cm，申請日前３か月以内に撮影した上半身無帽のもの。<br>当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。<br>④　署名　１枚<br>・縦１cm，横４cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで横書きに自署したもの。<br>⑤　返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの） |
| | 「受験票」のみを再発行申請する場合 | |
| | 「成績請求票」のみを再発行申請する場合 | ①　ウの再発行申請書<br>②　紛失以外は当初発行の成績請求票<br>③　返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの） |

ウ　再発行申請書の作成例

便せん等を使って次の要領で「再発行申請書」を作成してください。

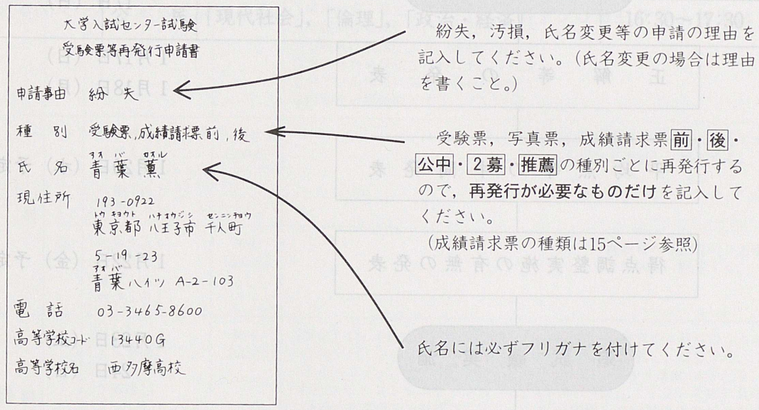


エ　大学入試センターは，申請事由を審査の上，再発行し，本人に送付します。

## (4) その他の留意事項

大学入試センター試験終了後の平成11年１月18日(月)から１月24日(日)の間は，追加発行及び再発行業務は行いません。この期間に申請があったものについては，１月25日(月)から本人あてに送付します。

Ⅲ　あらかじめよく読んでおく

# 1　平成11年度大学入試センター試験実施日程

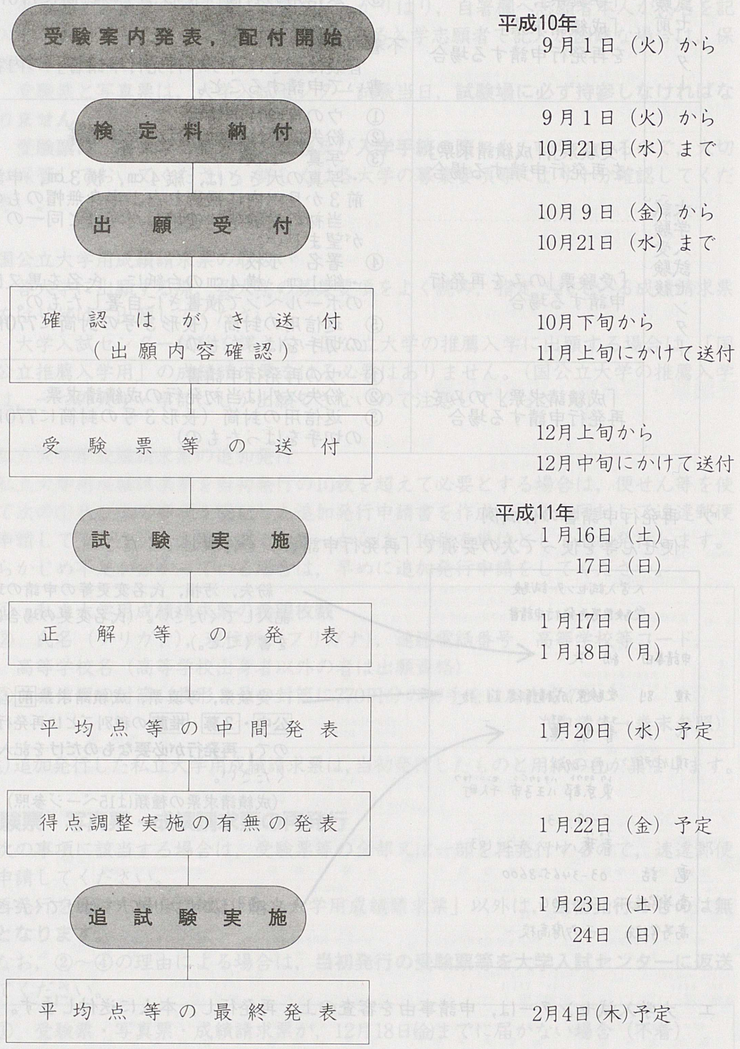






# 2　試験期日・試験時間割

| 期　日 | 出題教科・科目 | | 試験時間 |
|---|---|---|---|
| 平成11年<br>1月16日(土) | 外国語 | 『英語』，「ドイツ語」，<br>「フランス語」，「中国語」 | 10:00～11:20 |
| | 地理歴史 | 「世界史A」，「世界史B」，「日本史A」，<br>「日本史B」，「地理A」，「地理B」 | 12:50～13:50 |
| | 数学① | 「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学A』 | 14:40～15:40 |
| | 数学② | 「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学B』，<br>「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』 | 16:30～17:30 |
| 1月17日(日) | 国語 | 「国語Ⅰ」，『国語Ⅰ・国語Ⅱ』 | 10:00～11:20 |
| | 理科① | 「総合理科」，「物理ⅠA」，「物理ⅠB」，<br>「生物ⅠA」，「生物ⅠB」 | 12:50～13:50 |
| | 理科② | 「化学ⅠA」，「化学ⅠB」，<br>「地学ⅠA」，「地学ⅠB」 | 14:40～15:40 |
| | 公民 | 「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」 | 16:30～17:30 |

# 3　出題教科・科目等

大学入試センター試験を利用する大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

⑴　出題教科・科目等は次ページのとおりです。

⑵　大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式によります。

⑶　３教科以上の受験として出願した者は，受験教科数の制限はありませんが，２教科以下の受験として出願した者は，２教科を超える教科の選択はできませんので注意してください。　（検定料納付に当たっての留意事項６ページ⑴参照）

⑷　受験者は，試験室において出願時に受験希望した科目を変更して解答することができます。

**ただし，別冊子となっている「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」は，出願時に問題冊子の配付を希望しなければ，配付されませんので注意してください。**　（志願票の記入方法９ページ⑵参照）





## ⑸　出題教科・科目等

| 教　科 | グループ | 出　題　科　目 | 試験時間（配点） | 出　題　方　法　等 | 科目選択の方法等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国　語 | | 「国語Ⅰ」<br>『国語Ⅰ・国語Ⅱ』 | 80分（200点） | 「国語Ⅰ」の範囲及び「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を総合した範囲の近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。 | 左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 地理歴史 | | 「世界史Ａ」<br>「世界史Ｂ」<br>「日本史Ａ」<br>「日本史Ｂ」<br>「地理Ａ」<br>「地理Ｂ」 | 60分（100点） | | 左記出題科目の６科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 公　民 | | 「現代社会」<br>「倫理」<br>「政治・経済」 | 60分（100点） | | 左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 数　学 | ① | 「数学Ⅰ」<br>『数学Ⅰ・数学Ａ』 | 60分（100点） | 『数学Ⅰ・数学Ａ』は，「数学Ⅰ」と「数学Ａ」を総合した出題範囲とする。<br>ただし，次に記す「数学Ａ」の４項目の内容のうち，〔数と式〕を含む２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。<br>〔数と式，平面幾何，数列，計算とコンピュータ〕 | 左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| | ② | 「数学Ⅱ」<br>『数学Ⅱ・数学Ｂ』<br>「工業数理」<br>「簿記」<br>『情報関係基礎』 | 60分（100点） | 『数学Ⅱ・数学Ｂ』は，「数学Ⅱ」と「数学Ｂ」を総合した出題範囲とする。<br>ただし，次に記す「数学Ｂ」の４項目の内容のうち，２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。<br>〔ベクトル，複素数と複素数平面，確率分布，算法とコンピュータ〕<br>『情報関係基礎』は，職業教育を主とする家庭，農業，工業，商業，水産，看護の各科及び総合学科において開設されている情報に関する科目に共通する内容を出題範囲とする。 | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。<br>ただし，科目選択に当たり，「工業数理」，「簿記」又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。 |
| 理　科 | ① | 「総合理科」<br>「物理ＩＡ」<br>「物理ＩＢ」<br>「生物ＩＡ」<br>「生物ＩＢ」 | 60分（100点） | | 左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| | ② | 「化学ＩＡ」<br>「化学ＩＢ」<br>「地学ＩＡ」<br>「地学ＩＢ」 | 60分（100点） | | 左記出題科目の４科目のうちから１科目を選択し，解答する。 |
| 外国語 | | 『英語』<br>「ドイツ語」<br>「フランス語」<br>「中国語」 | 80分（200点） | 『英語』は，「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションＡ」，「オーラル・コミュニケーションＢ」及び「オーラル・コミュニケーションＣ」に共通する事項を出題範囲とする。 | 左記出題科目の４科目のうちから１科目を選択し，解答する。<br>ただし，科目選択に当たり，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。 |

（注）１　「国語」の出題分野別の配点は，「近代以降の文章（２問100点），古典（古文（１問50点），漢文（１問50点））」とする。
２　「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（ＳＩ）に統一する。
３　数学①及び数学②においても，他の教科・科目と同様に補助具（そろばん，電卓，グラフ用紙，定規，コンパス等）の使用は認めない。

# 4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

(1)　試験当日，受験者に配付される試験問題冊子の種類は次のとおりとなっています。

| 試験問題冊子の種類 | 内　　訳 |
|---|---|
| 外　国　語 | 『英語』一冊 |
| 外国語(別冊子) | 「ドイツ語」,「フランス語」,「中国語」の３科目合わせて一冊 |
| 地　理　歴　史 | 「世界史A」,「世界史B」,「日本史A」,「日本史B」,「地理A」,「地理B」の６科目合わせて一冊 |
| 数　学　① | 「数学Ⅰ」,『数学Ⅰ・数学A』の２科目合わせて一冊 |
| 数　学　② | 「数学Ⅱ」,『数学Ⅱ・数学B』の２科目合わせて一冊 |
| 数学②(別冊子) | 「工業数理」,「簿記」,『情報関係基礎』の３科目合わせて一冊 |
| 国　　語 | 「国語Ⅰ」,『国語Ⅰ・国語Ⅱ』の２科目合わせて一冊 |
| 理　科　① | 「総合理科」,「物理ⅠA」,「物理ⅠB」,「生物ⅠA」,「生物ⅠB」の５科目合わせて一冊 |
| 理　科　② | 「化学ⅠA」,「化学ⅠB」,「地学ⅠA」,「地学ⅠB」の４科目合わせて一冊 |
| 公　　民 | 「現代社会」,「倫理」,「政治・経済」の３科目合わせて一冊 |

(注)　外国語（別冊子）及び数学②（別冊子）は，大学入試センター試験の出願時に問題冊子の配付を希望しなければ配付されません。

(2)　(1)のとおり，複数の科目が**同一の冊子に編集されるので，受験時に解答する科目の選択方法を間違えないよう**，あらかじめ問題冊子の注意事項等（抜粋）(23～27ページ)をよく読んでおいてください。

(3)　**解答用紙**（マークシート）は，試験時間ごとに１枚配付されるので，選択解答する科目のマークを間違えないよう，あらかじめ解答用紙の様式（見本）(23～27ページ）をよく見ておいてください。

(4)　数学①，数学②，理科①，理科②の解答用紙（マークシート）では，選択した問題番号に対応した解答欄にマークすることになりますので，間違えないよう十分注意してください。





(5)　試験問題冊子の注意事項等

国　語（外国語，地理歴史，公　民　は類似のため省略。）

①　試験問題冊子の注意事項（抜粋）

**国　語**　〔国語Ⅰ　国語Ⅰ・国語Ⅱ〕　（200点 80分）

**注　意　事　項**

1
2　}――省　略――

3　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。問題は４問あり，両科目とも，第１問，第２問は「近代以降の文章」，第３問は「古文」，第４問は「漢文」の問題です。

なお，大学が指定する特定分野のみを解答する場合でも，試験時間は80分です。

| 出題科目 | ページ | 選択方法 |
|---|---|---|
| 国　語　Ⅰ | ○～○ | 左の２科目のうちから１科目を選択し，解答しなさい。 |
| 国語Ⅰ・国語Ⅱ | ○～○ | |

4　――省　略――

5　**解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。**

①　**受験番号欄**
**受験番号**(数字及び英字)を**記入**し，さらにその下のマーク欄に**マーク**しなさい。
**正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。**

②　**氏名欄，試験場コード欄**
**氏名・フリガナ**及び**試験場コード**（数字及び英字）を**記入**しなさい。

③　**解答科目欄**
**解答する科目名**を一つ選び，科目の下の○に**マーク**しなさい。**マークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，０点**となります。

6　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，$\boxed{10}$ と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，次の(例)のように**解答番号10の解答欄**の ③ に**マーク**しなさい。

(例)

| 解答番号 | 解　答　欄 |
|---|---|
| 10 | ① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⓪ |

7
8　}――省　略――

②　解答用紙の様式（見本）

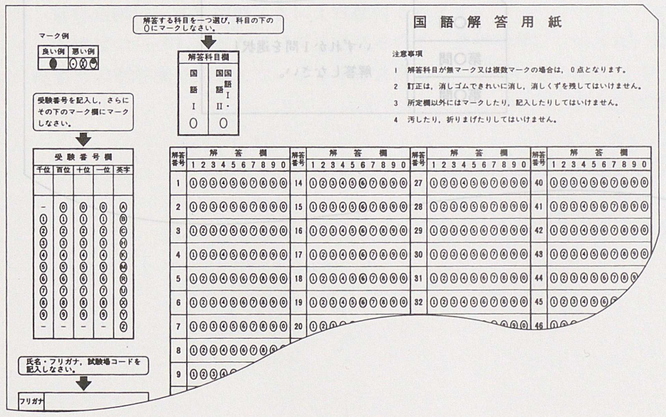


○　解答用紙は，試験時間ごとに１枚配付されます。

数　学（数学①を例に示す。）

○　数学の試験問題は，原則として，各ページの上段に問題が印刷され，下段が下書き部分となっています。

①　試験問題冊子の注意事項（抜粋）

## 数　学　①　〔数学Ⅰ　数学Ⅰ・数学A〕　（100点 / 60分）

**Ⅰ　注　意　事　項**

1　――省　略――

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

| 出　題　科　目 | ページ | 選　択　方　法 |
|---|---|---|
| 数　学　Ⅰ | ○～○ | 左の2科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。 |
| 数学Ⅰ・数学A | ○～○ | |

3
4　} ――省　略――

5　選択問題については，解答する問題を決めたあと，その問題番号の解答欄に，解答しなさい。ただし，**指定された問題数をこえて解答してはいけません。**

6
7　} ――省　略――

**Ⅱ　解答上の注意**

――省　略――

②　『数学Ⅰ・数学A』の試験問題の最初のページ（抜粋）

## 数学Ⅰ・数学A

| 問　題 | 選　択　方　法 |
|---|---|
| 第1問 | 必　答 |
| 第○問 | いずれか1問を選択し，解答しなさい。 |
| 第○問 | |
| 第○問 | |





③　解答用紙の様式（見本）

第1面

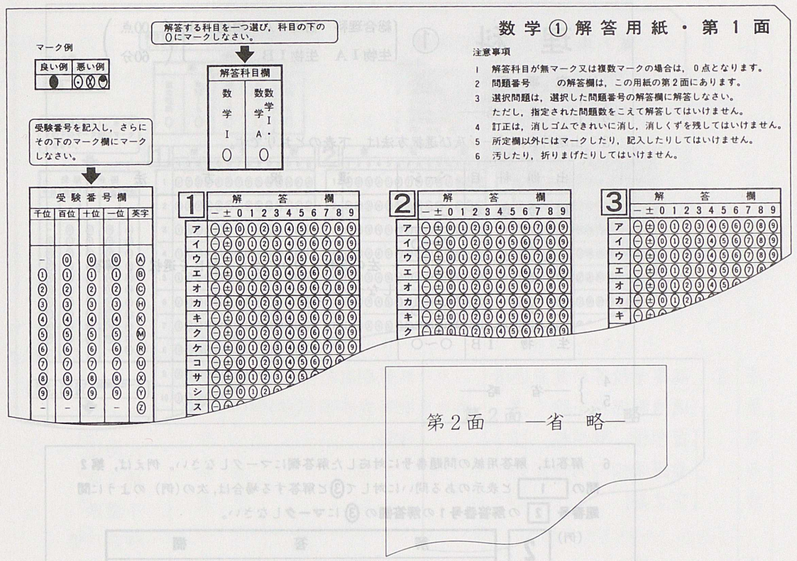


○　解答用紙は，試験時間ごとに1枚配付されます。

○　解答は，解答用紙の問題番号に対応した解答欄にマークしなさい。例えば，**第3問** ア と表示のある問いに対して1と解答する場合は，**問題番号** 3 **の解答記号アの①にマーク**しなさい。

答案はマークしたとおりに採点されるので，選択問題については，選択した問題番号の解答欄を間違えないよう十分注意してください。

理　科（理科①を例に示す。）

①　試験問題冊子の注意事項（抜粋）

## 理　科　①　［総合理科　物理ⅠA　物理ⅠB／生物ⅠA　生物ⅠB］（100点／60分）

注　意　事　項

1
2　}　──省　略──

3　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

| 出題科目 | ページ | 選択方法 |
|---|---|---|
| 総合理科 | ○～○ | 左の5科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。 |
| 物理ⅠA | ○～○ | |
| 物理ⅠB | ○～○ | |
| 生物ⅠA | ○～○ | |
| 生物ⅠB | ○～○ | |

4
5　}　──省　略──

6　解答は，解答用紙の問題番号に対応した解答欄にマークしなさい。例えば，**第2問の** 1 と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の(例)のように**問題番号** 2 **の解答番号1の解答欄の** ③ **にマークしなさい。**

(例)

| 2 | 解答欄 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | a | b | c | d |
| 1 | ① | ② | ● | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ |

7　選択問題については，解答する問題を決めたあと，その問題番号の解答欄に解答しなさい。ただし，**指定された問題数をこえて解答してはいけません。**

8
9　}　──省　略──



②　解答用紙の様式（見本）

第1面

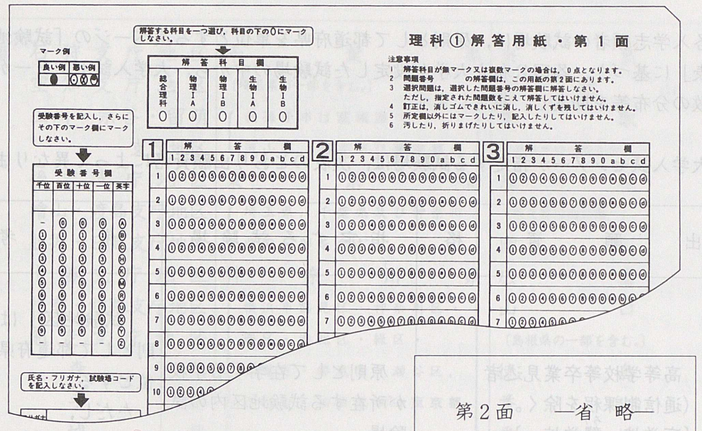


第2面　──省　略──

○　解答用紙は，試験問題ごとに1枚配付されます。

○　答案はマークしたとおりに採点されるので，選択問題については，選択した問題番号の解答欄を間違えないよう十分注意してください。

# 5 試験場の指定

⑴ 各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき，各国公私立大学が設定した試験場の中から，大学入試センターが志願者数の分布等を勘案し，指定します。

⑵ 大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なります。

| 出願資格 | 指定する試験場 | 備考 |
|---|---|---|
| ① 高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）〔盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。〕 | 原則として在学する学校が所在する試験地区内の試験場 | 「試験地区」は，原則として都道府県を単位とする。ただし，北海道，埼玉県，千葉県，神奈川県，大阪府，兵庫県，島根県，長崎県，鹿児島県，沖縄県にあっては，次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。 |
| ② 高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。） | 原則として志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場 | |

⑶ 各入学志願者の試験場は，受験票に記載して通知します。

⑷ **指定された試験場以外での受験は認めません。**

⑸ **出願後の現住所変更による試験場の変更は認めません。**





試験地区区分表（試験地区名）

| | | |
|---|---|---|
| 北海道 石狩支庁地区 | 千葉県〔埼玉県の一部を含む。〕 | 奈良県 |
| 〃 空知支庁地区 | （我孫子市は**茨城県**へ，流山市，浦安市は**東京都**へ） | 和歌山県 |
| 〃 上川・宗谷・留萌支庁地区 | 東京都（埼玉県，千葉県及び神奈川県の一部を含む。） | 鳥取県〔兵庫県の一部を含む。〕 |
| 〃 後志支庁地区 | 神奈川県（横浜市鶴見区・神奈川区・西区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・瀬谷区，川崎市，相模原市は**東京都**へ） | 島根県〔鹿足郡は**山口県**へ〕 |
| 〃 檜山・渡島支庁地区 | 新潟県 | 岡山県 |
| 〃 胆振・日高支庁地区 | 富山県 | 広島県 |
| 〃 十勝支庁地区 | 石川県 | 山口県〔島根県の一部を含む。〕 |
| 〃 根室・釧路支庁地区 | 福井県 | 徳島県 |
| 〃 網走支庁地区 | 山梨県 | 香川県 |
| 青森県 | 長野県 | 愛媛県 |
| 岩手県 | 岐阜県 | 高知県 |
| 宮城県 | 静岡県 | 福岡県〔長崎県の一部を含む。〕 |
| 秋田県 | 愛知県 | 佐賀県 |
| 山形県 | 三重県 | 長崎県（壱岐郡，対馬支庁は**福岡県**へ） |
| 福島県 | 滋賀県 | 熊本県 |
| 茨城県〔千葉県の一部を含む。〕 | 京都府〔大阪府の一部を含む。〕 | 大分県 |
| 栃木県〔埼玉県の一部を含む。〕 | 大阪府（守口市，枚方市，寝屋川市，門真市，交野市は**京都府**へ） | 宮崎県 |
| 群馬県〔埼玉県の一部を含む。〕 | 兵庫県〔兵庫県の一部を含む。〕 | 鹿児島県（大島郡和泊町・知名町・与論町は**沖縄県**へ） |
| 埼玉県（久喜市，幸手市，北葛飾郡鷲宮町は**栃木県**へ，行田市，本庄市，深谷市は**群馬県**へ，越谷市は**千葉県**へ，川口市，所沢市，春日部市，狭山市，草加市，蕨市，戸田市，入間市，鳩ヶ谷市，朝霞市，志木市，和光市，新座市，上福岡市，坂戸市，鶴ヶ島市は**東京都**へ） | 兵庫県（城崎郡香住町，美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町は**鳥取県**へ，川西市，川辺郡猪名川町は**大阪府**へ） | 沖縄県 那覇地区（那覇市，石川市，具志川市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，国頭郡，中頭郡，島尻郡〔鹿児島県の一部を含む。〕） |
| | | 〃 宮古地区〔平良市，宮古郡〕 |
| | | 〃 石垣地区〔石垣市，八重山郡〕 |

# 6　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法

⑴　大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**各入学志願者は，志望する大学の募集要項等により，これらを確認の上，受験してください。

⑵　大学入試センターは，大学入試センター試験を利用する各大学からの請求に基づき，**請求した大学が，入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち，当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，請求した各大学に対して提供**します。

なお，国語の特定分野を利用する大学へは，国語の分野別（「近代以降の文章」，「古典（古文，漢文）」）の成績も提供します。

⑶　利用大学の教科・科目の指定と，指定された教科・科目数を超えて受験した場合の大学への成績提供等を例示すると，次のとおりです。

| 志願者に対する大学の指定 | 大学入試センターから大学への成績の提供 | 利用方法 |
|---|---|---|
| 国語，地理歴史，外国語の３教科から１教科選択 | 当該大学を志願した受験者が国語，地理歴史，外国語を受験していれば，この３教科の全部の成績 | いずれの教科・科目が選抜に利用されるかは，各大学の募集要項等で確認してください。 |
| 「物理ⅠA」，「物理ⅠB」，「化学ⅠA」，「化学ⅠB」の４科目から１科目選択 | 当該大学を志願した受験者が「物理ⅠB」と「化学ⅠB」を受験していれば，この２科目の成績 | |

⑷　２教科以下の受験として出願した者の成績提供について

ア　２教科以下の受験として出願した者の成績提供についても，基本的には上記⑴～⑶のとおりです。

イ　**２教科以下の受験として出願した者が，誤って３教科以上を受験していた場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，当該志願者の「受験した教科」として成績を提供します。**





# 7　追試験及び再試験の実施

## ⑴　追試験の実施

ア　追試験の対象者

> ①　**疾病・負傷**により試験を受験できない者
>
> ②　**試験場に向かう途中の事故**により試験を受験できない者
>
> ③　**その他やむを得ない事由**により試験を受験できない者

イ　実施期日は，平成11年１月23日(土)，24日(日)とします。

ただし，この期日より後に⑵の再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。

ウ　試験時間及び出題教科・科目等は，19ページのとおりです。

エ　追試験の試験場は，全国を２地区に分け地区ごとに１か所設定します。

なお，地区別の試験場は，受験票を送付する際同封する「受験上の注意」に明示します。

オ　追試験の受験申請

本人又は代理人が，「受験票」に記載されている「問い合わせ大学」に行き申請してください。申請の受付時間，申請方法等の詳細については，「受験上の注意」に明示します。

## ⑵　再試験の実施

ア　再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，本試験が所定の期日に実施できないか又は完了しなかった場合に実施します。なお，この再試験についての追試験はありません。

イ　再試験の実施期日は，平成11年１月23日(土)，24日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

# 8　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

### (1)　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア　大学入試センター試験では，次表に掲げる身体に障害のある入学志願者（これに準ずる者を含む。）のために，その障害の種類・程度に応じ，点字による出題，マーク方式によらない文字又はチェックによる解答，代筆による解答，試験時間の延長，特定試験室の設定等の特別措置（詳しくは「受験案内（別冊）」に掲載）を行うこととしています。

| 区　分 | 身　体　障　害　の　程　度 |
|---|---|
| 盲　者<br>（強度の弱視者を含む。） | 1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの<br>2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの |
| 聾（ろう）者<br>（強度の難聴者を含む。） | 1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの<br>2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 肢体不自由者 | 1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの<br>2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの<br>5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者<br>（身体虚弱者を含む。） | 1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの |

（注）　学校教育法施行令第22条の３の規定に準拠した。

イ　特別措置を希望する場合は，出願時（平成10年10月９日(金)～10月21日(水)）に「身体障害者受験特別措置申請書」（「受験案内（別冊）」に折り込まれている。）等を提出してください。大学入試センターで審査の上，特別措置を決定します。

ウ　日常生活において，ごく普通に使用している補聴器，松葉杖，車椅子等を使用して受験する場合も，試験場設定や他の特別措置との関係から特別措置として申請することが必要ですので注意してください。

なお，出願受付締切後に申請した場合は，申請内容によっては対応が直ちにできないものがあるため，特別措置が認められないこともありますので十分注意してください。





エ　特別措置を申請するには，「受験案内（別冊）」が必要となります。この「別冊」は，大学等では配付していませんので，次の要領により，できるだけ早く大学入試センターに請求してください。

| | |
|---|---|
| 請　求　方　法 | 官製はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話 |
| 請　求　先 | 〒153－8501　東京都目黒区駒場２丁目19番23号<br>大学入試センター事業第一課<br>問合せ専用電話　03－3465－8600<br>（月曜日から金曜日９時30分～12時，13時～17時，祝日は除く。） |
| 記載を要する事項 | 氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等 |

### (2)　志望大学との事前相談

身体の障害の種類・程度によっては，大学・学部等において受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので，次のとおり志望大学と事前相談を行ってください。

ア　代筆による解答を希望する者

大学入試センター試験へ出願する際に，志望大学との事前相談の状況等を提出書類に記入していただくこととなりますので，出願以前のできるだけ早い時期に入学を志望する大学と緊密な相談を行ってください。

イ　代筆による解答を希望する者以外の者

当該大学が定めている期日までに，十分相談してください。

# 9　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

(1)　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別措置を希望する者にも，大学入試センターで審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた特別措置を行います。

(2)　不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は，速やかに本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に行き申請してください。

なお，申請が試験開始の直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する特別措置が行えないこともありますので，ご了承ください。

# 10　受験に当たっての主な注意事項

**⑴　試験当日の注意事項**

ア　**試験場は，受験票で指定しますので，指定された試験場で受験してください。指定された試験場以外での受験は認められません。**

イ　受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。

ウ　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。

　遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

エ　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

**⑵　試験時間中の注意事項**

ア　受験票等所持品の扱い

(ｱ)　「受験票」，「写真票」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「黒鉛筆(H, F, HBのいずれか)」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの)」，「眼鏡」です。ただし，シャープペンシルはメモに使用する場合に限り机の上に置いてもかまいません。これ以外の所持品を置いてはいけません。

(ｲ)　「そろばん」，「電卓」，「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。)」，「コンパス」等の補助具は使用できません。また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は使用できません。

(ｳ)　ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。また，これらは，時計として使用できません。

(ｴ)　「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません。

イ　受験番号，解答科目等のマーク，記入

(ｱ)　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。**

　**受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。**

(ｲ)　**解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，０点となりますので十分注意してください。**

(ｳ)　**解答には，必ず「黒鉛筆（H, F, HBのいずれか)」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。**

ウ　**試験時間中は監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。**

**⑶　試験終了時の注意事項**

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示に従わない場合は，不正行為になることがあります。

(注)　ここに記載した事項以外にも注意が必要な事項がありますので，受験票を送付する際に同封する「受験上の注意」をよく読んでおいてください。





# 11　得　点　の　調　整

⑴　大学入試センター試験の本試験において次の各科目間で，原則として，20点以上の平均点差が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，得点調整を行います。

ア　地理歴史の「世界史B」，「日本史B」，「地理B」の間

イ　公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間

ウ　理科の「物理ＩB」，「化学ＩB」，「生物ＩB」，「地学ＩB」の間

⑵　得点調整は，「分位点差縮小法」と称する方式を用い，⑴のアからウの各グループごとに，最も平均点の高い科目と最も平均点の低い科目との調整後の平均点差が，15点となるように調整します。なお，平均点がそのグループ内の中間にある科目についても調整します。

⑶　得点調整の実施の有無については，平成11年１月22日（金）（予定）に発表し，得点調整を行う場合は，１月23日（土）（予定）に，対象となる科目の得点の換算表を新聞に広告します。

〔参考〕得点調整の方法

○　得点調整に当たっては，対象となる受験者と対象とならない受験者間での公平性の観点から，平均点差のすべてを調整するのではなく，調整後も平均点差が15点（通常起こり得る平均点の変動範囲）となるようにします。

○　調整は，「分位点差縮小法」と称する方法を用いて行います。

「分位点差縮小法」とは，得点調整の対象となる科目間で，最も平均点の高い科目と最も平均点の低い科目の得点の累積分布を用いて，図の縦軸の受験者数の累積割合(%)が等しい点（等分位点という。）の差（分位点差という。）を，一定の比率で縮小することによって得点調整を行う方式です。

また，平均点がその中間にある科目についても，素点の平均点差を同一の比率で縮小します。縮小の比率は，15点÷（最も平均点の高い科目の平均点－最も平均点の低い科目の平均点）として求めます。

この方式により，最も平均点の低い科目の得点の累積分布は，図中の点線で描かれた分布に移動することとなります。この点線の分布が調整後の得点の累積分布となり，横軸上の素点から矢印に沿って進み，再び横軸上に戻った点が調整後の得点となります。

得点の累積分布図

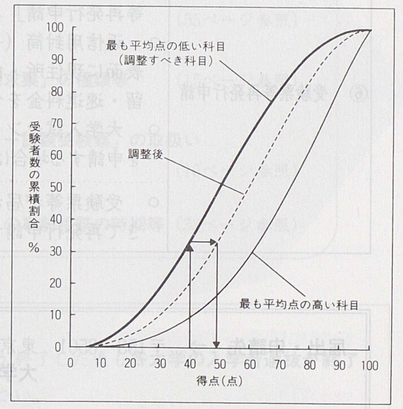

## Ⅴ　大学入試センターへの問合せ，届出等

次の①～⑥について，問合せ又は届出等をする場合は，参照ページをよく読んで，間違いのないよう行ってください。

| 事　由 | | 問　合　せ，届　出　等　方　法 | 参照ページ |
|---|---|---|---|
| ①　出願資格（証明書類）及び志願票等記入方法の問合せ | | **下記問合せ先電話** | |
| ②　検定料「納付書・領収証書」 | 紛　失 | **下記問合せ先電話** | 6～7ページ |
| | 誤記入又は未記入 | **速達郵便はがき**<br>○　官製はがきの表面に「納付書誤記入（又は未記入）届出」と朱書すること。 | |
| ③　出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出 | | **速達郵便はがき**<br>○　官製はがきの表面に「……変更届出」と朱書すること。 | 13ページ |
| ④　確認はがき不着届出 | | **下記問合せ先電話** | 14ページ |
| ⑤　私立大学用成績請求票追加発行申請 | | **速達郵便（封筒）**<br>○　大学入試センターあての封筒の表面に「私立大学用成績請求票追加発行申請」と朱書すること。<br>○　返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，770円分の切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。 | 16ページ |
| ⑥　受験票等再発行申請 | | **速達郵便（封筒）**<br>○　大学入試センターあての封筒の表面に「受験票等再発行申請」と朱書すること。<br>○　返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，770円分の切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。<br>○　大学入試センター試験終了後に受験票の再発行を申請する場合は，写真と署名を必ず同封すること。<br>○　受験票等が届かない場合（不着）は，官製はがきで再発行申請すること。 | 16～17ページ |

**届出・申請先**　⇨　〒153－8501　東京都目黒区駒場２丁目19番23号
**大学入試センター事業第一課**

**問合せ先**　⇨　**電話**　03－3465－8600
月曜日から金曜日９時30分～12時，13時～17時，祝日は除く。
**電話による問合せは，原則として志願者本人が行うこと。**





## 志望する大学の募集要項等で確認が必要なこと

**○志望大学が大学入試センター試験で志願者に解答させる教科・科目**

大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する各大学の募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

（20，30ページ，大学入試センター試験利用大学一覧（56ページ以下）参照）

**○志望大学における大学入試センター試験の成績の取扱い**

（大学が指定している教科・科目数を超えて受験した場合の取扱いを含む。）

（30ページ参照）

**○志望大学の選抜実施日程**　（55ページ参照）

**○志望大学へ出願する際に提出する「成績請求票」の種類等**　（15ページ参照）

**○志望大学を受験する際の「大学入試センター試験受験票」の取扱い**

（16ページ参照）

**○身体に障害のある入学志願者の志望大学との事前相談の時期等**（33ページ参照）

この「受験案内」は，大学入試センター試験が終了した後も**各大学の入学者選抜が終了する３月末までは，大切に保管**しておいてください。

非売品

大学入試センター

平成11年度大学入学者選抜

# 受験案内 別冊

## 大学入試センター試験

出願期間　平成10年10月９日(金)～10月21日(水)

試験期日　平成11年１月16日(土)・１月17日(日)

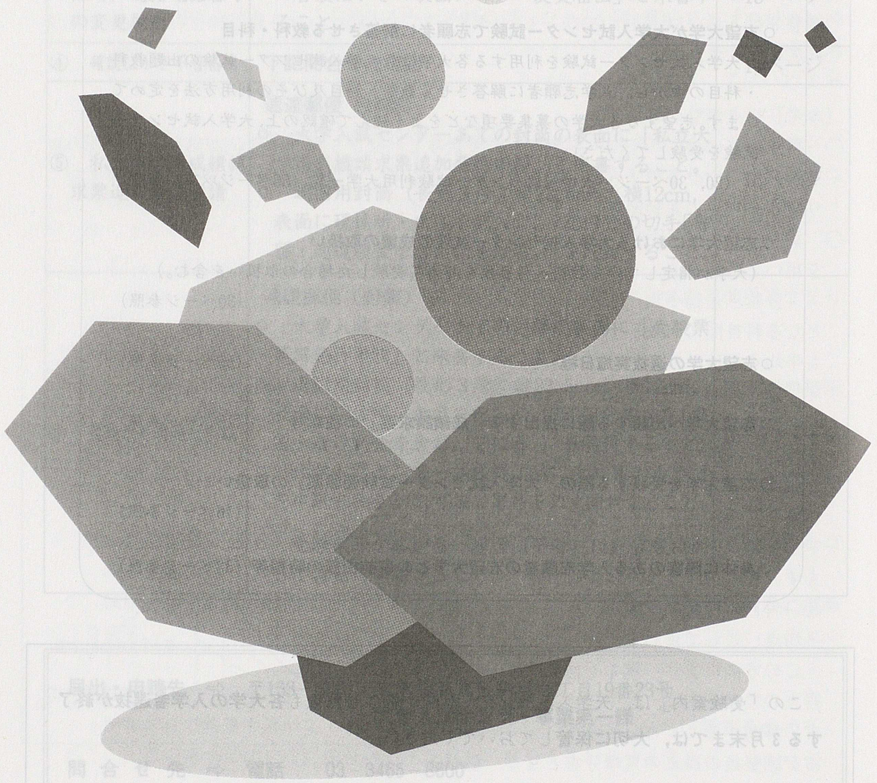

大学入試センター





# 目　次

1　大学入試センター試験における受験特別措置 …… 1

2　申請方法 …… 6

3　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意 …… 7

4　受験特別措置の決定通知 …… 10

5　志望大学との事前相談 …… 11

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割 …… 12

2　文字による解答受験者の解答用紙への記入上の注意 …… 13

3　チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意 …… 15

（注）　この「受験案内（別冊）」には，**「身体障害者受験特別措置申請書」**，**「診断書」**及び**「状況報告・意見書」**が折り込んであるので，確認してください。

# 1　大学入試センター試験における受験特別措置

(1)　大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者に対し，〔ア〕～〔オ〕に掲げる特別の措置を行います。

この特別措置を希望する志願者は，通常の志願票のほかに必要な書類を提出し，大学入試センターでその内容を審査の上，それぞれの障害の種類・程度に応じた特別措置を決定します。6ページ以下に記載してある申請方法等をよく読んで，諸手続を行ってください。

**〔ア〕 視覚障害**

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="5">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試 験 室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・点字による教育を受けている者</td><td>点字による解答（注1）</td><td>＊1.5倍</td><td>＊別　室</td><td>＊点字問題冊子<br>＊点字用解答用紙・下書き用紙<br>＊レーズライター・レーズライター用紙・レーズライター用ボールペン（数学，理科のみ）</td><td>＊点字器等の持参使用<br>＊試験室入口までの付添者の同伴<br>・点字器等の試験場での保管<br>・試験場への乗用車での入構</td></tr>
<tr><td>・良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者<br>・両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者</td><td>文字による解答（注2）</td><td>1.3倍</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙（数学，理科のみ）</td><td rowspan="2">・拡大文字問題冊子の配付　（注4）〔一般問題冊子と併用〕<br>・拡大鏡等の持参使用　（注5）<br>・窓側の明るい座席を指定<br>・照明器具の試験場側での準備</td></tr>
<tr><td>・上記以外の視覚障害者</td><td>文字による解答（注3）</td><td>一般志願者と同じ</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙<br>◎下書き用紙（数学，理科のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="5">一般志願者と同じ</td></tr>
</table>

（注）1　出題形式は，点字による出題とします。

点字による解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置が併せてとられます。

なお，受験科目は，身体障害者受験特別措置申請書（この冊子に折り込んであるもの。）で申し出る必要があります。





2　「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入することにより解答する方法です。（13，14ページ参照）

「文字による解答」を許可された者には，該当欄の◎を付した特別措置が併せてとられます。

3　「上記以外の視覚障害者」欄の「文字による解答」に該当する者は，1.3倍の試験時間延長に該当する程度の障害ではないが，一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

4　「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率2倍）の大きさの冊子です。

5　「拡大鏡等」には，弱視者用拡大テレビの持参使用を含みます。

**〔イ〕 聴覚障害**

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="4">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試 験 室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者</td><td colspan="4" rowspan="2">一般志願者と同じ</td><td>・手話通訳者の配置（注1）<br>・注意事項等の文書による伝達（注2）<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用（注3）</td></tr>
<tr><td>・上記以外の聴覚障害者</td><td>・注意事項等の文書による伝達（注2）<br>・座席を前列に指定<br>・補聴器の持参使用（注3）</td></tr>
</table>

（注）1　「手話通訳者」とは，聾学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。

2　「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度受験者に配付するものです。

3　「FM式携帯補聴器」は，使用できません。

### 〔ウ〕 肢体不自由

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上許可される事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試 験 室 | 試験室で措置又は用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者<br>・両上肢の機能障害が著しい者 | チェックによる解答(注１) | 1.3倍 | ＊別　室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙<br>（数学，理科のみ） | ・介助者の配置（注５）<br>・試験室を１階に設定<br>・洋式トイレに近接する試験室に指定<br>・特製机の持参使用又は試験場側での準備<br>・車椅子の持参使用<br>・杖の持参使用<br>・試験室入口までの付添者の同伴<br>・試験場への乗用車での入構 |
| ・上記以外の肢体不自由者 | チェックによる解答(注２) | 一般志願者と同じ | ＊別　室 | ＊チェック解答用紙<br>＊下書き用紙<br>（数学，理科のみ） | |
| | 一般志願者と同じ | | | | |
| ・体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で，チェックによる解答では解答することが不可能な者 | 代筆による解答（注３） | 一般志願者と同じ又は1.3倍（科目によっては1.5倍）（注４） | ◎別　室 | ◎代筆者 | |

（注）１　「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックすることにより解答する方法です。（15，16ページ参照）

「チェックによる解答」を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置が併せてとられます。

２　「上記以外の肢体不自由者」欄の「チェックによる解答」に該当する者は，1.3倍の試験時間延長に該当する程度の障害ではないが，一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

３　「代筆による解答」とは，受験者が解答番号（記号）と，それに対する選択肢の数字，英字又は符号を口頭で解答し，代筆者が，受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。

また，「代筆による解答」に該当する者が，解答手段として機器（音声出力による意思伝達装置，ワードプロセッサ等）の持参使用を希望する場合は，審査の上，使用方法を制限して許可することがあります。

「代筆による解答」を許可された者には，該当欄の◎を付した特別措置が併せてとられます。

なお，受験科目は，身体障害者受験特別措置申請書（この冊子に折り込んであるもの。）





で申し出る必要があります。

４　「代筆による解答」で試験時間延長（1.3倍）に該当する者は，意思伝達に著しい時間を要すると認められる者です。この者については，数学（工業数理，簿記，情報関係基礎を含む。）に限り試験時間が1.5倍となります。

５　「介助者」とは，養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことです。

### 〔エ〕 病弱

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上許可される事項） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 解答方法 | 試験時間 | 試 験 室 | 試験室で用意されるもの | 志願者からの希望により特別に措置する事項の例 |
| ・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 | 一般志願者と同じ | | | | ・別室の設定<br>・試験室を１階に設定<br>・杖の持参使用<br>・試験室入口までの付添者の同伴<br>・試験場への乗用車での入構 |

### 〔オ〕 障害を併せもつ場合

| 特別措置の対象となる者 | 特別に措置する事項（審査の上許可される事項） |
|---|---|
| ・障害を併せもつ者 | ・障害の種類・程度に応じ，〔ア〕～〔エ〕のそれぞれの該当の欄に記載の事項 |

(2)　特別措置を希望する志願者の出願等日程

| 事　　項 | 日　　程 | 手　続　等 |
|---|---|---|
| 受験特別措置について疑問がある場合の問合せ | できるだけ早く照会してください。 | 問合せ専用電話<br>03－3465－8600<br>月曜日から金曜日<br>9時30分～12時，13時～17時<br>祝日は除く。 |
| 代筆による解答を希望する者の志望大学との事前相談 | 大学入試センター試験出願以前のできるだけ早い時期に相談してください。 | 各大学の照会先は，受験案内（本冊）56～70ページを参照すること。 |
| 出願書類の提出（一般志願者と同じ） | 10月9日(金)から10月21日(水)まで | 志願者 ⇨（郵送）大学入試センター |
| 受験票の送付（一般志願者と同じ） | 12月上旬から中旬にかけて送付 | 大学入試センター ⇨（郵送）志願者 |
| 「身体障害者受験特別措置決定通知書」，「受験上の注意（身体に障害のある受験者用）」の送付 | 12月上旬から中旬にかけて送付 | 大学入試センター ⇨（郵送）志願者 |

（注）　高等学校卒業見込者（盲学校，聾（ろう）学校，養護学校の高等部を含む。）は，在学する学校を経由して出願書類を提出してください。
　また，大学入試センターから送付する「受験票」，「身体障害者受験特別措置決定通知書」等も，高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）については，在学する学校を経由して送付します。





# 2 申請方法

申請に際しては，次の書類を取りそろえて，出願してください。

(1)　受験案内（本冊）にある**志願票等の所定の書類**

(2)　この冊子折り込みの「**身体障害者受験特別措置申請書**」

(3)　次の障害等に応じた**医師の診断書等**

| 区　　分 | 診　断　書　等 |
|---|---|
| 「点字による解答（試験時間延長1.5倍）」を希望する者 | 「医師の診断書」（任意の様式），<br>「身体障害者手帳の写」，<br>「学校長による点字学習の証明」（任意の様式）<br>上記のうちいずれか一つ |
| 「文字による解答（試験時間延長1.3倍）」を希望する者 | この冊子折り込みの「**診断書**（視覚障害関係）」 |
| 聴覚障害者で，受験特別措置を希望する者 | この冊子折り込みの「**診断書**（聴覚障害関係）」 |
| 「チェックによる解答（試験時間延長1.3倍）」を希望する者 | この冊子折り込みの<br>「**診断書**（肢体不自由関係1）」及び<br>「**状況報告・意見書**（肢体不自由関係2）」 |
| 「代筆による解答」を希望する者 | この冊子折り込みの<br>「**診断書**（肢体不自由関係1）」及び<br>「**状況報告・意見書**（肢体不自由関係3）」 |
| 上記以外の身体に障害のある者で，受験特別措置を希望する者 | 「医師の診断書」（任意の様式）（注） |

（注）　視覚障害者のうち「拡大鏡等の持参使用」（弱視者用拡大テレビを除く。）及び肢体不自由者等のうち「杖の持参使用」のみを申請する者は，医師の診断書は必要としません。

# 3「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1)　「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用してください。

(2)　この申請書は，高等学校卒業見込者については，在学する学校の長が志願者と相談の上，記入してください。

　高等学校卒業見込者以外の者（高等学校を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）については，保護者等が志願者と相談の上，記入してください。

(3)　8，9ページの「(7)　各欄の記入方法」を参照し，**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入してください。

(4)　**太枠の中のみ記入**してください。

(5)　誤って記入した場合は，誤記部分に二重線を引き，訂正してください。

(6)　「身体障害の程度」欄の記入例

| 身体障害の程度 | ⑦ 視覚障害 | | | | ⑧ 聴覚障害 | | ⑨ 肢体不自由 | | | | ⑩ 病弱 | ⑪ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 点字による教育を受けている者 | 良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 | 左記以外の視覚障害者 | 両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 左記以外の聴覚障害者 | 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | 上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者 | 下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者 | 左記以外の肢体不自由者 | 慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者 | その他 |
| | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | (該当する) | 該当する | 該当する | 該当する |
| | 36 | 37 | | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 |

⑫　この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。記入しきれない場合は，裏面に記入すること。

（身体障害者手帳交付番号：000第000号　，交付年月日：　昭和○年○月○日
障害名：脳性麻痺　，等級：○級

脳性麻痺による下肢障害のため，車椅子を必要とします。トイレは普通の洋式トイレではなく，身障者用トイレを必要とします。
　また，学校では車椅子のため，階段の上り下りに介助者の配慮をしてもらいました。体育は見学しましたが，それ以外の授業は他の生徒と同様に受けました。





(7)　各欄の記入方法

| 区　分 | 記　入　方　法　等 |
|---|---|
| ①「大学入試センター記入」欄 | 記入しないでください。 |
| ②「高等学校等コード」欄 | 「高等学校等コード表」（受験案内（本冊）36～54ページ参照）により記入してください。 |
| ③「整理番号」欄 | 高等学校卒業見込者についてのみ，学校が記入してください。<br>整理番号は，高等学校で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入してください。 |
| ④「氏名」欄 | カタカナ及び漢字等で記入してください。 |
| ⑤「性別」欄 | 該当する文字を○で囲んでください。 |
| ⑥「出身学校名」欄 | 出身学校名を記入してください。<br>高等学校卒業以外の資格で出願する者は，出願資格を記入してください。 |
| ⑦～⑫「身体障害の程度」欄 | 該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むとともに，⑫に症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入してください。欄内に記入しきれない場合は，裏面に記入してください。<br>身体障害者手帳の交付を受けている者は，交付番号及び交付年月日等についても記入してください。 |
| ⑬～⑮「受験に際して希望する措置」欄 | 障害の種類・程度に応じて，該当する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。<br>「代筆による解答」の時間延長は，4ページ（注4）を参照してください。 |
| ⑯「その他の希望措置」欄 | ⑬～⑮に記載されている事項以外で，希望する措置があれば記入してください。<br>弱視者用拡大テレビの持参使用を希望する者は，その旨を記入してください。 |

| 区　分 | 記　入　方　法　等 |
|---|---|
| ⑰「点字による解答又は代筆による解答を希望する者の受験科目」欄 | 点字による解答を希望する者又は代筆による解答を希望する者は，あらかじめ受験しようとする科目の文字を○で囲んでください。（受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）20，21ページ参照）<br>**出願受付締切後は，受験科目の変更はできない**ので十分注意してください。<br>（注）　点字による解答を希望する者の試験場は，試験地区区分表にある当該試験地区内に1か所設定します。<br>（受験案内（本冊）29ページ参照） |
| ⑱「志願者の現住所・連絡電話番号」欄 | 緊急に連絡する場合必要となるので，高等学校卒業見込者・卒業者等にかかわらず，必ず記入してください。<br>団地，アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで記入してください。<br>（注）　現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法<br>1　官製はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書）に次の事項を明記し，速達郵便で平成11年1月14日(木)（大学入試センター試験前々日）までに届け出てください。<br>①　新・旧の郵便番号，現住所，連絡電話番号<br>②　氏名（フリガナ），高等学校等コード，高等学校等名（高等学校出身者以外の者は出願資格）<br>2　届出先<br>〒153-8501　東京都目黒区駒場2丁目19番23号<br>大学入試センター事業第一課 |
| ⑲「記入者名」欄 | 1　高等学校卒業見込者<br>学校長名を記入し，職印を押印してください。<br>2　高等学校卒業見込者以外の者（高等学校を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）<br>記入者が署名，押印してください。 |





# 4　受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は，**12月上旬から中旬にかけて送付する「身体障害者受験特別措置決定通知書」**（高等学校卒業見込者は在学する学校を経由）によりお知らせします。

この「決定通知書」は，受験票とは別に送付しますが，その際「受験上の注意（身体に障害のある受験者用）」を同封しますので，よく読んでおいてください。

なお，この「決定通知書」は，受験票・写真票と同じく試験当日試験場に持参するものですので，大切に保管しておいてください。

（注）　通知する特別措置は，大学入試センター試験について許可されたものです。入学を志望する大学の学力検査等において，特別措置を希望する場合は，その大学と相談してください。（次ページ参照）

（見　本）

平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験

身体障害者受験特別措置決定通知書

| 受験番号 | 試験場コード |
|---|---|
| | |

省　略

受験特別措置決定事項（＊を付した事項について措置する。）

| 視覚障害 | | | | | | | 聴覚障害 | | | | 肢体不自由・病弱等 | | | | | | |

# 5　志望大学との事前相談

下表に該当する者等は，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので**，次のとおり志望大学と事前相談を行ってください。

(1)　代筆による解答を希望する者

大学入試センター試験へ出願する際に，志望大学との事前相談の状況等を提出書類に記入することとなりますので，出願以前のできるだけ早い時期に入学を志望する大学と緊密な相談を行ってください。

(2)　代筆による解答を希望する者以外の者

当該大学が定めている期日までに，十分相談してください。

| 区　分 | 身　体　障　害　の　程　度 |
|---|---|
| 盲　者<br>〔強度の弱視者を含む。〕 | 1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの<br>2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの |
| 聾（ろう）者<br>〔強度の難聴者を含む。〕 | 1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの<br>2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 肢体不自由者 | 1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの<br>2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの<br>4　前3号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの<br>5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者<br>〔身体虚弱者を含む。〕 | 1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>2　身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの |

（注）　学校教育法施行令第22条の3の規定に準拠した。





〔参考〕

## 1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割

| | | 1.3倍の試験時間 | 1.5倍の試験時間 | 一般の試験時間 |
|---|---|---|---|---|
| 第一日目 | 外国語 | 10:00～11:45(105分) | 10:00～12:00(120分) | 10:00～11:20（80分） |
| | 地理歴史 | 13:00～14:20（80分） | 13:00～14:30（90分） | 12:50～13:50（60分） |
| | 数学① | 15:00～16:20（80分） | 15:00～16:30（90分） | 14:40～15:40（60分） |
| | 数学② | 17:00～18:20（80分） | 17:00～18:30（90分） | 16:30～17:30（60分） |
| 第二日目 | 国語 | 10:00～11:45(105分) | 10:00～12:00(120分) | 10:00～11:20（80分） |
| | 理科① | 13:00～14:20（80分） | 13:00～14:30（90分） | 12:50～13:50（60分） |
| | 理科② | 15:00～16:20（80分） | 15:00～16:30（90分） | 14:40～15:40（60分） |
| | 公民 | 17:00～18:20（80分） | 17:00～18:30（90分） | 16:30～17:30（60分） |

## 2　文字による解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字による解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておいてください。

(1)　文字解答用紙の1枚目

受験番号，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の1枚目にあるので，次により記入してください。

(原寸222㎜×279㎜以下同型)

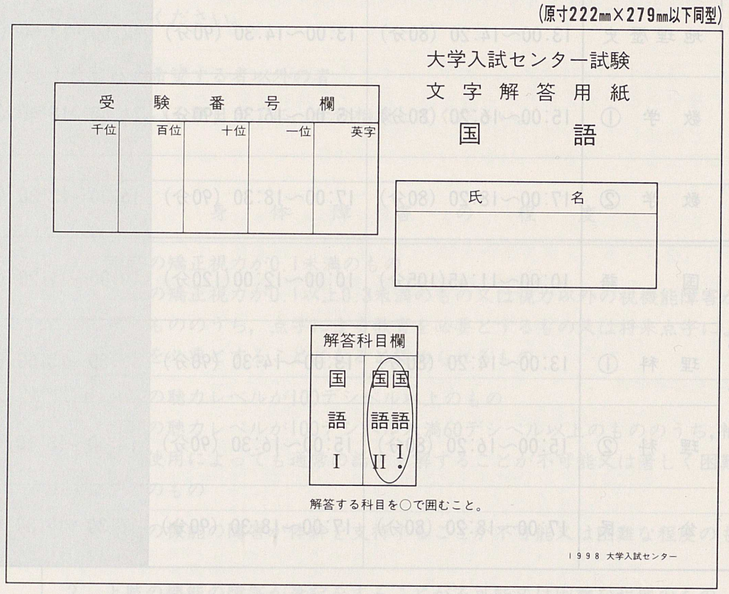


ア　受験番号欄

監督者の指示に従って，受験番号（数字及び英字）を正しく記入してください。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲んでください。（各試験時間帯とも同様に行ってください。）





(2)　文字解答用紙の2枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の2枚目以降にあるので，次の例示のように記入してください。

〔外国語，地理歴史，国語及び公民共通の文字解答用紙の様式（見本）〕

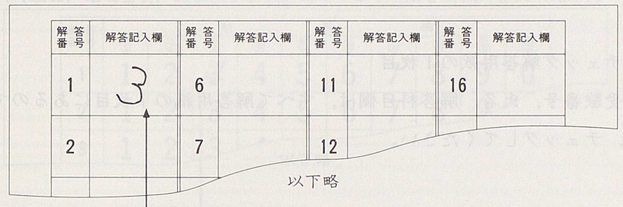


○文字による解答の例
「文字による解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して　③　と解答する場合は，上図のように，解答記入欄に　3　と記入する方法です。

〔数学①，数学②の文字解答用紙の様式（見本）〕

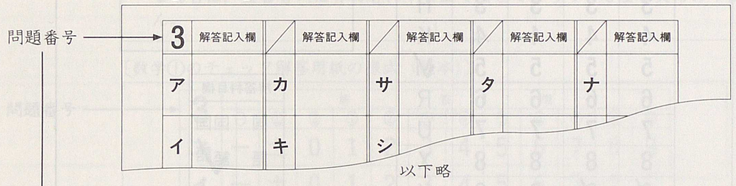


〔理科①，理科②の文字解答用紙の様式（見本）〕

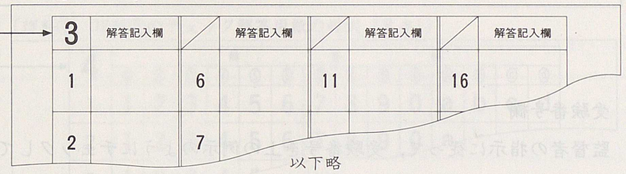


○選択問題がある科目を解答する場合は，解答する問題番号に対応した解答用紙に解答してください。

## 3　チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェックによる解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法，チェック方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておいてください。

(1)　チェック解答用紙の１枚目

受験番号，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入，チェックしてください。

(原寸222㎜×279㎜以下同型)

大学入試センター試験
チェック解答用紙
国　　語

| 受験番号欄 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 千位 | 百位 | 十位 | 一位 | 英字 |
| — | 0 | ✓ | 0 | A |
| 1 | 1 | 1 | ✓ | B |
| 2 | 2 | 2 | 2 | C |
| 3 | 3 | 3 | 3 | H |
| 4 | 4 | 4 | 4 | K |
| 5 | 5 | 5 | 5 | ✓ |
| 6 | 6 | 6 | 6 | R |
| 7 | 7 | 7 | 7 | U |
| 8 | 8 | 8 | 8 | X |
| ✓ | ✓ | 9 | 9 | Y |
| — | — | — | — | Z |

受験番号をチェックすること。

| 氏名 |
|---|
| |

| 解答科目欄 | |
|---|---|
| 国語 I | 国語 II ! |

解答する科目をチェックすること。

1998大学入試センター

ア　受験番号欄

監督者の指示に従って，受験番号を上の例示のようにチェックしてください。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックしてください。(各試験時間帯とも同様に行ってください。)





(2)　チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のようにチェックしてください。

〔外国語，地理歴史，国語及び公民共通のチェック解答用紙の様式（見本）〕

| 解答番号 | 解答欄 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| 1 | 1 | 2 | ✓ | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 |
| 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
| 3 | 1 | 2 | 3 | | | | | | | |

以下略

○チェックによる解答の例
「チェックによる解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答欄の 3 に ✓ を表示する方法です。
（参考）
(1)　解答の表示は，✓ を表示し難い場合には，例えば○(マル)，×(バツ)，／(シャセン)などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもかまいません。(１枚目の受験番号欄・解答科目欄の表示についても同様です。)
(2)　解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消してください。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えありません。

〔数学①のチェック解答用紙の様式（見本）〕

問題番号 → 3

| 解答欄 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ㊀ | ㊁ | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| ア | − | ± | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| イ | − | ± | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | |
| ウ | − | ± | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | | |

以下略

〔理科①，理科②のチェック解答用紙の様式（見本）〕

| 解答番号 | 解答欄 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⓪ | ⓐ | ⓑ | ⓒ | ⓓ |
| 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | a | b | c | d |
| 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | a | | | |
| 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | | | | | | | |

以下略

○選択問題がある科目を解答する場合は，解答する問題番号に対応した解答用紙に解答してください。

平成11年度大学入試センター試験

# 身体障害者受験特別措置申請書

| ①大学入試センター記入 | ②高等学校等コード | ③整理番号 | ④カタカナ記入（姓と名の間は1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）氏 | ⑤性別 |
|---|---|---|---|---|
| 1 2 3 4 5 6 | 7 8 9 10 11 12 | 13 14 15 16 | 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 | 男₁ 女₂ 35 |

| ⑥出身学校名 | 高等学校　学校 | 名　漢字等記入（できるだけ，志願者が自筆で記入すること。） |
|---|---|---|

身体障害の程度

| ⑦視覚障害 | | | | ⑧聴覚障害 | | ⑨肢体不自由 | | | | ⑩病弱 | ⑪ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 点字による教育を受けている者 | 良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | 両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 | 左記以外の視覚障害者 | 両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 左記以外の聴覚障害者 | 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | 上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者 | 下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者 | 左記以外の肢体不自由者 | 慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者 | その他 |
| 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する | 該当する |
| 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | |

⑫　この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。記入しきれない場合は，裏面に記入すること。
（身体障害者手帳交付番号：　　，交付年月日：
障害名：　　，等級：）

受験に際して希望する措置

| ⑬視覚障害 | | | | | | | | ⑭聴覚障害 | | | | ⑮肢体不自由・病弱等 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 点字による解答(1.5倍)（別室） | 文字による解答(1.3倍)（別室） | 文字による解答（別室） | 拡大文字問題冊子の配付 | 拡大鏡等の持参使用 | 窓側の明るい座席を指定 | 照明器具の試験場側での準備 | 点字器等の試験場での保管 | 手話通訳者の配置 | 注意事項等の文書による伝達 | 座席を前列に指定 | 補聴器の持参使用（FM式を除く） | チェックによる解答(1.3倍)（別室） | チェックによる解答（別室） | 代筆による解答(時間延長)（別室） | 代筆による解答（別室） |
| 希望する | 希望する1 | 希望する2 | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する1 | 希望する2 | 希望する | 希望する | 希望する1 | 希望する2 | 希望する1 | 希望する2 |
| 47 | 48 | | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | | 55 | 56 | 57 | | 58 | |

（肢体不自由・病弱等）

| 試験室における介助者の配置 | 別室の設定 | 試験室を1階に設定 | 洋式トイレに近接する試験室に指定 | 特製机の持参使用 | 特製机の試験場側での準備 | 車椅子の持参使用 | 杖の持参使用 | 試験室入口までの付添者の同伴 | 試験場への乗用車での入構 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 希望する | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する1 | 希望する2 | 希望する | 希望する | 希望する | 希望する |
| 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | | 64 | 65 | 66 | 67 |

⑯その他の希望措置（記載事項以外で，希望する措置があれば記入すること。）　68　1　2

**点字による解答又は代筆による解答を希望する者が記入**（出願受付締切後は，受験科目の変更はできないので注意すること。）

⑰点字による解答又は代筆による解答を希望する者の受験科目

| 国語 | | 地理歴史 | | | | | | 公民 | | | 数学 | | | | | | | 理科 | | | | | | | | | 外国語 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語Ⅰ | 国語Ⅰ・国語Ⅱ | 世界史A | 世界史B | 日本史A | 日本史B | 地理A | 地理B | 現代社会 | 倫理 | 政治・経済 | 数学Ⅰ | 数学Ⅰ・数学A | 数学Ⅱ | 数学Ⅱ・数学B | 工業数理 | 簿記 | 情報関係基礎 | 総合理科 | 物理ⅠA | 物理ⅠB | 生物ⅠA | 生物ⅠB | 化学ⅠA | 化学ⅠB | 地学ⅠA | 地学ⅠB | 英語 | ドイツ語 | フランス語 | 中国語 |
| 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 69 | | 70 | | | | | | 71 | | | 72 | | 73 | | | | | 74 | | | | | 75 | | | | 76 | | | |

※大学入試センター記入欄

※　受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）20，21ページを参照すること。

| ⑱志願者の現住所・連絡電話番号 | 〒□□□－□□□□　連絡電話番号　－　－ | ⑲記入者名 | ㊞ | ※ |
|---|---|---|---|---|





### ⑷　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

出願期間　平成10年10月9日㈮～10月21日㈬（10月21日消印有効）

折らずに封筒に入れてください。

## 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験

# 志願票〔提出用〕

| ①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入） | ②身体障害者受験特別措置 | 高等学校記入欄 ③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入） |
|---|---|---|
| 2 ／ 1 2 3 4 5 6 7 | 1 希望 ／ 8 | 9 10 11 12 |
| 出身学校名　高等学校　学校 | | ④受験教科数　1　2教科以下受験　13 |

| 氏名 | ⑤カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。） | ⑦性別 | ⑧生年月日 |
|---|---|---|---|
| | 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 | 男 1　女 2 | 年号（M明治 T大正 S昭和）年 月 日 |
| | ⑥漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。） | 52 | 53 54 55 56 57 58 59 |

⑨連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

出願資格

| 高等学校卒業者（卒業見込者を含む。） | | | | | | | | | | | | | ⑭高等学校卒業者以外 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑩課程 | | | ⑪学科 | | | | | | | ⑫卒業見込・卒業の別 | | ⑬卒業した年 | | | | | |
| 1 全日制 | 2 定時制 | 3 通信制 | 1 普通科 | 2 理数科 | 3 農業科 | 4 工業科 | 5 商業科 | 6 総合学科 | 7 1～6以外の学科 | 1 卒業見込 | 2 卒業 | | 1 外国の学校等 | 2 在外教育施設 | 3 文部大臣の指定した者 | 4 大学入学資格検定 | 5 高専3年修了 その他 |
| 77 | | | 78 | | | | | | | 79 | | 80 81 | 82 | | | | |

| 別冊子試験問題の配付希望 | | | | | | 受験希望教科・科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑮数学 | | | ⑯外国語 | | | ⑰国語 | | ⑱地理歴史 | | | | | | ⑲公民 | | | ⑳数学 | | | | ㉑理科 | | | | | | | | | ㉒外国語 |
| 工業数理 | 簿記 | 情報関係基礎 | ドイツ語 | フランス語 | 中国語 | 国語Ⅰ | 国語Ⅰ・国語Ⅱ | 世界史A | 世界史B | 日本史A | 日本史B | 地理A | 地理B | 現代社会 | 倫理 | 政治・経済 | 数学Ⅰ | 数学Ⅰ・数学A | 数学Ⅱ | 数学Ⅱ・数学B | 総合理科 | 物理ⅠA | 物理ⅠB | 生物ⅠA | 生物ⅠB | 化学ⅠA | 化学ⅠB | 地学ⅠA | 地学ⅠB | 英語 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 |
| 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | | 90 | | | | | | 91 | | | 92 | | 93 | | 94 | | | | | 95 | | | | 96 |

| 現住所（高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）は，記入しないこと。） | ㉓漢字等記入 | （郵便番号）□□□－□□□□　（都道府県名）（郡・市名）（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号名）（方） |
|---|---|---|
| | ㉔カタカナ・数字等記入 | 都道府県名／郡・市・区・町村名／町・丁目・番地・団地・棟・号・方等名（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。） |

（注）　記入に当たっては，まず8～9ページの記入上の注意及び10ページの志願票の記入例を参照し，11ページの「志願票控」に記入してみて誤りがないことを確認してから記入してください。

(5)　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用）

## 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票

| 試験場名 | 東西大学第１試験場 | 試験場コード | 20001X |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 東京都目黒区駒場２－１９－２３　試験当日の電話　03-3465-8600 | | |
| 道順 | 京王電鉄井の頭線「駒場東大前駅」西口下車、徒歩５分 | | |

受験番号　1001K

上履き持参

発行回数　1

要措置

別冊子試験問題の配付希望
- ドイツ語
- フランス語
- 中国語
- 工業数理
- 簿記
- 情報関係基礎

性別　女

昭和54年10月02日生

この受験票は、入学手続まで保管すること。

193-0922
東京都八王子市
千人町5-19-23 ｱｵﾊﾞﾊｲﾂ
A-2-103

（ｱｵﾊﾞ　ｶｵﾙ）
青葉　薫　殿

（13440G-20001X-000001）

見本

写真
（4cm×3cm）
写真の裏に氏名を記入の上、あらかじめしっかりとはっておいてください。

自署欄　（氏　名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

試験当日、監督者の指示があるまで切り離さないこと。

問い合わせ大学　東西大学　電　話　03-3465-8600

裏面の注意事項をよく読んでください。　大学入試センター　〒153-8501 東京都目黒区駒場２丁目19番23号　電話 03-3465-8600

### 平成11 大学入試センター試験写真票　センター整理番号（0001）

写真
（4cm×3cm）
写真の裏に氏名を記入の上、あらかじめしっかりとはっておいてください。

自署欄　（氏　名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　女

1001K - 20001X - 1
（ｱｵﾊﾞ　ｶｵﾙ）
青葉　薫

1　この写真票は、受験票とともに試験当日、必ず持参してください。
2　この写真票は、試験時間中に回収します。

推薦　平成11センター試験成績請求票　国公立推薦入学用
前　平成11センター試験成績請求票　前期日程用
後　平成11センター試験成績請求票　後期日程用
公中　平成11センター試験成績請求票　公立大学中期日程(旧C日程)用
２募　平成11センター試験成績請求票　第２次募集用
私　平成11センター試験成績請求票　私立大学用

1001K - 20001X - 1
（ｱｵﾊﾞ　ｶｵﾙ）
青葉　薫



## 注　意　事　項

1　この受験票及び写真票は、試験当日必ず持参してください。
2　試験前々日（１月14日）までに試験場、道順、所要時間等を確認しておいてください。
3　受験する教科・科目の「受験者入室」時刻を確認し、試験当日は早めに試験場に到着してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り、受験を認めます。
5　この受験票に「上履き持参」と表示がある場合は、「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。
6　解答には、必ず「黒鉛筆（H、F、HBのいずれか）」、「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。シャープペンシルなどは、解答には使用しないでください。
7　この受験票と一緒に送付した「受験上の注意」をよく読んでください。

| 試験日程 | 試験期日 | 平成11年１月16日（土） | | | | 平成11年１月17日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 出題教科・科目 | 外国語（英語／ドイツ語／フランス語／中国語） | 地理歴史（世界史A／世界史B／日本史A／日本史B／地理A／地理B） | 数学①（数学Ⅰ／数学A） | 数学②（数学Ⅱ／数学Ⅱ・数学B／工業数理／簿記／情報関係基礎） | 国語（国語Ⅰ・国語Ⅱ） | 理科①（総合理科／物理ⅠA／物理ⅠB／生物ⅠA／生物ⅠB） | 理科②（化学ⅠA／化学ⅠB／地学ⅠA／地学ⅠB） | 公民（現代社会／倫理／政治・経済） |
| | 受験者入室 | 9：40まで | 12：40まで | 14：30まで | 16：20まで | 9：45まで | 12：40まで | 14：30まで | 16：20まで |
| | 試験開始 | 10：00 | 12：50 | 14：40 | 16：30 | 10：00 | 12：50 | 14：40 | 16：30 |
| | 試験終了 | 11：20 | 13：50 | 15：40 | 17：30 | 11：20 | 13：50 | 15：40 | 17：30 |

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は、左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

| ２募 | 公中 | 後 | 前 | 推薦 |
|---|---|---|---|---|
| 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 |
| 私 | 私 | 私 | 私 | 私 |
| 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 |
| 私 | 私 | 私 | 私 | 私 |
| 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 | 出願する際、当該大学の出願書類の所定欄に、しっかりとはってください。 |

(6) 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

## 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票

| 試験場名 | 東西大学第１試験場 | 試験場コード | 20001x |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 東京都目黒区駒場２－１９－２３　試験当日の電話　03-3465-8600 | | |
| 道順 | 京王電鉄井の頭線「駒場東大前駅」西口下車、徒歩５分 | | |

受験番号 1001K

上履き持参　発行回数 1

受験教科数 2　要措置

別冊子試験問題の配付希望
ドイツ語
フランス語
中国語
工業数理
簿記
情報関係基礎

この受験票は、入学手続まで保管すること。

西多摩高等学校

見本

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13440G-20001X-010001）

写真
（4cm×3cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりとはっておいてください。

自著欄　（氏　名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別 男

昭和55年10月02日生

試験当日、監督者の指示があるまで切り離さないこと。

問い合わせ大学　東西大学　電話 03-3465-8600

裏面の注意事項をよく読んでください。

大学入試センター　〒153-8501 東京都目黒区駒場２丁目19番23号　電話 03-3465-8600

平成11 大学入試センター試験写真票 センター整理番号（0001）

写真
（4cm×3cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりとはっておいてください。

自著欄　（氏　名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別 男

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

1　この写真票は，受験票とともに試験当日，必ず持参してください。
2　この写真票は，試験時間中に回収します。



平成11センター試験成績請求票

推薦　国公立推薦入学用
前　前期日程用
後　後期日程用
公中　公立大学中期日程(旧C日程)用
２募　第２次募集用
私　私立大学用

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎



## 注　意　事　項

1　この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。
2　試験前々日（１月14日）までに試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
3　受験する教科・科目の「受験者入室」時刻を確認し，試験当日は早めに試験場に到着してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
5　この受験票に「上履き持参」と表示がある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。
6　解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。シャープペンシルなどは，解答には使用しないでください。
7　この受験票と一緒に送付した「受験上の注意」をよく読んでください。

| 試験日程 | 試験期日 | 平成11年１月16日（土） | | | | 平成11年１月17日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 出題教科・科目 | 外国語（英語／ドイツ語／フランス語／中国語） | 地理歴史（世界史A／世界史B／日本史A／日本史B／地理A／地理B） | 数学①（数学Ⅰ／数学Ⅰ・数学A） | 数学②（数学Ⅱ／数学Ⅱ・数学B／工業数理／簿記／情報関係基礎） | 国語（国語Ⅰ／国語Ⅰ・国語Ⅱ） | 理科①（総合理科／物理ⅠA／物理ⅠB／生物ⅠA／生物ⅠB） | 理科②（化学ⅠA／化学ⅠB／地学ⅠA／地学ⅠB） | 公民（現代社会／倫理／政治・経済） |
| | 受験者入室 | 9：40まで | 12：40まで | 14：30まで | 16：20まで | 9：45まで | 12：40まで | 14：30まで | 16：20まで |
| | 試験開始 | 10：00 | 12：50 | 14：40 | 16：30 | 10：00 | 12：50 | 14：40 | 16：30 |
| | 試験終了 | 11：20 | 13：50 | 15：40 | 17：30 | 11：20 | 13：50 | 15：40 | 17：30 |

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

| ２募 | 公中 | 後 | 前 | 推薦 |
|---|---|---|---|---|
| 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 |
| 私 | 私 | 私 | 私 | 私 |
| 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 |
| 私 | 私 | 私 | 私 | 私 |
| 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 | 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。 |

(7)　平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

平 成 11 年 度 大 学 入 試 セ ン タ ー 試 験

# 受 験 上 の 注 意

## 1　試験実施期日等

| 日程 / 出題教科・科目 / 事項 | 平成11年１月16日（土） | | | | 平成11年１月17日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 外国語 | 地理歴史 | 数学① | 数学② | 国語 | 理科① | 理科② | 公民 |
| | （英語<br>ドイツ語<br>フランス語<br>中国語） | （世界史A<br>世界史B<br>日本史A<br>日本史B<br>地理A<br>地理B） | （数学Ⅰ<br>数学Ⅰ・数学A） | （数学Ⅱ<br>数学Ⅱ・数学B<br>工業数理<br>簿記<br>情報関係基礎） | （国語Ⅰ<br>国語Ⅰ・国語Ⅱ） | （総合理科<br>物理ⅠA<br>物理ⅠB<br>生物ⅠA<br>生物ⅠB） | （化学ⅠA<br>化学ⅠB<br>地学ⅠA<br>地学ⅠB） | （現代社会<br>倫理<br>政治・経済） |
| 受験者入室 | 9:40まで | 12:40まで | 14:30まで | 16:20まで | 9:45まで | 12:40まで | 14:30まで | 16:20まで |
| 試験開始 | 10:00 | 12:50 | 14:40 | 16:30 | 10:00 | 12:50 | 14:40 | 16:30 |
| 試験終了 | 11:20 | 13:50 | 15:40 | 17:30 | 11:20 | 13:50 | 15:40 | 17:30 |

(1)　平成11年度大学入試センター試験は，多数の科目が同一の問題冊子に編集されているので，あらかじめ受験案内の22～27ページ「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(2)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

## 2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

## 3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）**をしっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦４cm・横３cmの大きさで試験日前３か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**）





(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人が氏名を自署しておいてください。**
この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3)　**１月14日（試験前々日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

## 4　試験当日の注意事項

(1)　受験票及び写真票は，**必ず持参してください。**
（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し，確認してください。**

(4)　試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがあります。

(5)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。例えば，地理歴史で「世界史Ａ」を受験希望した者が，試験当日，「日本史Ｂ」に変更することや，３教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「３教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。
ただし，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』は，出願時に問題冊子の配付を希望しなかった者には配付されません。

(8)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き，**仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(10)　受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，**「上履き」と「下履きを入れる袋」**を持参してください。

(11)　昼食は，各自で用意してください。

(12)　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

## 5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　**「受験票」，「写真票**（最初に受験した時間に回収します。）**」**は，必ず机の上に置いてください。

イ　「受験票」，「写真票」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「黒鉛筆**（H，F，HBのいずれか）**」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計**（計時機能だけのもの）**」，「眼鏡」**です。

ただし，シャープペンシルは，メモに使用する場合に限り机の上に置いてもかまいません。これ以外の所持品を置いてはいけません。

ウ　「そろばん」，「電卓」，「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」，「コンパス」等の補助具は使用できません。

また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等も使用できません。

エ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

オ　ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。また，これらを時計として使用することはできません。

カ　「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

キ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

ク　風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2)　受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア　解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。

受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

イ　解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0点となりますので十分注意してください。





(3)　解答上の注意

ア　解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。

「H，F，HB以外の黒鉛筆」及び「シャープペンシル」などを使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

ただし，シャープペンシルは，メモに限り使用しても差し支えありません。

イ　あらかじめ受験案内の22～27ページ「4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(4)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

(6)　試験時間中の監督者の指示

試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

## 6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示があります。）は，3教科以上を受験することはできません。誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。　（受験案内30ページ参照）

## 7　別冊子試験問題の配付希望

出願時に「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　身体に障害のある志願者の受験特別措置の通知等

受験に際して特別の措置を申請した志願者には，次の書類を別途送付します。

①　「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」
（出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置については，受験案内の33ページを参照してください。）

②　「受験上の注意（点字問題受験者用，身体に障害のある受験者用，試験時間延長（1.3倍）受験者用及び代筆解答による受験者用）」

10　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成11年1月23日(土)，1月24日(日)とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

| 地区 | 試験場名 | 所在地 |
|---|---|---|
| 東日本<br>北海道，東北，<br>関東甲信越，静岡県 | 東京外国語大学<br>試験場 | 東京都北区西ヶ原4－51－21 |
| 西日本<br>東海（静岡県を除く。），<br>北陸，近畿，中国，<br>四国，九州，沖縄 | 大阪大学<br>医学部試験場 | 大阪府吹田市山田丘2－2 |





(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・本試験前々日（1月14日）　午前9時から午後5時まで<br>・第1日目　（1月16日）　午前8時から午前10時まで（注）<br>・第2日目　（1月17日）　午前8時から午前10時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | 2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目 |

(注)　1　第1日目又は第2日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

2　第2日目に，第1日目分の追試験を申請することはできません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合
（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合は，その日の試験終了時まで<br>・やむを得ない事由（（注）2）の場合は，本試験前々日と試験当日の試験終了時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | 2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目 |

(注)　1　第1日目又は第2日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

（注）2「やむを得ない事由」の例

| |
|---|
| ① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等） |
| ② 自宅の火災 |
| ③ 法定伝染病による隔離<br>（受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等） |

## 11 試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

あらかじめ受験案内の22～27ページ「4 試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

## 12 私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ 私立大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

## 13 受験票・写真票・成績請求票の再発行

受験案内16ページの「(3) 受験票・写真票・成績請求票の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。





| 試験当日の所持品チェック欄 | |
|---|---|
| 1 受験票・写真票 | |
| 2 黒鉛筆（H，F，HBのいずれか） | |
| 3 プラスチック製の消しゴム | |
| 4 鉛筆削り（電動式を除く） | |
| 5 時計（計時機能だけのもの） | |
| 6 昼食 | |
| 7 交通費等 | |
| 8 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋 | |

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課
〒153-8501 東京都目黒区駒場２丁目19番23号
電話 03－3465－8600
月曜日から金曜日 9時30分～12時，13時～17時，
祝日は除く。
（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）
照会は，原則として志願者本人が行ってください。

（再生紙使用）

(8) 平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）

平成11年度大学入試センター試験

# 受験上の注意

（点字問題受験者用）

（この「受験上の注意」は，点字でも作成し同封してあります。）

## 1 試験実施期日等

| 日程 ＼ 出題教科・科目 ＼ 事項 | 平成11年1月16日（土） | | | | 平成11年1月17日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 外国語 | 地理歴史 | 数学① | 数学② | 国語 | 理科① | 理科② | 公民 |
| | 英語<br>ドイツ語<br>フランス語<br>中国語 | 世界史A<br>世界史B<br>日本史A<br>日本史B<br>地理A<br>地理B | 数学Ⅰ<br>数学Ⅰ・数学A | 数学Ⅱ<br>数学Ⅱ・数学B<br>工業数理<br>簿記<br>情報関係基礎 | 国語Ⅰ<br>国語Ⅰ・国語Ⅱ | 総合理科<br>物理ⅠA<br>物理ⅠB<br>生物ⅠA<br>生物ⅠB | 化学ⅠA<br>化学ⅠB<br>地学ⅠA<br>地学ⅠB | 現代社会<br>倫理<br>政治・経済 |
| 受験者入室 | 9:40まで | 12:50まで | 14:50まで | 16:50まで | 9:45まで | 12:50まで | 14:50まで | 16:50まで |
| 試験開始 | 10:00 | 13:00 | 15:00 | 17:00 | 10:00 | 13:00 | 15:00 | 17:00 |
| 試験終了 | 12:00 | 14:30 | 16:30 | 18:30 | 12:00 | 14:30 | 16:30 | 18:30 |

(1) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(2) 点字による試験問題は，一般の試験問題を基本とし，**試験時間は，一般受験者の1.5倍です。**

## 2 受験教科・科目

身体障害者受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）の受験科目欄に記載した教科・科目を受験してください。

## 3 試験前日までの注意事項

(1) 受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）を**しっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦4cm・横3cmの大きさで試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。）

(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者の父母等**が受験者の氏名を記入しておいてください。

(3) **1月14日（試験前々日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。





## 4 試験当日の注意事項

(1) 受験票，写真票及び受験特別措置決定通知書は，**必ず持参してください。**
（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室及び付添者の控室の位置等は，試験場で指示しますので，**早めに試験場に到着し**，係員の指示を受け，受験者控室（付添者控室）に入室してください。

(4) 受験者は，付添者1名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は，控室に待機してください。なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) 試験室では，係員の指示に従って，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(9) 受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，**「上履き」**と**「下履きを入れる袋」**を持参してください。

(10) 昼食は，各自で用意してください。

(11) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内の乗り入れを禁止します。

## 5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア **「受験票」，「写真票**（最初に受験した時間に回収します。）**」，「受験特別措置決定通知書」**は，必ず机の上に置いてください。

イ このほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「点字器」，「点字タイプライター」，「定規」，「コンパス」，「そろばん**（盲人用又は一般用）**」，「時計**（計時機能だけの盲人用又は一般用）**」**です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，点字用解答用紙，下書き用紙，「レーズライター・レーズライター用紙・レーズライター用ボールペン（数学，理科のみ）」は試験場で用意します。

ウ ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。また，これらを時計として使用することはできません。

エ　「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

オ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

カ　風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2)　受験番号，解答科目等の記入

ア　点字用解答用紙に受験科目，受験番号，氏名，試験場コード等を監督者の指示に従い，必ず書いてください。

イ　受験番号又は解答科目等を正しく書いていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意

「解答やめ。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，いかなる理由があっても解答用紙の修正，加筆等は認められません。

この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

(5)　試験時間中の監督者の指示

試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

## 6　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

## 7　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成11年１月23日（土），１月24日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）





(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・本試験前々日（１月14日）　午前９時から午後５時まで<br>・第１日目　（１月16日）　午前８時から午前10時まで（注）<br>・第２日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | ２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目 |

（注）１　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

２　第２日目に，第１日目分の追試験を申請することはできません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合は，その日の試験終了時まで |
| | ・やむを得ない事由（（注）２）の場合は，本試験前々日と試験当日の試験終了時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | ２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目 |

（注）１　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

（注）2「やむを得ない事由」の例

| |
|---|
| ① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等） |
| ② 自宅の火災 |
| ③ 法定伝染病による隔離<br>（受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等） |

8 試験問題冊子の注意事項等

試験問題冊子の注意事項等（見本―点字版）を添付しますので，よく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

9 私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ 私立大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

10 受験票，写真票，成績請求票の再発行

受験案内16ページの「(3) 受験票・写真票・成績請求票の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。





| 試験当日の所持品チェック欄 | |
|---|---|
| 1 受験票・写真票 | |
| 2 身体障害者受験特別措置決定通知書 | |
| 3 身体障害者受験特別措置決定通知書で許可された所持品 | |
| 4 点字器・点字タイプライター・定規・コンパス・そろばん | |
| 5 時 計（計時機能だけのもの） | |
| 6 昼 食 | |
| 7 交通費等 | |
| 8 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋 | |

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153-8501 東京都目黒区駒場２丁目19番23号

電話 03－3465－8600

月曜日から金曜日 9時30分～12時，13時～17時，祝日は除く。

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

照会は，原則として志願者本人が行ってください。

（再生紙使用）

(9)　平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍）受験者用）

平成11年度大学入試センター試験

# 受験上の注意

（試験時間延長（1.3倍）受験者用）

## 1　試験実施期日等

| 日程 / 出題教科・科目 / 事項 | 平成11年1月16日（土） | | | | 平成11年1月17日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 外国語 | 地理歴史 | 数学① | 数学② | 国語 | 理科① | 理科② | 公民 |
| | (英語<br>ドイツ語<br>フランス語<br>中国語) | (世界史A<br>世界史B<br>日本史A<br>日本史B<br>地理A<br>地理B) | (数学Ⅰ<br>数学Ⅰ・数学A) | (数学Ⅱ<br>数学Ⅱ・数学B<br>工業数理<br>簿記<br>情報関係基礎) | (国語Ⅰ<br>国語Ⅰ・国語Ⅱ) | (総合理科<br>物理ⅠA<br>物理ⅠB<br>生物ⅠA<br>生物ⅠB) | (化学ⅠA<br>化学ⅠB<br>地学ⅠA<br>地学ⅠB) | (現代社会<br>倫理<br>政治・経済) |
| 受験者入室 | 9:40まで | 12:50まで | 14:50まで | 16:50まで | 9:45まで | 12:50まで | 14:50まで | 16:50まで |
| 試験開始 | 10:00 | 13:00 | 15:00 | 17:00 | 10:00 | 13:00 | 15:00 | 17:00 |
| 試験終了 | 11:45 | 14:20 | 16:20 | 18:20 | 11:45 | 14:20 | 16:20 | 18:20 |

(1)　平成11年度大学入試センター試験は，多数の科目が同一の問題冊子に編集されているので，あらかじめ受験案内の22～27ページ「4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(2)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(3)　**試験時間は，一般受験者の1.3倍です。**

## 2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

## 3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）を**しっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦4㎝・横3㎝の大きさで試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**）





(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。

文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3)　**1月14日（試験前々日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**

ただし，試験室の下見は原則として認められません。

## 4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**必ず持参してください。**

（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し，確認してください。**

(4)　試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。

受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者1名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。

なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。例えば，地理歴史で「世界史A」を受験希望した者が，試験当日，「日本史B」に変更することや，3教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「3教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。

ただし，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』は，出願時に問題冊子の配付を希望しなかった者には配付されません。

(8)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き，**仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(10) 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

(12) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

## 5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア 「受験票」，「写真票(最初に受験した時間に回収します。)」，「受験特別措置決定通知書」は，必ず机の上に置いてください。

イ 「受験票」，「写真票」，「受験特別措置決定通知書」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問いません。)」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの)」，「眼鏡」，「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ 和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は，使用できません。

エ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

オ ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。また，これらを時計として使用することはできません。

カ 「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

キ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

ク 風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2) 受験番号，解答科目等の記入，チェック

ア 文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。

受験番号が正しく記入又はチェックされていない場合は，採点できないことがあります。

イ 解答科目に○囲みやチェックがない場合，又は複数の科目に○囲みやチェックがある場合は0点となりますので十分注意してください。





(3) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(4) 試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。

この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

(5) 試験時間中の監督者の指示

試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。

## 6 2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に「受験教科数2」の表示があります。）は，3教科以上を受験することはできません。誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。 （受験案内30ページ参照）

## 7 別冊子試験問題の配付希望

出願時に「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

## 8 試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1) 受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

(2) 成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

## 9 追試験の実施

(1) 実施期日は，平成11年1月23日（土），1月24日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2) 追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(10) 受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，**「上履き」と「下履きを入れる袋」**を持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

(12) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

## 5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア **「受験票」，「写真票(最初に受験した時間に回収します。)」，「受験特別措置決定通知書」は，必ず机の上に置いてください。**

イ 「受験票」，「写真票」，「受験特別措置決定通知書」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問いません。)」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの)」，「眼鏡」，「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」**です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ 和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は，使用できません。

エ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

オ ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。また，これらを時計として使用することはできません。

カ 「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

キ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

**英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。**着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

ク 風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2) 受験番号，解答科目等の記入，チェック

ア **文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。**

受験番号が正しく記入又はチェックされていない場合は，採点できないことがあります。

イ 解答科目に○囲みやチェックがない場合，又は複数の科目に○囲みやチェックがある場合は0点となりますので十分注意してください。





(3) 試験時間中の退室

**試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。**試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(4) 試験終了時の注意

**「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。**

この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

(5) 試験時間中の監督者の指示

**試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。**

## 6 2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に「受験教科数2」の表示があります。）は，**3教科以上を受験することはできません。**誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。 （受験案内30ページ参照）

## 7 別冊子試験問題の配付希望

出願時に「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

## 8 試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1) 受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

(2) 成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

## 9 追試験の実施

(1) 実施期日は，平成11年1月23日（土），1月24日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2) 追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3) 追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・本試験前々日（１月14日）　午前９時から午後５時まで<br>・第１日目　（１月16日）　午前８時から午前10時まで（注）<br>・第２日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | ２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目 |

（注）１　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

２　第２日目に，第１日目分の追試験を申請することはできません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合は，その日の試験終了時まで<br>・やむを得ない事由（（注）２）の場合は，本試験前々日と試験当日の試験終了時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | ２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目 |

（注）１　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。





（注）２「やむを得ない事由」の例

| |
|---|
| ①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等） |
| ②　自宅の火災 |
| ③　法定伝染病による隔離<br>（受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等） |

## 10　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

あらかじめ受験案内の22～27ページの「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」と受験案内（別冊）の13～16ページの「文字・チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

## 11　私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ　私立大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

## 12　受験票・写真票・成績請求票の再発行

受験案内16ページの「(3)　受験票・写真票・成績請求票の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

| 試験当日の所持品チェック欄 | |
|---|---|
| 1　受験票・写真票 | |
| 2　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書 | |
| 3　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品 | |
| 4　黒鉛筆 | |
| 5　プラスチック製の消しゴム | |
| 6　鉛筆削り（電動式を除く） | |
| 7　時　　計（計時機能だけのもの） | |
| 8　昼　　食 | |
| 9　交通費等 | |
| 10　受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋 | |

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153-8501　東京都目黒区駒場２丁目19番23号

電話　03－3465－8600

月曜日から金曜日　９時30分～12時，13時～17時，祝日は除く。

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

照会は，原則として志願者本人が行ってください。

（再生紙使用）





⑽　平成11年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

平成11年度大学入試センター試験

# 受験上の注意

（身体に障害のある受験者用）

1　試験実施期日等

| 日程 | 平成11年１月16日（土） | | | | 平成11年１月17日（日） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出題教科・科目 / 事項 | 外国語 | 地理歴史 | 数学① | 数学② | 国語 | 理科① | 理科② | 公民 |
| | 英語<br>ドイツ語<br>フランス語<br>中国語 | 世界史A<br>世界史B<br>日本史A<br>日本史B<br>地理A<br>地理B | 数学Ⅰ<br>数学Ⅰ・数学A | 数学Ⅱ<br>数学Ⅱ・数学B<br>工業数理<br>簿記<br>情報関係基礎 | 国語Ⅰ<br>国語Ⅰ・国語Ⅱ | 総合理科<br>物理ⅠA<br>物理ⅠB<br>生物ⅠA<br>生物ⅠB | 化学ⅠA<br>化学ⅠB<br>地学ⅠA<br>地学ⅠB | 現代社会<br>倫理<br>政治・経済 |
| 受験者入室 | 9:40まで | 12:40まで | 14:30まで | 16:20まで | 9:45まで | 12:40まで | 14:30まで | 16:20まで |
| 試験開始 | 10:00 | 12:50 | 14:40 | 16:30 | 10:00 | 12:50 | 14:40 | 16:30 |
| 試験終了 | 11:20 | 13:50 | 15:40 | 17:30 | 11:20 | 13:50 | 15:40 | 17:30 |

⑴　平成11年度大学入試センター試験は，多数の科目が同一の問題冊子に編集されているので，あらかじめ受験案内の22～27ページ「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

⑵　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

⑴　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）**をしっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦４cm・横３cmの大きさで試験日前３か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**）

(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。
文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。
この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **１月14日（試験前々日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

## 4 試験当日の注意事項

(1) 受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**必ず持参してください。**
（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し，確認してください。**

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。
受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。
なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。例えば，地理歴史で「世界史Ａ」を受験希望した者が，試験当日，「日本史Ｂ」に変更することや，３教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「３教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。
ただし，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』は，出願時に問題冊子の配付を希望しなかった者には配付されません。

(8) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。(試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。)

(9) **試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。





(10) 受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，**「上履き」と「下履きを入れる袋」**を持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

(12) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

## 5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア マークシート解答者への注意事項

① **「受験票」，「写真票（最初に受験した時間に回収します。）」，「受験特別措置決定通知書」**は，必ず机の上に置いてください。

② ①のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「黒鉛筆（Ｈ，Ｆ，ＨＢのいずれか。）」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの）」，「眼鏡」，「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」**です。
ただし，シャープペンシルは，メモに使用する場合に限り机の上に置いてもかまいません。
これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

イ 文字又はチェック解答者への注意事項

① **「受験票」，「写真票（最初に受験した時間に回収します。）」，「受験特別措置決定通知書」**は，必ず机の上に置いてください。

② ①のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問いません。）」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの）」，「眼鏡」，「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」**です。
これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ 共通する注意事項

① 「そろばん」，「電卓」，「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」，「コンパス」等の補助具は使用できません。
また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等も，使用できません。

② 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

③ ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。また，これらを時計として使用することはできません。

④ 「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

⑤ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。
**英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。**着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

⑥　風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

(2)　受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア　マークシート解答者への注意事項

①　解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。

受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

②　解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，０点となりますので十分注意してください。

イ　文字又はチェック解答者への注意事項

①　文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。

受験番号が正しく記入又はチェックされていない場合は，採点できないことがあります。

②　解答科目に○囲みやチェックがない場合，又は複数の科目に○囲みやチェックがある場合は０点となりますので十分注意してください。

(3)　解答上の注意

ア　マークシートにより解答する受験者は，必ず「黒鉛筆(H，F，HBのいずれか)」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。

「H，F，HB以外の黒鉛筆」及び「シャープペンシル」などを使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

ただし，シャープペンシルは，メモに限り使用しても差し支えありません。

イ　あらかじめ受験案内の22～27ページ「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(4)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。

この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

(6)　試験時間中の監督者の指示

試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。





## 6　２教科以下の受験として出願した者の受験教科等

２教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数２」の表示があります。）は，３教科以上を受験することはできません。誤って３教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。　（受験案内30ページ参照）

## 7　別冊子試験問題の配付希望

出願時に「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

## 8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

## 9　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成11年１月23日（土），１月24日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

| 地　　区 | 試　験　場　名 | 所　　在　　地 |
|---|---|---|
| 東　日　本<br>北海道，東北，<br>関東甲信越，静岡県 | 東京外国語大学<br>試　　験　　場 | 東京都北区西ヶ原4-51-21 |
| 西　日　本<br>東海（静岡県を除く。），<br>北陸，近畿，中国，<br>四国，九州，沖縄 | 大　阪　大　学<br>医学部試験場 | 大阪府吹田市山田丘２－２ |

(3) 追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・本試験前々日（１月14日）　午前９時から午後５時まで<br>・第１日目　（１月16日）　午前８時から午前10時まで（注）<br>・第２日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に次の連絡先に電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | ２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目 |

（注）１　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

２　第２日目に，第１日目分の追試験を申請することはできません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

| | |
|---|---|
| 申請受付時間 | ・試験当日，試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合は，その日の試験終了時まで<br>・やむを得ない事由（（注）２）の場合は，本試験前々日と試験当日の試験終了時まで |
| 申請方法 | (ｱ) 申請受付時間内に本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。<br>(ｲ) 申請受付時間内に「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を電話連絡し，指示を受けてください。<br>・本試験前々日……受験票に記載の「問い合わせ大学」<br>・試験当日……受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」 |
| 受験許可の単位 | ２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目 |

（注）１　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。





（注）２　「やむを得ない事由」の例

| |
|---|
| ①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等） |
| ②　自宅の火災 |
| ③　法定伝染病による隔離<br>（受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等） |

## 10　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

(1) あらかじめ受験案内の22～27ページ「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(2) 文字・チェックにより解答する受験者は，「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」と受験案内（別冊）の13～16ページの「文字・チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

## 11　私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ　私立大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

## 12　受験票・写真票・成績請求票の再発行

受験案内16ページの「(3)　受験票・写真票・成績請求票の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

| 試験当日の所持品チェック欄 | |
|---|---|
| 1　受験票・写真票 | |
| 2　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書 | |
| 3　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品 | |
| 4　黒鉛筆 | |
| 5　プラスチック製の消しゴム | |
| 6　鉛筆削り（電動式を除く） | |
| 7　時計（計時機能だけのもの） | |
| 8　昼食 | |
| 9　交通費等 | |
| 10　受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋 | |

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153-8501　東京都目黒区駒場２丁目19番23号

電話　03－3465－8600

月曜日から金曜日　９時30分～12時，13時～17時，祝日は除く。

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

照会は，原則として志願者本人が行ってください。

（再生紙使用）





## (11)　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定準備について

入試セ事一第２０号
平成１０年６月12日

各国立大学長
各公立大学長　殿
各関係私立大学長

大学入試センター所長
廣　重　　力

平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験場・試験室の設定準備について（依頼）

大学入試センター試験の実施に関しましては，日ごろから種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，平成11年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については，さきに「平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験に係る志願者推計数の通知並びに試験場の確保等について」（平成10年４月23日付け入試セ事一第９号）により，各試験地区別に志願者推計数をお知らせし，試験場の確保等についてお願いしているところでありますが，各大学におかれては，具体的な試験場の設定等について準備を進めていただいていることと存じます。

ついては，貴学における試験場設定の準備状況について，別添「平成11年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票提出表及び試験室設定準備票（Ａ～Ｃ）」を７月31日（金）までに当センターへ提出くださるようお願いします。

なお，女子の志願者数が増加傾向にあることから，試験場設定に当たっては，女子の割合に御配慮願います。

担当　大学入試センター
事業部事業第一課
試験実施第３係
TEL.　03-3468-3311(代表)
03-5478-1247(直通)
FAX.　03-5478-1293~4

## ⑿　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験における追試験の実施にについて

入試セ事一第25号
平成10年７月21日

東京外国語大学長
大阪大学長　　殿

大学入試センター所長
廣　重　力

平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
追試験の実施について（依頼）

大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，この度，平成11年度大学入試センター試験における追試験の試験場設定について，国立大学協会会長にお願いいたしましたところ，東日本地区にあっては東京外国語大学，西日本地区にあっては大阪大学に依頼された旨，回答をいただきました。

ついては，東日本地区の追試験が円滑に実施できますよう，貴学での諸準備方よろしくお願いします。

また，これに伴い追試験場の設定について，別添「平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験場設定準備票」により，７月31日（金）までに当センターへ回答くださるようお願いします。

なお，「平成11年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は，別紙のとおりとなります。





## 平成11年度大学入試センター試験追試験地区別大学表

1 東日本地区（実施大学－東京外国語大学）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 国立大学 | 北海道 | 秋田 | 東京医科歯科 | 横浜国立 |
| | 北海道教育 | 山形 | 東京外国語 | 新潟 |
| | 室蘭工業 | 福島 | 東京学芸 | 長岡技術科学 |
| | 小樽商科 | 茨城 | 東京農工 | 上越教育 |
| | 帯広畜産 | 図書館情報 | 東京芸術 | 山梨 |
| | 旭川医科 | 筑波 | 東京工業 | 山梨医科 |
| | 北見工業 | 宇都宮 | 東京商船 | 信州 |
| | 弘前 | 群馬 | 東京水産 | 静岡 |
| | 岩手 | 埼玉 | お茶の水女子 | 浜松医科 |
| | 東北 | 千葉 | 電気通信 | |
| | 宮城教育 | 東京 | 一橋 | |
| 公立大学 | 釧路公立 | 会津 | 前橋工科 | 都留文科 |
| | 札幌医科 | 福島県立医科 | 東京都立 | 山梨県立看護 |
| | 青森公立 | 茨城県立医療 | 東京都立科学技術 | 長野県看護 |
| | 岩手県立 | 群馬県立女子 | 東京都立保健科学 | 静岡県立 |
| | 宮城 | 高崎経済 | 横浜市立 | |
| 私立大学 | 札幌 | 神田外語 | 専修 | 神奈川 |
| | 札幌学院 | 秀明 | 大正 | 神奈川工科 |
| | 北海道医療 | 淑徳 | 高千穂商科 | 関東学院 |
| | 北海道工業 | 聖徳 | 拓殖 | 産能 |
| | 北海道女子 | 清和 | 多摩 | 湘南工科 |
| | 北海道薬科 | 千葉工業 | 津田塾 | 桐蔭横浜 |
| | 酪農学園 | 東京成徳 | 東京家政 | 東洋英和女学院 |
| | 青森 | 東洋学園 | 東京経済 | 横浜商科 |
| | 八戸 | 麗澤 | 東京工科 | 敬和学園 |
| | 八戸工業 | 亜細亜 | 東京工芸 | 新潟工科 |
| | 石巻専修 | 大妻女子 | 東京電機 | 新潟産業 |
| | 東北工業 | 桜美林 | 東京薬科 | 帝京科学 |
| | いわき明星 | 北里 | 東京理科 | 山梨学院 |
| | 郡山女子 | 共立女子 | 東邦 | 松本歯科 |
| | 流通経済 | 共立薬科 | 東洋 | 静岡産業 |
| | 足利工業 | 杏林 | 日本 | 静岡理工科 |
| | 白鷗 | 慶應義塾 | 日本歯科 | 聖隷ｸﾘｽﾄﾌｧｰ看護 |
| | 関東学園 | 恵泉女学園 | 日本社会事業 | 常葉学園 |
| | 上武 | 工学院 | 法政 | 浜松 |
| | 跡見学園女子 | 国士舘 | 星薬科 | |
| | 埼玉工業 | 芝浦工業 | 武蔵工業 | |
| | 女子栄養 | 昭和 | 武蔵野女子 | |
| | 駿河台 | 昭和女子 | 明治 | |
| | 東京国際 | 昭和薬科 | 明治薬科 | |
| | 文教 | 杉野女子 | 立正 | |
| | 江戸川 | 成蹊 | 早稲田 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 国立大学 | 富山 | 京都教育 | 岡山 | 佐賀 |
| | 富山医科薬科 | 京都工芸繊維 | 広島 | 佐賀医科 |
| | 金沢 | 大阪 | 山口 | 長崎 |
| | 福井 | 大阪外国語 | 徳島 | 熊本 |
| | 福井医科 | 大阪教育 | 鳴門教育 | 大分 |
| | 岐阜 | 兵庫教育 | 香川 | 大分医科 |
| | 名古屋 | 神戸 | 香川医科 | 宮崎 |
| | 愛知教育 | 神戸商船 | 愛媛 | 宮崎医科 |
| | 名古屋工業 | 奈良教育 | 高知 | 鹿児島 |
| | 豊橋技術科学 | 奈良女子 | 高知医科 | 鹿屋体育 |
| | 三重 | 和歌山 | 福岡教育 | 琉球 |
| | 滋賀 | 鳥取 | 九州 | |
| | 滋賀医科 | 島根 | 九州芸術工科 | |
| | 京都 | 島根医科 | 九州工業 | |
| 公立大学 | 富山県立 | 京都府立 | 奈良県立医科 | 九州歯科 |
| | 金沢美術工芸 | 京都府立医科 | 奈良県立商科 | 福岡県立 |
| | 福井県立 | 大阪女子 | 和歌山県立医科 | 福岡女子 |
| | 岐阜薬科 | 大阪市立 | 岡山県立 | 長崎県立 |
| | 愛知県立 | 大阪府立 | 広島県立 | 熊本県立 |
| | 愛知県立看護 | 大阪府立看護 | 広島女子 | 大分県立看護科学 |
| | 愛知県立芸術 | 神戸市外国語 | 広島市立 | 宮崎県立看護 |
| | 名古屋市立 | 神戸市看護 | 下関市立 | 宮崎公立 |
| | 三重県立看護 | 神戸商科 | 山口県立 | 沖縄県立芸術 |
| | 滋賀県立 | 姫路工業 | 高知女子 | |
| | 京都市立芸術 | 兵庫県立看護 | 北九州 | |
| 私立大学 | 高岡法科 | 日本福祉 | 阪南 | 安田女子 |
| | 富山国際 | 名城 | プール学院 | 東亜 |
| | 金沢学院 | 鈴鹿国際 | 桃山学院 | 山口東京理科 |
| | 金沢経済 | 松阪 | 英知 | 徳島文理 |
| | 金沢工業 | 四日市 | 関西学院 | 高松 |
| | 福井工業 | 京都学園 | 甲南 | 松山 |
| | 朝日 | 京都女子 | 神戸海星女子学院 | 松山東雲女子 |
| | 岐阜経済 | 京都橘女子 | 神戸学院 | 高知工科 |
| | 岐阜女子 | 京都薬科 | 神戸松蔭女子学院 | 九州共立 |
| | 岐阜聖徳学園 | 種智院 | 神戸親和女子 | 九州国際 |
| | 東海女子 | 同志社 | 神戸薬科 | 九州産業 |
| | 愛知 | 同志社女子 | 姫路獨協 | 九州情報 |
| | 愛知学院 | 立命館 | 兵庫 | 九州女子 |
| | 愛知学泉 | 龍谷 | 武庫川女子 | 久留米 |
| | 愛知工業 | 大阪学院 | 流通科学 | 久留米工業 |
| | 愛知淑徳 | 大阪経済 | 帝塚山 | 産業医科 |
| | 金城学院 | 大阪工業 | 奈良 | 西日本工業 |
| | 椙山女学園 | 大阪国際 | 奈良産業 | 福岡工業 |
| | 大同工業 | 大阪産業 | 岡山理科 | 福岡国際 |
| | 中京 | 大阪樟蔭女子 | 吉備国際 | 福岡歯科 |
| | 中京女子 | 大阪電気通信 | 倉敷芸術科学 | 長崎総合科学 |
| | 中部 | 大阪薬科 | くらしき作陽 | 九州東海 |
| | 東海学園 | 大谷女子 | 山陽学園 | 熊本学園 |
| | 同朋 | 追手門学院 | ノートルダム清心女子 | 熊本工業 |
| | 豊田工業 | 関西外国語 | 美作女子 | 南九州 |
| | 名古屋外国語 | 近畿 | 呉 | 宮崎国際 |
| | 名古屋経済 | 四天王寺国際仏教 | 広島経済 | 宮崎産業経営 |
| | 名古屋商科 | 摂南 | 広島工業 | 鹿児島経済 |
| | 名古屋女子 | 相愛 | 広島修道 | 沖縄国際 |
| | 南山 | 帝塚山学院 | 広島電機 | 名桜 |





## ⑬　平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

入試セ情第20号
平成10年11月18日

北海道大学入試担当部長　殿

大学入試センター事業部長
法　月　　孝

平成１１年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験場・試験室の割当てについて（通知）

大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて，試験場別に志願者の割当てが終了しましたので，その結果を下記のとおりお知らせします。

ついては，御多忙中恐縮ですが下記の「試験場別試験室一覧」で，試験室ごとの収容数、試験室番号（割当順序）及び試験場までの道順等を確認いただき，変更がある場合は，その個所を訂正の上，１１月２０日（金）午後４時までに，ファクスで回答くださるようお願いします。

また，変更がない場合もその旨ファクスで回答くださるようお願いします。

なお，「試験室別入学志願者割当数一覧」は後日作成し、送付します。

記

１．試験場別入学志願者割当数一覧　　１枚（別添）
２．試験場別試験室一覧　　８枚（別添）

〔備　考〕連絡先　大学入試センター事業部
情報処理課　情報管理係
ＦＡＸ　０３－５４７８－１２９６
電　話　０３－３４６８－３３１１（代表）
０３－５４７８－１２６６（直通）

入試セ情第21号
平成10年11月26日

北海道大学入試担当部長　殿

大学入試センター事業部長
法　月　　孝

平成１１年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験室別入学志願者の割当てについて（通知）

大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，先般回答いただいた試験室ごとの収容数等に基づき、試験場・試験室への志願者の割当てが完了しました。

ついては，下記の「試験室別入学志願者割当数一覧」を作成しましたので、お知らせします。

記

試験室別入学志願者割当数一覧　　１０枚（別添）

〔備　考〕連絡先　大学入試センター事業部
情報処理課　情報管理係
電　話　０３－３４６８－３３１１（代表）
０３－５４７８－１２６６（直通）
ＦＡＸ　０３－５４７８－１２９６





(14)　平成11年度大学入試センター試験試験場一覧

平成１１年度　大学入試センター試験
試験場一覧　（平成１０年１２月　４日　現在）
大学入試センター

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道大学 | 北海道大学農学部試験場 | 10101Z | 795 | 札幌市北区北９条西９丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１２分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学文・法学部試験場 | 10102X | 1,116 | 札幌市北区北１０条西７丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学理学部試験場 | 10103R | 629 | 札幌市北区北１０条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学工学部試験場 | 10104K | 1,198 | 札幌市北区北１３条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学高等教育機能開発総合センターS試験場 | 10105C | 840 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学高等教育機能開発総合センターA試験場 | 10106A | 1,170 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学高等教育機能開発総合センターB試験場 | 10107Y | 1,060 | 札幌市北区北１７条西８丁目<br>地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分 | 011－716－2111 | |
| | | 北海道大学水産学部試験場 | 10108U | 450 | 函館市港町３丁目１番１号<br>ＪＲ「函館駅」前から函館バス①系統「富川会館」行き（上磯方面）に乗車、「北大前」下車（全所要時間約２５分） | 0138－40－5506 | |
| | | 計 | | 7,258 | | | |
| | 北海道教育大学 | 札幌予備学院１号館試験場 | 10201R | 850 | 札幌市中央区北８条西１２丁目<br>ＪＲ「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分 | 011－241－7302 | |
| | | 北海道教育大学函館校試験場 | 10202K | 823 | 函館市八幡町１番２号<br>ＪＲ「函館駅」から市営バス（１４番雪園線、２０富岡若松線、２４滝沢線、３９空港万代線）で１５分「宮前町」下車、徒歩７分 | 0138－44－4219 | |
| | | 北海道教育大学旭川校試験場 | 10203C | 942 | 旭川市北門町９丁目<br>ＪＲ「旭川駅」前から旭川電気軌道バス（５番）「旭町２条１０丁目」下車、徒歩５分 | 0166－59－1227 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道教育大学 | 北海道教育大学釧路校試験場 | 10204A | 421 | 釧路市城山1丁目15番55号<br>ＪＲ「釧路駅」前からくしろバス（3武佐線、23日赤病院線、32別保線）で10分「城山十字路」下車、徒歩4分 | 0154-41-6161 | |
| | | 北海道教育大学岩見沢校試験場 | 10205Y | 782 | 岩見沢市緑が丘2丁目34番地1<br>ＪＲ「岩見沢駅」から中央バス（市内循環Aコース）で15分、「教大前」下車、徒歩2分 | 0126-32-0230 | |
| | | 計 | | 3,818 | | | |
| | 室蘭工業大学 | 室蘭工業大学試験場 | 10701X | 953 | 室蘭市水元町27-1<br>道南バス「東町ターミナル（ＪＲ東室蘭東口から徒歩7分）」から工大行「工大前」下車、徒歩1分 | 0143-46-5160 | |
| | 小樽商科大学 | 小樽商科大学試験場 | 10801K | 619 | 小樽市緑3丁目5番21号<br>小樽駅前中央バスターミナル乗場2番より「小樽商大線」乗車（5分）「小樽商大前」下車 | 0134-27-5254 | |
| | 帯広畜産大学 | 帯広畜産大学試験場 | 10901A | 663 | 帯広市稲田町西2線11番地<br>根室本線「帯広駅」下車、十勝バス「川西中学校行」乗車、「畜大正門前」下車 | 0155-49-5321 | |
| | 旭川医科大学 | 旭川医科大学試験場 | 11001Y | 755 | 旭川市西神楽4線5号3番地の11<br>ＪＲ旭川駅前アサヒビル旭川電気軌道バス7番（南高）緑が丘線又は82番（医大）緑が丘線「医大前」下車、徒歩10分 | 0166-69-3145 | ○ |
| | 北見工業大学 | 北見工業大学試験場 | 11101M | 651 | 北見市公園町165番地<br>ＪＲ石北本線「北見駅」前から市内バス小泉8号行「工大入口」下車、徒歩5分 | 0157-24-4790 | |
| | 札幌医科大学 | 札幌予備学院大通館試験場 | 30101Y | 700 | 札幌市中央区南2条西12丁目<br>地下鉄東西線「西11丁目駅」下車、2番出口から徒歩5分 | 011-271-1231 | |
| | 釧路公立大学 | 釧路公立大学試験場 | 33701H | 300 | 釧路市芦野4-1-1<br>ＪＲ釧路駅から、くしろバス美原線65番「釧路公立大学前」下車 | 0154-37-5091 | |
| | 札幌大学 | 札幌大学試験場 | 50201K | 680 | 札幌市豊平区西岡3条7丁目3番1号<br>地下鉄南北線「澄川駅」から市営・中央バス「札大南門」下車、徒歩3分<br>又は地下鉄東豊線「月寒中央駅」から中央バス「札大正門前」下車、徒歩1分 | 011-852-1181 | |
| | 札幌学院大学 | 札幌学院大学試験場 | 50301A | 410 | 江別市文京台11番地<br>ＪＲ「大麻駅」南口下車、徒歩10分<br>又はＪＲ「新さっぽろ駅」からＪＲバス文京台循環「学院大正門前」下車 | 011-386-8111 | |
| | 北海道医療大学 | 札幌予備学院本館試験場 | 50601Z | 550 | 札幌市中央区北8条西14丁目<br>ＪＲ「桑園駅」下車、徒歩3分　またはＪＲ「札幌駅」下車、市営バス西51・52乗車、「北7西13」下車、徒歩1分 | 011-281-5626 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道工業大学 | 北海道工業大学試験場 | 51101H | 850 | 札幌市手稲区前田7条15丁目4-1<br>ＪＲ函館本線「手稲駅」北口下車、北北東へ徒歩20分　又はＪＲバス工業大学前行「工業大学前」下車 | 011-681-2161 | |
| | 酪農学園大学 | 酪農学園大学試験場 | 51401C | 450 | 江別市文京台緑町582番地1<br>ＪＲ函館本線「大麻駅」下車、徒歩10分　又は新札幌バスターミナル北レーンからＪＲバス江別方面行「とわの森三愛高校前」下車、徒歩5分 | 011-386-1220 | |
| 青森県 | 弘前大学 | 弘前大学試験場 | 11201B | 1,500 | 弘前市文京町1<br>ＪＲ弘前駅から弘南バス小栗山線「弘前大学前」下車、徒歩2分 | 0172-36-2111 | |
| | 青森公立大学 | 青森公立大学試験場 | 34201U | 658 | 青森市合子沢字山崎153-4<br>ＪＲ青森駅からＪＲバスまたは市営バスで、青森公立大学行あるいはヴィラシティ雲谷行「青森公立大学」下車（所要時間約60分）徒歩1分 | 0177-64-1555 | |
| | 青森大学 | 青森大学試験場 | 51501Y | 1,048 | 青森市幸畑2-3-1<br>ＪＲ青森駅から青森市営バス幸畑団地行「青森大学前」下車、徒歩5分 | 0177-28-0101 | |
| | 八戸大学 | 八戸大学商学部試験場 | 51701B | 570 | 八戸市美保野13-98<br>八戸市営バス美保野線、終点「短大前」下車、徒歩8分 | 0178-25-2711 | |
| | 八戸工業大学 | 八戸工業大学工学部試験場 | 51801X | 1,151 | 八戸市大字妙字大開88-1<br>東北本線「八戸駅」下車、市営または南部バスで「三日町」まで25分、三日町から市営バス「工業大学」に乗り終点まで30分 | 0178-25-3111 | |
| 岩手県 | 岩手大学 | 岩手大学試験場 | 11301X | 4,582 | 盛岡市上田三丁目18-8<br>盛岡駅前から岩手県交通バスの駅上田線「松園営業所行き」又は駅米内団地線の「桜台団地行き」に乗車し、「岩手大学前」で下車 | 019-621-6064 | |
| | 岩手県立大学 | 岩手県立大学試験場 | 35801A | 639 | 岩手郡滝沢村滝沢字巣子152-52<br>ＪＲ東北本線「滝沢駅」下車、駅舎を出て右方向に徒歩12分<br>又はＪＲ盛岡駅東口から岩手県北バス県立大学行「県立大学」下車 | 019-694-2013 | |
| 宮城県 | 東北大学 | 東北大学川内北キャンパス試験場 | 11401K | 3,235 | 仙台市青葉区川内<br>仙台駅前から市営バス宮教大行若しくは青葉台行「扇坂」下車又は交通公園行（広瀬通経由）「川内郵便局前」下車、徒歩2分 | 022-217-7559 | |
| | | 県立仙台第一高等学校試験場 | 11402C | 800 | 仙台市若林区元茶畑4<br>仙台駅前から市営バス霞の目営業所行（大和町経由）「一高前」下車 | 022-257-4566 | |
| | | 県立仙台第二高等学校試験場 | 11403A | 800 | 仙台市青葉区川内澤橋通1<br>仙台駅前から市営バス青葉城址循環線（工学部前経由）又は交通公園行（広瀬通経由）「二高仙台・宮城県美術館前」下車、徒歩2分 | 022-221-5806 | ○ |
| | | 県立第一女子高等学校試験場 | 11404Y | 800 | 仙台市青葉区八幡一丁目6-2<br>仙台駅前から市営バス交通公園行（大学病院前経由）「一女高前」下車、徒歩1分又は作並方面行「八幡一丁目」下車、徒歩5分 | 022-227-3723 | ○ |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮城県 | 東北大学 | 県立第二女子高等学校試験場 | 11405U | 800 | 仙台市若林区連坊一丁目４－１<br>仙台駅前から地下鉄富沢行「五橋駅」下車、徒歩１０分 | ０２２－２５７－５６２６ | ○ |
| | | 県立仙台向山高等学校試験場 | 11406M | 600 | 仙台市太白区八木山緑町<br>仙台駅前から市営バス青葉城址循環（愛宕大橋経由）、西の平行（霊屋橋経由）又は八木山南団地行（霊屋橋経由）「向山高校前」下車、徒歩１分 | ０２２－２６２－４１４２ | ○ |
| | | 計 | | 7,035 | | | |
| | 宮城教育大学 | 宮城教育大学試験場 | 11501A | 900 | 仙台市青葉区荒巻字青葉<br>仙台駅・西口バスプール⑩番のりばから仙台市営バス　宮教大行、青葉台行、成田山行乗車　約２０分、「宮教大前」下車 | ０２２－２１４－３３３４ | |
| | 宮城大学 | 宮城大学試験場 | 35401M | 911 | 黒川郡大和町学苑１番<br>仙台市営地下鉄「仙台駅」（ＪＲ仙台駅前）から泉中央行「泉中央駅」下車（約１５分）、「泉中央駅」からバスで（約２０分）「宮城大学前」下車 | ０２２－３７７－８２１３ | |
| | 東北工業大学 | 東北工業大学二ッ沢校舎試験場 | 52501K | 990 | 仙台市太白区二ッ沢６<br>仙台駅西口バスプールから野草園線に乗り「仙台放送前」下車、徒歩５分<br>同八木山方面線に乗り「八木山神社前」下車、徒歩２５分 | ０２２－２２９－１１５１ | |
| | 石巻専修大学 | 石巻専修大学試験場 | 84301R | 820 | 石巻市南境新水戸１<br>ＪＲ仙石線・石巻線「石巻駅」下車、宮城交通バス「石巻駅前」４番線から「石巻専修大学」下車 | ０２２５－２２－７７１１ | |
| 秋田県 | 秋田大学 | 秋田大学試験場 | 11601U | 2,802 | 秋田市手形学園町１－１<br>ＪＲ秋田駅前バスターミナル４番線から、秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「秋田大学前」下車、徒歩１分 | ０１８－８８９－２２５６ | |
| | | 県立秋田高等学校試験場 | 11602M | 1,050 | 秋田市手形字中台１<br>ＪＲ秋田駅前バスターミナル４番線から、秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「大松沢」下車、徒歩５分 | ０１８－８８９－２２５６ | ○ |
| | | 計 | | 3,852 | | | |
| 山形県 | 山形大学 | 山形大学小白川地区試験場 | 11701H | 2,360 | 山形市小白川町１－４－１２<br>ＪＲ山形駅前からバス、千歳公園（東原経由）行「山大前」下車 | ０２３－６２８－４１４１ | |
| | | 山形大学工学部試験場 | 11702B | 804 | 米沢市城南四丁目３－１６<br>ＪＲ奥羽本線「米沢駅」から白布温泉行バスで「山大前」下車、徒歩５分 | ０２３８－２２－５１８１ | |
| | | 県立鶴岡南高等学校試験場 | 11703Z | 989 | 鶴岡市若葉町２６－３１<br>ＪＲ「鶴岡駅」もしくは庄内交通バス「庄交モール」下車、南西へ徒歩２５分、鶴岡公園北側 | ０２３５－２５－２６７４ | ○ |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山形県 | 山形大学 | 計 | | 4,153 | | | |
| 福島県 | 福島大学 | 福島大学試験場 | 11801Z | 1,777 | 福島市松川町浅川字直道２番地<br>ＪＲ東日本東北本線「金谷川駅」下車、徒歩１０分 | ０２４－５４８－８０６４ | |
| | | 県立磐城高等学校試験場 | 11802X | 724 | いわき市平字高月７番地<br>ＪＲ東日本常磐線・磐越東線「いわき駅」下車、北西へ徒歩２０分 | ０２４６－２４－０３０９ | ○ |
| | | 計 | | 2,501 | | | |
| | 福島県立医科大学 | 県立福島東高等学校試験場 | 30201M | 704 | 福島市浜田町１２番２１号<br>ＪＲ東日本東北本線「福島駅」東口から徒歩２５分　又は、東口から福島交通バス藤田行（２番のりば）「東高校前」下車、徒歩５分 | ０２４－５３４－０８４７ | ○ |
| | 会津大学 | 会津大学試験場 | 34301H | 857 | 会津若松市一箕町鶴賀字上居合９０<br>ＪＲ会津若松駅から会津バス居合団地行「会津大学前」（約６分）下車 | ０２４２－３７－２５７１ | |
| | 郡山女子大学 | 郡山女子大学試験場 | 53101K | 663 | 郡山市開成３－２５－２<br>郡山駅前から福島交通バス市役所経由希望ヶ丘行き、又は市役所経由天栄行き・新池下団地行き「郡山女子大学」下車、徒歩５分 | ０２４９－３２－４８４８ | |
| | 日本大学 | 日本大学工学部試験場 | 62304A | 1,310 | 郡山市田村町徳定字中河原１<br>ＪＲ郡山駅から福島交通バス日大行又は徳定行「日本大学」下車<br>又はＪＲ「安積永盛駅」から東へ徒歩１５分 | ０２４９－５６－８６１９ | |
| | いわき明星大学 | いわき明星大学試験場 | 83501H | 788 | いわき市中央台飯野５－５－１<br>ＪＲ常磐線「いわき駅」から常磐交通バス、ラパークいわき行きで「明星大正門」下車、徒歩１分 | ０２４６－２９－７１１７ | |
| 茨城県 | 茨城大学 | 茨城大学本部試験場 | 11901R | 2,953 | 水戸市文京２－１－１<br>ＪＲ常磐線「水戸駅」北口又は「赤塚駅」前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車、徒歩３分 | ０２９－２２１－８８３４ | |
| | | 茨城大学工学部試験場 | 11902K | 1,000 | 日立市中成沢町４－１２－１<br>ＪＲ常磐線「日立駅」中央口又は「常陸多賀駅」前から日立電鉄バス中央線経由「茨大前」下車、徒歩１分 | ０２９４－３８－５２２３ | |
| | | 茨城大学農学部試験場 | 11903C | 340 | 稲敷郡阿見町中央３－２１－１<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」西口から関東鉄道バス阿見中央公民館行「茨大前」下車、徒歩２分 | ０２９８－８８－８５３０ | |
| | | 県立水戸第一高等学校試験場 | 11904A | 840 | 水戸市三の丸３－１０－１<br>ＪＲ常磐線「水戸駅」北口下車、徒歩１０分 | ０２９－２２１－８８３４ | ○ |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 茨城県 | 茨城大学 | 計 | | 5,133 | | | |
| | 図書館情報大学 | 図書館情報大学試験場 | 12001K | 586 | つくば市春日1－2<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」又は「ひたち野うしく駅」から関東鉄道バス（筑波大学中央行）約25～35分「図書館情報大学・筑波女子大学」下車、徒歩2分 | 0298－59－1170 | |
| | 筑波大学 | 筑波大学第一学群試験場 | 12101A | 1,867 | つくば市天王台1丁目1－1<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学第一学群棟前」下車（所要時間約40分）、徒歩5分 | 0298－53－6007 | |
| | | 筑波大学第二学群試験場 | 12102Y | 1,942 | つくば市天王台1丁目1－1<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行終点「筑波大学中央」下車（所要時間約40分）、徒歩5分 | 0298－53－6007 | |
| | | 筑波大学第三学群試験場 | 12103U | 1,701 | つくば市天王台1丁目1－1<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学第三学群棟前」下車（所要時間約40分）、徒歩5分 | 0298－53－6007 | |
| | | 筑波大学体育・芸術専門学群試験場 | 12104M | 1,360 | つくば市天王台1丁目1－1<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学西」下車（所要時間約40分）、徒歩5分 | 0298－53－6007 | |
| | | 筑波大学医学専門学群試験場 | 12105H | 462 | つくば市天王台1丁目1－1<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学病院入口」下車（所要時間約40分）、徒歩1分 | 0298－53－6007 | |
| | | 計 | | 7,332 | | | |
| | 茨城県立医療大学 | 茨城県立医療大学試験場 | 34901B | 500 | 稲敷郡阿見町阿見4669－2<br>ＪＲ常磐線「土浦駅」西口から阿見中央公民館（関東鉄道バス）行「県立医療大学入口」下車、徒歩5分 | 0298－40－2107 | |
| | 流通経済大学 | 流通経済大学試験場 | 53501Z | 606 | 竜ヶ崎市120<br>ＪＲ常磐線「佐貫駅」東口から大学直行バス<br>又は関東鉄道「竜ヶ崎駅」から茨城観光バス土浦行「流通経済大学前」下車 | 0297－60－1156 | |
| 栃木県 | 宇都宮大学 | 宇都宮大学峰地区試験場 | 12201U | 2,981 | 宇都宮市峰町350<br>ＪＲ宇都宮駅西口からＪＲバス祖母井行、茂木行、東部団地行又は東武宇都宮駅から真岡行、益子行、シンガー日鋼行「宇大前」下車 | 028－649－5112 | |
| | | 宇都宮大学工学部試験場 | 12202M | 1,188 | 宇都宮市陽東7－1－2<br>ＪＲ宇都宮駅西口からＪＲバス祖母井行、茂木行「工学部前」又は東武宇都宮駅から真岡行、益子行「シンガー日鋼入口」下車 | 028－689－6351 | ○ |
| | | 県立宇都宮女子高等学校試験場 | 12203H | 920 | 宇都宮市操町5－19<br>ＪＲ宇都宮駅西口から関東バス六道経由鶴田行、六道経由子ども科学館行「宇女高前」下車、又は東武宇都宮駅から西方に徒歩15分 | 028－649－5571 | ○ |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 栃木県 | 宇都宮大学 | 県立宇都宮北高等学校試験場 | 12204B | 920 | 宇都宮市岩曽町606<br>ＪＲ宇都宮駅西口から関東バス豊郷台・帝京大学行、帝京・ニュー富士見ヶ丘団地行「堀米旧道口」下車、徒歩5分 | 028－689－6354 | ○ |
| | | 計 | | 6,009 | | | |
| | 足利工業大学 | 足利工業大学試験場 | 53601R | 1,432 | 足利市大前町268－1<br>ＪＲ両毛線「山前駅」下車、西南へ徒歩20分 | 0284－62－0605 | |
| | 白鴎大学 | 白鴎大学試験場 | 83201K | 1,655 | 小山市大行寺1117<br>ＪＲ宇都宮線「小山駅」西口下車、徒歩15分 | 0285－22－1111 | |
| 群馬県 | 群馬大学 | 群馬大学荒牧地区試験場 | 12301H | 1,760 | 前橋市荒牧町四丁目2番地<br>ＪＲ前橋駅北口バス1番乗り場より群馬大学荒牧経由渋川駅行、ＪＲ渋川駅前より群馬大学荒牧経由前橋駅行、共に「群馬大学荒牧」下車（関越交通バス） | 027－220－7149 | |
| | | 県立前橋高等学校試験場 | 12302B | 760 | 前橋市下沖321－1<br>上毛電鉄「片貝駅」下車、徒歩5分 | 027－237－3660 | ○ |
| | | 県立前橋女子高等学校試験場 | 12303Z | 920 | 前橋市紅雲町2－19－1<br>ＪＲ両毛線「前橋駅」下車、北口より西へ徒歩10分 | 027－243－1026 | ○ |
| | | 群馬大学桐生地区試験場 | 12304X | 1,495 | 桐生市天神町1－5－1<br>ＪＲ両毛線桐生駅南口下車、おりひめバス梅田行「群大前」下車（約10分）<br>東武新桐生駅下車、おりひめバス桐生女子高行「群大前」下車（約20分） | 0277－43－6910 | |
| | | 計 | | 4,935 | | | |
| | 群馬県立女子大学 | 群馬県立女子大学試験場 | 30301B | 830 | 佐波郡玉村町大字上之手1395－1<br>ＪＲ高崎駅から群馬中央バス伊勢崎駅行・玉村行で「女子大入口」下車、徒歩10分　ＪＲ新町駅から永井バス玉村町役場行で「女子大前」下車、徒歩1分 | 0270－65－8511 | |
| | 高崎経済大学 | 高崎経済大学試験場 | 30401X | 1,550 | 高崎市上並榎町1300番地<br>ＪＲ高崎駅西口から群馬バスで約20分（本郷経由室田行・沖経由真郷行・榛名湖行にて経済大学前下車） | 027－343－5417 | |
| | 前橋工科大学 | 前橋工科大学工学部試験場 | 35501B | 500 | 前橋市上佐鳥町460番地の1<br>ＪＲ前橋駅から永井バス玉村町方面行「前橋工科大前」下車、徒歩1分 | 027－265－0111 | |
| | 関東学園大学 | 関東学園大学試験場 | 53901M | 1,500 | 太田市藤阿久町200番地<br>東武伊勢崎線「細谷駅」下車、徒歩10分 | 0276－32－7800 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 群馬県 | 上武大学 | 上武大学経営情報学部試験場 | 54001H | 1,000 | 多野郡新町２７０－１<br>ＪＲ高崎線「新町駅」下車、徒歩１５分 | 0274－42－2828 | |
| 埼玉県 | 埼玉大学 | 埼玉大学試験場 | 12401Z | 1,138 | 浦和市下大久保２５５<br>埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩２５分　又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車 | 048－858－3036 | |
| | | 県立浦和高等学校試験場 | 12402X | 1,000 | 浦和市領家５－３－３<br>京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩１０分 | 048－858－3036 | ○ |
| | | 県立浦和西高等学校試験場 | 12403R | 840 | 浦和市木崎３－１－１<br>京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩２０分 | 048－858－3036 | ○ |
| | | 県立浦和第一女子高等学校試験場 | 12404K | 1,000 | 浦和市岸町３－８－４５<br>ＪＲ「浦和駅」西口下車、南へ徒歩１０分 | 048－858－3036 | ○ |
| | | 県立大宮高等学校試験場 | 12405C | 920 | 大宮市天沼町２－３２３<br>「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩２０分 | 048－858－3036 | ○ |
| | | 浦和市立高等学校試験場 | 12406A | 840 | 浦和市元町１－２８－１７<br>京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩１５分 | 048－858－3036 | ○ |
| | | 浦和市立南高等学校試験場 | 12407Y | 800 | 浦和市辻６－５－３１<br>埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩８分 | 048－858－3036 | ○ |
| | | 県立川口北高等学校試験場 | 12408U | 920 | 川口市木曽呂藤堤下１４７７<br>武蔵野線「東浦和駅」下車、東南へ徒歩１５分 | 048－858－3036 | ○ |
| | | 埼玉大学試験場 | 12450X | 1 | 浦和市下大久保２５５<br>埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩２５分　又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車 | 048－858－3036 | |
| | | 計 | | 7,459 | | | |
| | 跡見学園女子大学 | 跡見学園女子大学試験場 | 54101Z | 800 | 新座市中野１－９－６<br>東武東上線「志木駅」南口下車、西武バス跡見女子大・浜浜駅東口行「大学構内」下車、又はＪＲ武蔵野線「新座駅」下車、大学バス | 048－478－3333 | |
| | 東京国際大学 | 東京国際大学第２キャンパス試験場 | 54201R | 850 | 川越市的場２５０９<br>東武東上線「霞ヶ関駅」下車、徒歩１３分<br>又はＪＲ川越線「的場駅」下車、徒歩１５分 | 0492－32－1111 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 埼玉県 | 埼玉工業大学 | 埼玉工業大学試験場 | 54401Y | 500 | 大里郡岡部町普済寺１６９０<br>ＪＲ高崎線「岡部駅」下車、徒歩１５分 | 0485－85－2521 | |
| | 女子栄養大学 | 女子栄養大学坂戸校舎試験場 | 54701X | 500 | 坂戸市千代田３－９－２１<br>東武東上線「若葉駅」下車、徒歩３分（池袋より約４５分） | 0492－82－3601 | |
| | 文教大学 | 文教大学越谷校舎試験場 | 55101M | 500 | 越谷市南荻島３３３７<br>東武伊勢崎線「北越谷駅」下車、徒歩１０分 | 0489－74－8816 | |
| | 淑徳大学 | 淑徳大学国際コミュニケーション学部試験場 | 55202Z | 350 | 入間郡三芳町藤久保１１５０－１<br>東武東上線「みずほ台駅」西口下車、スクールバス約７分 | 0492－74－1511 | |
| | 芝浦工業大学 | 芝浦工業大学大宮校舎試験場 | 57701K | 950 | 大宮市深作窟井原３０７<br>ＪＲ宇都宮線「東大宮駅」東口下車、徒歩１５分　又はスクールバスで５分 | 048－687－5100 | |
| | 東京電機大学 | 東京電機大学理工学部試験場 | 61501H | 800 | 比企郡鳩山町石坂<br>東武東上線「高坂駅」西口下車、駅前よりスクールバス８分 | 0492－96－7285 | |
| | 東京理科大学 | 東京理科大学久喜校舎試験場 | 61803Y | 240 | 久喜市下清久５００番地<br>ＪＲ宇都宮線・東武伊勢崎線「久喜駅」下車、西口より東武バス菖蒲仲福行「高木病院」下車、北東に徒歩４００ｍ | 0480－21－7600 | |
| | 東洋大学 | 東洋大学川越校舎試験場 | 62101H | 2,180 | 川越市鯨井２１００<br>東武東上線「鶴ヶ島駅」東口下車、南へ徒歩１０分 | 0492－39－1309 | |
| | 駿河台大学 | 駿河台大学試験場 | 83601Z | 1,800 | 飯能市阿須６９８<br>西武池袋線「元加治駅」下車、無料バス５分　西武池袋線「飯能駅」南口下車無料バス７分　ＪＲ八高線「東飯能駅」下車、飯能駅南口まで徒歩１０分 | 0429－72－1124 | |
| 千葉県 | 千葉大学 | 千葉大学第１（文学部・法経学部）試験場 | 12501R | 840 | 千葉市稲毛区弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩１０分<br>又は京成千葉線「みどり台駅」下車、徒歩１０分 | 043－251－1111 | |
| | | 千葉大学第２（工学部）試験場 | 12502K | 1,250 | 千葉市稲毛区弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩８分 | 043－251－1111 | |
| | | 千葉大学第３（総合校舎）試験場 | 12503C | 1,700 | 千葉市稲毛区弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩９分 | 043－251－1111 | |
| | | 千葉大学第４（教育学部）試験場 | 12504A | 730 | 千葉市稲毛区弥生町１－３３<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩９分 | 043－251－1111 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉県 | 千葉大学 | 県立千葉高等学校試験場 | 12505Y | 1,040 | 千葉市中央区葛城1－5－2<br>ＪＲ内房線・外房線「本千葉駅」下車、徒歩20分 | 043－251－1111 | ○ |
| | | 県立千葉東高等学校試験場 | 12506U | 880 | 千葉市稲毛区轟町1－18－52<br>ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩13分 | 043－251－1111 | ○ |
| | | 県立千葉女子高等学校試験場 | 12507M | 1,000 | 千葉市稲毛区小仲台5－10－1<br>ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩13分 | 043－251－1111 | ○ |
| | | 県立千葉西高等学校試験場 | 12508H | 880 | 千葉市美浜区磯辺3－30－3<br>ＪＲ京葉線検見川浜駅から千葉海浜交通バス海浜病院行き「磯辺8丁目」下車徒歩3分　又は「千葉西高校」行き終点下車、徒歩1分 | 043－251－1111 | ○ |
| | | 県立検見川高等学校試験場 | 12509B | 1,040 | 千葉市美浜区真砂4－17－1<br>ＪＲ京葉線「検見川浜駅」北口下車、徒歩5分　又はＪＲ総武線「新検見川駅」南口下車、海浜交通バス検見川浜駅行「検見川浜駅」下車、徒歩5分 | 043－251－1111 | ○ |
| | | 県立小金高等学校試験場 | 12510M | 880 | 松戸市新松戸北2－14－1<br>ＪＲ武蔵野線、常磐線「新松戸駅」下車徒歩20分（出口を直進し踏切を渡り地下道手前を右折、新坂川に沿って新松戸ハイツを左折直進し右側） | 043－251－1111 | ○ |
| | | 敬愛大学・敬愛学園高等学校試験場 | 12511H | 1,717 | 千葉市稲毛区穴川1－5－21<br>ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩15分　放射線医学研究所を通過し、交差点を左折し右手 | 043－251－1111 | ○ |
| | | 計 | | 11,957 | | | |
| | 淑徳大学 | 淑徳大学社会学部試験場 | 55201B | 650 | 千葉市中央区大巌寺町200番地<br>ＪＲ千葉駅より小湊バス天巌寺行、中央バス赤井町行「淑徳大学前」下車<br>ＪＲ蘇我駅より淑徳大学行バス終点下車 | 043－265－7331 | |
| | 千葉工業大学 | 千葉工業大学津田沼校舎試験場 | 55401K | 2,200 | 習志野市津田沼2－17－1<br>ＪＲ総武線「津田沼駅」南口下車、徒歩1分　京成線「津田沼駅」下車、徒歩10分　新京成線「新津田沼駅」下車、徒歩3分 | 0474－78－0580 | |
| | 麗澤大学 | 麗澤大学試験場 | 55701H | 550 | 柏市光ケ丘2－1－1<br>ＪＲ常磐線「南柏駅」東口下車、東武バス①今谷経由・沼井坂行「麗澤大学前」下車、徒歩3分 | 0471－73－3500 | |
| | 東京理科大学 | 東京理科大学野田校舎試験場 | 61802A | 1,700 | 野田市山崎2641番地<br>東武野田線「運河駅」下車、徒歩5分 | 0471－24－1501 | |
| | 東邦大学 | 東邦大学試験場 | 61901Y | 1,300 | 船橋市三山2－2－1<br>総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス④番で乗車「国立病院前」下車、徒歩2分　又は京成成田線「京成大久保駅」下車、徒歩10分 | 0474－72－7119 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉県 | 日本大学 | 日本大学生産工学部実籾校舎試験場 | 62301R | 1,500 | 習志野市新栄2－11－1<br>京成本線「実籾駅」下車、徒歩7分　又はＪＲ総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス4番乗り場にて「日大実籾行」乗車、終点下車 | 0474－74－2837 | |
| | | 日本大学理工学部船橋校舎試験場 | 62303C | 2,000 | 船橋市習志野台7－24－1<br>東葉高速鉄道「船橋日大前駅」下車、徒歩1分 | 047－469－5203 | |
| | | 計 | | 3,500 | | | |
| | 神田外語大学 | 神田外語大学試験場 | 83701R | 550 | 千葉市美浜区若葉1－4－1<br>ＪＲ総武線「幕張駅」南口下車、徒歩20分　又はＪＲ京葉線「海浜幕張駅」北口下車、徒歩15分 | 043－273－1233 | |
| | 秀明大学 | 秀明大学千葉キャンパス試験場 | 85101Y | 500 | 八千代市大学町1－1<br>東葉高速線「八千代緑が丘駅」から千葉レインボーバス①番のりば木下駅行又は船尾車庫行「秀明大学」下車 | 0474－88－2111 | |
| | 聖徳大学 | 聖徳大学試験場 | 86601R | 1,100 | 松戸市岩瀬550<br>ＪＲ常磐線、地下鉄千代田線、新京成線、「松戸駅」下車、東口徒歩5分 | 047－365－1111 | ○ |
| | 江戸川大学 | 江戸川大学社会学部試験場 | 86701C | 600 | 流山市駒木474<br>常磐線「柏駅」西口から東武バス高田車庫行き等で「梅林」下車、徒歩5分<br>又は、東武野田線「豊四季駅」下車、徒歩15分 | 0471－52－0661 | |
| | 東京成徳大学 | 東京成徳大学人文学部試験場 | 88201B | 600 | 八千代市保品字中台谷2014<br>京成本線「勝田台駅」又は東葉高速線「東葉勝田台駅」下車、北口から東洋バス東京成徳大学行・印旛中学校行又は岩戸行「東京成徳大学前」下車 | 0474－88－1000 | |
| | 清和大学 | 清和大学法学部試験場 | 88901R | 520 | 木更津市東太田3丁目4番5号<br>ＪＲ内房線「木更津駅」東口より徒歩約5分房洋堂前からスクールバス（約10分）を清和大学まで運行 | 0438－30－5555 | |
| | 東洋学園大学 | 東洋学園大学試験場 | 90301Y | 500 | 流山市鰭ヶ崎1660<br>ＪＲ新松戸駅乗換、流山電鉄幸谷駅から流山行「鰭ヶ崎駅」下車、徒歩8分 | 0471－50－3001 | |
| 東京都 | 東京大学 | 東京大学本郷試験場 | 12601C | 2,301 | 文京区本郷7－3－1<br>地下鉄丸ノ内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩10分　地下鉄千代田線「根津駅」下車、徒歩10分　又は地下鉄南北線「東大前駅」下車、徒歩10分 | 03－3818－9020 | |
| | | 東京大学教養学部試験場 | 12602A | 3,554 | 目黒区駒場3－8－1<br>京王井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車 | 03－3818－9020 | |
| | | 都立九段高等学校試験場 | 12603Y | 800 | 千代田区九段北2－2－1<br>ＪＲ総武線「飯田橋駅」西口下車、徒歩7分　又は営団地下鉄東西線・半蔵門線、都営地下鉄新宿線「九段下駅」下車、徒歩6分 | 03－3818－9020 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 東京大学 | 都立青山高等学校試験場 | 12604U | 800 | 渋谷区神宮前２－１－８<br>営団地下鉄銀座線「外苑前駅」下車、徒歩５分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 都立白鷗高等学校試験場 | 12605M | 880 | 台東区元浅草１－６－２２<br>営団地下鉄銀座線「稲荷町駅」下車、徒歩５分　ＪＲ山手線・京浜東北線「御徒町駅・上野駅」又は営団地下鉄日比谷線「仲御徒町駅」下車、徒歩１２分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 都立戸山高等学校試験場 | 12606H | 960 | 新宿区戸山３－１９－１<br>ＪＲ山手線、西武新宿線、営団地下鉄東西線「高田馬場駅」下車、徒歩１５分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 都立城東高等学校試験場 | 12607B | 920 | 江東区大島３－２２－１<br>ＪＲ総武線「亀戸駅」下車、徒歩６分　又は都営地下鉄新宿線「西大島駅」下車、徒歩８分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 都立西高等学校試験場 | 12608Z | 920 | 杉並区宮前４－２１－３２<br>京王井の頭線「久我山駅」下車、徒歩１０分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 都立北園高等学校試験場 | 12609X | 920 | 板橋区板橋４－１４－１<br>ＪＲ埼京線「板橋駅」下車、徒歩８分　東武東上線「下板橋駅」下車、徒歩８分　又は都営地下鉄三田線「新板橋駅」下車、徒歩８分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 都立大泉高等学校試験場 | 12610B | 920 | 練馬区東大泉５－３－１<br>西武池袋線「大泉学園駅」南口下車、徒歩１０分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 私立帝京高等学校試験場 | 12611Z | 1,280 | 板橋区加賀２－１１－１<br>ＪＲ埼京線「十条駅」下車、徒歩１０分　都営地下鉄三田線「板橋本町駅」下車、徒歩１５分・「板橋区役所前駅」下車、徒歩１５分 | 03－3818－9020 | |
| | | 私立富士見丘高等学校試験場 | 12612X | 1,350 | 渋谷区笹塚３－１９－９<br>都営地下鉄新宿線・京王線「笹塚駅」下車、徒歩７分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 私立郁文館高等学校試験場 | 12613R | 1,400 | 文京区向丘２－１９－１<br>営団地下鉄千代田線「千駄木駅」下車、徒歩７分　営団地下鉄南北線「東大前駅」下車、徒歩７分　又は都営地下鉄三田線「白山駅」下車、徒歩１０分 | 03－3818－9020 | |
| | | 私立海城高等学校試験場 | 12614K | 1,170 | 新宿区大久保３－６－１<br>ＪＲ山手線「新大久保駅」下車、徒歩１０分 | 03－3818－9020 | ○ |
| | | 私立共立女子高等学校試験場 | 12615C | 1,305 | 千代田区一ツ橋２－２－１<br>都営地下鉄三田線・新宿線、営団地下鉄半蔵門線「神保町駅」下車、徒歩５分　又は営団地下鉄東西線「竹橋駅」下車、徒歩８分 | 03－3818－9020 | |
| | | 私立開成高等学校試験場 | 12616A | 1,170 | 荒川区西日暮里４－２－４<br>ＪＲ山手線・営団地下鉄千代田線「西日暮里駅」下車、徒歩５分 | 03－3818－9020 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 東京大学 | 計 | | 20,650 | | | |
| | 東京医科歯科大学 | 代々木ゼミナール代々木校試験場 | 12701Y | 1,435 | 渋谷区代々木１－２７－１６<br>ＪＲ山手線・総武線「代々木駅」下車、西口改札口より徒歩５分 | 03－3379－5221 | |
| | 東京外国語大学 | 東京外国語大学試験場 | 12801M | 1,482 | 北区西ヶ原４－５１－２１<br>ＪＲ山手線大塚駅又は京浜東北線王子駅から都電荒川線で「西ヶ原４丁目」下車、徒歩３分 | 03－5974－3509 | |
| | | 私立瀧野川女子学園高等学校試験場 | 12802H | 1,215 | 北区上中里１－２７－７<br>ＪＲ京浜東北線「上中里駅」下車、徒歩３分 | 03－5974－3509 | ○ |
| | | 計 | | 2,697 | | | |
| | 東京学芸大学 | 東京学芸大学試験場 | 12901B | 3,005 | 小金井市貫井北町４－１－１<br>ＪＲ中央線「武蔵小金井駅」北口から京王バス小平団地行「学芸大正門」下車、徒歩３分 | 042－329－7203 | |
| | | 都立小金井北高等学校試験場 | 12902Z | 720 | 小金井市緑町４－１－１<br>ＪＲ中央線「東小金井駅」北口下車、徒歩１０分 | 042－388－7381 | ○ |
| | | 都立小平高等学校試験場 | 12903X | 840 | 小平市仲町１１２<br>西武新宿線「小平駅」下車、南へ徒歩６分 | 042－348－1012 | ○ |
| | | 計 | | 4,565 | | | |
| | 東京農工大学 | 東京農工大学農学部試験場 | 13001Z | 1,910 | 府中市幸町３－５－８<br>京王線府中駅バスターミナルから京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車、又はＪＲ中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、徒歩１分 | 042－336－6762 | |
| | | 東京農工大学工学部試験場 | 13002X | 1,779 | 小金井市中町２－２４－１６<br>ＪＲ中央線「東小金井駅」南口下車、西へ徒歩約８分　又はＪＲ中央線「武蔵小金井駅」南口下車、東へ徒歩約１３分 | 042－336－6762 | |
| | | 計 | | 3,689 | | | |
| | 東京芸術大学 | 東京芸術大学美術学部試験場 | 13101R | 286 | 台東区上野公園１２－８<br>ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約１０分 | 03－5685－7536 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 東京芸術大学 | 東京芸術大学音楽学部試験場 | 13102K | 343 | 台東区上野公園12－8<br>ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約10分 | 03－5685－7536 | |
| | | 都立上野高等学校試験場 | 13103C | 920 | 台東区上野公園10－14<br>営団地下鉄「根津駅」下車、徒歩約10分 | 03－5685－7536 | |
| | | 計 | | 1,549 | | | |
| | 東京工業大学 | 東京工業大学試験場 | 13201C | 3,148 | 目黒区大岡山2－12－1<br>東急目蒲線又は大井町線「大岡山駅」下車、徒歩1分 | 03－3726－6900 | |
| | | 東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場 | 13202A | 710 | 港区芝浦3－3－6<br>ＪＲ「田町駅」芝浦口下車、徒歩1分 | 03－3726－6900 | |
| | | 都立小山台高等学校試験場 | 13203Y | 840 | 品川区小山3－3－32<br>東急目蒲線「武蔵小山駅」下車、徒歩1分 | 03－3726－6900 | ○ |
| | | 都立目黒高等学校試験場 | 13204U | 600 | 目黒区祐天寺2－7－15<br>東急東横線「祐天寺駅」下車、徒歩8分 | 03－3726－6900 | ○ |
| | | 駿台予備学校3号館試験場 | 13205M | 1,092 | 千代田区神田駿河台2－5－17<br>ＪＲ「お茶の水駅」お茶の水橋口下車、徒歩7分 | 03－3726－6900 | |
| | | 計 | | 6,390 | | | |
| | 東京商船大学 | 東京商船大学試験場 | 13301Y | 1,148 | 江東区越中島2－1－6<br>ＪＲ京葉線「越中島駅」下車、2番口徒歩2分　地下鉄東西線「門前仲町駅」下車、4番口徒歩10分　地下鉄有楽町線「月島駅」下車、2番口徒歩10分 | 03－5245－7345 | |
| | 東京水産大学 | 東京水産大学試験場 | 13401M | 1,679 | 港区港南4－5－7<br>ＪＲ線・京浜急行線「品川駅」東口（港南口）下車、東へ600m<br>徒歩10分 | 03－5463－0510 | |
| | お茶の水女子大学 | お茶の水女子大学第1（大学）試験場 | 13501B | 1,694 | 文京区大塚2丁目1番1号<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩6分<br>都営バス「大塚2丁目」下車、徒歩4分 | 03－5978－5150 | |
| | | お茶の水女子大学第2（附属高等学校）試験場 | 13502Z | 430 | 文京区大塚2丁目1番1号<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩6分<br>都営バス「大塚2丁目」下車、徒歩4分 | 03－5978－5150 | ○ |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | お茶の水女子大学 | 筑波大学附属高等学校試験場 | 13503X | 720 | 文京区大塚1丁目9番1号<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩6分<br>都営バス「大塚車庫」下車、徒歩6分 | 03－5978－5150 | |
| | | お茶の水女子大学第3（附属中学校）試験場 | 13550Z | 6 | 文京区大塚2丁目1番1号<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩8分<br>都営バス「大塚車庫」下車、徒歩8分 | 03－5978－5150 | ○ |
| | | 計 | | 2,850 | | | |
| | 電気通信大学 | 電気通信大学試験場 | 13601X | 2,895 | 調布市調布ヶ丘1－5－1<br>京王線「調布駅」北口下車、徒歩5分 | 0424－43－5103 | |
| | | 都立調布南高等学校試験場 | 13602R | 720 | 調布市多摩川6－2－1<br>京王相模原線「京王多摩川駅」下車、徒歩3分 | 0424－88－8163 | ○ |
| | | 計 | | 3,615 | | | |
| | 一橋大学 | 一橋大学国立西キャンパス試験場 | 13701K | 2,038 | 国立市中2丁目1番地<br>ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分 | 042－580－8153 | |
| | | 一橋大学国立東キャンパス試験場 | 13702C | 1,270 | 国立市東2丁目4番地<br>ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分 | 042－580－8153 | |
| | | 都立国立高等学校試験場 | 13703A | 960 | 国立市東4丁目25番1号<br>ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩15分 | 042－580－8153 | ○ |
| | | 私立桐朋高等学校試験場 | 13704Y | 768 | 国立市中3丁目1番10号<br>ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩15分 | 042－580－8153 | |
| | | 計 | | 5,036 | | | |
| | 東京都立大学 | 東京都立大学第1試験場 | 30501K | 2,636 | 八王子市南大沢1－1<br>京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩5分　南門（南大沢駅側）より入構 | 0426－77－2391 | |
| | | 東京都立大学第2試験場 | 30502C | 794 | 八王子市南大沢1－1<br>京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩15分　南門（南大沢駅側）より入構 | 0426－77－2391 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 東京都立大学 | 計 | | 3,430 | | | |
| | 東京都立科学技術大学 | 東京都立科学技術大学試験場 | 30601A | 659 | 日野市旭が丘６－６<br>ＪＲ中央線「豊田駅」北口下車、京王バス平山工業団地循環乗車、「旭が丘中央公園」バス停下車、バスの進行方向直進徒歩５分 | ０４２－５８５－８６００ | |
| | 東京都立保健科学大学 | 東京都立保健科学大学試験場 | 35901U | 500 | 荒川区東尾久７－２－１０<br>都電荒川線「荒野前」下車、徒歩５分<br>又はＪＲ田端駅北口から都営バス北千住行「都立保健科学大学前」下車 | ０３－３８１９－１２１１ | |
| | 亜細亜大学 | 亜細亜大学試験場 | 56001K | 1,150 | 武蔵野市境５－２４－１０<br>ＪＲ中央線「武蔵境駅」北口下車、徒歩１２分　又は武蔵境駅北口より小田急バス桜堤団地行「亜細亜大学北」下車 | ０４２２－３６－３２７３ | |
| | 大妻女子大学 | 大妻女子大学社会情報学部試験場 | 56201U | 550 | 多摩市唐木田２－７－１<br>小田急多摩線「唐木田駅」下車、徒歩７分 | ０４２－３７２－００９８ | |
| | 桜美林大学 | 桜美林大学学而館・待望館・以徳館試験場 | 56301H | 800 | 町田市常盤町３７５８<br>ＪＲ横浜線「淵野辺駅」よりバス「桜美林学園前」下車、徒歩３分<br>又は小田急線「町田駅」よりバス「矢部」下車、徒歩３分 | ０４２－７９７－２６６１ | |
| | 北里大学 | 北里大学薬学部試験場 | 56501R | 500 | 港区白金５－９－１<br>ＪＲ渋谷駅東口から都バス田町駅行　又はＪＲ田町駅三田口から都バス渋谷駅行　いずれも「北里研究所前」下車（所要時間１５分） | ０３－３４４２－６９７９ | |
| | 共立女子大学 | 共立女子大学文芸学部試験場 | 56601C | 500 | 千代田区神田神保町３－２７<br>営団地下鉄東西線「竹橋駅」「九段下駅」・半蔵門線「九段下駅」下車、徒歩５分　又は都営地下鉄三田線・新宿線「神保町駅」下車、徒歩５分 | ０３－３２３７－２９３３ | |
| | 共立薬科大学 | 共立薬科大学試験場 | 56701Y | 500 | 港区芝公園１－５－３０<br>ＪＲ「浜松町駅」北口下車、徒歩１０分　又は都営地下鉄三田線「御成門駅」下車、Ａ２出口徒歩２分　又は都営地下鉄浅草線「大門駅」下車、徒歩６分 | ０３－３４３４－６２４１ | |
| | 杏林大学 | 杏林大学八王子キャンパス試験場 | 56801M | 500 | 八王子市宮下町４７６<br>ＪＲ・京王「八王子駅」より西東京バス杏林大学行で終点下車又は戸吹行で「宮下」下車　ＪＲ・西武「拝島駅」より杏林大学行で終点下車 | ０４２６－９１－００１１ | |
| | 慶應義塾大学 | 慶應義塾大学三田西校舎試験場 | 57001Z | 2,144 | 港区三田２－１５－４５<br>ＪＲ山手線・京浜東北線「田町駅」三田口下車、徒歩８分<br>都営地下鉄浅草線・三田線「三田駅」下車、徒歩７分 | ０３－３４５３－４５１１ | |
| | 工学院大学 | 工学院大学試験場 | 57101R | 1,130 | 新宿区西新宿１－２４－２<br>ＪＲ・京王線・小田急線・地下鉄丸の内線「新宿駅」西口下車、徒歩５分<br>又は西武新宿線「西武新宿駅」下車、徒歩１０分 | ０３－３３４０－０１３０ | |
| | 国士舘大学 | 国士舘大学世田谷試験場 | 57401M | 1,000 | 世田谷区世田谷４－２８－１<br>小田急線「梅ヶ丘駅」下車、徒歩１５分　又は新玉川線「三軒茶屋駅」乗換え東急世田谷線「松陰神社前駅」下車、徒歩６分 | ０３－５４８１－３２１１ | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 昭和大学 | 昭和大学４号館試験場 | 58001M | 450 | 品川区旗の台１－５－８<br>東急池上線・東急大井町線「旗の台駅」東口下車、徒歩５分 | ０３－３７８４－８０２２ | |
| | 昭和女子大学 | 昭和女子大学大学１号館試験場 | 58101B | 965 | 世田谷区太子堂１－７<br>東急新玉川線「三軒茶屋駅」下車、徒歩５分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前 | ０３－３４１１－５１５４ | |
| | | 昭和女子大学大学３号館試験場 | 58102Z | 435 | 世田谷区太子堂１－７<br>東急新玉川線「三軒茶屋駅」下車、徒歩５分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前 | ０３－３４１１－５１５４ | |
| | | 計 | | 1,400 | | | |
| | 昭和薬科大学 | 昭和薬科大学試験場 | 58201X | 500 | 町田市東玉川学園３丁目３１６５番地<br>小田急線「玉川学園前駅」下車、東へ徒歩１５分　又はＪＲ横浜線「成瀬駅」北口から神奈川中央路線バス昭和薬科大学行「昭和薬科大学」下車、徒歩５分 | ０４２７－２１－１５１１ | |
| | 杉野女子大学 | 杉野女子大学試験場 | 58501U | 300 | 品川区上大崎４－６－１９<br>ＪＲ山手線、東急目蒲線「目黒駅」下車、徒歩５分 | ０３－３４９１－８１５１ | |
| | 成蹊大学 | 成蹊大学試験場 | 58601H | 1,035 | 武蔵野市吉祥寺北町３－３－１<br>ＪＲ中央線、総武線、営団地下鉄東西線、京王井の頭線で「吉祥寺駅」下車、駅北側から関東バス（①・②番のりば）に乗り「成蹊学園前」で下車 | ０４２２－３７－３６９９ | |
| | 大正大学 | 大正大学巣鴨校舎試験場 | 59301Z | 500 | 豊島区西巣鴨３－２０－１<br>都営地下鉄三田線「西巣鴨駅」下車、徒歩２分<br>又はＪＲ池袋駅東口からバス浅草寿町行・西新井駅行「巣鴨」下車、徒歩２分 | ０３－３９１８－７３１１ | |
| | 高千穂商科大学 | 高千穂商科大学試験場 | 59501C | 500 | 杉並区大宮２－１９－１<br>京王井の頭線「西永福駅」下車、徒歩７分 | ０３－３３１７－４０７７ | |
| | 拓殖大学 | 拓殖大学文京キャンパス試験場 | 59601Y | 900 | 文京区小日向３－４－１４<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩３分 | ０３－３９４７－２２６１ | |
| | 津田塾大学 | 津田塾大学試験場 | 60001R | 500 | 小平市津田町２－１－１<br>西武国分寺線「鷹ノ台駅」下車、徒歩１０分<br>又はＪＲ武蔵野線「新小平駅」下車、徒歩２０分 | ０４２－３４２－５１２０ | |
| | 東京家政大学 | 東京家政大学試験場 | 60501X | 800 | 板橋区加賀１－１８－１<br>ＪＲ埼京線「十条駅」下車、徒歩７分　又は都営地下鉄三田線「新板橋駅」下車、徒歩１２分　又はＪＲ京浜東北線王子駅よりバス板橋駅行「区境」下車 | ０３－３９６１－２４４３ | |
| | 東京経済大学 | 東京経済大学試験場 | 60701A | 500 | 国分寺市南町１－７－３４<br>ＪＲ中央線、西武国分寺線・多摩湖線「国分寺駅」下車、<br>新宿方面に徒歩１３分 | ０４２－３２８－７７４７ | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 東京電機大学 | 東京電機大学工学部試験場 | 61502B | 600 | 千代田区神田錦町２－２<br>ＪＲ中央線「御茶ノ水駅」聖橋口下車、徒歩７分　又は「神田駅」北口下車、徒歩７分　又は地下鉄千代田線「新御茶ノ水駅」Ｂ７下車、徒歩３分 | ０３－５２８０－３５１１ | |
| | 東京薬科大学 | 東京薬科大学試験場 | 61701R | 600 | 八王子市堀之内１４３２－１<br>京王線「平山城址公園駅」下車、徒歩２５分　ＪＲ中央線「豊田駅」北口から多摩センター駅行バス「平山三丁目」下車、徒歩１８分 | ０４２６－７６－７１２８ | |
| | 東京理科大学 | 東京理科大学神楽坂校舎試験場 | 61801C | 1,195 | 新宿区神楽坂１丁目３番地<br>ＪＲ中央線、営団地下鉄有楽町線・南北線「飯田橋駅」下車、徒歩３分<br>営団地下鉄東西線「飯田橋駅」下車、徒歩５分 | ０３－３２６０－４２７１ | |
| | 日本歯科大学 | 日本歯科大学歯学部試験場 | 62501Y | 350 | 千代田区富士見１－９－２０<br>ＪＲ総武線「飯田橋駅」西口下車、徒歩５分　又は地下鉄東西線・有楽町線・南北線「飯田橋駅」下車、徒歩８分 | ０３－３２６１－８３１１ | |
| | 日本社会事業大学 | 日本社会事業大学試験場 | 62601M | 363 | 清瀬市竹丘３－１－３０<br>西武池袋線「清瀬駅」南口下車、西武バス下里団地行又は花小金井駅行で「社会事業大学前」下車、徒歩５分 | ０４２４－９２－６１１１ | |
| | 法政大学 | 法政大学工学部試験場 | 63401X | 500 | 小金井市梶野町３－７－２<br>ＪＲ中央線「東小金井駅」北口下車、徒歩１５分<br>又は東小金井駅北口から京王バス武蔵小金井駅行「法政工学部」下車 | ０４２－３８７－６０３２ | |
| | 星薬科大学 | 星薬科大学試験場 | 63501K | 500 | 品川区荏原２－４－４１<br>東急池上線「戸越銀座駅」下車、徒歩５分　又は東急目蒲線「武蔵小山駅」下車、徒歩８分 | ０３－５４９８－５８１７ | |
| | 武蔵工業大学 | 武蔵工業大学工学部（世田谷キャンパス）試験場 | 63701U | 1,310 | 世田谷区玉堤１－２８－１<br>東急大井町線「尾山台駅」下車、南西へ徒歩１２分 | ０３－３７０３－３１１１ | |
| | 武蔵野女子大学 | 武蔵野女子大学試験場 | 63901Z | 500 | 保谷市新町１－１－２０<br>ＪＲ三鷹駅北口⑤乗場、関東バス武蔵境行・武蔵小金井行「武蔵野女子学院前」下車　西武新宿線田無駅北口武蔵境行バス「石川島播磨入口」下車徒歩５分 | ０４２４－６８－３２００ | |
| | 明治薬科大学 | 明治薬科大学試験場 | 64301U | 500 | 清瀬市野塩２－５２２－１<br>西武池袋線「秋津駅」北口下車、徒歩１０分<br>又はＪＲ武蔵野線「新秋津駅」下車、徒歩１５分 | ０４２４－９５－５０６１ | |
| | 立正大学 | 立正大学大崎校舎試験場 | 64601R | 700 | 品川区大崎４－２－１６<br>ＪＲ山手線「五反田駅」・「大崎駅」下車、徒歩７分<br>又は東急池上線「大崎広小路駅」下車、徒歩３分 | ０３－３４９２－６６４９ | |
| | 早稲田大学 | 早稲田大学理工学部（大久保キャンパス）試験場 | 64801Y | 800 | 新宿区大久保３－４－１<br>ＪＲ山手線、西武新宿線、地下鉄東西線「高田馬場駅」下車、徒歩１５分<br>（ＢＩＧＢＯＸ前を新宿方向へ、戸山公園内を通り抜ける） | ０３－５２８６－３８９９ | |
| | 東京工科大学 | 東京工科大学試験場 | 83301A | 600 | 八王子市片倉町１４０４－１<br>ＪＲ横浜線「八王子みなみ野駅」下車、東口より国道１６号線方面へ徒歩１５分 | ０４２６－３７－２１１１ | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京都 | 多摩大学 | 多摩大学試験場 | 84501Y | 500 | 多摩市聖ヶ丘４－１－１<br>小田急・京王線「永山駅」からバスのりば２番「多摩大学」下車　又は、京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」からバスのりば１２番「多摩大学」又は「連光寺」下車 | ０４２－３３７－７１１１ | |
| | 恵泉女学園大学 | 恵泉女学園大学試験場 | 85401X | 450 | 多摩市南野２－１０－１<br>京王相模原線・小田急多摩線「多摩センター駅」下車、スクールバス１０分<br>又は路線バス８番乗り場から豊ヶ丘４丁目行等「南野高校」下車、徒歩５分 | ０４２－３７６－８２１１ | |
| 神奈川県 | 横浜国立大学 | 横浜国立大学教育人間科学部試験場 | 13801A | 2,210 | 横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－２<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分 | ０４５－３３９－３１２１ | |
| | | 横浜国立大学経済・経営学部試験場 | 13802Y | 1,595 | 横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－３<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分 | ０４５－３３９－３１２１ | |
| | | 横浜国立大学工学部試験場 | 13803U | 2,165 | 横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－５<br>相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分 | ０４５－３３９－３１２１ | |
| | | 県立氷取沢高等学校試験場 | 13805H | 1,040 | 横浜市磯子区氷取沢町９３８－２<br>京浜急行「能見台駅」より京急バス「氷取沢高校」行終点下車、徒歩２分<br>又はＪＲ根岸線「洋光台駅」より市バス１０７系統「下ヶ谷」下車、徒歩５分 | ０４５－７７２－０５５３ | ○ |
| | | 県立富岡高等学校試験場 | 13806B | 1,040 | 横浜市金沢区富岡東６－３４－１<br>京浜急行「京急富岡駅」下車、徒歩１０分<br>又はシーサイドライン「並木中央駅」下車、徒歩１０分 | ０４５－７７３－１３４０ | ○ |
| | | 計 | | 8,050 | | | |
| | 横浜市立大学 | 横浜市立大学試験場 | 30701U | 2,200 | 横浜市金沢区瀬戸２２－２<br>京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩５分 | ０４５－７８７－２０５３ | |
| | | 横浜市立金沢高等学校試験場 | 30702M | 1,060 | 横浜市金沢区瀬戸２２－１<br>京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩５分 | ０４５－７８７－２０５６ | ○ |
| | | 計 | | 3,260 | | | |
| | 専修大学 | 専修大学生田校舎試験場 | 59101U | 900 | 川崎市多摩区東三田２－１－１<br>小田急線「向ヶ丘遊園駅」下車、南口より徒歩２０分　又は北口より小田急バス専大前行に乗車し、終点下車（約１０分） | ０４４－９１１－１０９５ | |
| | 明治大学 | 明治大学生田校舎試験場 | 64101K | 1,050 | 川崎市多摩区東三田１－１－１<br>小田急線「生田駅」南口下車、徒歩１０分 | ０４４－９３４－７６２６ | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 神奈川県 | 神奈川工科大学 | 神奈川工科大学試験場 | 65001H | 1,200 | 厚木市下荻野1030<br>小田急線「本厚木駅」北口下車、神奈中バス1番線より青年の家行または、神奈川工科大学経由蓼尾団地行「神奈川工科大学前」下車　当日直通バスを運行 | 0462-91-3000 | |
| | 神奈川大学 | 神奈川大学試験場 | 65101Z | 800 | 横浜市神奈川区六角橋3-27-1<br>東急東横線「白楽駅」下車、西出口から徒歩12分 | 045-481-5804 | |
| | 関東学院大学 | 関東学院大学金沢八景キャンパス試験場 | 65301C | 1,238 | 横浜市金沢区六浦町4834<br>京浜急行線「金沢八景駅」（特急停車駅）下車、国道16号線に沿って南へ徒歩15分 | 045-786-7019 | |
| | 湘南工科大学 | 湘南工科大学試験場 | 65501M | 1,000 | 藤沢市辻堂西海岸1-1-25<br>JR東海道線「辻堂駅」南口南側下車、徒歩15分　又は「辻堂駅」から神奈中バスもしくは江ノ電バスに乗車し「浜見山」（湘南工科大学前）下車 | 0466-34-4111 | |
| | 産能大学 | 産能大学試験場 | 65701X | 600 | 伊勢原市上粕屋1573<br>小田急線「伊勢原駅」北口から神奈中バス産能大学行「産能大学」（終点）下車　または大山ケーブル行「石倉」下車、徒歩5分 | 0463-92-2217 | |
| | 東京工芸大学 | 東京工芸大学工学部試験場 | 66101M | 700 | 厚木市飯山1583<br>小田急線「本厚木駅」下車、北口駅前の神奈川中央交通バス②番乗場発「工芸大学」行に乗車（約20分）、終点で下車 | 0462-41-0454 | |
| | 横浜商科大学 | 横浜商科大学つるみキャンパス試験場 | 66301X | 950 | 横浜市鶴見区東寺尾4-11-1<br>京浜急行線「生麦駅」下車、徒歩15分　JR横浜駅東口から市営バス⑦・㊸系統で川崎駅・鶴見駅行に乗車し、「岸谷」下車、徒歩5分 | 045-571-3901 | |
| | 東洋英和女学院大学 | 東洋英和女学院大学試験場 | 84601M | 460 | 横浜市緑区三保町32<br>東急田園都市線青葉台駅・JR横浜線十日市場駅より市営バス23系統又は東急バス若葉台中央行きで「郵便局前」下車、徒歩5分 | 045-922-5511 | |
| | 桐蔭横浜大学 | 桐蔭横浜大学試験場 | 85601A | 800 | 横浜市青葉区鉄町1614<br>小田急線「柿生駅」北口または田園都市線「市が尾駅」西口から「桐蔭学園行」バスで終点下車 | 045-972-5881 | |
| 新潟県 | 新潟大学 | 新潟大学人文・法・経済学部試験場 | 13901U | 1,045 | 新潟市五十嵐2の町8050番地<br>新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩5分　又はJR越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩20分 | 025-262-6247 | |
| | | 新潟大学工学部試験場 | 13902M | 1,398 | 新潟市五十嵐2の町8050番地<br>新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩5分　又はJR越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩25分 | 025-262-6247 | |
| | | 新潟大学教育人間科学部試験場 | 13903H | 801 | 新潟市五十嵐2の町8050番地<br>新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩3分　又はJR越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩20分 | 025-262-6247 | |
| | | 新潟大学教養校舎試験場 | 13904B | 2,565 | 新潟市五十嵐2の町8050番地<br>新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩3分　又はJR越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩20分 | 025-262-6247 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新潟県 | 新潟大学 | 県立佐渡高等学校試験場 | 13905Z | 205 | 佐渡郡佐和田町大字石田567<br>新潟交通佐渡「河原田本町」下車、徒歩7分 | 0259-52-3492 | ○ |
| | | 計 | | 6,014 | | | |
| | 長岡技術科学大学 | 長岡技術科学大学試験場 | 14001M | 1,535 | 長岡市上富岡町1603-1<br>JR長岡駅下車、駅大手口（西口）の越後交通バス7番線から乗車、終点「技大前」で下車 | 0258-46-6000 | |
| | 上越教育大学 | 上越教育大学試験場 | 14101B | 971 | 上越市山屋敷町1番地<br>信越本線「高田駅」下車、頸城バス「本町6丁目」停留所から教育大学線のバスに乗車（約15分）「教育大学」下車 | 0255-21-3293 | |
| | 日本歯科大学 | 日本歯科大学新潟歯学部試験場 | 62502U | 273 | 新潟市浜浦町1-8<br>新潟交通バス「浜浦町1丁目」下車、徒歩1分　又はJR越後線「関屋駅」下車、西へ徒歩10分 | 025-267-1500 | |
| | 新潟産業大学 | 新潟産業大学試験場 | 85701U | 225 | 柏崎市軽井川4730番地<br>JR信越本線「柏崎駅」下車、柏崎駅南口から越後交通バス新潟産業大学行き（約20分）「新潟産業大学前」下車、徒歩1分 | 0257-24-4901 | |
| | 敬和学園大学 | 敬和学園大学試験場 | 87401Y | 350 | 新発田市大字富塚1270番地<br>JR新発田駅下車、「駅前通」からバス新潟行（木崎経由）「敬和学園大学前」下車、徒歩5分 | 0254-26-2507 | |
| | 新潟工科大学 | 新潟工科大学試験場 | 90701K | 161 | 柏崎市藤橋1719番地<br>JR柏崎駅南口から越後交通バス新潟工科大学線利用約15分、「新潟工科大学」終点下車　又は柏崎駅北口から久米線利用約20分、「工科大学前」下車 | 0257-22-8188 | |
| 富山県 | 富山大学 | 富山大学試験場 | 14201X | 3,962 | 富山市五福3190<br>JR「富山駅」下車、駅前からバス高岡行「大学前」下車、徒歩1分　又は市内電車大学前行「大学前」（終点）下車、徒歩5分 | 0764-45-6100 | |
| | 富山医科薬科大学 | 富山医科薬科大学試験場 | 14301K | 900 | 富山市杉谷2630番地<br>JR富山駅前又は高岡駅前からバス「富山医薬大」行などを利用　所要時間は富山駅から約30分、高岡駅から約40分 | 0764-34-2636 | |
| | 富山県立大学 | 富山県立大学工学部試験場 | 33801Z | 500 | 射水郡小杉町黒河5180<br>JR北陸本線「小杉駅」下車、駅南口より南へ徒歩20分　又は、バス（太閤山循環）に乗車し、「富山県立大学前」にて下車（所要時間5分） | 0766-56-7500 | |
| | 高岡法科大学 | 高岡法科大学試験場 | 84701B | 200 | 高岡市戸出石代307-3<br>JR北陸本線「高岡駅」から加越能バス②番乗場「高岡法科大学行き」所要時間30分 | 0766-63-3388 | |
| | 富山国際大学 | 富山国際大学試験場 | 86801Y | 200 | 上新川郡大山町東黒牧65-1<br>JR富山駅前より富山地方鉄道バス国際大学行「富山国際大学」（終点）下車 | 0764-83-8000 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地（道順） | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 石川県 | 金沢大学 | 金沢大学総合教育棟試験場 | 14401A | 1,242 | 金沢市角間町<br>金沢駅東口のりばから北鉄バス金沢大学行「金沢大学中央」下車、徒歩5分 | 076－264－5762 | |
| | | 金沢大学文学部・法学部・経済学部試験場 | 14402Y | 558 | 金沢市角間町<br>金沢駅東口のりばから北鉄バス金沢大学行「金沢大学」終点下車、徒歩3分 | 076－264－5469 | |
| | | 金沢大学教育学部試験場 | 14403U | 736 | 金沢市角間町<br>金沢駅東口のりばから北鉄バス金沢大学行「金沢大学」終点下車、徒歩3分 | 076－264－5602 | |
| | | 金沢大学理学部試験場 | 14404M | 345 | 金沢市角間町<br>金沢駅東口のりばから北鉄バス金沢大学行「金沢大学中央」下車、徒歩5分 | 076－264－5634 | |
| | | 金沢大学医学部医学科試験場 | 14405H | 310 | 金沢市宝町13番1号<br>金沢駅西口から北鉄バス錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行・北陸大学行・金沢学院大学行のいずれかに乗車、「小立野」又は「大学病院前」下車、徒歩5分 | 076－234－4341 | |
| | | 金沢大学工学部試験場 | 14406B | 1,050 | 金沢市小立野2丁目40番20号<br>金沢駅西口から北鉄バス錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行・北陸大学行・金沢学院大学行のいずれかに乗車、「金大工学部前」下車、徒歩2分 | 076－234－4560 | |
| | | 金沢大学医学部保健学科試験場 | 14407Z | 454 | 金沢市小立野5丁目11番80号<br>金沢駅西口から北鉄バス錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行・北陸大学行・金沢学院大学行のいずれかに乗車、「小立野」又は「大学病院前」下車、徒歩8分 | 076－265－2500 | |
| | | 計 | | 4,695 | | | |
| | 金沢美術工芸大学 | 金沢美術工芸大学試験場 | 30801H | 390 | 金沢市小立野5丁目11番1号<br>北陸鉄道バスの錦町線、湯涌線、田上往宅線、医王山線の「小立野」、野町・小立野線の「大学病院前」のバス停で下車し、徒歩8分 | 076－262－3531 | |
| | 金沢経済大学 | 金沢経済大学試験場 | 66701H | 400 | 金沢市御所町丑10－1<br>金沢駅よりJRバス・北鉄バスで、森本・柳橋・東金沢方面行（約20分）「鳴和」下車、徒歩10分　又は東金沢駅より卯辰山方面へ徒歩20分 | 076－253－3922 | |
| | 金沢工業大学 | 金沢工業大学8号館試験場 | 66801Z | 500 | 石川郡野々市町扇が丘7－1<br>JR金沢駅前バスターミナル8番乗り場より、北陸鉄道バス「工大前」行乗車「工大前」下車、徒歩すぐ | 076－248－0365 | |
| | 金沢学院大学 | 金沢学院大学試験場 | 83901Y | 400 | 金沢市末町10<br>JR金沢駅前（のりば一金沢駅東口⑤、西口④・⑤）から北陸鉄道バス金沢学院大学行「金沢学院大学前」下車 | 076－229－8844 | |
| 福井県 | 福井大学 | 福井大学試験場 | 14501U | 2,238 | 福井市文京3　9　1<br>JR福井駅前から市内バスのりば⑧・⑨番「福井大学前」下車<br>又はえちぜん鉄道福井駅から三国港行「西福井駅」下車、徒歩1分 | 0776－27－8508 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地（道順） | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福井県 | 福井医科大学 | 福井医科大学試験場 | 14601H | 423 | 吉田郡松岡町下合月23－3<br>京福バス：JR福井駅前バス乗り場の11番乗り場で福井医大行きのバスに乗車し「福井医大」で下車（約35分） | 0776－61－3111 | |
| | 福井県立大学 | 福井県立大学福井キャンパス試験場 | 34001K | 539 | 吉田郡松岡町兼定島4－1－1<br>京福バス新田塚・医大線、県立病院・羽崎・医大線、県立病院・心臓センター・医大線、または中藤小学校・医大線「県立大学」下車 | 0776－61－6000 | |
| | | 福井県立大学小浜キャンパス試験場 | 34002C | 194 | 小浜市学園町1－1<br>JRバス西津線「西津公民館前」下車、徒歩15分 | 0770－52－6300 | |
| | | 計 | | 733 | | | |
| | 福井工業大学 | 福井工業大学福井学舎試験場 | 67001K | 581 | 福井市学園3－6－1<br>京福電気鉄道　市内バス2番線　学園町行「金井学園前」下車、徒歩3分 | 0776－22－8111 | |
| 山梨県 | 山梨大学 | 山梨大学試験場 | 14701Z | 1,506 | 甲府市武田四丁目4－37<br>JR中央線「甲府駅」北口下車、北へ徒歩20分　又はバス武田神社行き、積翠寺行き「山梨大学前」下車 | 055－220－8046 | |
| | 山梨医科大学 | 山梨医科大学試験場 | 14801R | 249 | 中巨摩郡玉穂町下河東1110番地<br>JR身延線「常永駅」下車、南東へ徒歩15分 | 055－273－7972 | |
| | 都留文科大学 | 都留文科大学試験場 | 30901Z | 493 | 都留市田原三丁目8番1号<br>富士急行線「谷村町駅」下車、南西へ徒歩20分 | 0554－43－4341 | |
| | 山梨県立看護大学 | 山梨県立看護大学試験場 | 36001M | 252 | 甲府市池田1－6－1<br>甲府駅南口山梨交通バス乗車場（4番線）から、東海高校行・長塚行・長塚経由甲斐島営業所行「機山工業高校・甲府城西高校」下車、徒歩5分 | 055－253－7859 | |
| | 山梨学院大学 | 山梨学院大学試験場 | 67101A | 881 | 甲府市酒折2－4－5<br>JR中央線「酒折駅」下車、徒歩3分　JR身延線「善光寺駅」下車、徒歩15分 | 055－224－1302 | |
| | 帝京科学大学 | 帝京科学大学試験場 | 86901M | 332 | 北都留郡上野原町八ッ沢2525<br>JR中央本線「上野原駅」下車、大学直通バス6分 | 0554－63－4411 | |
| 長野県 | 信州大学 | 信州大学人文学部試験場 | 14901C | 318 | 松本市旭3－1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車 | 0263－37－2192 | |
| | | 信州大学経済学部試験場 | 14902A | 254 | 松本市旭3－1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車 | 0263－37－2192 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長野県 | 信州大学 | 信州大学理学部試験場 | 14903Y | 564 | 松本市旭３－１－１<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車 | 0263－37－2192 | |
| | | 信州大学共通教育センター試験場 | 14904U | 1,873 | 松本市旭３－１－１<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車 | 0263－37－2192 | |
| | | 信州大学教育学部試験場 | 14905M | 1,304 | 長野市西長野６－ロ<br>長野駅善光寺口前バス停１番ホームから川中島バス宇木行、若槻団地行、又は若槻営業所行乗車「信大入口」下車、西へ徒歩５分 | 026－232－8106 | |
| | | 信州大学工学部試験場 | 14906H | 1,813 | 長野市若里５００<br>「長野駅」東口下車、南へ徒歩２０分 | 026－226－4101 | |
| | | 信州大学農学部試験場 | 14907B | 740 | 上伊那郡南箕輪村８３０４<br>ＪＲ飯田線「伊那市駅」下車、伊那バスターミナルから西箕輪線乗車、「大学入口」下車 | 0265－72－1107 | |
| | | 信州大学繊維学部試験場 | 14908Z | 900 | 上田市常田３－１５－１<br>ＪＲ・しなの鉄道「上田駅」下車、東へ徒歩２０分 | 0268－21－5310 | |
| | | 県立上田東高等学校試験場 | 14909X | 880 | 上田市常田３－５－６８<br>ＪＲ・しなの鉄道「上田駅」下車、東へ徒歩２５分 | 0268－25－8881 | ○ |
| | | 信州大学人文学部試験場 | 14950A | 1 | 松本市旭３－１－１<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車 | 0263－37－2192 | |
| | | 計 | | 8,647 | | | |
| | 長野県看護大学 | 長野県看護大学試験場 | 35001Z | 406 | 駒ヶ根市赤穂１６９４番地<br>ＪＲ飯田線「駒ヶ根駅」下車、徒歩１５分 | 0265－81－5100 | |
| | 松本歯科大学 | 松本歯科大学試験場 | 67301H | 187 | 塩尻市広丘郷原１７８０<br>ＪＲ中央本線「塩尻駅」下車、徒歩２５分 | 0263－53－1851 | |
| 岐阜県 | 岐阜大学 | 岐阜大学（柳戸地区）試験場 | 15001A | 3,333 | 岐阜市柳戸１番１<br>ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行きで約３０分「岐阜大学（終点）」下車 | 058－293－2156 | |
| | | 県立加納高等学校試験場 | 15002Y | 1,000 | 岐阜市加納南陽町３－１７<br>ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜市営バス「県庁」「県民ふれあい会館」「ハイツ宇佐」行き「加納高校前」下車 | 058－275－7450 | ○ |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 岐阜県 | 岐阜大学 | 県立岐阜北高等学校試験場 | 15003U | 1,000 | 岐阜市則武清水１８４１－１１<br>ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行き（忠節経由）で約２０分「北高前」下車、徒歩約２分 | 058－295－7264 | ○ |
| | | 県立長良高等学校試験場 | 15004M | 800 | 岐阜市長良西後町１７１６－１<br>ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「長良校前町」「おぶさ」「松籟団地」行き「長良高校前」下車 | 058－295－7254 | ○ |
| | | 計 | | 6,133 | | | |
| | 岐阜薬科大学 | 岐阜薬科大学試験場 | 31001X | 800 | 岐阜市三田洞東５丁目６番１号<br>ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から、岐阜バス又は市営バスの三田洞団地か三田洞県自動車学校行に乗車、「薬大前」下車、（岐阜バスの場合徒歩５分） | 058－237－3931 | ○ |
| | 岐阜経済大学 | 岐阜経済大学試験場 | 67401Z | 500 | 大垣市北方町５－５０<br>ＪＲ東海道線「大垣駅」南口下車、近鉄バスにて駅前７番乗場から直行バス利用　又は６番乗場から黒野駅前行あるいは井田行「三ツ屋」下車、徒歩５分 | 0584－77－3511 | |
| | 朝日大学 | 朝日大学試験場 | 67501R | 500 | 本巣郡穂積町穂積１８５１<br>ＪＲ東海道本線「穂積駅」下車、南へ徒歩２０分<br>又は岐阜バス朝日大学行「朝日大学」下車 | 058－329－1155 | |
| | 岐阜女子大学 | 岐阜女子大学試験場 | 67601C | 500 | 岐阜市太郎丸８０番地<br>岐阜バス　岐阜女子大線「岐阜女子大学」下車、又は高美線（高富経由美濃方面行き）「岐阜女子大口」下車、北へ徒歩７分 | 058－229－2211 | |
| | 岐阜聖徳学園大学 | 岐阜聖徳学園大学羽島キャンパス試験場 | 67701Y | 500 | 羽島郡柳津町高桑２０７８<br>名鉄新岐阜駅前バス停②番のりば、又はＪＲ岐阜駅前バス停より聖徳学園大学行「岐阜聖徳学園大学」（終点）下車、徒歩１分 | 058－279－0804 | |
| | 東海女子大学 | 東海女子大学試験場 | 67801M | 500 | 各務原市那加門野町５－６８<br>名鉄美濃町線「日野橋駅」下車、徒歩５分　又は新岐阜バスセンター６・７・８番線関市方面行「琴塚東海女子大・短大前」下車、徒歩５分 | 0583－89－2200 | ○ |
| | 名城大学 | 名城大学都市情報学部試験場 | 70302X | 500 | 可児市虹ヶ丘４－３－３<br>名鉄広見線「西可児駅」下車、北へ徒歩１５分 | 0574－69－0100 | |
| 静岡県 | 静岡大学 | 県立沼津東高等学校試験場 | 15101U | 1,300 | 沼津市岡宮８１２<br>臨時：ＪＲ東海沼津駅北口富士急行バス「沼津東高」行終点下車　常時：ＪＲ東海沼津駅南口富士急バスターミナル６番沼津ゴルフ場行等「東高入口」下車 | 0559－26－2056 | ○ |
| | | 静岡大学試験場 | 15102M | 1,652 | 静岡市大谷８３６<br>新静岡センターバスターミナル４番又はＪＲ東海静岡駅北口１３番、静鉄バス美和大谷線「静岡大学」行「静大前」下車、徒歩約５分 | 054－238－2935 | |
| | | 県立静岡高等学校試験場 | 15103H | 960 | 静岡市長谷町６６<br>新静岡センターバスターミナル１６番又はＪＲ東海静岡駅北口１４番、静鉄バス「大浜麻機線麻機」行「長谷通り」下車、徒歩約３分 | 054－248－9110 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 静岡県 | 静岡大学 | 県立静岡東高等学校試験場 | 15104B | 920 | 静岡市川合757<br>新静岡センターバスターミナル13番又はJR東海静岡駅北口2番、静鉄バス「神明前経由瀬名新田」行「東高前」下車、徒歩約2分 | 054-264-6401 | ○ |
| | | 静岡市立高等学校試験場 | 15105Z | 1,000 | 静岡市千代田三丁目1－1<br>新静岡センターバスターミナル14番又はJR東海静岡駅北口1番、静鉄バス唐瀬線「唐瀬」行「市立高校前」下車、徒歩約1分 | 054-247-5291 | ○ |
| | | 県立浜松北高等学校試験場 | 15106X | 990 | 浜松市広沢1－30－1<br>JR東海浜松駅前北口バスターミナル1番・15番（全路線）遠鉄バス「浜松北高」下車、徒歩約3分 | 053-457-3896 | ○ |
| | | 県立浜松西高等学校試験場 | 15107R | 990 | 浜松市西伊場町3－1<br>JR東海浜松駅前北口バスターミナル5番、遠鉄バス「宇布見山崎」行「浜松西高」下車、徒歩約5分 | 053-457-1026 | ○ |
| | | 浜松短期大学試験場 | 15108K | 423 | 浜松市住吉2－3－1<br>JR東海浜松駅前北口バスターミナル14番（全路線）遠鉄バス「浜松短大西」下車、徒歩約1分 | 053-471-0146 | |
| | | 計 | | 8,235 | | | |
| | 浜松医科大学 | 浜松医科大学試験場 | 15201H | 560 | 浜松市半田町3600<br>JR浜松駅バスターミナルから磐田山の手線医大行き又は、医大循環バスで「医科大学」下車 | 053-435-2200 | |
| | | 私立浜松日体高等学校試験場 | 15202B | 945 | 浜松市半田町3660<br>JR浜松駅バスターミナルから磐田山の手線医大行き又は、医大循環バスで「日体高前」下車 | 053-435-2200 | ○ |
| | | 計 | | 1,505 | | | |
| | 静岡県立大学 | 静岡県立大学試験場 | 31101K | 1,900 | 静岡市谷田52－1<br>JR東海道線「草薙駅」下車、徒歩15分　又は静岡鉄道「草薙駅」若しくは「県立美術館前駅」下車、徒歩15分 | 054-264-5007 | |
| | 日本大学 | 日本大学国際関係学部試験場 | 62302K | 1,655 | 三島市文教町2－31－145<br>JR東海道本線、新幹線又は伊豆箱根鉄道「三島駅」下車、徒歩10分 | 0559-80-0853 | |
| | 常葉学園大学 | 常葉学園大学試験場 | 67901B | 650 | 静岡市瀬名一丁目22番1号<br>静岡駅北口D2番線より61・63番バス乗車、又は草薙駅より瀬名新田行バス乗車　いずれも「西奈中・常葉大入口」下車、徒歩5分 | 054-263-1125 | |
| | 浜松大学 | 浜松大学試験場 | 85801H | 700 | 浜松市都田町1230番地<br>JR浜松駅より バス45分　都田線市役所経由都田行「浜松大学前」下車<br>又は天竜浜名湖鉄道「浜松大学駅」下車、徒歩5分 | 053-428-6748 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 静岡県 | 静岡理工科大学 | 静岡理工科大学理工学部試験場 | 87501M | 400 | 袋井市豊沢2200－2<br>JR東海道本線「袋井駅」下車、遠州鉄道バス大学行又は法多山行「理工科大学」下車（約13分） | 0538-45-0111 | |
| | 聖隷クリストファー看護大学 | 聖隷クリストファー看護大学試験場 | 87901A | 294 | 浜松市三方原町3453<br>JR浜松駅北口バスターミナル㉟、遠州鉄道バス聖隷三方原病院経由気賀・三ヶ日行で「聖隷三方原病院」下車（約40分）、徒歩約3分 | 053-439-1400 | |
| | 静岡産業大学 | 静岡産業大学経営学部試験場 | 89301H | 450 | 磐田市大原1572－1<br>JR東海道本線「磐田駅」下車、遠州鉄道バス③番線から福田行又は豊浜行「静岡産業大学」下車 | 0538-37-0191 | |
| | | 静岡産業大学国際情報学部試験場 | 89302B | 300 | 藤枝市駿河台4丁目1番1号<br>JR東海道本線「藤枝駅」下車、静岡鉄道バス1番線から藤枝エミナース行又は藤枝市立総合病院行乗車、「藤枝市立総合病院」下車、徒歩3分 | 054-645-0191 | |
| | | 計 | | 750 | | | |
| 愛知県 | 名古屋大学 | 名古屋大学東山地区試験場 | 15301Z | 2,087 | 名古屋市千種区不老町<br>地下鉄東山線「本山駅」から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車 | 052-789-2183 | |
| | | 名古屋市立菊里高等学校試験場 | 15303R | 1,000 | 名古屋市千種区星ヶ丘元町13－7<br>地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車、南へ800m | 052-781-9091 | ○ |
| | | 県立明和高等学校試験場 | 15304K | 1,000 | 名古屋市東区白壁2－32－6<br>地下鉄名城線「市役所駅」下車、東へ200m | 052-971-4622 | ○ |
| | | 県立名古屋南高等学校試験場 | 15305C | 1,000 | 名古屋市南区東又兵ヱ町5－1－11<br>JR東海道本線「笠寺駅」下車、西へ400m<br>名鉄常滑線「大江駅」下車、東へ700m | 052-611-3342 | ○ |
| | | 県立昭和高等学校試験場 | 15306A | 1,000 | 名古屋市瑞穂区玉水町1－18<br>地下鉄名城線（4号線）又は桜通線「新瑞橋駅」から市バス島田住宅、平針住宅行「中根」下車、北へ100m | 052-834-4249 | ○ |
| | | 県立天白高等学校試験場 | 15307Y | 1,000 | 名古屋市天白区植田東1－601<br>地下鉄鶴舞線「植田駅」下車、北東へ1200m | 052-806-4491 | ○ |
| | | 名古屋市立名東高等学校試験場 | 15308U | 1,000 | 名古屋市名東区大針1－351<br>地下鉄東山線「本郷駅」下車、市バス猪高緑地行「極楽」下車、東南へ300m | 052-703-8301 | ○ |
| | | 計 | | 8,087 | | | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 愛知県 | 愛知教育大学 | 愛知教育大学試験場 | 15401R | 2,875 | 刈谷市井ヶ谷町広沢１番地<br>名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス日進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車 | 0566－26－2203 | |
| | | 愛知教育大学附属高等学校試験場 | 15402K | 735 | 刈谷市井ヶ谷町広沢１番地<br>名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス日進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車、徒歩５分 | 0566－26－2203 | ○ |
| | | 県立刈谷高等学校試験場 | 15403C | 1,160 | 刈谷市寿町５－１０１<br>ＪＲ東海東海道本線「刈谷駅」下車、南へ徒歩１５分　又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車、東へ徒歩５分 | 0566－26－2203 | ○ |
| | | 計 | | 4,770 | | | |
| | 名古屋工業大学 | 名古屋工業大学試験場 | 15501C | 3,500 | 名古屋市昭和区御器所町<br>ＪＲ東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車、東へ徒歩１０分　又は市バス（栄１８系統、「栄」発）「名大病院」下車、東へ徒歩３分 | 052－735－5083 | |
| | 豊橋技術科学大学 | 豊橋技術科学大学試験場 | 15601Y | 1,400 | 豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１<br>豊橋駅前⑤のりばから豊鉄バス細谷線（細谷東行、技科大前行又は福祉村行）に乗車「技科大前」で下車 | 0532－44－6581 | |
| | | 県立時習館高等学校試験場 | 15602U | 1,102 | 豊橋市富本町<br>豊鉄渥美線「南栄駅」下車、北へ徒歩５分 | 0532－47－5701 | ○ |
| | | 計 | | 2,502 | | | |
| | 愛知県立大学 | 愛知県立大学試験場 | 31201A | 1,200 | 愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間１５２２番３<br>地下鉄東山線藤ヶ丘駅から名鉄バス県立大学行「県立大学」下車<br>又は愛知環状鉄道八草駅から名鉄バス県立大学行「県立大学」下車 | 0561－64－1111 | |
| | 愛知県立芸術大学 | 県立千種高等学校試験場 | 31301U | 1,000 | 名古屋市名東区社台二丁目２０６番地<br>地下鉄東山線「一社駅」下車、北東へ徒歩５分 | 052－773－0098 | ○ |
| | 名古屋市立大学 | 名古屋市立大学山の畑試験場 | 31401H | 1,800 | 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑１<br>ＪＲ・地下鉄金山駅から市バス名古屋大学前・山下通・博物館行等又は地下鉄桜山駅から市バス金山行「滝子」下車、徒歩１分 | 052－871－1565 | |
| | 愛知県立看護大学 | 愛知県立看護大学試験場 | 35101R | 500 | 名古屋市守山区大字上志段味字東谷<br>ＪＲ中央本線・愛知環状鉄道「高蔵寺駅」下車、南出口から南へ徒歩１８分 | 052－736－1401 | |
| | 愛知大学 | 愛知大学豊橋校舎試験場 | 68001Z | 1,000 | 豊橋市町畑町１－１<br>豊橋鉄道渥美線「大学前駅」下車 | 0532－47－4111 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 愛知県 | 愛知学院大学 | 愛知学院大学試験場 | 68201C | 1,000 | 日進市岩崎町阿良池１２<br>地下鉄東山線「藤ヶ丘駅」から名鉄バス愛知学院大学前行「愛知学院大学前」下車（バス停は大学構内） | 05617－3－1111 | |
| | 愛知学泉大学 | 愛知学泉大学豊田学舎試験場 | 68301Y | 700 | 豊田市大池町汐取１<br>名鉄三河線「豊田市駅」下車、スクールバス１０分 | 0565－35－1313 | |
| | 愛知工業大学 | 愛知工業大学基礎教育系１０号館試験場 | 68401M | 1,200 | 豊田市八草町八千草１２４７<br>愛知環状鉄道「八草（愛工大）駅」下車、徒歩１０分 | 0565－48－8121 | |
| | 愛知淑徳大学 | 愛知淑徳大学試験場 | 68501B | 700 | 愛知郡長久手町長湫片平９番地<br>地下鉄東山線で本郷駅下車、市バス幹本郷１系統「猪高緑地」行乗車し終点下車（所要時間約１５分） | 0561－62－4111 | |
| | 金城学院大学 | 金城学院大学試験場 | 68601X | 700 | 名古屋市守山区大森２－１７２３<br>名鉄瀬戸線「大森・金城学院前駅」下車、徒歩５分 | 052－798－0180 | |
| | 椙山女学園大学 | 椙山女学園大学試験場 | 68701K | 500 | 名古屋市千種区星が丘元町１７番３号<br>地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車、⑥番出口より徒歩５分 | 052－781－1186 | |
| | 大同工業大学 | 大同工業大学大同校舎試験場 | 68801A | 600 | 名古屋市南区大同町２－２１<br>名鉄常滑線「大同町駅」下車、北へ徒歩２分（大同高等学校の裏）<br>名古屋市バス幹線７「大同町」下車、西へ徒歩５分 | 052－611－0513 | |
| | 中京大学 | 中京大学名古屋学舎試験場 | 68901U | 900 | 名古屋市昭和区八事本町１０１－２<br>名古屋市営地下鉄鶴舞線「八事駅」下車、①番出口より徒歩３分 | 052－832－2151 | |
| | 中京女子大学 | 中京女子大学試験場 | 69001M | 600 | 大府市横根町名高山５５<br>ＪＲ東海道本線「大府駅」下車、名鉄バス有松駅前行「中京女子大学前」下車、徒歩１分 | 0562－46－1291 | |
| | 中部大学 | 中部大学試験場 | 69101B | 1,050 | 春日井市松本町１２００番地<br>ＪＲ中央本線・愛知環状鉄道「高蔵寺駅」下車、北口から名鉄バス中部大学前行「中部大学前」下車 | 0568－51－1111 | |
| | 同朋大学 | 同朋大学試験場 | 69201X | 500 | 名古屋市中村区稲葉地町７の１<br>市バス笹島町（ＪＲ名古屋駅前）より稲西車庫行「鴨付町」下車、徒歩１分<br>又は地下鉄東山線中村公園駅から市バス稲西車庫行「鴨付町」下車、徒歩１分 | 052－411－1247 | |
| | 豊田工業大学 | 豊田工業大学試験場 | 69301K | 200 | 名古屋市天白区久方２－１２<br>地下鉄鶴舞線「原駅」下車、市バス新瑞橋行　又は野並行乗車、「高坂小学校」下車、徒歩１０分 | 052－802－1111 | |
| | 名古屋経済大学 | 名古屋経済大学試験場 | 69601H | 500 | 犬山市内久保６１－１<br>名鉄小牧線「田県神社前駅」下車、徒歩１５分 | 0568－67－0511 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 愛知県 | 名古屋商科大学 | 名古屋商科大学試験場 | 69801R | 600 | 日進市米野木町三ヶ峯4の4<br>名鉄豊田線「米野木駅」下車、名鉄バス名商大行「名商大前」下車、徒歩3分 | 05617-3-2111 | |
| | 名古屋女子大学 | 名古屋女子大学汐路学舎試験場 | 69901C | 500 | 名古屋市瑞穂区汐路町3－40<br>地下鉄桜通線「瑞穂区役所駅」下車、東へ300m | 052-852-9774 | |
| | 南山大学 | 南山大学試験場 | 70101U | 900 | 名古屋市昭和区山里町18<br>地下鉄鶴舞線「いりなか駅」下車、徒歩15分　又は地下鉄東山線「本山駅」から市バス島田住宅行あるいは平針住宅行「山手通二丁目」下車、徒歩5分 | 052-832-3119 | |
| | 日本福祉大学 | 日本福祉大学美浜キャンパス試験場 | 70201H | 500 | 知多郡美浜町大字奥田字会下前35－6<br>名鉄知多新線「知多奥田駅」下車、徒歩5分 | 0569-87-2212 | |
| | 名城大学 | 名城大学天白1号館試験場 | 70301Z | 1,500 | 名古屋市天白区塩釜口1－501<br>地下鉄鶴舞線「塩釜口」下車、徒歩10分 | 052-832-1151 | |
| | 名古屋外国語大学 | 名古屋外国語大学試験場 | 85901Z | 500 | 日進市岩崎町竹ノ山57<br>地下鉄東山線「藤ヶ丘駅」から名鉄バス愛知学院大学前行「愛知学院大学前」下車、南へ徒歩5分 | 05617-4-1111 | |
| | 東海学園大学 | 東海学園大学試験場 | 90901U | 600 | 西加茂郡三好町福谷西ノ洞21－233<br>名鉄豊田線「三好ヶ丘駅」下車、徒歩10分 | 05613-6-5555 | |
| 三重県 | 三重大学 | 三重大学試験場 | 15701M | 3,236 | 津市上浜町1515<br>近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車、国道23号線を北へ徒歩15分　又は近鉄・JR津駅東口からバス（4番のりば）「大学前」下車、徒歩5分 | 059-231-9062 | |
| | | 県立津西高等学校試験場 | 15702H | 1,200 | 津市河辺町字長2210－2<br>近鉄・JR「津駅」下車、津駅西口からバス（1番のりば）「津西高校前」<br>又は「津西高下」下車、約10分 | 059-246-8835 | ○ |
| | | 県立津高等学校試験場 | 15703B | 1,200 | 津市新町3丁目1－1<br>近鉄名古屋線「津新町駅」下車、西へ徒歩10分 | 059-246-5527 | ○ |
| | | 計 | | 5,636 | | | |
| | 三重県立看護大学 | 三重県立看護大学試験場 | 35601X | 450 | 津市夢が丘1丁目1－1<br>近鉄・JR津駅西口から大学チャーターバス約10分<br>又は三重交通バス津西ハイタウン線「ハイタウン口」下車、徒歩10分 | 059-233-5602 | |
| | 松阪大学 | 松阪大学試験場 | 70501C | 948 | 松阪市久保町1846番地<br>JRおよび近鉄「松阪駅」から三重交通バス、パークタウン学園前行に乗車約15分、「松阪大学前」下車徒歩5分 | 0598-29-1122 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三重県 | 四日市大学 | 四日市大学試験場 | 86001X | 540 | 四日市市萱生町1200<br>近鉄名古屋線近鉄富田駅から三岐鉄道「暁学園前駅」下車、<br>東南方向へ徒歩20分 | 0593-65-6588 | |
| | 鈴鹿国際大学 | 鈴鹿国際大学試験場 | 89401Z | 700 | 鈴鹿市郡山町663－222<br>近鉄「白子駅」西口下車、三交バス太陽の街行き「鈴鹿国際大学前」下車<br>又は伊勢鉄道「中瀬古駅」下車、徒歩5分 | 0593-72-2915 | |
| 滋賀県 | 滋賀大学 | 滋賀大学経済学部試験場 | 15801B | 1,767 | 彦根市馬場1－1－1<br>JR「彦根駅」下車、湖国バス米原西口線米原駅西口行又は県立大学線南彦根駅行「栄町」下車、徒歩約5分 | 0749-27-1023 | |
| | | 滋賀大学教育学部試験場 | 15802Z | 950 | 大津市平津2－5－1<br>JR東海道本線「石山駅」下車、京阪バス大石、新浜又はすないの郷行「滋賀大前」下車、徒歩約10分 | 077-537-7711 | |
| | | 計 | | 2,717 | | | |
| | 滋賀医科大学 | 滋賀医科大学試験場 | 15901X | 700 | 大津市瀬田月輪町<br>JR東海道本線（琵琶湖線）「瀬田駅」下車、駅前から帝産バス滋賀医大行きに乗車し、「医大西門前」下車 | 077-548-2071 | |
| | 滋賀県立大学 | 滋賀県立大学試験場 | 35201C | 1,130 | 彦根市八坂町2500<br>JR東海道本線「南彦根駅」西口から、近江バス（県立大学経由）彦根駅行きもしくは県立大学行きで「県立大学」下車 | 0749-28-8226 | |
| | 立命館大学 | 立命館大学びわこ・くさつキャンパス試験場 | 72201K | 1,850 | 草津市野路東1－1－1<br>JR「南草津駅」下車、近江鉄道バス立命館大学行又は立命館大学経由飛鳥グリーンヒル行乗車、「立命館大学」下車 | 077-566-1111 | |
| 京都府 | 京都大学 | 京都大学農学部試験場 | 16001R | 806 | 京都市左京区北白川追分町<br>市バス「百万遍」下車、東へ徒歩5分　又は「京大農学部前」下車、西へ徒歩2分　農学部構内 | 075-753-2523 | |
| | | 京都大学法学部・経済学部・工学部試験場 | 16002K | 3,115 | 京都市左京区吉田本町<br>市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩3分　又は、京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩10分　法学部・経済学部・工学部（本部）構内 | 075-753-2523 | |
| | | 京都大学総合人間学部試験場 | 16003C | 2,153 | 京都市左京区吉田二本松町<br>市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩3分　総合人間学部構内 | 075-753-2523 | |
| | | 京都大学医学部試験場 | 16004A | 366 | 京都市左京区吉田近衛町<br>市バス「近衛通」下車、西へ徒歩3分　医学部構内 | 075-753-2523 | |
| | | 京都大学薬学部試験場 | 16005Y | 321 | 京都市左京区吉田下阿達町<br>市バス「近衛通」下車、西へ徒歩5分　薬学部構内 | 075-753-2523 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 京都府 | 京都大学 | 関西文理学院試験場 | 16006U | 935 | 京都市北区鞍馬口通烏丸東入ル<br>地下鉄「鞍馬口駅」下車、東へ徒歩5分 | 075-753-2523 | |
| | | 計 | | 7,696 | | | |
| | 京都教育大学 | 京都教育大学試験場 | 16101C | 1,100 | 京都市伏見区深草藤森町1番地<br>JR奈良線「JR藤森駅」下車、西へ徒歩3分<br>又は京阪電鉄「墨染駅」下車、北東へ徒歩10分 | 075-644-8161 | |
| | 京都工芸繊維大学 | 京都工芸繊維大学試験場 | 16201Y | 1,600 | 京都市左京区松ケ崎橋上町<br>JR京都駅、阪急烏丸駅、地下鉄烏丸御池駅から地下鉄烏丸線国際会館行き「松ヶ崎駅」下車、東南へ約400m | 075-724-7162 | |
| | 京都市立芸術大学 | 京都市立芸術大学試験場 | 31501Z | 400 | 京都市西京区大枝沓掛町13-6<br>京都交通バス四条河原町から亀岡・東舞鶴方面行（急行・快速）又は京都駅から阪急桂駅経由亀岡行若しくは大原野（長岡）行「芸大前」下車、徒歩1分 | 075-332-0701 | |
| | 京都府立大学 | 京都府立大学試験場 | 31601R | 600 | 京都市左京区下鴨半木町1<br>地下鉄「北山駅」下車、出口1番から南へ徒歩10分 市バス「府立大学前」下車、徒歩5分 | 075-703-5124 | |
| | 京都府立医科大学 | 京都府立医科大学医療技術短期大学部試験場 | 31701C | 400 | 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410番地<br>市バス「府立医大病院前」下車、徒歩1分 | 075-212-5421 | |
| | 京都学園大学 | 京都学園大学試験場 | 70801B | 300 | 亀岡市曽我部町南条大谷1-1<br>JR亀岡駅から京都交通バス学園大学行「京都学園大学」下車 | 0771-22-2001 | |
| | 京都女子大学 | 京都女子大学A校舎試験場 | 71001R | 350 | 京都市東山区今熊野北日吉町35番地<br>京都駅（JR・近鉄）市バス「A2乗場から市バス「206又は「208で「東山七条」下車、東へ徒歩5分 又は京阪本線「七条駅」下車、東へ徒歩15分 | 075-531-7054 | |
| | 京都薬科大学 | 京都薬科大学試験場 | 71201Y | 350 | 京都市山科区御陵中内町5番地<br>JR「山科駅」・京阪「山科駅」・地下鉄東西線「山科駅」下車、徒歩10分<br>又は京阪バス「薬大前」下車すぐ | 075-595-4678 | |
| | 種智院大学 | 種智院大学試験場 | 71401B | 200 | 京都市南区壬生通八条下ル東寺町545<br>JR東海道線「京都駅」八条口下車、徒歩15分 | 075-681-6513 | |
| | 京都橘女子大学 | 京都橘女子大学試験場 | 71501X | 350 | 京都市山科区大宅山田町34<br>JR・京阪山科駅より京阪バス「大宅」下車、徒歩5分<br>又は市営地下鉄東西線「椥辻駅」下車、徒歩15分 | 075-574-4116 | |
| | 同志社大学 | 同志社大学新町校舎試験場 | 71601K | 1,150 | 京都市上京区新町通今出川上ル近衛殿表町159-1<br>京都市営地下鉄烏丸線「今出川駅」2番出口下車、徒歩10分 又は京阪電車「出町柳駅」より西方へ徒歩20分 | 075-251-4601 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 京都府 | 同志社女子大学 | 同志社女子大学田辺キャンパス試験場 | 71701A | 350 | 京田辺市興戸南鉾立97-1<br>近鉄京都線「興戸駅」下車、徒歩15分<br>又はJR学研都市線「同志社前駅」下車、徒歩10分 | 0774-65-8811 | |
| | 龍谷大学 | 龍谷大学深草学舎試験場 | 72301A | 2,100 | 京都市伏見区深草塚本町67<br>京阪電車「深草駅」下車、徒歩3分 又は京都市営地下鉄「くいな橋駅」下車東へ徒歩7分 | 075-645-7887 | |
| 大阪府 | 大阪大学 | 大阪大学共通教育講義棟ロ号館試験場 | 16301M | 550 | 豊中市待兼山町1-16<br>阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分<br>又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩10分 | 06-6850-6111 | |
| | | 大阪大学共通教育講義棟イ号館試験場 | 16302H | 550 | 豊中市待兼山町1-16<br>阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩15分<br>又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩15分 | 06-6850-6111 | |
| | | 大阪大学文・法・経講義棟試験場 | 16303B | 600 | 豊中市待兼山町1-7<br>阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分<br>又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩10分 | 06-6850-6111 | |
| | | 大阪大学理学部試験場 | 16304Z | 650 | 豊中市待兼山町1-1<br>阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩25分<br>又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩5分 | 06-6850-6111 | |
| | | 大阪大学基礎工学部試験場 | 16305X | 592 | 豊中市待兼山町1-3<br>阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩25分<br>又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩10分 | 06-6850-6111 | |
| | | 大阪大学人間科学部試験場 | 16306R | 500 | 吹田市山田丘1-2<br>阪急バス千里中央発又は近鉄バス「JR茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大医学部前」下車、徒歩5分 又は阪急千里線「北千里駅」下車、東へ徒歩30分 | 06-6877-5111 | |
| | | 大阪大学医学部試験場 | 16307K | 550 | 吹田市山田丘2-2<br>阪急バス千里中央発又は近鉄バス「JR茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大医学部前」下車すぐ 又は阪急千里線「北千里駅」下車、東へ徒歩30分 | 06-6879-5111 | |
| | | 大阪大学医学部保健学科試験場 | 16308C | 400 | 吹田市山田丘1-7<br>阪急バス千里中央発又は近鉄バス「JR茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大本部前」下車、徒歩5分 又は阪急千里線「北千里駅」下車、東へ徒歩30分 | 06-6879-5111 | |
| | | 大阪大学薬学部試験場 | 16309A | 500 | 吹田市山田丘1-6<br>阪急バス千里中央発又は近鉄バス「JR茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大本部前」下車、徒歩10分 又は阪急千里線「北千里駅」下車、東へ徒歩20分 | 06-6877-5111 | |
| | | 大阪大学工学部試験場 | 16310K | 950 | 吹田市山田丘2-1<br>阪急バス千里中央発又は近鉄バス「JR茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大本部前」下車、徒歩15分 又は阪急千里線「北千里駅」下車、北東へ徒歩15分 | 06-6877-5111 | |
| | | 計 | | 5,842 | | | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 大阪外国語大学 | 大阪外国語大学試験場 | 16401B | 1,191 | 箕面市粟生間谷東8－1－1<br>北大阪急行「千里中央駅」又は阪急「北千里駅」から、阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」　又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車 | 0727－30－5068 | |
| | | 府立池田高等学校試験場 | 16402Z | 880 | 池田市旭丘2丁目2番1号<br>阪急宝塚線「石橋駅」下車、北東へ徒歩20分 | 0727－30－5068 | ○ |
| | | 計 | | 2,071 | | | |
| | 大阪教育大学 | 大阪教育大学柏原キャンパス試験場 | 16501X | 2,647 | 柏原市旭ヶ丘4－698－1<br>近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車、南東へ徒歩約15分 | 0729－78－3324 | |
| | 大阪女子大学 | 大阪女子大学試験場 | 31801Y | 500 | 堺市大仙町2－1<br>JR阪和線「百舌鳥駅」下車、徒歩西へ13分　又は南海高野線「堺東駅」下車、南へ徒歩18分 | 0722－22－4811 | |
| | 大阪市立大学 | 大阪市立大学1号館試験場 | 31901M | 1,118 | 大阪市住吉区杉本3－3－138<br>JR阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、南東へ徒歩約10分<br>または地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口から南西へ徒歩約20分 | 06－6605－2077 | |
| | | 大阪市立大学2号館試験場 | 31902H | 1,251 | 大阪市住吉区杉本3－3－138<br>JR阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東へ徒歩約10分<br>または地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口から南西へ徒歩約20分 | 06－6698－1291 | |
| | | 大阪市立大学3号館試験場 | 31903B | 1,251 | 大阪市住吉区杉本3－3－138<br>JR阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東へ徒歩約10分<br>または地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口から南西へ徒歩約20分 | 06－6698－1319 | |
| | | 計 | | 3,620 | | | |
| | 大阪府立大学 | 大阪府立大学試験場 | 32001H | 2,683 | 堺市学園町1－1<br>南海高野線「白鷺駅」下車、南西へ徒歩10分　又は地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車（⑤番出口）、南東へ徒歩15分 | 0722－54－9117 | |
| | 大阪府立看護大学 | 大阪府立看護大学試験場 | 34701Y | 500 | 羽曳野市はびきの3丁目7番30号<br>近鉄南大阪線「藤井寺駅」又は「古市駅」下車、近鉄バスにて「看護大学前」又は「羽曳野病院前」下車、徒歩10分 | 0729－50－2120 | |
| | 大阪学院大学 | 大阪学院大学試験場 | 72601Z | 1,663 | 吹田市岸部南二丁目36番1号<br>JR京都線（東海道本線）「岸辺駅」、又は阪急京都線「正雀駅」西出口からそれぞれ徒歩5分 | 06－6381－8434 | |
| | 大阪経済大学 | 大阪経済大学試験場 | 72701R | 879 | 大阪市東淀川区大隅2－2－8<br>阪急京都線「上新庄駅」下車、東へ徒歩15分　又はJR大阪駅前から市バス井高野車庫行で「大阪経大前」下車すぐ | 06－6328－2431 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 大阪工業大学 | 大阪工業大学大宮キャンパス試験場 | 73001U | 550 | 大阪市旭区大宮5－16－1<br>大阪駅前から市バス幹34号守口車庫前行にて約25分「中宮（大阪工業大学前）」下車、徒歩2分 | 06－6954－4086 | |
| | 大阪産業大学 | 大阪産業大学中央キャンパス試験場 | 73101H | 1,169 | 大東市中垣内3－1－1<br>JR環状線「京橋駅」より学研都市線に乗り換え「野崎駅」下車、南へ徒歩15分 | 0720－75－3001 | |
| | 大阪樟蔭女子大学 | 大阪樟蔭女子大学試験場 | 73301R | 500 | 東大阪市菱屋西4－2－26<br>近鉄奈良線「河内小阪駅」下車、西へ300m（徒歩3分） | 06－6723－8181 | |
| | 大阪電気通信大学 | 大阪電気通信大学〔寝屋川学舎〕試験場 | 73601M | 810 | 寝屋川市初町18－8<br>京阪電鉄「寝屋川市駅」下車、東へ徒歩10分 | 0720－24－1131 | |
| | 大阪薬科大学 | 大阪薬科大学試験場 | 73701B | 500 | 高槻市奈佐原4－20－1<br>JR摂津富田駅から高槻市営バス公団阿武山方面行約20分「大阪薬大前」下車すぐ | 0726－90－1019 | |
| | 大谷女子大学 | 大谷女子大学試験場 | 73801X | 500 | 富田林市錦織北3－11－1<br>近鉄河内長野線「滝谷不動駅」下車、徒歩7分 | 0721－24－0381 | |
| | 追手門学院大学 | 追手門学院大学試験場 | 73901K | 803 | 茨木市西安威2－1－15<br>JR東海道本線「茨木駅」下車、西口から阪急バス安威団地線「安威団地・追手門学院前」行き「追手門学院前」下車（構内乗り入れ） | 0726－41－9644 | |
| | 関西外国語大学 | 関西外国語大学（片鉾キャンパス）試験場 | 74201M | 819 | 枚方市北片鉾町16－1<br>京阪電車「枚方市駅」北口より京阪バス「外大前」行で終点下車 | 0720－56－9350 | |
| | 近畿大学 | 近畿大学試験場 | 74305K | 3,259 | 東大阪市小若江3－4－1<br>近鉄大阪線「長瀬駅」下車、徒歩約8分 | 06－6721－2332 | |
| | 四天王寺国際仏教大学 | 四天王寺国際仏教大学試験場 | 74401X | 500 | 羽曳野市学園前3丁目2－1<br>近鉄南大阪線「藤井寺駅」又は「古市駅」で下車、いずれの駅よりも近鉄バス四天王寺国際仏教大学行「四天王寺国際仏教大学」（終点）下車 | 0729－56－3181 | |
| | 摂南大学 | 摂南大学寝屋川学舎試験場 | 74501K | 1,339 | 寝屋川市池田中町17－8<br>京阪電車「寝屋川市駅」から、京阪バス太間公園行または摂南大学行「摂南大学」下車すぐ | 0720－39－9104 | |
| | 相愛大学 | 相愛大学試験場 | 74601A | 500 | 大阪市住之江区南港中4－4－1<br>地下鉄四つ橋線「住之江公園駅」より、ニュートラムに乗り換え「ポートタウン東駅」下車、徒歩5分 | 06－6612－5900 | |
| | 帝塚山学院大学 | 帝塚山学院大学狭山キャンパス試験場 | 74801H | 500 | 大阪狭山市今熊2－1823<br>南海高野線「金剛駅」下車後、南海コミュニティバス「帝塚山学院大学前」（約15分）下車、徒歩5分 | 0723－65－0865 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地（道順） | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 阪南大学 | 阪南大学本キャンパス試験場 | 75001X | 916 | 松原市天美東５－４－３３<br>近鉄南大阪線「河内天美（阪南大学前）駅」下車、北へ徒歩６分 | 0723－32－1224 | |
| | 桃山学院大学 | 桃山学院大学試験場 | 75101K | 1,227 | 和泉市まなび野１－１<br>泉北高速鉄道「和泉中央駅」下車、徒歩１５分 | 0725－54－3131 | |
| | 大阪国際大学 | 大阪国際大学試験場 | 86101K | 500 | 枚方市杉３丁目５０番１号<br>ＪＲ学研都市線「長尾駅」下車、徒歩西南へ１５分　又は京阪電鉄枚方市駅から京阪バス大阪国際大学行「大阪国際大学前」下車すぐ | 0720－58－1616 | |
| | プール学院大学 | プール学院大学試験場 | 92101U | 400 | 堺市槇塚台４－５－１<br>泉北高速鉄道泉ヶ丘駅南口から１番乗場にて南海コミュニティバスに乗車（約８分）「プール学院前」下車、すぐ | 0722－92－7201 | |
| 兵庫県 | 兵庫教育大学 | 兵庫教育大学試験場 | 16601K | 1,582 | 加東郡社町下久米９４２－１<br>ＪＲ加古川線社町駅下車後　又は神姫バス社営業所下車後　神姫バス嬉野台生涯教育センター行「教育大学前」下車、徒歩４分 | 0795－44－2067 | |
| | 神戸大学 | 神戸大学発達科学部試験場 | 16701A | 600 | 神戸市灘区鶴甲３丁目１１<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大発達科学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学経済学部試験場 | 16702Y | 600 | 神戸市灘区六甲台町２－１<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大正門前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学農学部試験場 | 16703U | 500 | 神戸市灘区六甲台町１－１<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大文理農学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学理学部試験場 | 16704M | 600 | 神戸市灘区六甲台町１－１<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大文理農学部前」で下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学工学部試験場 | 16705H | 844 | 神戸市灘区六甲台町１－１<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大本部工学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学国際文化学部第Ⅰ試験場 | 16706B | 600 | 神戸市灘区鶴甲１丁目２番１号<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス１６系統「六甲ケーブル下」行き乗車、「神大国際文化学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学国際文化学部第Ⅱ試験場 | 16707Z | 1,100 | 神戸市灘区鶴甲１丁目２番１号<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス１６系統「六甲ケーブル下」行き乗車、「神大国際文化学部前」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸大学医学部保健学科試験場 | 16708X | 500 | 神戸市須磨区友が丘７丁目１０番２<br>神戸市営地下鉄（西神線）「名谷駅」下車、南へ徒歩１５分 | 078－881－1212 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地（道順） | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 兵庫県 | 神戸大学 | 神戸市立葺合高等学校試験場 | 16709R | 600 | 神戸市中央区野崎通１－１－１<br>ＪＲ「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車、北西へ徒歩約１５分 | 078－881－1212 | |
| | | 関西学院大学第５別館試験場 | 16710Z | 1,000 | 西宮市上ヶ原一番町１番１５５号<br>阪急（今津線）甲東園駅前から阪急バス「西宮北口」行き又は「朝凪町」行き乗車、「関西学院前」下車、又は甲東園駅から西へ徒歩約１５分 | 078－881－1212 | |
| | | 神戸松蔭女子学院大学７号館試験場 | 16711X | 600 | 神戸市灘区篠原伯母野山町１丁目２番１号<br>阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「六甲台南口」下車 | 078－881－1212 | |
| | | 計 | | 7,544 | | | |
| | 神戸商船大学 | 神戸商船大学試験場 | 16801U | 1,138 | 神戸市東灘区深江南町５丁目１番１号<br>阪神電車「深江駅」下車、南西へ徒歩１０分 | 078－452－8812 | |
| | 神戸市外国語大学 | 神戸市外国語大学試験場 | 32101Z | 2,050 | 神戸市西区学園東町９丁目１<br>神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩３分 | 078－794－8121 | |
| | 神戸商科大学 | 神戸商科大学試験場 | 32201R | 1,347 | 神戸市西区学園西町８丁目２番地の１<br>神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、南西へ徒歩約１５分 | 078－794－6161 | |
| | 姫路工業大学 | 姫路工業大学書写試験場 | 32301C | 2,186 | 姫路市書写２１６７番地<br>姫路駅前神姫バスターミナルより、書写西住宅行その他で約３０分、「姫路工大前」下車、北へ徒歩約５分 | 0792－66－1661 | |
| | | 関西福祉大学試験場 | 32302A | 684 | 赤穂市新田３８０－３<br>ＪＲ播州赤穂駅からウエスト神姫バス「積行き」又は「湯ノ内行き」に乗車し「関西福祉大学」で下車（所要時間約１０分） | 07914－5－2494 | |
| | | 計 | | 2,870 | | | |
| | 兵庫県立看護大学 | 兵庫県立看護大学試験場 | 34401Z | 599 | 明石市北王子町１３－７１<br>ＪＲ・山陽電鉄「明石駅」からバスで成人病センター方面行に乗車約６分「成人病センター前」下車、徒歩５分 | 078－925－0860 | |
| | 神戸市看護大学 | 神戸市看護大学試験場 | 35301Y | 500 | 神戸市西区学園西町３丁目４番地<br>市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩約１０分 | 078－794－8080 | |
| | 英知大学 | 英知大学試験場 | 75301U | 500 | 尼崎市若王寺２－１８－１<br>阪急神戸線「園田駅」下車、南西へ徒歩１２分（市バス①阪神尼崎行「英知大学」下車）　又はＪＲ宝塚線「塚口駅」下車、東へ徒歩１５分 | 06－6491－5004 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 兵庫県 | 関西学院大学 | 関西学院大学Ｂ号館試験場 | ７５５０１Ｚ | 1,610 | 西宮市上ケ原一番町１－１５５<br>阪急今津線甲東園駅前から阪急バス西宮北口又は朝凪町行「関西学院前」下車<br>又は甲東園駅から西へ徒歩１５分 | ０７９８－５４－６１３５ | |
| | 甲南大学 | 甲南大学試験場 | ７５７０１Ｃ | 1,610 | 神戸市東灘区岡本３－９－１<br>阪急神戸線「岡本駅」又はＪＲ神戸線「摂津本山駅」下車、北西へ徒歩１２分 | ０７８－４３１－４３４１ | |
| | 神戸海星女子学院大学 | 神戸海星女子学院大学本館試験場 | ７５９０１Ｍ | 450 | 神戸市灘区青谷町２－７－１<br>阪急神戸線「王子公園駅」、ＪＲ「灘駅」下車、北へ徒歩１３分　神戸市バス三宮及び阪急六甲、ＪＲ六甲道より２、１８系統にて「青谷」下車、南へすぐ | ０７８－８０１－２２７７ | |
| | 神戸学院大学 | 神戸学院大学試験場 | ７６００１Ｈ | 1,300 | 神戸市西区伊川谷町有瀬５１８番<br>ＪＲ神戸線「明石駅」下車、北側バス停「北①番」のりばから神姫バス<br>神戸学院大学行に乗車し、「神戸学院大学前」下車 | ０７８－９７４－１５５１ | |
| | 神戸薬科大学 | 神戸薬科大学試験場 | ７６３０１Ｃ | 500 | 神戸市東灘区本山北町４－１９－１<br>ＪＲ神戸線「摂津本山駅」下車、徒歩約１５分　又は「甲南山手駅」下車、徒歩約１３分　阪急電鉄神戸線「岡本駅」下車、徒歩約１５分 | ０７８－４４１－７６９１ | |
| | 神戸松蔭女子学院大学 | 神戸松蔭女子学院大学２・３号館試験場 | ７６４０１Ｙ | 500 | 神戸市灘区篠原伯母野山町１－２－１<br>「阪急六甲駅」「ＪＲ六甲道駅」「阪神御影駅」より市バス３６系統鶴甲団地行乗車、「六甲台南口」下車、北へ徒歩５分 | ０７８－８８２－６１２３ | |
| | 神戸親和女子大学 | 神戸親和女子大学試験場 | ７６５０１Ｍ | 500 | 神戸市北区鈴蘭台北町７－１３－１<br>神戸電鉄「鈴蘭台駅」下車、徒歩約１０分 | ０７８－５９１－１６５１ | |
| | 武庫川女子大学 | 武庫川女子大学中央キャンパス試験場 | ７６９０１Ａ | 500 | 西宮市池開町６－４６<br>阪神本線「鳴尾駅」下車、徒歩７分 | ０７９８－４５－３５００ | |
| | 姫路獨協大学 | 姫路獨協大学試験場 | ８４１０１Ｈ | 500 | 姫路市上大野７－２－１<br>ＪＲ「姫路駅」・山陽電鉄「姫路駅」前から神姫バス姫路獨協大学行き又は、大寿台行きに乗車し（約２０分）「姫路獨協大学」下車 | ０７９２－２３－６５１５ | |
| | 流通科学大学 | 流通科学大学試験場 | ８５５０１Ｋ | 850 | 神戸市西区学園西町３－１<br>神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩５分 | ０７８－７９４－２２３１ | |
| | 兵庫大学 | 兵庫大学試験場 | ９１００１Ｍ | 680 | 加古川市平岡町新在家２３０１<br>ＪＲ山陽本線「東加古川駅」下車、北へ徒歩１５分 | ０７９４－２７－５１１１ | |
| 奈良県 | 奈良教育大学 | 奈良教育大学教育学部試験場 | １６９０１Ｈ | 1,644 | 奈良市高畑町<br>ＪＲ又は近鉄奈良駅から奈良交通①番のりば市内循環バス乗車、「高畑町」下車 | ０７４２－２７－９１２６ | |
| | 奈良女子大学 | 奈良女子大学試験場 | １７００１Ｂ | 2,646 | 奈良市北魚屋西町<br>近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩１０分 | ０７４２－２０－３２３７ | |



| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 奈良県 | 奈良女子大学 | 奈良女子大学試験場 | １７０５０Ｚ | 1 | 奈良市北魚屋西町<br>近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩１０分 | ０７４２－２０－３２３７ | |
| | | 計 | | 2,647 | | | |
| | 奈良県立医科大学 | 奈良県立医科大学試験場 | ３２４０１Ｙ | 680 | 橿原市四条町８４０番地<br>近鉄橿原線「八木西口駅」下車、南へ徒歩８分　又はＪＲ桜井線「畝傍駅」下車、南へ徒歩１０分 | ０７４４－２２－３０５１ | |
| | 奈良県立商科大学 | 奈良県立商科大学試験場 | ３３９０１Ｒ | 370 | 奈良市船橋町１０番地<br>ＪＲ関西本線「奈良駅」下車、徒歩１０分　又は近鉄奈良線「近鉄奈良駅」下車、徒歩１０分 | ０７４２－２２－４９７８ | |
| | 近畿大学 | 近畿大学農学部試験場 | ７４３０１Ｂ | 810 | 奈良市中町３３２７－２０４<br>近鉄奈良線「富雄駅」西口下車、奈良交通バス「近畿大学行」１０分 | ０７４２－４３－１５１１ | |
| | 帝塚山大学 | 帝塚山大学試験場 | ７７１０１Ｍ | 756 | 奈良市帝塚山７－１－１<br>近鉄奈良線「東生駒駅」下車、奈良交通バス「帝塚山大学」行<br>大学まで直行５分 | ０７４２－４８－９８７６ | |
| | 奈良大学 | 奈良大学試験場 | ７７３０１Ｘ | 600 | 奈良市山陵町１５００<br>近鉄京都線「高の原駅」下車、サンタウン高の原方面へ徒歩約２０分　又は近鉄「高の原駅」から奈良交通バス奈良大学行「奈良大学」下車、徒歩１分 | ０７４２－４４－１２５１ | |
| | 奈良産業大学 | 奈良産業大学試験場 | ８３１０１Ｘ | 712 | 生駒郡三郷町立野北３－１２－１<br>ＪＲ大和路線（関西線）「三郷駅」下車、徒歩１５分　又は近鉄生駒線「信貴山下駅」下車、奈良交通バスに乗車し「湯の口」下車 | ０７４５－７３－７８００ | |
| 和歌山県 | 和歌山大学 | 和歌山大学試験場 | １７１０１Ｘ | 1,840 | 和歌山市栄谷９３０番地<br>南海和歌山市駅前から和歌山バス和歌山大学行「和歌山大学」下車 | ０７３４－５７－７１１６ | |
| | | 県立向陽高等学校試験場 | １７１０２Ｒ | 1,200 | 和歌山市太田１２７番地<br>ＪＲ和歌山駅より南海貴志川線「日前宮」下車、徒歩３分<br>又は、ＪＲ和歌山駅より南東へ徒歩約２０分 | ０７３４－７３－４０９１ | |
| | | 計 | | 3,040 | | | |
| | 和歌山県立医科大学 | 県立桐蔭高等学校試験場 | ３２５０１Ｍ | 960 | 和歌山市吹上５丁目６－１８<br>ＪＲ和歌山駅、南海和歌山市駅から和歌山バス「木松原５丁目」下車、東へ徒歩にて約１０分 | ０７３４－２７－８１２２ | |
| | 近畿大学 | 近畿大学生物理工学部試験場 | ７４３０３Ｘ | 600 | 那賀郡打田町西三谷９３０<br>ＪＲ和歌山線粉河駅で下車、徒歩約５分の和歌山バス那賀「石町」から和歌山市駅行に乗車し「近畿大学」で下車、徒歩約５分 | ０７３６－７７－３８８８ | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地（道順） | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取県 | 鳥取大学 | 鳥取大学共通教育棟試験場 | 17201K | 1,453 | 鳥取市湖山町南４－１０１<br>ＪＲ「鳥取大学前駅」下車、徒歩５分 | ０８５７－２８－０３２１ | |
| | | 鳥取大学工学部試験場 | 17202C | 686 | 鳥取市湖山町南４－１０１<br>ＪＲ「鳥取大学前駅」下車、徒歩５分 | ０８５７－２８－０３２１ | |
| | | 鳥取大学医学部試験場 | 17203A | 729 | 米子市西町８６<br>ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩１５分 | ０８５９－３３－１１１１ | |
| | | 鳥取大学医療技術短期大学部試験場 | 17204Y | 258 | 米子市西町１３３－２<br>ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩２０分 | ０８５９－３３－１１１１ | |
| | | 計 | | 3,126 | | | |
| 島根県 | 島根大学 | 島根大学試験場 | 17301A | 2,173 | 松江市西川津町１０６０番地<br>ＪＲ「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車 | ０８５２－３２－６０７３ | |
| | | 県立浜田高等学校試験場 | 17302Y | 833 | 浜田市黒川町３７４９番地<br>ＪＲ「浜田駅」から徒歩１５分 | ０８５５－２２－８３４４ | ○ |
| | | 計 | | 3,006 | | | |
| | 島根医科大学 | 島根医科大学試験場 | 17401U | 710 | 出雲市塩冶町８９－１<br>ＪＲ出雲市駅前、一畑バスターミナルから島根医大行「島根医大病院前」下車<br>又は、根波、出雲須佐方面行「島根医大入口」下車 | ０８５３－２０－２０８７ | |
| 岡山県 | 岡山大学 | 岡山大学津島キャンパス試験場 | 17501H | 5,692 | 岡山市津島中３－１－１<br>ＪＲ岡山駅前から岡電バス「岡山大学・妙善寺」行に乗車、<br>「岡大東門」又は「岡大西門」で下車 | ０８６－２５２－１１１１ | |
| | 岡山県立大学 | 岡山県立大学試験場 | 34501R | 933 | 総社市窪木１１１番地<br>ＪＲ吉備線「服部駅」下車、徒歩５分 | ０８６６－９４－２１１１ | |
| | 岡山理科大学 | 岡山理科大学試験場 | 77601U | 980 | 岡山市理大町１－１<br>岡山駅から岡電バス三野行「植物園口」下車、徒歩１５分<br>岡山駅西口から理大口線「理大口」下車、徒歩１０分 | ０８６－２５６－４２９３ | |
| | くらしき作陽大学 | くらしき作陽大学試験場 | 77801Z | 490 | 倉敷市玉島長尾３５１５<br>ＪＲ山陽本線「新倉敷駅」北口下車、徒歩１５分 | ０８６－５２３－０８８８ | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地（道順） | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 岡山県 | ノートルダム清心女子大学 | ノートルダム清心女子大学試験場 | 78001K | 410 | 岡山市伊福町２－１６－９<br>ＪＲ「岡山駅」西口下車、北へ徒歩１０分<br>又は岡電バス・中鉄バス「済生会病院前」下車、徒歩３分 | ０８６－２５５－５５８５ | |
| | 美作女子大学 | 美作女子大学試験場 | 78101A | 851 | 津山市上河原３２<br>ＪＲ「津山駅」前　中鉄バスセンターから、「スポーツセンター」または「東一宮車庫」行き　「美作女子大学前」下車、徒歩３分 | ０８６８－２２－７７１８ | ○ |
| | 吉備国際大学 | 吉備国際大学社会学部試験場 | 87101Z | 278 | 高梁市伊賀町８<br>ＪＲ伯備線「備中高梁駅」下車、徒歩で北へ１０分<br>紺屋川を右折して東へ８分 | ０８６６－２２－３５１７ | |
| | 山陽学園大学 | 山陽学園大学国際文化学部試験場 | 89501R | 410 | 岡山市平井１丁目１４－１<br>ＪＲ岡山駅バスターミナルから両備バス山陽学園大学経由新岡山港行「山陽学園大学・短大前」下車、徒歩３分 | ０８６－２７２－６２５４ | |
| | 倉敷芸術科学大学 | 倉敷芸術科学大学試験場 | 91101B | 250 | 倉敷市連島町西之浦２６４０<br>ＪＲ新倉敷駅から両備バス倉敷芸術科学大学行き「倉敷芸術科学大学」（終点）下車 | ０８６－４４０－１１１２ | |
| 広島県 | 広島大学 | 広島大学附属中・高等学校試験場 | 17601Z | 1,100 | 広島市南区翠一丁目１番１号<br>ＪＲ広島駅前から市内電車「宇品」行で「広大附属前」下車、又はバス「広島港」行で「広大附属高校前」下車（所要時間約３５分） | ０８２－２５５－８１２２ | |
| | | 広島大学東千田町試験場 | 17602X | 675 | 広島市中区東千田町一丁目１番８９号<br>ＪＲ広島駅前から市内電車「宇品（紙屋町経由）」行で「広大前」下車、又はバス「広島港」行で「日赤前」下車（所要時間約３０分） | ０８２－２４４－７１６１ | |
| | | 広島大学総合科学部試験場 | 17603R | 1,900 | 東広島市鏡山一丁目７番１号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大西口」下車（所要時間約２０分）徒歩約２分 | ０８２４－２２－７１１１ | |
| | | 広島大学文学部試験場 | 17604K | 400 | 東広島市鏡山一丁目２番３号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約２０分）徒歩約２分 | ０８２４－２２－７１１１ | |
| | | 広島大学教育学部試験場 | 17605C | 864 | 東広島市鏡山一丁目１番２号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約２０分）徒歩５分 | ０８２４－２２－７１１１ | |
| | | 広島大学学校教育学部試験場 | 17606A | 750 | 東広島市鏡山一丁目１番１号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大二神口」下車（所要時間約２０分）徒歩約２分 | ０８２４－２２－７１１１ | |
| | | 広島大学法学部・経済学部試験場 | 17607Y | 700 | 東広島市鏡山一丁目２番１号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約２０分）徒歩約２分 | ０８２４－２２－７１１１ | |
| | | 広島大学理学部試験場 | 17608U | 850 | 東広島市鏡山一丁目３番１号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約２０分）徒歩２分 | ０８２４－２２－７１１１ | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 広島県 | 広島大学 | 広島大学工学部試験場 | 17609M | 1,100 | 東広島市鏡山一丁目４番１号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「大学会館前」下車（所要時間約２０分）徒歩１分 | 0824-22-7111 | |
| | | 広島大学生物生産学部試験場 | 17610Y | 400 | 東広島市鏡山一丁目４番４号<br>ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「大学会館前」下車（所要時間約２０分）徒歩１分 | 0824-22-7111 | |
| | | 計 | | 8,739 | | | |
| | 広島女子大学 | 広島女子大学試験場 | 32601B | 800 | 広島市南区宇品東１－１－７１<br>ＪＲ広島駅前から市内電車比治山下経由宇品行「県病院前」下車、東へ徒歩７分 | 082-251-9710 | |
| | 広島県立大学 | 広島県立大学試験場 | 33601U | 318 | 庄原市七塚町５６２<br>ＪＲ芸備線「備後庄原駅」下車、駅前「庄原バスセンター」から県立大学スクールバス（約２１分）「広島県立大学前」下車、徒歩２分 | 08247-4-1000 | |
| | 広島市立大学 | 広島市立大学試験場 | 34801M | 800 | 広島市安佐南区大塚東三丁目４番１号<br>アストラムライン「大塚駅」又はＪＲ山陽本線「新井口駅」から広電バス「広島市立大学」行で終点下車 | 082-830-1796 | |
| | 近畿大学 | 近畿大学工学部東広島学舎試験場 | 74302Z | 1,100 | 東広島市高屋うめの辺１番<br>ＪＲ山陽本線「西高屋駅」下車、北へ徒歩２０分 | 0824-34-7000 | |
| | 広島経済大学 | 広島経済大学試験場 | 78301H | 1,250 | 広島市安佐南区祇園五丁目３７番１号<br>ＪＲ可部線「下祇園駅」下車、スクールバスを利用（所要時間５分） | 082-871-1000 | |
| | 広島工業大学 | 広島工業大学試験場 | 78401Z | 1,000 | 広島市佐伯区三宅２－１－１<br>ＪＲ山陽本線「五日市駅」又は「廿日市駅」で下車、最寄りの広電宮島線電停で電車に乗りかえ「楽々園電停」で下車、徒歩約１５分 | 082-921-3121 | |
| | 広島修道大学 | 広島修道大学試験場 | 78501R | 1,217 | 広島市安佐南区大塚東１丁目１－１<br>アストラムライン「広域公園前駅」下車、徒歩すぐ　又はＪＲ西広島駅前から広電バス五月が丘団地行終点下車、徒歩５分 | 082-830-1100 | |
| | 広島電機大学 | 広島電機大学試験場 | 78701Y | 334 | 広島市安芸区中野６－２０－１<br>ＪＲ山陽本線「中野東駅」下車、徒歩７分 | 082-893-0381 | |
| | 安田女子大学 | 安田女子大学試験場 | 79001Z | 300 | 広島市安佐南区安東６－１３－１<br>アストラムライン「安東駅」下車、徒歩３分 | 082-878-8111 | |
| | 呉大学 | 呉大学試験場 | 91201X | 267 | 呉市郷原学びの丘１－１－１<br>ＪＲ呉線「安芸阿賀駅」下車、呉市営バス阿賀駅前バス停から約２０分「呉大学」下車 | 0823-70-3306 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山口県 | 山口大学 | 山口大学本部試験場 | 17701R | 3,559 | 山口市吉田１６７７－１<br>ＪＲ山口線「湯田温泉駅」下車、徒歩２５分　又はＪＲ小郡駅から山口行バス（バイパス経由を除く）「湯田温泉」下車、徒歩３０分 | 0839-33-5153 | |
| | | 山口大学医学部試験場 | 17702K | 383 | 宇部市小串１１４４<br>宇部線「宇部新川駅」下車、東へ徒歩１０分　又はバスで「宇部中央」下車、東北へ徒歩１０分 | 0836-22-9141 | |
| | | 山口大学工学部試験場 | 17703C | 580 | 宇部市常盤台２５５７<br>宇部線宇部新川駅前から市営バス琴芝経由又は参宮通り経由のひらき台行、ひらき台・交通局行及び萩原・開発環線「工学部前」下車 | 0836-35-9111 | |
| | | 計 | | 4,522 | | | |
| | 下関市立大学 | 下関市立大学試験場 | 32701X | 1,000 | 下関市大学町２丁目１番１号<br>ＪＲ下関駅からサンデンバス北浦線に乗車し「山の田」下車、徒歩５分<br>又はＪＲ「幡生駅」から徒歩２０分 | 0832-52-0288 | |
| | 山口県立大学 | 山口県立大学試験場 | 32801K | 1,000 | 山口市桜畠３－２－１<br>ＪＲ山口線「宮野駅」下車、徒歩５分 | 0839-28-5637 | |
| | 東亜大学 | 東亜大学２号館試験場 | 79201C | 366 | 下関市一の宮学園町２－１<br>新幹線「新下関駅」南口下車、又はＪＲ山陽本線「新下関駅」南口下車、徒歩南へ１３分 | 0832-56-1111 | |
| | 山口東京理科大学 | 山口東京理科大学試験場 | 91301K | 399 | 小野田市大学通１－１－１<br>ＪＲ小野田線「雀田駅」下車、徒歩５分　又はＪＲ山陽本線「小野田駅」から船木鉄道バス理科大行「理科大前」下車、徒歩１分 | 0836-88-3500 | |
| 徳島県 | 徳島大学 | 徳島大学常三島地区試験場 | 17801C | 2,326 | 徳島市南常三島町１丁目１番地<br>ＪＲ徳島駅から市バス「⑥島田石橋」行、「③商業高校」行、「③市立高校」行、「②吉野川橋」行等に乗車し、「助任橋」下車、徒歩５分 | 0886-56-2165 | |
| | 鳴門教育大学 | 鳴門教育大学試験場 | 17901Y | 708 | 鳴門市鳴門町高島字中島７４８<br>ＪＲ鳴門線「鳴門駅」から徳島バス大学行き「教育大北口」下車、又は鳴門市営バス高島行き「教育大学前」下車、いずれも徒歩１分 | 0886-87-1311 | |
| | 徳島文理大学 | 徳島文理大学徳島校試験場 | 79501B | 562 | 徳島市山城町西浜傍示１８０<br>ＪＲ徳島駅前から徳島市営バス山城町行「文理大学前」下車、徒歩１分 | 0886-22-9611 | |
| 香川県 | 香川大学 | 香川大学教育学部試験場 | 18001U | 2,215 | 高松市幸町１番１号<br>高松築港バス乗場１番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約１０分、「幸町」下車、徒歩２分 | 087-832-1411 | |
| | | 香川大学法学部・経済学部試験場 | 18002M | 1,080 | 高松市幸町２番１号<br>高松築港バス乗場１番から、小坂・総合運動公園前又は弓弦羽行で約１０分、「幸町」下車、徒歩５分 | 087-832-1813 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 香川県 | 香川大学 | 香川大学農学部試験場 | 18003H | 730 | 木田郡三木町池戸2393<br>琴電長尾線（平木又は長尾行）「農学部前駅」下車、徒歩2分　又は大川バス引田線（田面又は引田行）「農学部前」下車、徒歩3分 | 087-891-3015 | |
| | | 計 | | 4,025 | | | |
| | 香川医科大学 | 香川医科大学試験場 | 18101H | 655 | 木田郡三木町大字池戸1750-1<br>琴平電鉄長尾線「高田駅」下車、徒歩20分<br>又はコトデンバス医大病院線、終点下車（4分） | 087-891-2074 | |
| | 徳島文理大学 | 徳島文理大学香川校試験場 | 79502Z | 500 | 大川郡志度町志度1314-1<br>JR志度駅、琴電志度駅で下車、徒歩25分　又は志度駅から高徳特急バス徳島行、琴電バス津田線、大川バス志度・小田線で約5分「文理大学前」下車 | 087-894-5111 | |
| | 高松大学 | 高松大学試験場 | 92201H | 600 | 高松市春日町960<br>コトデンバス高松築港「4番のりば」より庵治、浦生、壇ノ浦、津田、三本松行きに乗車、約20分、「春日川」下車、徒歩5分 | 087-841-5920 | |
| 愛媛県 | 愛媛大学 | 愛媛大学城北試験場 | 18201Z | 4,900 | 松山市文京町3番<br>市内電車環状線「赤十字病院前」下車、北へ徒歩3分 | 089-927-9172 | |
| | | 愛媛大学農学部試験場 | 18202X | 600 | 松山市樽味3丁目5番7号<br>市内バス8番線（東野経由）道後温泉行き「農学部前」下車 | 089-946-9806 | |
| | | 計 | | 5,500 | | | |
| | 松山大学 | 松山大学試験場 | 79701K | 1,495 | 松山市文京町4-2<br>市内電車環状線「鉄砲町駅」下車、北へ徒歩5分 | 089-925-7111 | |
| | 松山東雲女子大学 | 松山東雲女子大学試験場 | 88001Y | 200 | 松山市桑原3丁目2の1<br>伊予鉄市内バス「短大前」下車すぐ　（「JR松山駅前」「松山市駅前」から10番線「久米駅前」行） | 089-931-6211 | |
| 高知県 | 高知大学 | 高知大学試験場 | 18301R | 2,160 | 高知市曙町二丁目5番1号<br>JR土讃線「朝倉駅」下車、東南へ徒歩5分 | 0888-44-0118 | |
| | 高知医科大学 | 高知医科大学試験場 | 18401C | 390 | 南国市岡豊町小蓮<br>JR高知駅前から高知県交通バスで「奈路」行・「領石」行・「田井」行・「医大病院」行・「中島」行に乗車、「医大病院」下車、徒歩3分 | 0888-80-2294 | |
| | 高知女子大学 | 高知女子大学試験場 | 32901A | 400 | 高知市永国寺町5-15<br>JR高知駅から、路面電車利用の場合、「はりまや橋」で「鏡川橋」方面に乗り換えて、「大橋通り」下車、北へ徒歩10分 | 0888-73-2157 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高知県 | 高知工科大学 | 高知工科大学試験場 | 92701M | 277 | 香美郡土佐山田町宮ノ口185<br>JR土讃線「土佐山田駅」から土佐電鉄バス高知工科大学行「高知工科大学」下車、又はJRバス大栃行「工科大西口」下車 | 0887-57-2222 | |
| 福岡県 | 福岡教育大学 | 福岡教育大学試験場 | 18501Y | 2,706 | 宗像市大字赤間729-1<br>JR鹿児島本線「教育大前駅」下車（普通列車のみ停車）徒歩約10分<br>又は西鉄バス「赤間営業所」下車、徒歩約10分 | 0940-35-1235 | |
| | 九州大学 | 九州大学文科系学部試験場 | 18601M | 1,198 | 福岡市東区箱崎6-19-1<br>地下鉄2号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩7分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩2分 | 092-642-2265 | |
| | | 九州大学理学部試験場 | 18602H | 824 | 福岡市東区箱崎6-10-1<br>地下鉄2号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩7分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩4分 | 092-642-2265 | |
| | | 九州大学工学部試験場 | 18603B | 1,932 | 福岡市東区箱崎6-10-1<br>地下鉄2号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス「九大前」下車、徒歩5分 | 092-642-2265 | |
| | | 九州大学農学部試験場 | 18604Z | 664 | 福岡市東区箱崎6-10-1<br>地下鉄2号線「箱崎九大前駅」、「貝塚」下車、徒歩10分　又は西鉄バス「九大前」、「九大北門」、「貝塚」下車、徒歩10分 | 092-642-2265 | |
| | | 九州大学病院地区試験場 | 18605X | 801 | 福岡市東区馬出3-1-1<br>地下鉄2号線「馬出九大病院前駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス「県庁九大病院前」、「警察本部前」下車、徒歩5分 | 092-642-2265 | |
| | | 九州大学六本松地区試験場 | 18606R | 1,825 | 福岡市中央区六本松4-2-1<br>西鉄バス「六本松」下車、徒歩2分 | 092-642-2265 | |
| | | 水城学園試験場 | 18607K | 2,213 | 福岡市中央区長浜1-3-1<br>地下鉄「天神駅」下車、徒歩10分 | 092-642-2265 | |
| | | 県立福岡高等学校試験場 | 18608C | 1,310 | 福岡市博多区堅粕1-29-1<br>地下鉄2号線「千代県庁口駅」下車、徒歩7分 | 092-642-2265 | |
| | | 県立香住丘高等学校試験場 | 18609A | 1,200 | 福岡市東区香住ヶ丘1-26-1<br>西鉄宮地岳線「香椎花園前駅」下車、徒歩2分　又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩5分 | 092-642-2265 | ○ |
| | | 計 | | 11,967 | | | |
| | 九州芸術工科大学 | 河合塾福岡校試験場 | 18701B | 1,260 | 福岡市中央区渡辺通4-2-11<br>西鉄天年田線「薬院駅」下車、北へ徒歩5分 | 092-714-0581 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福岡県 | 九州工業大学 | 九州工業大学工学部試験場 | 18801X | 1,205 | 北九州市戸畑区仙水町1番1号<br>JR「九州工大前駅」下車、南へ徒歩6分 | 093-871-4088 | |
| | | 代々木ゼミナール小倉校試験場 | 18802R | 1,370 | 北九州市小倉北区馬借1丁目1番2号<br>JR「小倉駅」から徒歩10分　または、小倉駅前よりバス（28番系統）乗車（5分）、「旦過橋」下車 | 093-553-2400 | |
| | | 計 | | 2,575 | | | |
| | 北九州大学 | 北九州大学試験場 | 33001Y | 2,150 | 北九州市小倉南区北方4丁目2番1号<br>小倉駅からモノレールを利用し「競馬場前」下車、徒歩5分 | 093-964-4144 | |
| | 九州歯科大学 | 九州歯科大学試験場 | 33101M | 500 | 北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号<br>JR「南小倉駅」下車、西へ徒歩15分　又はJR小倉駅から西鉄バス（22・43・1系統）「歯大前」下車 | 093-581-6509 | |
| | 福岡女子大学 | 福岡女子大学試験場 | 33201B | 570 | 福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番1号<br>JR九州「香椎駅」下車、北へ徒歩15分　又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩5分 | 092-661-2415 | |
| | 福岡県立大学 | 福岡県立大学試験場 | 34101A | 550 | 田川市伊田4395番地<br>JR日田彦山線「田川伊田駅」下車、徒歩15分 | 0947-42-2118 | |
| | 産業医科大学 | 産業医科大学試験場 | 40101H | 720 | 北九州市八幡西区医生ヶ丘1－1<br>JR「折尾駅」下車、オリオンプラザビル前のバス停から、市営「産業医大・光貞台（循環）」他、橙色の方向幕バスに乗車し、「産業医科大学前」で下車 | 093-691-7295 | |
| | 近畿大学 | 近畿大学九州工学部試験場 | 74304R | 650 | 飯塚市柏ノ森11－6<br>西鉄飯塚バスセンター、JR新飯塚駅前から、西鉄バス田川方面行<br>又は田川から西鉄バス飯塚方面行「近畿大学前」下車 | 0948-22-5655 | |
| | 九州共立大学 | 九州共立大学経済学部試験場 | 79801A | 500 | 北九州市八幡西区自由ヶ丘1－8<br>JR「折尾駅」又は西鉄電車北九州線「折尾駅」下車、徒歩15分　又は駅前から市営バス（浅川経由）で「九州共立大学前」下車 | 093-693-3044 | |
| | 九州産業大学 | 九州産業大学1号館試験場 | 79901U | 600 | 福岡市東区松香台2－3－1<br>JR鹿児島本線「九産大前駅」下車、徒歩1分　又は天神バスセンターから西鉄バス都市高速経由「産業大学南口」下車、徒歩2分 | 092-673-5550 | |
| | 九州女子大学 | 九州女子大学耕学館試験場 | 80001M | 225 | 北九州市八幡西区自由ヶ丘1－1<br>JR鹿児島本線・筑豊線「折尾駅」西口下車、学園大通り徒歩約10分 | 093-693-3277 | |
| | 久留米大学 | 久留米大学御井学舎試験場 | 80101B | 730 | 久留米市御井町1635<br>西鉄バス「JR久留米」　又は「西鉄久留米バスセンター」から系統番号1番文化センター経由久留米信愛女学院行にて「久留米大学前」下車 | 0942-44-5056 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福岡県 | 久留米工業大学 | 久留米工業大学試験場 | 80201X | 200 | 久留米市上津町2228<br>JR久留米駅又は西鉄久留米駅から西鉄バス八女行「工業大学前」下車、徒歩2分 | 0942-22-2345 | |
| | 西日本工業大学 | 西日本工業大学試験場 | 80801R | 505 | 京都郡苅田町新津1633<br>JR日豊本線「小波瀬西工大前駅」下車すぐ | 09302-3-1491 | |
| | 福岡工業大学 | 福岡工業大学試験場 | 81001A | 950 | 福岡市東区和白東3－30－1<br>西鉄バス（系統番号26）「福岡工大前」下車、徒歩5分<br>JR鹿児島本線「筑前新宮駅」下車、徒歩5分 | 092-606-3131 | |
| | 福岡歯科大学 | 福岡歯科大学試験場 | 81101U | 200 | 福岡市早良区田村2丁目15番1号<br>市営地下鉄「藤崎駅」下車、西鉄バス西鉄田団地行（空番）に乗り換え、「歯科大病院前」（田隈経由）または「河原」（次郎丸経由）で下車 | 092-801-0411 | |
| | 九州国際大学 | 九州国際大学枝光校舎試験場 | 81201H | 650 | 北九州市八幡東区枝光5－9－1<br>JR鹿児島本線「枝光駅」下車、徒歩15分 | 093-671-8916 | |
| | 九州情報大学 | 九州情報大学試験場 | 93901H | 200 | 太宰府市宰府6－3－1<br>西鉄太宰府線「太宰府駅」下車、徒歩15分　又は、西鉄太宰府駅からコミュニティバスまほろば号内山行「菅谷（九州情報大学前）」下車、徒歩1分 | 092-928-4000 | |
| | 福岡国際大学 | 福岡国際大学試験場 | 94001B | 200 | 太宰府市五条4丁目16番1号<br>西鉄太宰府線「五条駅」下車、徒歩12～13分　五条書店右折、線路を越え約100m先右折 | 092-922-4034 | |
| 佐賀県 | 佐賀大学 | 佐賀大学試験場 | 18901K | 3,470 | 佐賀市本庄町1番地<br>佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行、相応行又は佐大前行に乗車し、「佐大前」下車、徒歩5分 | 0952-24-5191 | |
| | 佐賀医科大学 | 佐賀医科大学試験場 | 19001C | 750 | 佐賀市鍋島五丁目1番1号<br>佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園、鍋島小学校経由）行きで約25分、「医大」下車 | 0952-34-3130 | |
| 長崎県 | 長崎大学 | 長崎大学文教地区試験場 | 19101Y | 3,950 | 長崎市文教町1－14<br>長崎駅前から路面電車「赤迫」行、又は長崎バスの1番系統「茂木」、「時津」行等に乗り、「長崎大学前」で下車 | 095-847-1111 | |
| | | 県立佐世保北高等学校試験場 | 19102U | 800 | 佐世保市八幡町6－31<br>佐世保駅前から市営バス又は西肥バスの「大野」行又は「矢峰」行に乗り「市役所前」で下車、徒歩3分 | 0956-22-5361 | ○ |
| | | 長崎大学片淵地区（経済学部）試験場 | 19103M | 845 | 長崎市片淵4－2－1<br>「長崎駅前東口」から県営バスの「循環」又は「立山」行に乗り、「経済学部前」で下車 | 095-820-6301 | |
| | | 計 | | 5,595 | | | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長崎県 | 長崎県立大学 | 長崎県立大学試験場 | 33301X | 655 | 佐世保市川下町123<br>ＪＲ佐世保駅前から、市営バス及び西肥バスで日野経由相浦桟橋行「県立大学前」下車、徒歩２分　又は、ＭＲ（松浦線）「大学駅」下車、徒歩５分 | 0956－47－2191 | |
| | 長崎総合科学大学 | 長崎総合科学大学試験場 | 81501C | 654 | 長崎市網場町536<br>ＪＲ長崎駅（駅前東口）から県営バス網場行「長総大前」下車、徒歩５分 | 095－838－5121 | |
| 熊本県 | 熊本大学 | 熊本大学黒髪地区試験場 | 19201M | 4,962 | 熊本市黒髪２丁目40番１号<br>熊本駅又は交通センターから、市営バス楠団地行、産交バス大津行いずれも「熊大前」下車 | 096－342－2146 | |
| | 熊本県立大学 | 熊本県立大学試験場 | 33401K | 900 | 熊本市月出３丁目１番100号<br>熊本駅から各種バスで交通センターに行き、熊本市営バスの川尻・帯山線、島崎・保田窪線、長嶺・子飼線に乗り換え「日赤前」下車、徒歩１分 | 096－383－2929 | |
| | 九州東海大学 | 九州東海大学工学部（熊本校舎）試験場 | 81601Y | 700 | 熊本市渡鹿９－１－１<br>ＪＲ豊肥本線「東海学園前駅」下車、徒歩１分　又は九州産交バス供合線「東海二高前」下車、徒歩１分 | 096－382－1141 | |
| | 熊本工業大学 | 熊本工業大学試験場 | 81701M | 500 | 熊本市池田４－22－１<br>ＪＲ鹿児島本線「熊本工大前駅」下車、徒歩１分　又は熊本交通センター産交バス西里行（上熊本経由植木行）「熊本工大前」下車、徒歩３分 | 096－359－3002 | |
| | 熊本学園大学 | 熊本学園大学１２号館試験場 | 81801B | 900 | 熊本市大江２丁目５番１号<br>ＪＲ熊本駅から市営バス第一環状線（大学病院回り約25分）「大江渡鹿」下車徒歩５分　または、市営バス中央環状線「学園大前」下車すぐ | 096－362－4095 | |
| 大分県 | 大分大学 | 大分大学試験場 | 19301B | 4,041 | 大分市大字旦野原700番地<br>大分市中央通りトキハデパート前から大分バス天南団地・高江ニュータウン行き「大分大学」下車 | 097－554－7992 | |
| | 大分医科大学 | 大分医科大学試験場 | 19401X | 660 | 大分郡挾間町医大ヶ丘１丁目１番地<br>トキハデパート前又はＪＲ大分駅前から、「医大病院行」又は「医大病院経由向の原行」に乗車、「医大病院前」下車（所要時間30～40分） | 097－586－5540 | |
| | 大分県立看護科学大学 | 大分県立看護科学大学試験場 | 36101B | 256 | 大分郡野津原町廻栖野2944－9<br>ＪＲ大分駅前から大分バス富士見が丘団地行（約30分）「富士見が丘南」下車、徒歩５分 | 097－586－4300 | |
| 宮崎県 | 宮崎大学 | 宮崎大学教育学部試験場 | 19501K | 1,331 | 宮崎市学園木花台西１丁目１番地<br>宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由、650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由、652）「宮崎大学」下車 | 0985－58－2811 | |
| | | 宮崎大学農学部試験場 | 19502C | 804 | 宮崎市学園木花台西１丁目１番地<br>宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由、650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由、652）「宮崎大学」下車 | 0985－58－2811 | |
| | | 宮崎大学工学部試験場 | 19503A | 1,025 | 宮崎市学園木花台西１丁目１番地<br>宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由、650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由、652）「宮崎大学」下車 | 0985－58－2811 | |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮崎県 | 宮崎大学 | 計 | | 3,160 | | | |
| | 宮崎医科大学 | 宮崎医科大学試験場 | 19601A | 600 | 宮崎郡清武町大字木原5200<br>ＪＲ南宮崎駅近くの宮交シティバスセンターから、大学病院行き又は大学病院・宮崎大学行きバスに乗車し、「大学病院」で下車 | 0985－85－8970 | |
| | 宮崎公立大学 | 宮崎公立大学試験場 | 34601C | 500 | 宮崎市船塚１－１－２<br>ＪＲ「宮崎駅」から徒歩25分　又は同駅から宮崎交通バス文化公園行「公立大学前」下車、徒歩１分 | 0985－20－2000 | |
| | 宮崎県立看護大学 | 宮崎県立看護大学試験場 | 35701K | 370 | 宮崎市大字郡司分字曹ヶ迫乙2203番地<br>ＪＲ南宮崎駅近くの宮交シティから宮交バス赤江山崎経由大学病院・宮崎大学行「看護大学前」下車徒歩５分　又は県立看護大学行「看護大学」下車徒歩１分 | 0985－59－7700 | |
| | 南九州大学 | 南九州大学園芸学部試験場 | 82201Y | 350 | 児湯郡高鍋町大字南高鍋11609<br>ＪＲ「高鍋駅」下車、南西へ徒歩20分<br>又は宮崎交通バス高鍋行「南九州大学前」下車、徒歩５分 | 0983－22－6216 | |
| | 宮崎産業経営大学 | 宮崎産業経営大学宮崎キャンパス試験場 | 82801U | 430 | 宮崎市古城町丸尾100<br>ＪＲ南宮崎駅斜め前、宮交シティ（バスセンター）から清武線・田野線に乗車「産経大入口」下車、徒歩３分 | 0985－52－3111 | |
| 鹿児島県 | 鹿児島大学 | 鹿児島大学共通教育棟試験場 | 19701U | 668 | 鹿児島市郡元１丁目21－30<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、11番、11－２番、20番）「法文学部前」下車、徒歩１分 | 099－285－8825 | |
| | | 鹿児島大学法文学部試験場 | 19702M | 581 | 鹿児島市郡元１丁目21－30<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、11番、11－２番、20番）「法文学部前」下車、徒歩１分 | 099－285－7525 | |
| | | 鹿児島大学教育学部試験場 | 19703H | 800 | 鹿児島市郡元１丁目20－６<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、11番、11－２番、20番）「法文学部前」下車、徒歩５分 | 099－285－7713 | |
| | | 鹿児島大学理学部試験場 | 19704B | 600 | 鹿児島市郡元１丁目21－35<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、11番、11－２番、20番）「法文学部前」下車、徒歩３分 | 099－285－8025 | |
| | | 鹿児島大学工学部試験場 | 19705Z | 1,000 | 鹿児島市郡元１丁目21－40<br>西鹿児島駅から市電郡元行「工学部前」下車、徒歩２分 | 099－285－8232 | |
| | | 鹿児島大学農学部試験場 | 19706X | 1,000 | 鹿児島市郡元１丁目21－24<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、11番、11－２番、20番）「農学部前」下車、徒歩１分 | 099－285－8531 | |
| | | 県立甲南高等学校試験場 | 19707R | 700 | 鹿児島市上之園町23－１<br>西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、11番、11－２番、20番）「甲南高校前」下車、徒歩２分 | 099－285－7355 | |

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鹿児島県 | 鹿児島大学 | 鹿児島大学歯学部試験場 | 19708K | 300 | 鹿児島市桜ヶ丘8丁目35－1<br>西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「歯学部病院前」下車、徒歩1分 | 099－275－6040 | |
| | | 鹿児島大学医学部試験場 | 19709C | 550 | 鹿児島市桜ヶ丘8丁目35－1<br>西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院」下車、徒歩2分 | 099－275－5125 | |
| | | 県立大島高等学校試験場 | 19710R | 303 | 名瀬市安勝町7－1<br>名瀬港から民営バス平田町行「大島高校前」下車、徒歩5分 | 099－285－7355 | ○ |
| | | 計 | | 6,502 | | | |
| | 鹿屋体育大学 | 鹿屋体育大学試験場 | 19801H | 586 | 鹿屋市白水町1番地<br>鹿屋バスセンターから垂水行、又は垂水港から鹿屋・志布志行の鹿児島交通バスに乗車、「白水町体育大学前」下車、徒歩3分 | 0994－46－4868 | |
| | | 鹿児島工業高等専門学校試験場 | 19802B | 361 | 姶良郡隼人町真孝1460番1<br>ＪＲ隼人駅から林田バス鹿児島行「隼人中前」下車、徒歩3分<br>又は「浜之市本町」下車、徒歩8分 | 0995－42－9000 | |
| | | 計 | | 947 | | | |
| | 鹿児島経済大学 | 鹿児島経済大学試験場 | 82301M | 788 | 鹿児島市下福元町8850番地<br>ＪＲ指宿枕崎線「坂ノ上駅」下車、又は鹿児島交通バスの平川動物園行、指宿・枕崎行「坂ノ上南」下車　ともにＪＲ坂ノ上駅からスクールバス（無料） | 099－261－3211 | |
| 沖縄県 | 琉球大学 | 琉球大学共通教育棟試験場 | 19901Z | 652 | 中頭郡西原町字千原1番地<br>バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分 | 098－895－2221 | |
| | | 琉球大学法文学部試験場 | 19902X | 440 | 中頭郡西原町字千原1番地<br>バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分 | 098－895－2221 | |
| | | 県立首里高等学校試験場 | 19903R | 840 | 那覇市首里真和志町2丁目43番地<br>バス1・12～14・17番「首里高校前」下車、徒歩1分　バス9・25・26・46・97・102番「山川」下車、徒歩3分 | 098－885－5070 | |
| | | 県立那覇高等学校試験場 | 19904K | 880 | 那覇市松尾1丁目21－44番地<br>バス1～3・5（以上開南廻り）12・17・31～35・38～41・45・50～55・83・89番「那覇高校前」下車、徒歩1分 | 098－867－3321 | |
| | | 県立普天間高等学校試験場 | 19905C | 680 | 宜野湾市普天間1丁目24－1番地<br>バス21～27・31・58・59・61・75・77・90・102番「普天間」下車、徒歩3分 | 098－893－2742 | ○ |





| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地 道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 沖縄県 | 琉球大学 | 県立宮古高等学校試験場 | 19906A | 111 | 平良市字西里718番地<br>バス「宮古協栄バスターミナル」下車、徒歩5分　「八千代バス本社」下車、徒歩20分 | 09807－3－6002 | |
| | | 県立八重山高等学校試験場 | 19907Y | 59 | 石垣市字登野城275番地<br>バス吉原線「登野城小学校前」下車、徒歩2分 | 09808－3－3424 | |
| | | 計 | | 3,662 | | | |
| | 沖縄県立芸術大学 | 県立首里東高等学校試験場 | 33501A | 720 | 那覇市首里石嶺町3丁目178番地<br>バス　9・17・97・125番「若夏学院前」下車、徒歩4分 | 098－884－3622 | |
| | 沖縄国際大学 | 沖縄国際大学試験場 | 82701A | 1,000 | 宜野湾市宜野湾二丁目6番1号<br>バス路線27・61・88・90・102・125番線「長田」下車、徒歩7分　又はバス路線98番線「沖国大前」下車 | 098－893－8945 | |
| | 名桜大学 | 名桜大学試験場 | 90201C | 500 | 名護市字為又1220－1<br>名護バスターミナルから備瀬線（70番）、瀬底線（76番）で「名桜大学入口」下車、北へ徒歩15分 | 0980－54－2111 | |

（点字試験場）

| 都道府県名 | 試験実施大学名 | 試験場名 | 試験場コード | 志願者数 | 所在地<br>道順 | 電話（試験当日） | 上履使用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 埼玉県 | 埼玉大学 | 埼玉大学試験場 | 12450X | 1 | 浦和市下大久保255<br>埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩25分　又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車 | 048-858-3036 | |
| 東京都 | お茶の水女子大学 | お茶の水女子大学第3（附属中学校）試験場 | 13550Z | 6 | 文京区大塚2丁目1番1号<br>地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩8分<br>都営バス「大塚車庫」下車、徒歩8分 | 03-5978-5150 | ○ |
| 長野県 | 信州大学 | 信州大学人文学部試験場 | 14950A | 1 | 松本市旭3－1－1<br>松本駅前バスターミナルから浅間温泉「信大病院経由」行<br>「信州大学前」下車 | 0263-37-2192 | |
| 奈良県 | 奈良女子大学 | 奈良女子大学試験場 | 17050Z | 1 | 奈良市北魚屋西町<br>近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩10分 | 0742-20-3237 | |
| | | | | | | | |







## (15)　平成11年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

写

文高大第１７８号
平成10年５月13日

各国公私立大学長
各国立短期大学部学長　殿
大学入試センター所長

文部省高等教育局長
佐々木　正　峰

### 平成１１年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このたび，標記の要項について，別紙のとおり定めましたので通知します。

大学入学者選抜方法の改善については，かねてから御努力を願ってきたところでありますが，下記の事項に留意の上，より一層の工夫・改善を進めるよう引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

1　各大学・学部は，当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ，入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め，評価尺度の多元化・複数化を含め，一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

2　入学者選抜の多様化を推進する観点から，推薦入学や帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人等に対する特別選抜の積極的導入を図るとともに，各大学が行う選抜試験においては面接，小論文，実技検査，外国語におけるリスニングテスト等を適切に組み合わせて行うことが望ましいこと。

3　高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科卒業の入学志願者については，その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には，入学者選抜方法を工夫するなど，その受け入れに配慮することが望ましいこと。

4　身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては，従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが，この特別措置については，以下のことなどが考えられるので，必要に応じ，この例示を参考とするなど更に配慮すること。

(1)　視覚障害者
　試験時間の延長，点字・拡大文字による出題，拡大解答用紙，特定試験場の設定など

(2)　聴覚障害者
　注意事項の文書による伝達，座席を前列に指定するなど

(3)　肢体不自由者

試験時間の延長，拡大解答用紙，特定試験場の設定，介助者の配置など

また，これらの措置を講ずるに当たっては，障害の種類や程度，特別措置の内容に応じて事前相談の必要性を検討し，事前相談の必要がないものについてまで相談を求めることのないよう注意するとともに，事前に相談するよう求める場合には，相談の時期や方法について十分検討し，受験生に大きな負担となったり，他の受験生に比べて不利にならないよう配慮すること。

5　大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては，本要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが，色覚に異常のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられるので，これらの取扱いについては，色覚に異常のある者の進学の機会を確保する観点から，真に教育上やむを得ない場合のほかは，これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

6　私費外国人留学生の入学者選抜に当たっては，国際交流等の推進の観点から，当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して，特に当該選抜に係る学力検査等の実施に代えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「日本語能力試験（１級又は２級）」の積極的活用方についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

7　推薦入学を実施する大学においては，推薦入学の選抜方法や実施時期，募集人員等について，「入学定員の一部について，出身学校長の推薦に基づき，学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する」という推薦入学の趣旨を踏まえ，高等学校教育に及ぼす影響にも配慮して，適切に実施すること。特に，次の諸点について留意すること。

(1)　推薦入学の選抜方法については，学力検査を免除し，調査書や面接，小論文を活用するなど，工夫改善に努めること。

(2)　推薦入学の実施時期については，入学願書受付を原則として11月１日以降とすること。

(3)　推薦入学の募集人員については，私立大学の附属高等学校からの推薦入学に係るものを除き，学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合の範囲として，大学については３割，短期大学については５割をめやすにしつつ，各大学において適切に定めること。

8　推薦入学を実施するに当たっては，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の２第３項及び第64条の３第１項並びに単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第６号）第３条等の規定の趣旨にかんがみ，学年の途中において又は学期の区分に従い高等学校の卒業を認められる者に係る推薦の要件について配慮することが望ましいこと。

9　外国の高等学校に留学し，当該学校における履修を国内の高等学校における履修とみなして単位の修得を認定され，高等学校の卒業を認められる者については，調査書の記入上，留学に係る修得単位について「評定」の欄に５段階での表示を記入する必要がないこととしているので，推薦入学等の場合においては，外国の高等学校の発行する証明書等の添付書類を活用することが適当であること。

10　募集人員の募集要項への記載に当たっては，それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員を明記すること。





11　入学に要するすべての経費の納入手続等については，本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが，入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については，受験生への配慮から可能な限りわかりやすく，かつ，十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。

12　各大学・学部は，当該大学・学部の教育，研究の内容等入学志願者の進路選択にとって参考となる情報を多様な方法により，受験生にわかりやすい形で積極的に提供するよう配慮するとともに，必要に応じて各地区，大学等単位での大学説明会の開催，体験授業の企画など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

13　試験問題の作成においては，出題上の疑義が生じたり，設問内容の記載の誤り等が生じることのないよう，試験実施前の段階におけるチェック体制のより一層の充実を図るとともに，合格者決定業務に関するチェック体制の確立等を含め，学内における格別の注意喚起に努めること。

14　合格者の発表においては，個人情報保護の観点に留意して，受験生の立場等に配慮した方法によることが望ましいこと。

15　国立大学の入学者選抜においては，特に次の諸点について留意すること。

(1)　２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため，試験実施から採点，合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し，再検討を図るとともに，全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

(2)　各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）については，本要項の第10の１の(3)に記載のとおり，出題する教科・科目数の削減に引き続き努力すること。この場合，個別学力検査を行わないか，あるいは行ったとしても当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ必要な限りとし，小論文，面接，実技検査，外国語におけるリスニングテスト等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと。

なお，入学者選抜に当たっては，大学入試センター試験のほか，口頭試問，面接，小論文，実技，外国語におけるリスニングテスト等の多様な選抜方法や調査書，自己推薦書等の資料を中心として，出題方法の工夫による限定した学力検査などを当該大学・学部の特色，専門分野等の特性に応じて適宜活用し，総合的に合否を判定する方法の導入に努めることが望ましいこと。

(3)　各大学・学部の個別学力検査等については，前期日程・後期日程の定員比率の適正化について積極的な努力を行うこと。

(4)　上記12による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに，特に出願期間中においては志願者数，２段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を，入学手続締切り後には追加合格の状況及び第２次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

(5)　各大学・学部においては，入学定員の適切な充足を確保することとし，欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくこと。

(6)　各大学の募集要項の作成に当たっては，個別学力検査等，推薦入学，第２次募集等の出願手続，選抜方法，入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

16　国立大学の選抜日程等に沿って入学者選抜を実施する公立大学及び私立大学についても，上記15の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。

# 平成１１年度大学入学者選抜実施要項

（平成10年５月13日文高大第 178号文部省高等教育局長通知）

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

第１　選　抜　方　法

１　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動を適切に評価することが望ましい。

２　商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と思われる場合には、上記１の選抜方法に加え、入学定員の一部について、次に示す者のいずれかを対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する方法（専門高校・総合学科卒業生選抜）によることもできる。

(1) 高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者

(2) 高等学校の総合学科卒業の入学志願者のうち、その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる者

(3) 上記 (1)及び (2)

なお、大学は、当該選抜に係る出願要件等を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

３　上記１及び２の選抜方法によるほか、大学の意向によっては、次の選抜方法によることもできる。

(1) 入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

ア　大学は、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを学校長に提示して推薦を求めるものとする。

イ　大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(2) 入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて課することが望ましい。

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法

大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。





(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法

第２　選　抜　期　日

１　入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

(1) 入学者選抜試験期日　　平成11年２月１日から４月15日までの間

(2) 入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表　　平成11年４月20日まで

２　専門高校・総合学科卒業生選抜による場合の入学者選抜の期日は、上記１により定めるものとする。

３　推薦入学による場合は、原則として、入学願書受付を平成10年11月１日以降とするものとし、その判定結果を第１の１による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとする。

４　学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法による場合の入学者選抜の期日は、上記１により定めるものとする。

５　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

第３　調　査　書

１　大学は、入学者選抜の資料として、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て作成した調査書を提出させるものとする。

調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙様式１による。

２　調査書は、入学志願者の学習成績、健康状況、特別活動の記録等が記載された重要な資料であるので、入学者の選抜に当たっては、調査書を十分活用することが望ましい。

なお、学力検査を実施する場合、入学志願者が受験する教科・科目以外の教科・科目については、特に調査書の学習成績に留意するものとする。

また、専門教育を主とする学科及び総合学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。

３　調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が３年を超えるものにあっては当該期間）における全体の評定平均値を表１の区分に従ってＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階に分け、その生徒の属する成績段階を示しているものである。

（表１）　学　習　成　績　概　評

| 全体の評定平均値 | 学習成績概評 |
|---|---|
| 5.0 ～ 4.3 | A |
| 4.2 ～ 3.5 | B |
| 3.4 ～ 2.7 | C |
| 2.6 ～ 1.9 | D |
| 1.8以下 | E |

4　大学は、高等学校長に対し学習成績概評Ａに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示するよう希望することができる。

なお、この場合には「備考」の欄にその理由を明示させるものとする。

5　「健康の状況」の欄は、高等学校等用生徒健康診断票に基づいて記載されるものであり、入学後の保健指導等の参考資料としても併せて活用することが望ましい。

6　大学は、高等学校長に対し当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記入するよう希望することができる。

7　やむを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

(1) 廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えてもよい。

(2) 本人が被災等により上記書類をも整えられない場合は、出身学校を所管する教育委員会、知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。

ただし、このような証明書を受理した大学は、本人について更に調査をすることが必要である。

8　大学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている高等学校（研究開発学校）があるので留意すること。

9　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については、次によるものとする。

(1) 高等専門学校第３学年修了者及び文部大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式１の調査書に準じて作成し提出させるものとする。

(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

## 第４　学　力　検　査　等

学力検査や小論文、面接、実技検査等の実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に判断できるよう努めるなど特色ある選抜を実施するようにし、併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

### １　学　力　検　査

(1) 学力検査は、高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施するものとする。

(2) 大学は、学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施することができる。





(3) 大学は、学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課することができる。

(4) 学力検査を実施する教科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語の６教科の中から、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮して、各大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性から必要がある場合は、複数の教科を総合して学力を判断する総合的な問題や、他の教科を加えて実施することもできる。

(5) 各教科における学力検査の実施科目は、学習指導要領に定められている科目の中から、それぞれ１科目を解答させることを基本としつつ、各大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性によっては、特定の教科について２以上の科目を解答させることができる。

(6) 各大学が学力検査の実施科目を定めるに当たっては、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、特定の科目を出題する必要がある場合を除き、学習指導要領の趣旨を踏まえ、例えば、地理歴史、理科においては、Ａを付した科目及びＢを付した科目の両科目を出題するなど、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。

(7) 商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、上記 (4)に掲げる教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は地理歴史、公民、数学若しくは理科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(8) 学力検査は、次の諸点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てるものとする。

ア　学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて実施することが望ましい。

イ　原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検査できるような問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検査するような問題であってはならない。

ウ　高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者のための上記 (7)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

### ２　小論文、面接、実技検査、外国語におけるリスニングテスト

(1) 小論文及び面接

大学は、入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するため、小論文を課し、また、学部・学科の特性等に応じ面接を活用することについて配慮することが望ましい。

(2) 実技検査

大学・学部の目的・性格等から主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあっては主専攻）においては、上記１の学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

(3) 外国語におけるリスニングテスト

大学は、入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価するよう、リスニングテストを導入するなど選抜方法の工夫・改善を図ることが望ましい。

第５　健　康　診　断

１　入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。

(1) 平成９年度高等学校卒業者及び平成11年３月卒業見込みの者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業者及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。

(2) 特定の学部・学科等が必要とする特別の事項がある場合は、その旨を募集要項に具体的に記載するとともに、当該事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。

２　入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

第６　学力検査実施教科・科目及び選抜方法等の決定・発表

１　大学は、学力検査の実施教科・科目並びに実技検査の実施科目、面接の実施及び小論文の出題等について決定し、平成10年６月１日から７月31日までの期間内に発表するものとする。

２　大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記１で定める期間内に発表するものとする。

(1) 専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する場合

(2) 推薦入学を実施する場合

(3) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

(4) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法をとる場合

(5) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終的に判定する方法をとる場合

(6) 調査書にⒶ標示を希望する場合

(7) 調査書に能力・適性等についての推薦の記入を希望する場合

(8) 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する場合

(9) 学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課する方法をとる場合

３　発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）及び公立大学（公立短期大学を除く。）にあっては別紙様式２、別紙様式４及び別紙様式７により、大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては別紙様式３、別紙様式５、別紙様式６及び別紙様式７により、大学入試センター試験を利用しない私立大学（私立短期大学を含む。）並びに国立短期大学及び公立短期大学にあっては別紙様式３、別紙様式６及び別紙様式７により、文部省高等教育局大学課大学入試室、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知する方法によるものとする。

なお、大学入試センター試験を利用する大学にあっては、別紙様式４又は別紙様式５により、大学入試センター事業部事業第一課にも通知するものとする。





第７　募　集　人　員

１　各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

２　推薦入学の募集人員については、私立大学の附属高等学校からの推薦入学に係るものを除き、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合の範囲として、大学については３割、短期大学については５割をめやすにしつつ、各大学において適切に定めるものとする。

第８　出　願　資　格

大学に入学を志願することのできる者は、次のとおりである。

１　高等学校を卒業した者及び平成11年３月卒業見込みの者

２　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成11年３月修了見込みの者

３　学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成11年３月31日までにこれに該当する見込みの者

第９　募集要項、出願手続等

１　募　集　要　項　等

(1) 大学は、募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表するものとする。なお、推薦入学等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

また、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

(2) 大学は、当該大学の学部・学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

(3) 大学は、平成10年12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4) 大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ましい。

２　出　願　の　手　続

(1) 入学志願者は、出願に必要な書類を取りそろえ、志願大学の定める手続により、志願大学へ提出するものとする。

この場合において、出願に必要な書類を出身学校長が取りまとめて志願大学へ提出し、又は、出願に必要な書類のうち出身学校長が作成すべき調査書等のみについて、出身学校長が直接志願大学へ提出することも差し支えない。

(2) 出願に際して提出する写真は、出願以前３か月以内に撮影したものとする。

第10　大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜方法等

大学入試センター試験の利用に伴う大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜（大学の学部等の定員の一部について利用する場合は、その定員に係る入学者の選抜）に関しては、「平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（平成９年５月６日文高大第179号文部省高等教育局長通知）」に定めるもののほか、第１の１に掲げる選抜方法の基本にのっとり、原則としてこの要項の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、学力検査の実施方法、大学入試センター試験の実施期日等については、次に掲げるところによるものとする。

1　学　力　検　査　等

(1) 学力検査は、大学入試センター試験及び各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）に分け、大学入試センター試験は、各大学が大学入試センターと協力して共同で実施し、個別学力検査は、各大学が必要に応じて実施するものとする。

(2) 大学入試センター試験は、主として、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各大学は、大学入試センター試験の出題教科・科目について、次の諸点に留意して、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科・科目を決定し、発表するものとする。

ア　各大学が、入学志願者に解答させる科目を定めるに当たっては、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、特定の科目を指定する必要がある場合、又は特定の科目の中から選択解答させる必要がある場合を除き、例えば、地理歴史、理科においては、Ａを付した科目及びＢを付した科目の両科目の中から選択解答させるなど、できるだけ多くの科目の中から選択解答させることが望ましい。

イ　大学入試センター試験の出題科目の「現代社会」及び「総合理科」については、学習指導要領の趣旨を踏まえ、選択解答できる者を高等学校の特定の学科等の卒業者に限るとの制限を設けることのないよう配慮することが望ましい。

(3) 個別学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　個別学力検査を実施する場合においても、出題する教科・科目数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な限りとし、第４の２に掲げる小論文、面接及び実技検査等を適切に組み合わせて実施することが望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　個別学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者のため、職業に関する基礎的・基本的科目を出題し、選択解答できるよう配慮することが望ましい。

ウ　個別学力検査の出題形式については、利用する大学入試センター試験の教科・科目との関連を配慮し、記述式及び論述式により、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に評価できるようにすることが望ましい。なお、複数の教科を総合して学力を判断する総合的な問題の出題など、より一層の工夫に努めることが望ましい。

(4) 個別学力検査を実施する大学における学力検査の成績の判定においては、大学入試センター試験の成績が、この試験の目的に即して、適切に評価されるよう配慮するものとする。

(5) 各大学が推薦入学に大学入試センター試験を利用する場合の学力検査の免除については、第１の３の(1)にかかわらず、個別学力検査についてのみ免除することができるものとする。

2　募集、大学入試センター試験の出願受付、実施期日等

(1) 大学入試センター試験に関する要項の発表

大学入試センターは、大学入試センター試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料、経費等に関する要項を定め、平成10年７月31日までに発表するものとする。





(2) 各大学の募集要項等については、第９の１によるものとするが、第９の１の(1)及び(3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、大学入試センター試験で受験を要する教科等、個別学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目及びその実施期日・選抜方法等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、平成10年７月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、個別学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を平成10年12月15日までに発表するものとする。

(3) 大学入試センター試験の出願受付、実施期日

ア　出願受付は、平成10年10月９日から10月21日までとする。

イ　実施期日は、平成11年１月16日及び17日とする。

3　大学入試センター試験実施上の配慮

(1) 試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内の大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

(2) 身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

(3) 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第11　国立大学の入学者選抜方法等

国立大学（国立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第10まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、個別学力検査の日程、特別の選抜方法等については、次に掲げるところによるものとする。

1　出願受付、個別学力検査の日程

(1) 出願受付は、平成11年１月25日から２月３日までとする。

(2) 個別学力検査等の日程については、前期日程を平成11年２月25日から、後期日程を同年３月12日以降に実施するものとする。

(3) 合格者の発表は、前期日程は平成11年３月６日から３月10日まで、後期日程は同年３月20日から３月24日まで（できるだけ23日まで）とする。

2　各大学に対する出願、入学手続

(1) 入学志願者は、各大学が定める手続・方法等により、上記１の(1)による出願に当たっては、前期日程の大学・学部等から１つ、後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(2) 入学手続は、４の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は平成11年３月15日に、前期日程以外の日程は同年３月27日に締め切るものとする。ただし、４の(2)及び(3)に掲げる帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

3　専門高校・総合学科卒業生選抜

(1) 各大学が専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する場合は、大学入試センター試験の成績と個別学力検査として実施する職業に関する教科・科目の成績等を総合して判定する方法によるものとする。

(2) 専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する場合の出願受付、個別学力検査の日程、合格者の発表、入学手続等は上記１及び２に掲げるところによるものとする。

4　特別の選抜方法

(1) 推薦入学

推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、入学願書受付を原則として平成10年11月１日以降とするものとして、各大学が適宜定めるものとする。

また、判定結果の発表は、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの（推薦入学Ⅰ）については平成11年１月22日までに、個別学力検査についてのみ免除するもの（推薦入学Ⅱ）については同年２月12日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも同年２月17日までとする。

(2) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア　各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、大学入試センター試験を免除することが望ましい。

イ　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3) 第２次募集等

各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成11年３月28日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4) ２段階選抜

ア　主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方法については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第１段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、前期日程については平成11年２月12日までに、後期日程については同年２月28日までにそれぞれ行うものとする。





(5) 募集要項の発表

上記(1)から(4)により特別の選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を第10の２の(2)の各大学の募集要項に明示するものとする。

第12　公立大学の入学者選抜方法等

公立大学（公立短期大学を除く。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第11まで及び第13の各項に掲げるところに準じて実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、個別学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

第13　注　意　事　項

1　入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者をできる限り多角的に選抜するため、学力検査のみに偏ることなく調査書の内容、学力検査以外のその他の能力・適性等に関する検査の成績、その他学部・学科の特性等に応じ適当と認める資料を活用するよう一層配慮すること。

2　身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとること。また、これらの措置を講ずるに当たっては、障害の種類や程度、特別措置の内容に応じて事前相談の必要性を検討し、事前相談の必要がないものについてまで相談を求めることのないよう注意するとともに、事前に相談するよう求める場合には、相談の時期や方法について十分検討し、受験生に大きな負担となったり、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮すること。

3　大学は、入学者選抜において出題した学力検査問題等について、支障のない限り、標準的な解答例や出題の意図等を適切な方法により明らかにするように配慮すること。

4　大学は、選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、入学者の選抜に当たっては、その成果を十分に反映させることが望ましいこと。

5　大学のうちには、入学定員を著しく超えて入学させている向きもあるが、学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることに十分考慮すること。

6　各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は多様な方法により、受験生にわかりやすい形で提供するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催したり、体験授業を企画するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

7　本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に文部省高等教育局大学課大学入試室に連絡すること。

8　募集要項の発表後に、募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに文部省高等教育局大学課大学入試室に連絡すること。

第14　備　　考

この要項は、平成11年度の大学入学者選抜に適用する。

別紙様式１
（表）

# 調　査　書

| ※ | ※ | ※ | ※ |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| １．ふりがな<br>氏　名 | 昭和　年　月　日生 | 性別 | 現住所　都道府県　市区　町村　丁目　番　号 |
| 学校名 | 国立・公立・私立　高等学校（分　校） | | 昭和・平成　年　月　入学、編入学、転入学（第　学年） |
| 全・定・通 | 普通・専門（　・　）・総合 | | 昭和・平成　年　月　卒業・卒業見込 |

２．各教科・科目の学習の記録

| 教科 | 科目 | 評定 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 修得単位数計 | 教科 | 科目 | 評定 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 修得単位数計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

## 調査書記入上の注意事項等について

1　調査書作成の基本方針

(1)　調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

(2)　調査書の作成に当たっては、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないようにするものとする。

(3)　調査書は、ホーム・ルーム担任教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出されるものとする。

2　調査書の様式、規格及び用紙

調査書は、この様式により、日本工業規格Ａ４判（210 × 297㎜）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、Ａ３縦型表判（297×420㎜ ）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。

なお、旧教育課程による高等学校卒業者の調査書については、従前の様式で差し支えないものとする。また、従前の様式で作成する場合は、用紙規格を複写機等によりＡ４判に拡大するものとする。

3　記入上の注意

(1)　上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。

(2)　全日制・定時制・通信制の課程別、普通科・専門教育を主とする学科・総合学科の別、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別、卒業・卒業見込みの別及び昭和・平成の別の該当事項を○で囲むこと。

なお、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　　）内に記入すること。

また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること（以下同じ）。

(3)　「各教科・科目の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、高等学校生徒指導要録に基づいて記入すること。

「教科」の欄については、従前のような枠指定をしていないので、記入に当たっては、各教科ごとに線で区分けすること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修





単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」の欄は、５、４、３、２、１の５段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ　卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。

(4)　「各教科の評定平均値」及び「全体の評定平均値」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1) $\dfrac{\text{評定の合計数}}{\text{評　定　数}} = \dfrac{3+3+5}{3} = \dfrac{11}{3} = 3.66$

(2) 小数点以下第２位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3.7」となる。

| 教科・科目 | | 評定 第１学年 | 第２学年 | 第３学年 | 第４学年 | 修得単位数の計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 理科 | 総合理科 | 3 | | | | 4 |
| | 物理ＩＡ | | 3 | | | 2 |
| | 化学ＩＢ | | | 5 | | 4 |

イ　全体の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1) $\dfrac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \dfrac{(\text{国語}4+3)+(\text{地歴}5+4+4)+\cdots}{(\text{国語}2)+(\text{地歴}3)+\cdots}$

$\dfrac{(\text{保体}4+3+4+5)+\cdots(\text{家庭}5)}{(\text{保体}4)+\cdots(\text{家庭}1)} = \dfrac{116}{30} = 3.86$

(2) 小数点以下第２位を四捨五入すると、この者の全体の評定平均値は、「3.9」となる。

| 教科・科目 | | 評定 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 修得単位数の計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | 国語Ⅰ | 4 | | | | 4 |
| | 古典Ⅰ | | 3 | | | 3 |
| 地理歴史 | 世界史Ｂ | 5 | | | | 4 |
| | 日本史Ａ | | 4 | | | 2 |
| | 地理Ａ | | | 4 | | 2 |
| 保体 | 体育 | 4 | 3 | 4 | | 9 |
| | 保健 | | 5 | | | 2 |
| 家庭 | 家庭一般 | 5 | | | | 4 |

（注）保健体育の体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ１科目分として取り扱い計算すること。

(5) 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

ア 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が３年を超えるものにあっては当該期間）における全体の評定平均値を次の区分に従って、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

| 全体の評定平均値 | 学習成績概評 |
|---|---|
| ５．０ ～ ４．３ | Ａ |
| ４．２ ～ ３．５ | Ｂ |
| ３．４ ～ ２．７ | Ｃ |
| ２．６ ～ １．９ | Ｄ |
| １．８以下 | Ｅ |

イ 大学が希望する場合、学習成績概評Ａに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。





ウ 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「Ａ○○人、Ｂ○○人、Ｃ○○人、Ｄ○○人、Ｅ○○人、合計○○人」のように記入すること。

また、アにより、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（　）内に記入すること。

(6) 「出欠の記録」の欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

(7) 「健康の状況」の欄は、次のように記入すること。

ア 「視力」、「聴力」及び「担当学校医所見」の欄には、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記すること。

なお、「視力」の欄については、裸眼視力は（　）の左側に、矯正視力は（　）内に記入することとし、視力 1.0以上を「Ａ」、 1.0未満 0.7以上を「Ｂ」、 0.7未満 0.3以上を「Ｃ」、 0.3未満を「Ｄ」として記入して差し支えないこと。また、裸眼視力の検査を省略した者については、矯正視力のみを記入すること。

イ 「結核」の欄には、高等学校等用生徒健康診断票の該当欄の記載事項を転記すること。

ウ 「その他の疾病及び異常」の欄には、高等学校等用生徒健康診断票の該当欄の記載事項及び「心臓の疾病及び異常」等該当欄以外の疾病・異常、各種疾患等に関する記載事項で、特に教育上又は保健指導上必要と認められる事項があれば記入すること。

エ 疾病異常等がない場合は、斜線を該当欄に引くこと。なお、検査等を諸事情により受けることができなかった場合は、「未検査」と記入すること。

オ 「担任教員所見」の欄には、高等学校在学中に教育指導上特に支障のあった疾病又は異常についてホーム・ルーム担任教員の所見を記入すること。

(8) 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

ア 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、クラブ名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

イ 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

(9) 「指導上参考となる諸事項」の欄には、高等学校生徒指導要録の同欄の記載事項のうち、特に必要と認められる事項等、例えば、①各教科・科目の学習における特徴等、②行動の特徴、特技等、③部活動、ボランティア活動、④取得資格、などについて記入することとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

(10) 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第５７条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及び同規則第６４条の３第１項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。

(11) 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正か所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。





別紙様式２（その１）（Ａ４判）

# 平成１１年度○○大学入学者選抜方法等
## （一般選抜、専門高校・総合学科卒業生選抜）

| 選抜方法等 / 学部・学科名 | 個別学力検査等 | | | | | | | | 専門高校・総合学科卒業生選抜 | | | | | | 個別学力検査等の日程 | 備考（欠員の補充の方法等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 個別学力検査を課する | 実技検査等 | | | | 2段階選抜 | | | 個別学力検査を課する | 実技検査等 | | | | 募集人員 | | |
| | | 実技検査を課する | 面接を行う | 小論文を課する | 外国語におけるリスニングテストを課する | 主として、調査書の内容と大学入試センター試験の成績により第１段階選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う | 第１段階の選抜による合格者数 | | | 実技検査を課する | 面接を行う | 小論文を課する | 外国語におけるリスニングテストを課する | | | |
| | | | | | | | 定員に対する倍率 | その他 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

記入上の注意

1．「学部・学科名」の欄には、同一の選抜方法等を実施する学部・学科名を列記すること。
　同一学部・学科であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には、分けて記入すること。
2．各欄は、該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すこと。ただし、募集人員等は具体的に記入すること。
3．「２段階選抜」の欄の「その他」の欄は、２段階選抜を実施する場合の前提となる条件等を具体的に記入すること。
4．「個別学力検査等の日程」の欄には、試験実施日を具体的に記入すること。試験の日程が同一学部・学科等のうちで異なる場合はその旨を明示すること。
5．大学入試センター試験と個別学力検査との総合評価の方法（両者の配点比率等）を発表する場合は、別紙として添付すること。
6．「備考」の欄には、欠員が生じた場合のその補充の方法について具体的取扱いを定めた場合には、例えば、欠員補充第２次募集、追加合格などと記入すること。
7．本様式に該当する欄がない場合には、本様式に準じて適宜の様式により作成し、添付すること。

別紙様式２（その２）（Ａ４判）

## 平成１１年度○○大学入学者選抜方法等（特別選抜）

| 選抜方法等／学部・学科名 | 推薦入学 | | | | | | | | 帰国子女・社会人等のための特別選抜 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する | | | | | | | | | | | |
| | 個別学力検査を免除し、大学入試センター試験を課する | 個別学力検査及び大学入試センター試験を免除する | 実技検査を課する | 面接を行う | 小論文を課する | 外国語におけるリスニングテストを課する | その他 | 推薦入学募集人員 | 帰国子女 | 中国引揚者等子女 | 社会人 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

記入上の注意

１．「学部・学科名」の欄には、同一の選抜方法等を実施する学部・学科名を列記すること。
　同一学部・学科であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選考方法等を異にする場合には、分けて記入すること。
２．各欄は、該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印付すこと。ただし、募集人員等は具体的に記入すること。
３．本様式に該当する欄がない場合には、本様式に準じて適宜の様式により作成し、添付すること。





別紙様式３（Ａ４判）

## 平成１１年度○○大学入学者選抜方法等

| 選抜方法等／学部（学科、課程、専攻等）名 | | ○○学部（○○学科） | ○○学部 ○科系 | ○○学部 ○科系 | ○○学部 | ○○学部 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア　専門高校・総合学科卒業生選抜 | | | | | | | |
| イ　推薦入学 | | | | | | | |
| ウ　帰国子女、社会人等のための特別の選抜 | 帰国子女 | | | | | | |
| | 中国引揚者等子女 | | | | | | |
| | 社会人 | | | | | | |
| エ　学力検査を課さないで、調査書を主な資料として判定する | | | | | | | |
| オ　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対して学力検査等を課して最終的に判定する | | | | | | | |
| カ　調査書にⒶ標示を希望する | | | | | | | |
| キ　調査書に能力・適性等に関する推薦の記入を希望する | | | | | | | |
| ク　学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する | | | | | | | |
| ケ　学力検査を第１次と第２次に分け、第１次学力検査の合格者に対して第２次学力検査を課する | | | | | | | |
| コ　実技検査を課する | | | | | | | |
| サ　面接を行う | | | | | | | |
| シ　小論文を課する | | | | | | | |
| ス　外国語におけるリスニングテストを課する | | | | | | | |

記入上の注意

1.　大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式５に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2.　「学部（学科、課程、専攻等）名」の欄には、同一の選抜方法等を実施する学部（学科、課程、専攻等）名を列記すること。
　同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には、分けて記入すること。
3.　該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。
4.　「備考」の欄には、推薦入学募集人員、推薦要件、学力検査等に先立つ調査書による判定の合格予定数（又は比率）、その他受験者の参考となる事項を具体的に記入すること。
　なお、「備考」の欄が不足する場合は、適宜紙を貼り足すなど工夫すること。
5.　コ、サ、シ及びスの備考欄には、例えば、「推薦入学志望者について面接を実施する。」等の実施対象等について記入すること。
6.　本表に該当する事項が全くない場合は、別紙様式６にその旨注を付すること。
7.　なお、本表に記載されない事項で特記事項がある場合には適宜の様式により本様式に添付すること。

別紙様式４（A4判）

## 平成１１年度○○大学入学者選抜の実施教科・科目等について

| 学部・学科等名及び入学定員等（平成10年度志願倍率） | 学力検査等の区分・日程 | 大学入試センター試験の利用教科・科目名 | | 個別学力検査等 | | | 大学入試センター試験・個別学力検査等の配点等 | | | | | | | | | | | 特別の選抜方法等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 教科 | 科目名等 | 教科等 | 科目名等 | 2段階選抜 | 試験の区分 | 国語 | 地歴 | 公民 | 数学 | 理科 | 外国語 | ○○○ | ○○<br>○○ | ○○○ | 配点合計 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

記入上の注意

1．この様式には、国公立大学における、いわゆる一般選抜及び専門高校・総合学科卒業生選抜についてのみ記入すること。

2．「学部・学科等名及び入学定員等」の欄は、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに、又は試験日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。

3．「学部・学科等名及び入学定員等」欄の『入学定員』は、学部・学科等単位に、入学定員と試験日程別（前期、後期、専門・総合、その他）の募集人員を記入すること。また、『平成10年度志願倍率』は、学部全体の志願倍率（志願者総数／入学定員（小数点第２位四捨五入））を記入すること。なお、欠員補充第２次募集を実施した学部については、欠員補充第２次募集を除いた志願倍率を（ ）書きで付記すること。

4．「学力検査等の区分・日程」の欄は、試験日程の区分（前期、後期、専門・総合）及びそれぞれの区分における試験日を記入すること。

5．「大学入試センター試験の利用教科・科目名」の欄は、入学志願者に解答させる教科名を『教科』の欄に、科目名を『科目名等』の欄にそれぞれ記入すること。「学力検査等の区分・日程」の欄に記入した単位ごとに、利用する教科・科目が異なる場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。教科・科目名については、国（国Ⅰ、国Ⅰ・国Ⅱ）、地歴（世Ａ、世Ｂ、日Ａ、日Ｂ、地理Ａ、地理Ｂ）、公民（現社、倫、政経）、数（数Ⅰ、数Ⅰ・数Ａ、数Ⅱ、数Ⅱ・数Ｂ、工、簿、情報）、理（総理、物Ａ、物Ｂ、化Ａ、化Ｂ、生Ａ、生Ｂ、地学Ａ、地学Ｂ）、外（英、独、仏、中）のように略して記入すること。また、国語において、特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を科目名に（ ）を付して記入すること。なお、利用教科数及び科目数を『科目名等』欄の末尾に『〔○○教科○○科目〕』と記入すること。

6．「個別学力検査等」の欄は、個別学力検査等の概要を記入すること。「学力検査等の区分・日程」の欄に記入した単位ごとに、概要が異なる場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、高等学校学習指導要領に準拠して実施するすべての教科・科目名を、上記５のように略して記入すること。また、小論文、面接、実技、総合問題等を実施する場合には、それらの名称を『科目名等』欄に記入し、『教科等』欄には『その他』と記入すること。個別学力検査等を課さない場合は、『個別学力検査は課さない』と記入すること。

7．「個別学力検査等」欄の『２段階選抜』の欄は、２段階選抜を実施する場合の倍率等を記入すること。

8．「大学入試センター試験・個別学力検査等の配点等」の欄は、『試験の区分』欄を『センター試験』、『個別学力検査』、『計』に分け、それぞれ、教科等ごとに配点等を記入すること。

9．「特別の選抜方法等」の欄は、いわゆる一般選抜、専門高校・総合学科卒業生選抜以外に、特別の選抜を実施する場合に、その『選抜名』を次のように記入すること。推薦入学―『推薦』、帰国子女―『帰国子女』、中国引揚者等子女―『中国引揚』、社会人―『社会人』、外国人（留）―『外国人』、追加合格―『追加合格』、欠員補充第２次募集―『欠員補充』。



別紙様式５（Ａ４判）

## 平成１１年度○○大学入学者選抜の実施教科・科目等について

| 学部（学科、課程、専攻等）名 ＼ 入学志願者に解答させる教科・科目名等 | 選抜の対象 | 大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名 | 個別学力検査等の教科・科目等 | 大学入試センター試験の利用方法 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

記入上の注意

1．この様式には、私立大学における、大学入試センター試験を利用する入学者選抜についてのみ記入すること。

2．「学部（学科、課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、それぞれの学科等ごとに分けて記入すること。

3．「選抜の対象」の欄には、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部、専門高校・総合学科卒業生選抜、推薦入学、第２次募集による選抜等、選抜の対象を記入すること。この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について大学入試センター試験を利用する場合にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的に分かるよう、横に「入学定員○○人中○○人」と記入すること。

4．「大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、「選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国（国Ⅰ、国Ⅰ・国Ⅱ）、地歴（世Ａ、世Ｂ、日Ａ、日Ｂ、地理Ａ、地理Ｂ）、公民（現社、倫、政経）、数（数Ⅰ、数Ⅰ・数Ａ、数Ⅱ、数Ⅱ・数Ｂ、工、簿、情報）、理（総理、物Ａ、物Ｂ、化Ａ、化Ｂ、生Ａ、生Ｂ、地学Ａ、地学Ｂ）、外（英、独、仏、中）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨記入すること。また、国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。

5．「個別学力検査等の教科・科目等」の欄には、「選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施期日と高等学校学習指導要領に準拠して実施するすべての教科・科目名を記入し、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。

6．「大学入試センター試験の利用方法」の欄には、当該選抜における大学入試センター試験の評価方法を具体的に（例えば、大学入試センター試験と個別学力検査等の配点比率の表示等）記入すること。

7．「その他」の欄には、大学入試センター試験の教科・科目を選択受験する場合等の方法及び個別学力検査等の出題範囲、出題方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させるなど）、その他受験者の参考となる事項等を記入すること。

別紙様式６（Ａ４判）

## 平成１１年度○○大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

| 学部（学科、課程、専攻等）名 ＼ 科目数等 | ○○学部（○○学科） | | | ○○学部 | | | ○○学部 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ○○科系 | | | ○○科系 | | |
| 出題教科・科目名 | 出題科目 | 受験科目数 | 摘要 | 出題科目 | 受験科目数 | 摘要 | 出題科目 | 受験科目数 | 摘要 |
| （教科名）（科目名） | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | |

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式５に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「出題教科・科目名」の欄には、学力検査（実技検査を課す場合は、これを含む。）として当該大学において出題するすべての教科・科目の名称を高等学校学習指導要領に準拠して列記すること。
   なお、実技検査に関連して理論を課す場合においても、教科・科目の名称を実技検査とは別に記入すること。
3. 「学部（学科、課程、専攻等）名」の欄には、同一教科・科目で学力検査を行う学部（学科、課程、専攻等）名を列記すること。
   同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が教科・科目を異にする場合には、分けて記入すること。
4. 「出題科目」の欄には、各学部（学科、課程、専攻等）の出題科目に○印を付けるものとし、受験者が必ず受験しなければならない科目については◎印とすること。
5. 「受験科目数」の欄には、大学が出題した科目のうち、受験すべき科目の数を教科別に記入すること。
6. 「摘要」の欄には、出題範囲、出題の方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させることなど）、その他受験者の参考となる事項を教科別に記入すること。
   また、専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する（職業に関する教科・科目を出題する）場合は、「摘要」の欄に「専門高校・総合学科」と記入すること。
7. 「合計」の欄には、大学において出題した科目の数及び受験者が受験すべき科目の数の合計を記入すること。
8. 学力検査を第１次と第２次に分けて実施する場合には、それぞれ分けて記入すること。なお、その際、第１次と第２次とで出題方針や出題方式（例えば、客観式、記述式など）等が異なる場合には、「摘要」の欄にその旨を記入すること。
9. なお、本表には、小論文及び面接を課すこととしている場合についても同様に記入すること。





別紙様式７（Ａ４判）

## 平成１１年度特別選抜方法（○○○○○○）

○○大学

| | |
|---|---|
| 実施学部・学科名 | |
| 募集人員 | |
| 選抜期日 | |
| 選抜方法等 | |
| 出願要件 | |
| 出願期間 | |
| その他 | |

記入上の注意

1. 本表は、専門高校・総合学科卒業生選抜、推薦入学、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜及び社会人特別選抜ごとに別々に作成し、（ ）内にそれぞれの特別選抜の区分を記入すること。
   また、それぞれの特別選抜において、例えば、推薦を求める学校を指定する推薦入学や指定しない推薦入学など出願要件が異なる複数の選抜を行っている場合には、それぞれ選抜ごとに別々に作成すること。
2. 「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願要件等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また、異なる場合には、別々に作成すること。
3. 国公立大学にあっては、「選抜方法等」の欄に選抜方法のほか個別学力検査等の教科・科目等（大学入試センター試験を課す場合は、その教科・科目名を含む。）を記入すること。教科・科目等の記入に当たっては、別紙様式４の記入上の注意５及び６を参照すること。
4. 「その他」の欄には、入学者選抜上の具体的必要事項、留意点、その他受験者の参考となる事項を記入すること。

（参考１）

# 平成１１年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（平成９年５月６日文高大第 179号文部省高等教育局長通知）

平成１１年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

## 第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の各大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

## 第２　出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

## 第３　各大学における利用

１　各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

２　なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること並びに高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。





## 第４　利用に係る予告

１　平成１１年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。）は、平成９年10月31日までに、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を予告するものとする。なお、当該予告がやむを得ない事情により平成９年11月１日以降となる大学においても、同年度中に予告を行うものとする。

２　上記の入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告については、別紙様式により、文部省高等教育局長、大学入試センター所長、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知することによって行うこととする。

## 第５　実施期日等

１　平成１１年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は、平成11年１月16日（土）及び17日（日）とする。

２　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

## 第６　実施上の配慮事項等

１　大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

２　身体に障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

３　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

## 第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する必要な要項を定め、平成10年７月31日までに発表するものとする。





（別表）

### 出　題　教　科・科　目

１　出題教科・科目

| 教　科 | 出　題　科　目 |
|---|---|
| 国　語 | 「国語Ⅰ」、『国語Ⅰ・国語Ⅱ』 |
| 地理歴史 | 「世界史Ａ」、「世界史Ｂ」、「日本史Ａ」、「日本史Ｂ」、「地理Ａ」、「地理Ｂ」 |
| 公　民 | 「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」 |
| 数　学 | 「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学Ａ』、「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学Ｂ』、「工業数理」、「簿記」、『情報関係基礎』 |
| 理　科 | 「総合理科」、「物理ＩＡ」、「物理ＩＢ」、「化学ＩＡ」、「化学ＩＢ」、「生物ＩＡ」、「生物ＩＢ」、「地学ＩＡ」、「地学ＩＢ」 |
| 外国語 | 『英語』、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」 |

（注１）「　」『　』内記載のものを１出題科目とすること。
（注２）『　』内記載のものは、二つの科目を総合したもの又は二つ以上の科目に共通する内容を盛り込んだ出題科目とすること。

２　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

| 教　科 | グループ | 試験時間 | 出　題　科　目 |
|---|---|---|---|
| 国　語 | | 80分 | 「国語Ⅰ」、『国語Ⅰ・国語Ⅱ』 |
| 地理歴史 | | 60分 | 「世界史Ａ」、「世界史Ｂ」、「日本史Ａ」、「日本史Ｂ」、「地理Ａ」、「地理Ｂ」 |
| 公　民 | | 60分 | 「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」 |
| 数　学 | ① | 60分 | 「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学Ａ』 |
| | ② | 60分 | 「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学Ｂ』、「工業数理」、「簿記」、『情報関係基礎』 |
| 理　科 | ① | 60分 | 「総合理科」、「物理ＩＡ」、「物理ＩＢ」、「生物ＩＡ」、「生物ＩＢ」 |
| | ② | 60分 | 「化学ＩＡ」、「化学ＩＢ」、「地学ＩＡ」、「地学ＩＢ」 |
| 外国語 | | 80分 | 『英語』、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」 |

（注１）国語、地理歴史、公民及び外国語は、１教科について１試験時間とし、数学及び理科は、それぞれ①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとすること。
（注２）出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は、グループ）については、入学志願者は各大学の指定に従い、１出題科目を選択して解答すること。

別紙様式

## 平成１１年度大学入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について
## （大学入試センター試験を新たに利用する大学・学部の予告）

○　○　大　学

| 入学志願者に解答させる教科・科目名等 ＼ 利用する学部（学科、課程、専攻等）名 | 利用する選抜の対象 | 入学志願者に解答させる教科・科目名 | 個別学力検査等の概要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ○○学部 | | | | |
| ○○学科 | | | | |
| ○○課程 | | | | |
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |

（記入上の注意）

1. 「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。

2. 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用、専門高校・総合学科卒業生選抜について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入すること。

   この場合、一般選抜の一部や推薦入学等定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的に分かるよう、例えば、「入学定員○○人中○○人」と記入すること。

3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国（国Ⅰ、国Ⅰ・国Ⅱ）、地歴（世Ａ、世Ｂ、日Ａ、日Ｂ、地理Ａ、地理Ｂ）、公民（現社、倫、政経）、数（数Ⅰ、数Ⅰ・数Ａ、数Ⅱ、数Ⅱ・数Ｂ、工、簿、情報）、理（総理、物Ａ、物Ｂ、化Ａ、化Ｂ、生Ａ、生Ｂ、地学Ａ、地学Ｂ）、外（英、独、仏、中）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。

   （記入例）

   ［例１］　国（国Ⅰ、国Ⅰ・国Ⅱから１）、地歴（世Ａ、世Ｂ、日Ａ、日Ｂ、地理Ａ、地理Ｂから１）、数（数Ⅰ、数Ⅰ・数Ａから１）、理（総理、物Ａ、物Ｂ、化Ａ、化Ｂ、生Ａ、生Ｂ、地学Ａ、地学Ｂから１）、外（英）

   ［例２］　国（国Ⅰ・国Ⅱ）、公民（現社、倫、政経から１）、数（数Ⅱ、数Ⅱ・数Ｂ、工、簿、情報から１）、理（物Ｂ、化Ｂ）、外（英、独、仏、中から１）

4. 「個別学力検査等の概要」の欄には、「利用する選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入すること。）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。

   （記入例）

   ［例１］　地歴（世Ｂ、日Ｂ、地理Ｂから１）、外（英、独、仏、中から１）、面接

   ［例２］　理（物Ｂ・物Ⅱ、化Ｂ・化Ⅱから１）、外（英）、小論文、実技検査





（参考２）

## 平成11年度大学入試センター試験利用大学一覧

平成10年４月１日

●国立大学95大学（全大学）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 北北海道教育大学<br>北海道大学<br>小樽商科大学<br>帯広畜産大学<br>旭川医科大学<br>北見工業大学<br>室蘭工業大学<br>釧路公立大学<br>札幌医科大学<br>弘前大学<br>岩手大学<br>東北大学<br>宮城教育大学<br>秋田大学<br>山形大学<br>福島大学<br>茨城大学<br>筑波大学<br>群馬大学<br>埼玉大学 | 千葉大学<br>東京大学<br>東京医科歯科大学<br>東京外国語大学<br>東京学芸大学<br>東京農工大学<br>東京工業大学<br>東京商船大学<br>東京水産大学<br>東京芸術大学<br>東京大学医学部保健学科<br>お茶の水女子大学<br>電気通信大学<br>一橋大学<br>横浜国立大学<br>新潟大学<br>長岡技術科学大学<br>上越教育大学<br>富山大学<br>富山医科薬科大学<br>金沢大学 | 福井大学<br>山梨大学<br>山梨医科大学<br>信州大学<br>岐阜大学<br>静岡大学<br>浜松医科大学<br>名古屋大学<br>名古屋工業大学<br>豊橋技術科学大学<br>三重大学<br>滋賀医科大学<br>滋賀大学<br>京都大学<br>京都教育大学<br>京都工芸繊維大学<br>京都府立医科大学<br>大阪大学<br>大阪教育大学<br>大阪外国語大学 | 大阪市立大学<br>神戸大学<br>神戸商船大学<br>兵庫教育大学<br>奈良教育大学<br>奈良女子大学<br>和歌山大学<br>鳥取大学<br>島根医科大学<br>島根大学<br>岡山大学<br>岡山医科歯科大学<br>広島大学<br>広島大学医学部保健学科<br>山口大学<br>徳島大学<br>鳴門教育大学<br>香川大学<br>愛媛大学<br>高知大学 | 高知医科大学<br>福岡教育大学<br>九州大学<br>九州工業大学<br>福岡医科大学<br>北九州大学<br>佐賀大学<br>長崎大学<br>熊本大学<br>大分医科大学<br>大分大学<br>宮崎大学<br>宮崎医科大学<br>鹿児島大学<br>鹿児島医療技術短期大学<br>琉球大学 |

●公立大学61大学（全大学）　※は平成11年度新規利用大学

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 札幌医科大学<br>※札幌大学<br>※札幌学院大学<br>北海道医療大学<br>北海道工業大学<br>北海道情報大学<br>※北北海道科学大学<br>青森公立大学<br>八戸工業大学<br>東北女子大学<br>※岩手県立大学<br>宮城大学<br>秋田県立大学<br>秋田公立美術工芸短期大学<br>山形県立保健医療大学<br>福島県立医科大学<br>会津大学<br>福島県立看護短期大学<br>茨城県立医療大学<br>群馬県立女子大学<br>高崎経済大学<br>前橋工科大学<br>埼玉県立大学<br>埼玉県立浦和短期大学<br>千葉県立保健医療大学<br>千葉県立衛生短期大学<br>東京都立保健科学大学<br>東京都立看護専門学校<br>横浜市立大学<br>※横浜富金福都<br>※山長岐静愛愛<br>※静岡県立大学<br>名古屋市立大学<br>名古屋市立女子短期大学<br>京都市立芸術大学<br>京都府立大学<br>京都府立医科大学<br>京都府立看護短期大学<br>大阪府立大学<br>大阪府立看護大学<br>大阪府立女子短期大学<br>堺女子短期大学<br>大阪市立大学看護短期大学部<br>神戸市外国語大学<br>神戸市看護大学<br>神戸市立工業高等専門学校<br>兵庫県立大学<br>兵庫県立看護大学<br>兵庫県立柏原養護学校<br>奈良県立医科大学<br>和歌山県立医科大学<br>和歌山県立医科大学看護短期大学部<br>和歌山県立女子短期大学<br>鳥取環境大学<br>島根県立看護短期大学<br>岡山県立大学<br>広島女子大学<br>広島県立保健福祉大学<br>広島市立大学<br>福山市立女子短期大学<br>山口県立大学<br>山口女子大学<br>下関市立大学<br>徳島文理大学<br>香川女子大学<br>愛媛県立医療技術大学<br>高知女子大学<br>高知県立幡多看護短期大学<br>福岡県立大学<br>福岡女子大学<br>北九州市立大学<br>佐賀県立看護大学<br>長崎県立大学<br>熊本県立大学<br>大分県立芸術文化短期大学<br>宮崎県立看護大学<br>鹿児島県立短期大学<br>沖縄県立芸術大学<br>※大宮宮沖 | | | |

●私立大学２１７大学４７９学部　※は平成11年度新規利用大学・学部

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ※札幌大学<br>※札幌学院大学<br>北海道医療大学<br>※北北海道科学大学<br>青森大学<br>八戸工業大学<br>東北女子大学<br>※岩手医科大学<br>宮城大学<br>仙台大学<br>東北学院大学<br>東北工業大学<br>秋田経済法科大学<br>ノースアジア大学<br>聖霊女子短期大学<br>山形大学<br>東北芸術工科大学<br>福島学院大学<br>茨城キリスト教大学<br>常磐大学<br>国際学院埼玉短期大学<br>自治医科大学<br>獨協医科大学<br>国際武道大学<br>平成国際大学<br>城西大学<br>城西国際大学<br>千葉工業大学<br>東京電機大学<br>東京工科大学<br>東京理科大学<br>東京薬科大学<br>明海大学<br>麻布大学<br>日本獣医生命科学大学<br>日本大学<br>東京農業大学<br>帝京大学<br>帝京平成大学<br>東京医科大学<br>東京慈恵会医科大学<br>東京女子医科大学<br>東京歯科大学<br>東京女子大学<br>東京家政大学<br>東京家政学院大学<br>東京純心女子大学<br>東京成徳大学<br>東京成徳短期大学<br>東京聖栄大学<br>東京造形大学<br>東京電力大学<br>東京農業大学<br>東京薬科大学<br>東京理科大学<br>東邦大学<br>東洋大学<br>日本大学<br>日本歯科大学<br>日本社会事業大学<br>日本女子大学<br>日本体育大学<br>日本薬科大学<br>日本工業大学<br>日本医科大学<br>日本獣医生命科学大学<br>日本女子体育大学<br>日本赤十字看護大学<br>日本橋学館大学<br>日本福祉大学<br>日本歯科大学<br>日本

| | | |

## 6　国公私立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　平成11年度国公私立大学入学者選抜実施状況

(2)　平成11年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

(3)　平成11年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧





### (1)　平成11年度国公私立大学入学者選抜実施状況

# 平成１１年度国公私立大学入学者選抜実施状況

Ⅰ．総括表

| 区　　分 | 募集人員 A | 入学志願者数 B | 志願倍率 B/A | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 C | 過△欠員 C－A |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | ( 102,364) | ( 480,780) | ( 4.7) | ( 372,654) | ( 118,533) | ( 106,546) | ( 4,182) |
| [ 95大学 390学部] | 99,737 | 450,751 | 4.5 | 347,478 | 115,856 | 104,378 | 4,641 |
| 公立大学 | ( 18,628) | ( 122,574) | ( 6.6) | ( 90,184) | ( 26,783) | ( 19,871) | ( 1,243) |
| [ 61大学 141学部] | 19,821 | 132,468 | 6.7 | 98,350 | 28,034 | 21,241 | 1,420 |
| 小計 | ( 120,992) | ( 603,354) | ( 5.0) | ( 462,838) | ( 145,316) | ( 126,417) | ( 5,425) |
| | 119,558 | 583,219 | 4.9 | 445,828 | 143,890 | 125,619 | 6,061 |
| 私立大学 | ( 390,762) | (3,289,464) | ( 8.4) | (3,132,390) | ( 981,247) | ( 460,366) | ( 69,604) |
| [454大学1125学部] | 401,860 | 2,979,286 | 7.4 | 2,844,364 | 981,080 | 459,325 | 57,465 |
| 合計 | ( 511,754) | (3,892,818) | ( 7.6) | (3,595,228) | (1,126,563) | ( 586,783) | ( 75,029) |
| | 521,418 | 3,562,505 | 6.8 | 3,290,192 | 1,124,970 | 584,944 | 63,526 |

（注）１．入学志願者数、受験者数、合格者数は延数である（以下、各表において同じ）。
２．本表には、欠員補充第２次募集に係るものを含む（以下、各表において同じ）。
３．本表には、平成11年度に新設され、別日程で選抜を実施した次の国公立大学は含まない（以下、各表において同じ）。
［大学］青森県立保健大学、秋田県立大学、埼玉県立大学、県立長崎シーボルト大学、沖縄県立看護大学
［学部］福井県立大学看護福祉学部、名古屋市立大学看護学部
［学科］島根医科大学医学部看護学科、京都市立芸術大学美術学部総合芸術学科
４．外国人留学生を対象とする選抜は含まない。
５．平成１０年秋季入学者の数を含む（以下、各表において同じ）。
６．（ ）書きは前年度の数値を示す。

Ⅱ．各選抜毎の実施状況

〔一般選抜〕

| 区　　分 | 募集人員 A | 入学志願者数 B | 志願倍率 B/A | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 C | 過△欠員 C－A |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | ( 92,051) | ( 448,476) | ( 4.9) | ( 342,127) | ( 107,836) | ( 96,038) | ( 3,987) |
| | 89,152 | 418,053 | 4.7 | 316,395 | 104,732 | 93,445 | 4,293 |
| 公立大学 | ( 15,369) | ( 114,450) | ( 7.4) | ( 82,235) | ( 23,504) | ( 16,653) | ( 1,284) |
| | 16,124 | 123,200 | 7.6 | 89,255 | 24,236 | 17,508 | 1,384 |
| 小計 | ( 107,420) | ( 562,926) | ( 5.2) | ( 424,362) | ( 131,340) | ( 112,691) | ( 5,271) |
| | 105,276 | 541,253 | 5.1 | 405,650 | 128,968 | 110,953 | 5,677 |
| 私立大学 | ( 263,232) | (2,917,436) | ( 11.1) | (2,768,484) | ( 801,268) | ( 304,423) | ( 41,191) |
| | 268,864 | 2,639,713 | 9.8 | 2,512,724 | 792,793 | 297,560 | 28,696 |
| 合計 | ( 370,652) | (3,480,362) | ( 9.4) | (3,192,846) | ( 932,608) | ( 417,114) | ( 46,462) |
| | 374,140 | 3,180,966 | 8.5 | 2,918,374 | 921,761 | 408,513 | 34,373 |

（注）（ ）書きは前年度の数値を示す。

〔専門高校・総合学科卒業生選抜〕

| 区分 | 平成11年度 | | | | 平成10年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実施大学・学部数 | | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 | 実施大学・学部数 | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 |
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 15 | 17 | 231 | 81 | 79 | 10 | 12 | 170 | 61 | 58 |
| 公立大学 | 1 | 3 | 20 | 11 | 10 | − | − | − | − | − |
| 小計 | 16 | 20 | 251 | 92 | 89 | 10 | 12 | 170 | 61 | 58 |
| 私立大学 | 22 | 29 | 636 | 426 | 322 | 17 | 22 | 548 | 347 | 253 |
| 合計 | 38 | 49 | 887 | 518 | 411 | 27 | 34 | 718 | 408 | 311 |

〔特別選抜〕

①推薦入学

| 区分 | 平成11年度 | | | | 平成10年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実施大学・学部数 | | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 | 実施大学・学部数 | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 |
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 86 | 270 | 29,315 | 9,665 | 9,656 | 86 | 262 | 28,909 | 9,229 | 9,218 |
| 公立大学 | 52 | 99 | 8,115 | 3,266 | 3,265 | 45 | 83 | 7,007 | 2,811 | 2,809 |
| 小計 | 138 | 369 | 37,430 | 12,931 | 12,921 | 131 | 345 | 35,916 | 12,040 | 12,027 |
| 私立大学 | 445 | 1,077 | 326,730 | 180,956 | 156,207 | 429 | 1,033 | 358,294 | 172,179 | 150,164 |
| 合計 | 583 | 1,446 | 364,160 | 193,887 | 169,128 | 560 | 1,378 | 394,210 | 184,219 | 162,191 |

②帰国子女特別選抜

| 区分 | 平成11年度 | | | | 平成10年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実施大学・学部数 | | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 | 実施大学・学部数 | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 |
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 75 | 196 | 1,174 | 341 | 257 | 75 | 189 | 1,337 | 365 | 264 |
| 公立大学 | 31 | 72 | 141 | 53 | 28 | 30 | 65 | 120 | 43 | 21 |
| 小計 | 106 | 268 | 1,315 | 394 | 285 | 105 | 254 | 1,457 | 408 | 285 |
| 私立大学 | 255 | 651 | 5,864 | 2,560 | 1,477 | 250 | 640 | 6,523 | 2,905 | 1,595 |
| 合計 | 361 | 919 | 7,179 | 2,954 | 1,762 | 355 | 894 | 7,980 | 3,313 | 1,880 |

③中国引揚者等子女特別選抜

| 区分 | 平成11年度 | | | | 平成10年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実施大学・学部数 | | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 | 実施大学・学部数 | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 |
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 25 | 50 | 93 | 34 | 27 | 24 | 47 | 72 | 28 | 25 |
| 公立大学 | 9 | 26 | 38 | 15 | 10 | 8 | 20 | 30 | 11 | 9 |
| 小計 | 34 | 76 | 131 | 49 | 37 | 32 | 67 | 102 | 39 | 34 |
| 私立大学 | 20 | 41 | 29 | 28 | 23 | 22 | 52 | 29 | 27 | 25 |
| 合計 | 54 | 117 | 160 | 77 | 60 | 54 | 119 | 131 | 66 | 59 |





④社会人特別選抜

| 区分 | 平成11年度 | | | | 平成10年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実施大学・学部数 | | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 | 実施大学・学部数 | 入学志願者数 | 合格者数 | 入学者数 |
| | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 45 | 86 | 1,885 | 1,003 | 914 | 44 | 79 | 1,816 | 1,014 | 943 |
| 公立大学 | 28 | 48 | 954 | 453 | 420 | 25 | 41 | 967 | 414 | 379 |
| 小計 | 73 | 134 | 2,839 | 1,456 | 1,334 | 69 | 120 | 2,783 | 1,428 | 1,322 |
| 私立大学 | 260 | 539 | 6,314 | 4,317 | 3,736 | 248 | 496 | 6,634 | 4,521 | 3,906 |
| 合計 | 333 | 673 | 9,153 | 5,773 | 5,070 | 317 | 616 | 9,417 | 5,949 | 5,228 |

（参考）

1．平成11年度新設大学・学部等の選抜実施状況（国公立）

| 区分 | 募集人員 A | 入学志願者数 B | 志願倍率 B/A | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 C | 過△欠員 C−A |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | 倍 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国立大学 | 60 | 217 | 3.6 | 209 | 62 | 60 | 0 |
| 公立大学 | 1,155 | 20,166 | 17.5 | 18,220 | 2,040 | 1,227 | 72 |
| 合計 | 1,215 | 20,383 | 16.8 | 18,429 | 2,102 | 1,287 | 72 |

（注）本表は、平成11年度に新設され、別日程で選抜を実施した次の国公立大学の総括表である。
［大学］青森県立保健大学、秋田県立大学、埼玉県立大学、県立長崎シーボルト大学、沖縄県立看護大学
［学部］福井県立大学看護福祉学部、名古屋市立大学看護学部
［学科］島根医科大学医学部看護学科、京都市立芸術大学美術学部総合芸術学科

2．二段階選抜実施状況

| 区分 | 実施予告大学・学部数 | | 実施大学・学部数 | | 募集人員 A | 入学志願者数 B | 倍率 B/A | 第一段階選抜不合格者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大学 | 学部 | 大学 | 学部 | 人 | 人 | | 人 |
| 国立大学 | 43 | 138 | 19 | 42 | 6,897 | 42,064 | 6.1 | 7,774※ |
| 公立大学 | 24 | 67 | 12 | 19 | 1,441 | 15,936 | 11.1 | 3,713 |
| 合計 | 67 | 205 | 31 | 61 | 8,338 | 58,000 | 7.0 | 11,487 |

※東京大学前期合格者 2,048名を含まない。

（備考）出願校全てが第一段階選抜の結果不合格となった者（実数） 2,882人

| | |
|---|---|
| 1校出願し不合格 | 2,019人 |
| 2校出願し2校とも不合格 | 863人 |
| 3校出願し3校とも不合格 | 0人 |

## (2) 平成11年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

| 試験地区 | 試験場数 | 志願者 合計 | 志願者 卒業見込者 | 志願者 卒業者 合計 | 志願者 卒業者 試験地区内高校出身者 | 志願者 卒業者 試験地区外高校出身者等 | 受験者 | 受験率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 会場 | | | | 人 | 人 | 人 | % |
| 全国 | 595 | 580,064 | 420,106 | 159,958 | 119,158 | 40,800 | 531,438 | 91.62 |
| 北海道 | 25 | 18,657 | 12,723 | 5,934 | 4,048 | 1,886 | 17,190 | 92.14 |
| 青森県 | 5 | 4,927 | 4,278 | 649 | 565 | 84 | 4,584 | 93.04 |
| 岩手県 | 2 | 5,221 | 4,674 | 547 | 485 | 62 | 4,927 | 94.37 |
| 宮城県 | 10 | 10,656 | 5,977 | 4,679 | 2,795 | 1,884 | 9,697 | 91.00 |
| 秋田県 | 2 | 3,852 | 3,411 | 441 | 374 | 67 | 3,534 | 91.74 |
| 山形県 | 3 | 4,153 | 3,764 | 389 | 323 | 66 | 3,937 | 94.80 |
| 福島県 | 7 | 6,823 | 5,614 | 1,209 | 1,129 | 80 | 6,230 | 91.31 |
| 茨城県 | 12 | 14,157 | 10,665 | 3,492 | 2,828 | 664 | 12,766 | 90.17 |
| 栃木県 | 6 | 9,096 | 7,514 | 1,582 | 1,220 | 362 | 8,254 | 90.74 |
| 群馬県 | 9 | 10,315 | 7,727 | 2,588 | 2,150 | 438 | 9,358 | 90.72 |
| 埼玉県 | 20 | 16,929 | 10,730 | 6,199 | 3,649 | 2,550 | 15,264 | 90.16 |
| 千葉県 | 25 | 26,227 | 15,896 | 10,331 | 7,165 | 3,166 | 23,665 | 90.23 |
| 東京都 | 85 | 85,519 | 51,275 | 34,244 | 22,613 | 11,631 | 76,699 | 89.69 |
| 神奈川県 | 18 | 21,008 | 13,237 | 7,771 | 5,888 | 1,883 | 18,919 | 90.06 |
| 新潟県 | 11 | 9,529 | 7,120 | 2,409 | 2,231 | 178 | 8,678 | 91.07 |
| 富山県 | 5 | 5,762 | 4,997 | 765 | 696 | 69 | 5,551 | 96.34 |
| 石川県 | 11 | 6,385 | 5,557 | 828 | 712 | 116 | 6,029 | 94.42 |
| 福井県 | 5 | 3,975 | 3,532 | 443 | 403 | 40 | 3,728 | 93.79 |
| 山梨県 | 6 | 3,713 | 3,219 | 494 | 439 | 55 | 3,532 | 95.13 |
| 長野県 | 12 | 9,240 | 6,775 | 2,465 | 2,311 | 154 | 8,556 | 92.60 |
| 岐阜県 | 11 | 9,933 | 8,374 | 1,559 | 1,357 | 202 | 9,194 | 92.56 |
| 静岡県 | 18 | 16,089 | 13,590 | 2,499 | 2,286 | 213 | 14,530 | 90.31 |
| 愛知県 | 38 | 38,609 | 30,307 | 8,302 | 6,827 | 1,475 | 36,338 | 94.12 |
| 三重県 | 7 | 8,274 | 6,855 | 1,419 | 1,266 | 153 | 7,522 | 90.91 |
| 滋賀県 | 5 | 6,397 | 4,823 | 1,574 | 1,176 | 398 | 5,846 | 91.39 |
| 京都府 | 19 | 16,946 | 10,611 | 6,335 | 3,894 | 2,441 | 15,510 | 91.53 |
| 大阪府 | 38 | 35,197 | 23,229 | 11,968 | 9,516 | 2,452 | 32,577 | 92.56 |
| 兵庫県 | 31 | 27,130 | 20,712 | 6,418 | 5,294 | 1,124 | 24,915 | 91.84 |
| 奈良県 | 9 | 8,219 | 5,862 | 2,357 | 1,557 | 800 | 7,516 | 91.45 |
| 和歌山県 | 4 | 4,600 | 3,740 | 860 | 745 | 115 | 4,073 | 88.54 |
| 鳥取県 | 4 | 3,126 | 2,353 | 773 | 725 | 48 | 2,959 | 94.66 |
| 島根県 | 3 | 3,716 | 3,223 | 493 | 457 | 36 | 3,559 | 95.78 |
| 岡山県 | 9 | 10,294 | 8,370 | 1,924 | 1,559 | 365 | 9,570 | 92.97 |
| 広島県 | 20 | 16,125 | 12,633 | 3,492 | 2,862 | 630 | 14,376 | 89.15 |
| 山口県 | 7 | 7,287 | 5,627 | 1,660 | 1,440 | 220 | 6,570 | 90.16 |
| 徳島県 | 3 | 3,596 | 3,219 | 377 | 314 | 63 | 3,313 | 92.13 |
| 香川県 | 6 | 5,780 | 4,129 | 1,651 | 1,136 | 515 | 5,418 | 93.74 |
| 愛媛県 | 4 | 7,195 | 6,673 | 522 | 412 | 110 | 6,575 | 91.38 |
| 高知県 | 4 | 3,227 | 2,436 | 791 | 714 | 77 | 2,933 | 90.89 |
| 福岡県 | 30 | 28,608 | 19,585 | 9,023 | 5,974 | 3,049 | 26,311 | 91.97 |
| 佐賀県 | 2 | 4,220 | 3,721 | 499 | 437 | 62 | 4,005 | 94.91 |
| 長崎県 | 5 | 6,904 | 5,815 | 1,089 | 959 | 130 | 6,636 | 96.12 |
| 熊本県 | 5 | 7,962 | 5,938 | 2,024 | 1,750 | 274 | 7,322 | 91.96 |
| 大分県 | 3 | 4,957 | 4,509 | 448 | 389 | 59 | 4,448 | 89.73 |
| 宮崎県 | 8 | 5,410 | 4,795 | 615 | 565 | 50 | 5,149 | 95.18 |
| 鹿児島県 | 13 | 8,237 | 6,720 | 1,517 | 1,385 | 132 | 7,645 | 92.81 |
| 沖縄県 | 10 | 5,882 | 3,572 | 2,310 | 2,138 | 172 | 5,530 | 94.02 |

（注）この表は、試験地区（受験地）別のものである。





## (3)平成11年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

| 教科名 | | 科目名 | 受験者数 | 平均点 | 最高点 | 最低点 | 標準偏差 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語(200点) | | 国語Ⅰ | 74,621 | 137.81(68.90) | 200(100) | 0( 0) | 34.15(17.07) |
| | | 国語Ⅰ・国語Ⅱ | 425,588 | 107.17(53.58) | 194( 97) | 0( 0) | 28.24(14.12) |
| | | ※不明 | 7 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 地理歴史(100点) | | 世界史A | 2,970 | 46.53 | 100 | 8 | 16.64 |
| | | 世界史B | 102,579 | 64.13 | 100 | 0 | 19.49 |
| | | 日本史A | 4,479 | 47.85 | 100 | 9 | 18.32 |
| | | 日本史B | 153,173 | 58.98 | 100 | 0 | 17.19 |
| | | 地理A | 7,449 | 51.05 | 92 | 0 | 12.51 |
| | | 地理B | 118,433 | 62.27 | 100 | 0 | 14.09 |
| | | ※不明 | 3 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 公民(100点) | | 現代社会 | 158,411 | 55.24 | 100 | 0 | 12.71 |
| | | 倫理 | 47,686 | 60.09 | 97 | 0 | 12.79 |
| | | 政治・経済 | 54,498 | 56.83 | 100 | 0 | 15.63 |
| | | ※不明 | 15 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 数学 | 数学①(100点) | 数学Ⅰ | 17,808 | 40.99 | 100 | 0 | 22.05 |
| | | 数学Ⅰ・数学A | 371,416 | 50.71 | 100 | 0 | 20.37 |
| | | ※不明 | 17 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| | 数学②(100点) | 数学Ⅱ | 15,733 | 37.83 | 100 | 0 | 22.38 |
| | | 数学Ⅱ・数学B | 326,650 | 62.14 | 100 | 0 | 25.67 |
| | | 工業数理 | 135 | 56.43 | 100 | 8 | 22.15 |
| | | 簿記 | 1,030 | 44.23 | 100 | 0 | 20.81 |
| | | 情報関係基礎 | 811 | 57.91 | 100 | 5 | 16.57 |
| | | ※不明 | 20 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 理科 | 理科①(100点) | 総合理科 | 4,200 | 66.16 | 96 | 0 | 13.76 |
| | | 物理ⅠA | 2,448 | 67.94 | 100 | 9 | 15.31 |
| | | 物理ⅠB | 152,554 | 66.49 | 100 | 0 | 20.75 |
| | | 生物ⅠA | 6,662 | 56.03 | 100 | 15 | 14.50 |
| | | 生物ⅠB | 144,940 | 73.02 | 100 | 0 | 14.62 |
| | | ※不明 | 9 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| | 理科②(100点) | 化学ⅠA | 5,391 | 58.28 | 100 | 12 | 17.11 |
| | | 化学ⅠB | 183,736 | 63.72 | 100 | 0 | 21.51 |
| | | 地学ⅠA | 5,608 | 59.27 | 100 | 13 | 14.08 |
| | | 地学ⅠB | 19,200 | 67.46 | 100 | 0 | 20.64 |
| | | ※不明 | 8 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 外国語(200点) | | 英語 | 527,086 | 111.44(55.72) | 200(100) | 0( 0) | 36.24(18.12) |
| | | ドイツ語 | 145 | 140.06(70.03) | 200(100) | 34 (17) | 45.08(22.54) |
| | | フランス語 | 185 | 143.26(71.63) | 200(100) | 5( 2) | 39.02(19.51) |
| | | 中国語 | 240 | 154.80(77.40) | 200(100) | 24 (12) | 43.16(21.58) |

（注）1　平均点，最高点，最低点，標準偏差欄の( )内は，100点満点に換算した点数である。

2　「不明」とは，解答科目を特定できないもので，0点とした。

# 7　国会における大学入試に関する質疑

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア | 第 142回　参議院予算委員会議録（抄） | 10. 4. 1 | 日下部　代子氏（社民） |
| イ | 第 142回　衆議院文教委員会議録（抄） | 10. 4. 3 | 保坂　展人　氏（社民） |
| ウ | 第 142回　衆議院文教委員会議録（抄） | 10. 5. 22 | 安住　　淳　氏（民主） |
| エ | 第 142回　衆議院文教委員会議録（抄） | 10. 5. 22 | 保坂　展人　氏（社民） |
| オ | 第 142回　参議院文教・科学委員会会議録（抄） | 10. 5. 27 | 小林　　元　氏（民主） |
| カ | 第 142回　参議院文教・科学委員会会議録（抄） | 10. 5. 27 | 馳　　浩　氏（自民） |
| キ | 第 142回　参議院文教・科学委員会会議録（抄） | 10. 5. 28 | 長谷川道郎　氏（自民） |
| ク | 第 143回　衆議院科学技術委員会議録（抄） | 10. 9. 11 | 近江巳記夫　氏（平和） |
| ケ | 第 143回　衆議院文教委員会議録（抄） | 10. 9. 18 | 奥山　茂彦　氏（自民） |
| コ | 第 143回　衆議院文教委員会議録（抄） | 10. 9. 18 | 松浪健四郎　氏（自由） |
| サ | 第 143回　衆議院文教委員会議録（抄） | 10. 9. 18 | 石井　郁子　氏（共産） |
| シ | 第 143回　衆議院文教委員会議録（抄） | 10. 9. 18 | 保坂　展人　氏（社民） |
| ス | 第 144回　衆議院文教委員会高等教育に関する小委員会議録（抄） | 10. 12. 11 | 肥田美代子　氏（民主） |
| セ | 第 144回　衆議院文教委員会高等教育に関する小委員会議録（抄） | 10. 12. 11 | 奥山　茂彦　氏（自民） |
| ソ | 第 144回　衆議院文教委員会高等教育に関する小委員会議録（抄） | 10. 12. 11 | 池坊　保子　氏（平和） |
| タ | 第 144回　衆議院文教委員会高等教育に関する小委員会議録（抄） | 10. 12. 11 | 山元　　勉　氏（民主） |
| チ | 第 145回　衆議院文教・科学委員会会議録（抄） | 11. 3. 9 | 田名部匡省　氏（無） |





ア　第 142回　参議院予算委員会議録（抄）　10. 4. 1　日下部禧代子　氏（社民）

（中　略）

○日下部禧代子君

御承知のように、人生八十年時代を迎えております。私たちはあらゆる分野で先ほど申し上げましたように発想とシステムの転換が求められているわけでございます。教育も例外ではないというふうに思います。高校は十五歳、大学は十八歳と、進学のチャンスは一度しかないというのではなくて、適齢期は一度ではないという社会のシステム、それはいわば進学だけではございません。就職も、もちろん結婚も、あらゆるものが入るというふうに思います。それは敗者復活あるいはやり直しのきくシステムと言ってもよろしいかと思います。そのようなシステムづくりが今必要ではないかというふうに思うわけでございます。

○国務大臣（橋本龍太郎君）　便宜という言い方はよくありませんが、便宜ちょっと順番を逆さにしてお答えをさせていただきたいと思います。

と申しますのは、先刻も答弁の中に引用をいたしました次代を担う青少年について考える有識者会議、これは教育ばかりではない各分野の青少年にかかわる審議会全部の会長さん方にお集まりをいただいて、これに有識者の方々、マスメディアの代表も、お母さんの代表も、さまざまな方々に入っていただき、さらに関係閣僚が入って組織をいたしております。そうした形の中で、この教育全体に対しての論議をし、あるいはその問題ごとの議論をいたしまして、それを関係審議会から各省にフィードバックする、このようなことを考えて、既に現実に動き始めました。ですから、ぜひそうした視点からの御協力も賜れれば幸いだと思います。

同時に今、議員はチャレンジのチャンスは一回ではないと言われました。今までどちらかといいますと、むしろ飛び級の方が私の関心にありまして、高一なり高二なりから、あるいは中三になる前にその上級の学校に受験できる、そちらの方を中心に考えていろんな場合に議論してきました。そして、大学への高二からの受験というものはようやく現実のものになりましたが、これはまだ一部の学科です。

同時に、ここから先必要なこと、これは今の大学もそうですし高校もそうですけれども、選抜のシステムをもっと変えていかなきゃならないだろう。それは論文もいいのかもしれませんし、面接主体での選抜もいいのかもしれません。そして、場合によっては職業の経験、これを評価するのは大変難しいと思うんですけれども、そうしたものも含めて、どうやったら評価尺度をふやしていけるか、あるいは方法をふやしていけるか、そうしたことを考えながら大学における社会人の受け入れ、大学だけではなく高等学校においても編入の受け入れというものがもう少し積極的にできる工夫を考えていかなければならないと思います。

○保坂委員　社会民主党の保坂展人でございます。

昨日の朝日新聞の「論壇」に杜國輝さんという横浜中華学院の校長先生が、外国人学校の卒業生に国立大学入学資格をという投稿をされていらっしゃいます。本日、サッカーのワールドカップを日韓で共催をしていく、ここにかかわり、そして日韓の友好親善の残された課題の一つとしてこの問題について伺っていきたいと思います。

この投稿によりますと、韓国にある中華学校の卒業生は、何らの制約なく韓国の国立大学、私立大学へ受験ができるというふうにあります。

まず最初に私が伺いたいのは、ここに「外国人教育に関する調査研究（平成七年度）　諸外国における外国人学校の位置づけに関する研究」というかなり分厚い報告書がございますが、これは文部省が行った研究なんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○佐々木政府委員　御指摘の研究は、文部省が平成七年度に、広く外国人教育に関する調査研究を行っている外国人学校研究会に委託をして行った調査でございます。

○保坂委員　実際これは、外国における外国人学校の位置づけが研究されておるのですが、前半には、日本にありますいわゆる外国人学校についても触れてあります。

そこで、百九十一ページのデータのところを見てみますと、「所在国の大学・高等教育機関への進学可能性」として、私なりに足し算をしてみると、それぞれの学校で、その国の大学、高等教育機関に進学ができると答えているのが百五十一校、できないと答えているのが四十四校です。これを、回答を総計して割ってみると、約七七・四％の比率でできるというケースがある。できないのが二二・六％というふうに読み取れるのですが、間違いございませんでしょうか。

○佐々木政府委員　御指摘の調査結果は、諸外国の外国人学校の個々の学校の卒業者が、当該国の高等教育機関に進学できるかできないかということについて回答したものでございますが、御指摘のとおりでございます。

○保坂委員　これらは、アメリカ人学校だったりアメリカ系国際学校だったり、イギリス人学校、イギリス系国際学校、その他のインターナショナルスクール、ドイツ人学校、フランス人学校、こういう範囲で統計が出ているようです。

今度は、例えば日本のいわゆる私立高校、海外にある私立高校ですね、この報告書では網羅的に書いてあるわけではなくて、たった一つ、二百三十六ページに、立教英国学院、英国暁星国際、帝京ロンドン、この三つの学校について書いてありますよね。これらの卒業生はイギリスの大学に進学できるのかどうか。

もう一点、今度は逆に、イギリスの学校、日本にあるイギリス人学校ですね、ブリティッシュスクールを出た子供が日本の国立大学に進学できるのか、入学試験を受けられるのかどうか、簡単に答えてください。

○佐々木政府委員　イギリスの大学進学は、高等学校段階の学校の修了ではなく、国家試験の合格が要件となってございます。したがいまして、イギリスに所在する私立在外教育施設高等部の卒業生がその国家試験に合格すれば、大学への進学は可能でございます。

他方、我が国に所在するブリティッシュスクールでございますが、これにつきましては、いわゆる高等学校段階の課程は存在しておりません。

（中略）

○保坂委員　それでは、海外の国際学校、インターナショナルスクールに学んだ日本人の日本における大学入学資格はどのような扱いになっているでしょうか。

○佐々木政府委員　国外のインターナショナルスクールがその国において学校教育における十二年の課程に正規に位置づけられている場合には、それを修了した者について、学校教育法施行規則第六十九条第一号に該当し、我が国の大学入学資格を有するということになるわけでございますが、国外におけるインターナショナルスクールのすべてがこれに該当するわけではなく、その所在する国の学校教育制度の中でインターナショナルスクールがどういう位置づけになっているかということを個々に判断をする必要があると考えているところでございます。

○保坂委員　日韓友好親善ということですから、例を韓国にとりますが、韓国のビジネスマンがシンガポールに赴任をして、子供がインターナショナルスクールの高等部を卒業したときに日本の大学の入学資格はどうなりますかというのが一つ。今度は、韓国のビジネスマンが日本に赴任してきて、その子が韓国学校あるいはインターナショナルスクールを卒業したときに日本の大学の入学資格はどうなるのか。この二つをお願いします。

○佐々木政府委員　インターナショナルスクールは、それが所在するそれぞれの国においてさまざまな位置づけがなされているわけでございます。したがいまして、仮にシンガポールの学校教育における十二年の課程に位置づけられているインターナショナルスクールであれば、それを卒業した者については我が国の大学入学資格が認められることになります。

他方、我が国の韓国学校やインターナショナルスクールにつきましては、我が国の国内法制におきまして、各種学校あるいは無認可の施設ということでございますので、その修了者に大学入学資格を認めることはできないところでございます。

○保坂委員　では、もう一度確認しますが、シンガポールのインターナショナルスクールに半分在学して、半分は日本のインターナショナルスクールに来たケースは、日本の大学には進む資格がない。逆に、日本のインターナショナルスクールに半分いて、シンガポールに行ってそこを出た場合には、今度は資格がある、こう考えてよろしいですか。

○佐々木政府委員　シンガポールから我が国に来て、日本のインターナショナルスクールを出た場合には入学資格は認められません。

反対のケースでございまして、我が国からシンガポールに移って、シンガポールのインターナショナルスクールを出た場合、それがシンガポールの学校教育における十二年の課程に位置づけられている場合には入学資格を認められるということでございます。

○保坂委員　この両者の矛盾はもはや明らかではないかというふうに指摘をしたいと思います。

四月一日から金融ビッグバンの時代というふうに言われています。そして、より多くの外国人のビジネスマンもあるいは個人の事業者も来日をすることになり、当然滞在が長期に及べばお子さんが日本にやってくるというケースもふえていくでしょう。

これは前回指摘したとおり、公立、私立の大学では既に受験を認めているわけです。今回の「論壇」の投稿も私ども非常に恥ずかしい思いで読んだのです。「日本の国立大は、日本語もまだもどかしい留学生を受け入れるのに、日本に生まれ育ち、日本語が達者な外国人学校生は門前で一蹴するのである。」また、「文部省も声高に国際化教育を叫んでおきながら、その体質は非常に保守的で頭が固いように見える。」「私は」この校長先生ですが、「外国人学校の生徒を入学させると主張しているのではない。日本の高校生と一緒に、平等・公正に受験させてほしいとお願いしているだけである。」と。

文部大臣に、昨日の「論壇」も踏まえて、そしてワールドカップ、ここにも出ていますけれども、対岸の国韓国では既に理屈に合った制度があるという指摘も受けているわけですね。ここで、前向きの答弁をお願いしたいと思います。

信州大学の事例でも、これは大学の、先ほどランドセルのお話もありましたけれども、本来文部省がいいの悪いのを言うのではなくて、学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長がこれを決めるというふうにあるわけですから、ここのところは、ぜひ文部大臣の踏み込んだ答弁をお願いしたいと思います。





○町村国務大臣　大体のことは私も何でも弾力的に考えたい、こう思っておるのでございますが、本件だけは、これは日本の学校教育の体系の中で各種学校をどう位置づけるかという根幹にかかわることだ、こう私は思っておりますので、委員の御指摘、わからないではございませんが、しかし、やはり今の体系の中ではなかなか難しい問題もあるなと。やはり、引き続きこれは慎重に考えなければならぬ問題だ、こう思っております。

（中略）

○安住委員　中高一貫というのはまさにその入り口であって、本丸というのは、これから文部省が、ある意味では一番大事なこの大学の入試、学制改革も含めてですけれども、これに本当にメスを入れて、そして世の中に出た社会全体の価値観を変える必要はやはりあると思うのですよ。

　価値観を変えるのではなくて、価値観を多様化させるといいますか、そのことをやらなければ、幾ら真ん中の部分をかなり多様化させても、結局は日本の持っている教育の根本の問題というのは改まらないのではないかな、私はそういう危惧を持っておりますが、いかがでございますか。

○町村国務大臣　木村先生の御指摘、私も同感をしているわけであります。

　先ほど大野委員からの御質問もございましたが、やはり企業の採用の仕方というのは非常に大きな影響があります。相当変わりつつあるという印象を持っておりますし、大学卒業のラベルだけで就職試験をやっているような会社は早晩つぶれる、私はこう思っておりますし、そういうことを言う企業の方々も相当ふえていると。ただ現実には、学歴が重視されているかいないかと言われれば、委員御指摘のように、まだまだそれが存在しているのは事実であります。

　ただ、私もちょっとうろ覚えでありますが、学歴と年収、所得という観点だけ見ても、かつてのような差はなくなってきていると思っております。あるいはむしろ、収入はそこそこに行ってもそう変わりがないから、自分の自由な時間が持てる職業の方がいいと言って、そういう種類の職業を選択される方もふえているという意味で、今委員が言われた価値観の多様化というのは着実に進んでいると私は思います。

　それからもう一つ、大学入試のあり方でありますが、平成二年度から、いい悪いの評価はありますが、入試センター試験というのが実施をされてきておりますが、もうちょっと前から比べますと、たまたま手元にあるのは昭和五十三年と平成十年の違い。例えば、面接をやっている国公立の大学が、昭和五十三年には百二十校中四十二校だったのが、現在は百五十二校中百四十校はやっていると か、あるいは小論文も四十校だったものが百四十二校とか、海外子女特別選抜をやっていたのが一校だったものが百五校とか、あるいは推薦入学が三十九校だったのが百三十一校、社会人特別選抜は今や六十九校もやっているとか、多様化の努力をそれぞれの大学が相当やっている。

　さらにこうした努力が進み、さらには最近はアドミッションズオフィスというのがありまして、そういったようなものも含めていろいろな多様化が図られることが必要なんだろう、私はこう思っております。





○保坂委員　社会民主党の保坂展人です。

　先日来の参考人の皆様のお話にもあったように、今回の中高一貫、こういうものを社会的に承認させていくためには、とりわけ大学入試における選抜のありようがいわば劇的に変化をしていかなければならない、そこが変わらなければ、この中高一貫ということのある方向の転換の趣旨がうまくいかないのではないかという指摘がございました。

　この点についてまず文部大臣に伺いますが、大学入試における転換、これをいつ、どのように始めようとされているのか、具体的なそういったプランが今明快に見えているのか、そこを伺いたいと思います。

○町村国務大臣　先ほど、前のどなたかの御議論にもございましたので、若干重複になるかもしれませんが、大学入試の選抜方法、私は相当変わってきた、こう思っております。もちろんまだまだ従前型のところもありますが、例えば国公立の大学で見ても、面接、小論文、実技、英語のリスニング、推薦入学、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜などなど、非常に多くの国公立、私立もそうなんですが、変化を遂げてきております。そうした動きをさらに求めていっていただきたいな、各大学で努力してもらいたい、私はこう思っております。

　また同時に、現在大学審議会では、二十一世紀の大学像を描きながら入試のあり方も議論をしていただいております。例えば、アドミッションズオフィスというのでしょうか、大学の入試担当部門、これを、今慶応とか同志社とかでやっているようでありますが、慶応の総合政策学部というのでしょうか、そこでは、もう年に三回やっていたり、このほかにも九月入学のために二回試験をやったりというような形で、相当いろいろな工夫、努力が国公私立を通じて行われている。こうした方向でさらに努力をしていきたいし、また文部省としてもこれからよりよい方策を求めて考えていきたいと思っております。

オ　第142回　参議院文教・科学委員会会議録（抄）10．5．27　小林　元　氏（民主）

（中略）

○小林元君　一貫校に在学する生徒が大学受験で不利にならないといいますか、そういう入学試験といいますか選抜試験の中で不利にならないような方式と。

これは答申の中でも大分ボリュームを割きまして、アメリカでアドミッションオフィスというような形で、何か日本では慶応大学でこういうものが一部やられておるというふうに聞いておりますけれども、いわゆる学力試験オンリーではなくて面接ですとか多種多様な観点から学生を選抜していくというようなことを聞いておりますけれども、ぜひこれからも大学入試の改革という問題も、やはりこれは高校のひずみが出たのもそういうところにあるわけでございますので、簡潔で結構でございますがお願いします。

○国務大臣（町村信孝君）　大学入試改革も先ほどの高校入試改革同様大変重要なテーマだと思っております。それぞれの努力が現実に行われていると思いますが、さらに一層の努力が必要であろうと。その中で、今御指摘のあったアドミッションオフィス、まだまだ日本では例が少ないようでございますが、一つの有力な方法としてそれぞれの大学で大いに検討し実行してもらうと、それもまた多様化の一つでいいのではないのかなと。ただ単に点数だけではない選び方というのは大変重要だと私ども考えております。



カ　第142回　参議院文教・科学委員会会議録（抄）10．5．27　馳　浩　氏（自民）

（中略）

○馳浩君

私は実は、高等学校における総合学科を卒業した生徒の進路について、ぜひとも国公立大学あるいは私学でも推薦の枠をとるべきじゃないかと。それが本当の意味で親御さんたちが総合学科の高校に預けた気持ちを酌むことになるのではないかという質問をさせていただいて、今現在でも各大学で少しずつ総合学科の卒業生を推薦で受け入れるというところがふえてきていると伺っておりますが、大変よいことだと思いますが、同じようなことがこの中高一貫校の卒業生にも当てはまると思うんです。

そういう意味で、卒業生に関して将来的に国立大学等で推薦枠を設けるとか、こういう具体的な考えであるとか、やはり何がしかの配慮が必要なのではないかという議論というのは、これは中教審の中でもあったんですか、それとも文部省で議論しておられるんですか。

○政府委員（佐々木正峰君）　文部省では、御指摘の総合学科卒業生あるいは専門高校卒業生について、能力・適性等を多面的に評価する、そういう観点から選抜方法を工夫するなど受け入れに配慮するよう求めておるところでございます。そんなわけで、それぞれの大学におきましても専門高校、総合学科卒業生選抜を実施したり、あるいは推薦入学を行ったりしておるところでございまして、推薦入学を行う大学は平成七年度は八十八校でございましたけれども、平成九年度には百二十校に増加をしております。

御指摘の中高一貫校でございますが、この学校においてどのような学校を設置するのか、あるいはどのような内容を持った教育を行うのかということについては設置者にゆだねられておるところでございまして、生徒の履修内容は学校によりさまざまなものとなることが予想されるわけでございます。そういったことから、中高一貫校の卒業生一般について、その人たちのために特別に推薦枠を設けるなどの配慮が必要かどうかということについては、これはちょっと慎重な検討が必要だろうと思っておるわけでございます。

それとは別に、やはり能力・適性というものを多面的に評価するということは重要でございます。そういう観点に立ちまして、専門学科、総合学科タイプなどについては現在の専門高校、総合学科卒業生と同様の配慮が必要ではないかと文部省としては考えておるところでございまして、大学に対しましてもそのような配慮をすることを求めてまいりたいと考えておるところでございます。

キ　第142回　参議院文教・科学委員会会議録（抄）10．5．28　長谷川道郎　氏（自民）

（中略）

○長谷川道郎君

今の受験競争の一番の原因、原因といいますか、もとは要するに大学の入試であると思うんです。いい小学校に入るのはいい中学校に入るため、いい中学校に入るのはいい高校に入るため、いい高校に入るのは大学受験に都合のいいためということになると思うのでありますが、今、先生もちょっとお触れになりましたが、中教審とはあれですけれども、大学受験のあり方について何か先生の御意見がございましたら御披瀝をいただきたいと存じます。

○参考人（児島邦宏君）　大学受験につきましても同じような考え方で、最近は推薦入学制度、学びたいという意欲なりまた高校で具体的にどういうような学習活動をしてきたかということを重視しながら推薦の枠等を広げまして、入学試験をそういう方向へ変えていこうというのが広がっております。中教審も、そのことを提唱しております。また別のところでも指摘しましたように、そうでありながらある特定の幾つかの大学においては必ずしもそうでないということが大学における入試を改善する上での問題点をはらんでいるということまで踏み込みまして、大学入試のあり方自体を現行のままでの学力テストに非常に傾斜したやり方でよろしいかのかどうかと、ここのところをはないかというふうな考え方を持ちまして、答申の中で入試改善を提唱したわけでございます。



ク　第143回　衆議院科学技術委員会議録（抄）10．9．11　近江　巳記夫　氏（平和）

（中略）

○近江委員

それで、いわゆるここに提言されておりますのが推薦入学と特別選抜なんですね。その二つの制度がございます。文部省からもいろいろお聞きしまして、見てまいりますと、その中で推薦も特別枠も設けていない大学、正式には八年度からスタートして丸三年が経過しているんですね、ところが全然設けていない大学が国立大学の中で四十七大学、公立大学で四十五大学あるんです。ですから、こういう認識というものがまだまだ大学当局にとって行き渡っていないんじゃないか、このように思うわけです。

時間があったら全部これ私は記録にとどめたいと思って、全部各大学名前を読もうと思っていましたけれども、もう時間がありませんからやめときますが、その点につきまして御答弁いただきたいと思います。

○佐々木政府委員　高等専門学校の生徒が進学を含めて多様な進路を求めて努力をされるということは極めて大事なことでございまして、さらに大学で学習を続けることを希望する場合に、できる限り広く大学進学の道を開くことは極めて重要であるというふうに考えておるわけでございます。

先生御指摘ございましたように、平成八年度大学入学者選抜から専門学校卒業者選抜という特別の枠を設けて入学者選抜を行っておるところでございまして、文部省としても、その拡充についてそれぞれの大学を指導をし、また要請を行っておるところでございます。

平成八年度から始まった制度であるということもございまして、平成十年度現在では国立大学十大学においてこの選抜を実施しておるわけでございますが、十一年度にはこれが十五大学に拡大をするというふうなこともございます。

引き続き、高等専門学校の卒業生を対象とした特別の入学者選抜が積極的に各大学で行われるように対応してまいりたいと思っておるところでございます。

ケ　第143回　衆議院文教委員会議録（抄）　10．9．18　奥山　茂彦　氏（自民）

（中略）

○奥山委員

学校の現場に非常にゆとりがなくなったということがいろいろ言われておるわけでありますが、もろもろの問題は、進学するためには、現代の入試という関門をやはりどうしても、通っていかなければならぬ。しかも入試はペーパーテストが中心でありますから、そのペーパーテストの結果生まれた偏差値によって子供の進路が決められてしまう。このような体制が戦後でき上がっておるわけでありまして、これが、学校はもちろんのこと、親も社会も、こういうことを経てきて初めて進学する子が評価される、そのようなことになっておるわけでありますので、このような入試体制というものを大臣はどのようにこれから改革をされていかれるのか、あるいはこれがよかったのか悪かったのかということも含めましてお尋ねをしたいのです。

○有馬国務大臣　お答え申し上げます。

（中略）

大学の入試におきまして過度の受験競争の緩和を図るということが極めて重要であると考えておりまして、御指摘のとおり、学力の偏重、偏差値に偏るというふうなことは避けたい、これは何としても避けたいということでございまして、選抜方法、尺度などの多様化を図っていきたいと提言をいたしております。

例えば、最近世の中を騒がせたというか、新聞等々をにぎわせましたアドミッションオフィスをつくったらどうかというふうなこと、大学においてアドミッションオフィスを置いて一年じゅう入試のことを考える、試験というよりも、どういう学生をとったらいいかということを検討するというような機関をつくったらどうかなどという提案もいたしました。

それから、近年は随分大学も努力をしておりまして、個々の大学の試験を見てみますと、学科試験だけではなくなってまいりました。多くの大学で、面接を行う、それから小論文の実施を行う、さらにまた推薦入学を採用するというふうなことで、極めて各大学も努力をしてまいりまして、かつてのように単に成績がよければ入るというようなことではなくなってまいりました。

大学入試の改善は常にそういうふうによりよい方法を求めて不断に努力をいたしておりますので、今後もまた各大学に対しまして、個性的な、多様な入試を一層推進するようにということを指導してまいりたいと思います。

そして、要は、大学での学習に対して意欲を持つ子供たち、熱意を持つ子供たちを何とか探したい。入試でなくても入試でもよろしいのですが、いい学生を選んで、そして、その次に大学の使命というのは、やはりその子供たち、その学生たちをすぐれた人間として育てていくことだと思っております。もう一つまだ十分でないところがございますので、特に高等学校と大学との接続のあり方につきましては、今後も幅広い検討を視野に入れながら、その具体的な改善方策についてさらに検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、私の心配を一つ申し上げますと、いかに入学試験を変えてもやはりどこかには競争が残る、それを社会がどう受けとめていかれるかということが一つ大きな問題だと私は思っておりま



コ　第143回　衆議院文教委員会議録（抄）　10．9．18　松浪　健四郎　氏（自由）

（中略）

○松浪委員

私も高等教育機関に身を置いた者の一人として心を痛めました。恐らく一番心を痛めたのは文部大臣であろうかと思いますけれども、さきの京都大学の大学院理学研究科の入学試験におきまして、我が国の学校教育法に定められた受験資格を持たない朝鮮大学校の卒業生が受験をし合格するということになりました。このことにつきましては、各紙が一斉に報道し、そして大臣もコメントを発されておるわけでございますけれども、私は、この際、この問題ははっきりとけりをつけなければいけないのではないか、こういうふうに思う者の一人であります。

なぜならば、大学の自治、学問の自由、そして入学の問題、卒業の問題については、文部大臣は関与することができない。けれども、その大学を管理するのは文部大臣である。これはどうしなければならないのか。もしこれを認めてしまいますと、来年から朝鮮大学校の卒業生は、京都大学は、朝鮮大学校は各種学校ではなくて、京都大学だけが国立大学の中にあって朝鮮大学校を大学として認めるということになります。これらの矛盾点は学生にとっても不幸でありますし、教育に携わる一人として私は、余りにもあいまいではないのか、はっきりすべきだ、こういう思いを持っておりますけれども、大臣はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○有馬国務大臣　非常に難しい問題でございまして慎重にお答えをしなければいかぬと思っておりますが、まず、現在の段階においては、今お話がございましたように、京都大学において、大学院理学研究科において、当該学生について大学を卒業した者と同等の学力があると判断をし、朝鮮大学校卒業生の大学院の受験を認め合格させたということであります。

しかし、御指摘のように、我が国の大学院入学は学校教育法に基づく大学で教育を受けたことが基本とされ、学校教育法の体系で各種学校として位置づけられている朝鮮大学校の卒業者には大学院入学資格は認められていないというところでございますので、京都大学にはこの旨を指導しているところでございます。

文部省といたしましては、引き続き、このような考え方に基づき適切な対応がなされるよう、各大学に対して指導していく所存でございます。

○松浪委員　今の説明で尽きているのかもわからないのですが、釈然としない。

大臣は、東大の学長をやられておったときには、外国人学校扱いのアメリカのテンプル大学日本校の学生の入学を認められました。そして今は、それを認めない立場の側に立ったわけでありますけれども、大臣はテクノクラート、物事をはっきりすることをやってこられた研究者だと私は思う。今回は、今の説明だけではっきりしていない。

私は、朝鮮大学校の資料を集め、そしていろいろ見させていただきましたけれども、朝鮮大学校の卒業生で国立大学で学位を得た者は、大阪大学で七名、京都大学で三名、東大三名、北大一人、東北大二人というふうに、主に理学、工学の学位を取られております。そして、御案内のように、私立大学あるいは公立大学では既に受験資格を与えているわけでありまして、この整合性というものも、これもはっきりしておかなきゃならない。

そこで提案でありますけれども、平成三年に文部省は学位授与機構というものをつくられました。ここで学位を、学士、修士、博士、この学士の学位を手中にすれば国立大学も受験できるのではないか。今回合格した鄭鎮洪さんはこのまま入学される。しかし、これを認めてしまいますと、ことしはよくて来年がだめだというようなことになりますと、朝鮮大学校の卒業生も不利益であります。

ちなみに、朝鮮大学校のカリキュラムも私は点検をさせていただきました。しかし、この大学で行っている教育は、日本人からすれば容認しがたい一面があるということをも指摘しておかなければなりませんけれども、しかし、学問の自由、研究の自由というものを踏まえて見たときに、思想やあるいは民族というようなもの、あるいは現在の国交がないというような政治的問題、これらを無視しても学問を受けさすべきである、ならば、その道を開く方法はないのか。私は、この学位授与機構というものを有効に活用すべきだ、こういうふうに思いますし、この鄭鎮洪君についても、可能ならば、この機構で学士の学位を取らすべきではないのか。そして、きちっとしたルールを定めておかなければ文部省も立場がないのではないのかというふうに心配をしておりますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員　御指摘いただきましたように、学位授与機構は平成三年の七月に設置をされたわけでございますが、これは、生涯学習推進の観点から、高等教育段階のさまざまな学習の成果を評価して、大学、大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位等を授与するものでございます。

この学位授与機構におきましては、学位等を認める場合に二つのケースがあるわけでございます。一つは、短期大学、高等専門学校の卒業者などが大学においてさらに一定の学修を行った場合に、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して学士の学位を授与する、それが一つのケースでございます。もう一つのケースは、大学以外の教育施設の課程で、その教育を行うについて他の法律に特別の規定があるもののうち、大学あるいは大学院と同等の水準にあると機構が認定した課程、その課程を修了した者に対して学士等の学位を授与する、この二つのケースがあるわけでございます。

他方、朝鮮大学校の関係でございますが、これは御案内のように各種学校でございますので、学校教育に類する教育を行う教育施設として自由でおるわけでございます。したがいまして、学位授与機構が現在学位を授与する、高等学校教育の基礎の上に立って教育を行うといった性格のものではないわけでございますので、朝鮮大学校につきまして、学位授与機構の学位授与の基礎資格を与えておるというようなことは困難であるというふうに考えておるところでございます。

○松浪委員　局長は困難であるというふうにおっしゃるんですが、朝鮮大学校は朝鮮民主主義人民共和国が認めておる大学であります。としたならば、小平市にあるけれども、外国において学校教育における十四年以上の課程を修了した者、これが基礎資格を有する者ということになっておりますから、外国にある大学だ、学校だという解釈をするならば、この学位授与機構で学位を取得することが可能になります。

それで、大臣はテクノクラートであります。そして、私は今も忘れませんけれども、昨年の五月三十日、中央教育審議会の二次答申を出されるに当たって、実現可能なことはやるというのが中教審の会長としてのお言葉でありました。そして、答申は八十五点だというふうにおっしゃっておられました。どこにマイナス十五点があったのか存じませんけれども。とにかく実現可能なことをやるというのが大臣の姿勢であるとしたならば、この問題は何らかの形で決着をしないと、一言で言えば、表現は悪いけれども、文部省が一国立大学にけにされているということになります。その辺について大臣、いかがでしょうか。

○有馬国務大臣　現在は、先ほど申し上げた態度をとっております。

しかしながら、この国際化の時代でございますので、さまざまな観点をもう一度整理をしてみようということは、この前新聞記者との会見でも言ったことでございますので、少し検討をする、そして整理をさせていただきたいと思っております。

（中略）

○保坂委員

大臣が東大総長であられたときに、テンプル大学ジャパンの卒業生を、国際的にこれは評価の高い大学の生徒であるというふうに認定をしていただいて大学院受験を認められたということに対して、改めてではございますけれども、心から敬意を表したい、このように思います。大学人の良識に従った、時宜にかなった御判断であったと思います。

そして今回、今度は別の立場で、文部大臣として、京都大学の大学院への先ほどあった朝鮮学校卒業生の受験、並びに今度は合格が伝えられてきたわけです。このとき、文部大臣に、かつての東大総長時代同様の良識ある判断を貫いていただきたいと強く切望する次第であります。

これは、新聞、雑誌でも、いろいろ散見すると、テクノクラートという言葉もありました。そして、この問題にどういう一歩をしるされるのか、大変注目が集まっているところでございます。そしてまた、大臣は理論物理学者であり、また同時に俳人でもあられると承っております。私も、言葉、文章で子供たちに学校やいじめの状況を伝えるということを十数年なりわいにしておりましたので、言葉に少しこだわって、ぜひ本音のところを聞かせていただきたいと思うのです。

といいますのは、十日ほど前でしょうか、新聞紙上に、この問題を検討されるということが載ったわけでございます。ところが、新聞によってはこれはニュアンスが百八十度違う見出しになっておりまして、大臣自身も、変えるということを前提にせずに検討していくと、ちょっとわかりにくい表現なんですね。

変えるということを前提としないで検討していくということを少し考えてみますと、変えないということを前提にしない、つまり、絶対これは変えないんだということを前提にしないということであれば、もうそもそも検討する必要さえないわけでございます。あるいは別の表現では、矛盾がないかどうかの確認も含めてというお言葉もありますが、矛盾がないかどうか再確認されるというのは、矛盾があるかどうかの疑いが発生したということではないかと思うのですが、ここらをもう少しわかりやすい言葉でお話しいただきたいと思います。

○有馬国務大臣　まず、私が東京大学学長時代の平成三年における判断を申し上げます。

テンプル大学というのは、御承知のように、アメリカにおいてアクレディテーションを受けていて、私も訪問したことがありますが、非常にしっかりした大学であります。その大学の日本校であります。そういう点で、法学部の方に属しております法学政治学研究科においてテンプル大学日本校卒業生の大学院の受験を認めたいということがありましたので、それは各研究科の自治の面もありますので、認めた次第であります。

このことに関しましては、今回の京都大学の問題と同じような問題がございまして、大学院入学資格を認めることについては慎重にすべきであるということを文部省より指導を受けたということが事実でございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、東京大学内においては、従来の慣例といたしまして、大学院の入学資格の有無については各研究科の判断に任せられているという慣例がございまして、そういうことに従ってその後も同大学日本校卒業生に大学院入学試験を受けるというふうなことに対する資格を認めた例が二、三あったかと思います。

このことは、文部大臣となりますと、これはやはり矛盾があるということをつぐさと認識をいたしております。そこで、現在のところは、先ほど申し上げましたように、文部大臣といたしましては、今後とも各大学において大学院入学資格について適切な対応がなされるように指導をせざるを得ないと思っております。

しかし、私がこの前新聞記者等々に対して答えましたことは、外国人学校の卒業者の入学資格についても今後検討しようと考えていると申しましたことの真意を申しますと、今御指摘のように、必ずしも今までの取り扱いを変更することを前提とするものではございませんが、この機会に、まず、我が国の在学教育施設の卒業者が外国にいてどういう待遇を受けているかとか、あるいは我が国の在学教育施設の卒業者がそれぞれの国で、当該国でどのような扱いになっているかとか、そういうことを調査してみる、今後の国際化、今非常に国際化が進んでおりますので、極めて多様になってきておりますので、そういう多様な状況を一度きちっと整理してみたいと思っているわけであります。

しかし、現在のところは、たびたび申し上げますが、我が国の大学、大学院の入学資格は学校教育法上各種学校として位置づけられている外国人学校の卒業者には認められておりません。現在のところとしては、引き続きこれに基づいて適切な対応がなされるよう、各大学に対して指導していくということを考えております。

以上でございます。

○保坂委員　ちょっとあえて踏み込んでお尋ねをいたしますけれども、大臣は、東大当時は文部省から指導を受けた、大学人としての判断で確信を持ってこれはよしという判断をされたということでございます。

今回、朝日新聞の朝刊、九月十七日ですけれども、閣議後の会見で、京都大学も指導し、そして東大にも慎重な対応をしてほしいというふうにおっしゃっているのですが、これ、東大には指導あるいは何らかの対応を求められたのでしょうか。あるいは京都大学に対しては、やはりその大学人の判断ということを尊重された対応を貫かれてきたかどうか、そこの点を大臣自身の判断の経緯も踏まえてお聞かせいただきたいと思います。

○有馬国務大臣　このことにつきましては、私も詳しく高等教育局長より報告を受けました。高等教育局長を通じて各大学に対してしかるべき指導を行っております。もし必要があれば高等教育局長に……（保坂委員「東大については」と呼ぶ）

東大にも言ってあると思います。

○保坂委員　では、少しこの問題、実は三月からたびたび文教委員会で機会を見つけながら取り上げてまいりまして、なかなか、平行線の議論が正直のところ続いております。何とか実態を明らかにしながら一歩でも二歩でも前進させたいわけなんですけれども、三月十八日に当時の雨宮学術国際局長に、まず外国人学校、これについて把握している数について伺いを立てたところ、ちょうど百三十校というお答えがあるのですね。ちょうど文部省のこの分厚い学校基本調査報告書平成九年版で調べていましたので、ここに百三十五というふうにありますよと。その議論の後ずっと、四カ月か五カ月たって、このずれというものがどうして生じたのかということを考え続けてきたのですよ。これについて、現在の学術国際局長に実態のところをわかりやすく簡明にお聞かせいただきたいと思うのですが。

○工藤政府委員　経緯からいたしますと、二月十八日の当文教委員会で委員から御指摘がありまして、平成九年五月一日現在の外国人学校の数についての御質問でございましたが、百三十か百三十九かということで食い違いがあったわけでございますが、その後精査しましたところ、百三十と答弁申し上げた中に廃止されていた学校が一校含まれていたということが判明いたしまして、後日完生に御報告しがてら訂正させていただいたところでございます。

学校基本調査の百三十五校との食い違いにつきましては、学校基本調査は学校種別の詳しい分析をしていない調査報告書なのでございますが、百三十五校の中に日本語学校が十一校あり、それから、県から生徒数がゼロで申告してあった学校が一校あったということの差し引きをいたしますと





（中略）

○石井（郁）委員

折しもこの五月に、国連子どもの権利委員会で、子どもの権利条約の我が国の実施状況についての審査が行われまして、その中で、六月に同委員会から日本政府に対する最終見解が示されたわけであります。

（中略）

この最終見解は、「肯定的要素」それから「主な懸念事項」、そして「提案及び勧告」という三つの項目でなされておりまして、その「肯定的要素」というのは、これまでどういうことがやられてきたかということですが、評価は三点しかないのですね。「提案及び勧告」というのは二十二項目にわたっているという内容なんですけれども、私は、特にその中で、きょう問題にしたいのは四十三項目めなんです。

「児童が、高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていること及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされている」というふうに書いてありまして、これは「主な懸念事項」のところですけれども、高度に競争的な教育制度の是正ということを勧告しているのですね。国連の機関が教育制度のあり方の是正を求める勧告を行うというのは異例のことだと言われているわけです。子どもの権利条約について、各国別にいろいろ審査をされてきていますからね。そういう他の国の勧告では、こういう形のものは見られないと言われているわけであります。

そういうことで、今大臣に御答弁いただきましたが、高度に競争的な教育制度の是正を求めるという勧告を文部大臣としてどう受けとめているのか、またどういうふうにこの勧告に対応されようとしているのか、先ほども御答弁いただいたのですが、もう一度伺いたいというふうに思います。

○有馬国務大臣　この競争的な問題点というのは中教審でも随分問題になったことでありまして、その一つの要因として、入学試験をどうするかというふうなことも入っているわけですね。そういう意味で、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、さまざまな観点から入学試験を多様化する、改善をする努力を現在図っているところであります。こういうところから徐々に、余りにも過度な競争社会というのは教育の上からは外していきたいと思っております。

そのための具体的な方策は、まず、入学試験の上で、先ほども申し上げましたけれども、アドミッションオフィスを導入するとか、あるいは口頭試問をより積極的に使うとか、そういうふうに単に学力だけを検査するというやり方ではない方式を導入するというふうなことで、多面的な方向からこの競争的な社会を解消するべく努力をさせていただきたいと思っております。

○肥田小委員　民主党の肥田美代子と申します。よろしくお願いします。

先ごろタレントの広末涼子さんが早稲田大学の自己推薦入試で合格されたということでいろいろ話題になりました。私も、推薦入学という制度は知っておりましたけれども、自己推薦入試というのは初めて知りまして、おっと思ったわけです。この自己推薦入試の場合には、やはり生徒自身が自分のことを学校にPRするわけですね。ですから、自分の個性についても再認識できますし、それから自分の意見をきちんと相手に伝えるという訓練もできるわけですけれども、一方では、今回に限ってなのかもしれませんけれども、やはり不透明であるとか不公平であるとか欺瞞であるとかという御意見もいろいろございました。それは広末さんがタレントであったということからきたのかもしれませんけれども。

ただ私は、やはり大学がどういう人を選び、そしてどういう方法で選ぶか、それは大学改革の入り口だと思いますが、先生は、自己推薦入試についてはこれからもっともっとどんどん広めていくべきだと思われますか、それともどういうお考えをお持ちでいらっしゃいますか。

○戸田参考人　入学試験の選抜の方法につきましては、やはり多様な形が、それぞれの大学あるいは学部の理念なり教育方針に沿って多様な方法が講じられるということは、これは全般的に望ましいことだと思います。

ただ、その場合に、自己推薦入試ということが、昨今、あの問題を契機にいろいろ議論されておりますけれども、これは前からいろいろなところでやっておるところでありまして、そして現在、これから推進されることが望ましいと思われておりますアドミッションズオフィスの方式も、考えようによっては自己推薦の一過程なんであります。

ただ単なるペーパーテストによって、しかも私学の場合には、どちらかというと一科目とか二科目、三科目、そういった科目のペーパーテストだけで合否を決定するという方法はやはり必ずしも正しいことではないんじゃないだろうかというふうに考えまして、むしろ、いろいろな形で個性ある人材を大学に迎え入れるというその一環として、自己推薦入試というのは望ましいと思います。

ただ、その場合に、問題は、現在マスコミ等によっていろいろなことが言われておりますけれども、恐らく大学側としては、ちゃんと客観的な透明な基準というものを設定して、例えば評点四以上とか四・五以上とかいうような基準を設定した上で、多角的に、例えば小論文を課するとか面接をするとかいうような形で合否を決定しておるはずでありますから、自己推薦入試それ自体が悪いというふうには私は考えておりません。ただ、それが不透明な形で仮に行われるところがあるとすれば、これはやはり問題はあろうかと思いますけれども、そのこと自体は、私は、個性ある人材を大学において受け入れて、そしてこれに付加価値を加して、そして社会にそれを送り出すということは、これからの大学としてはあっていいことだろうというふうに考えております。





ちょうど百二十五校になるということでございます。

先ほどの百二十九校との関係で申しますと、百二十九校の中には休校中のものが四校あるということでございますので、先生とのやりとりの関係で申し上げますと、大変混乱させて申しわけございませんでしたが、百二十九校ということで、その中には四校の休校中のものが含まれるということの誤解で御勘弁いただきたいと思います。

○保坂委員　あえて確認させていただいたわけです。

そうすると、工藤局長にさらに伺いますけれども、文部省国際教育室では、いわゆる個々の外国人学校の実態、教育課程であるとか教育内容であるとか、これは把握されているのでしょうか。簡単にお答えいただきたいと思います。

○工藤政府委員　御承知のとおり、国内でのいわゆる外国人学校というのは、かなりの学校が各種学校の認可を受けているところが多いわけでございますが、その所管は都道府県知事でございまして、私ども文部省で直接各種学校の内容について精査するような作業は行ってございません。

○保坂委員　余り精査してないということで、その数が何校あるのか、答弁とかあるいは報告書の数も実はいろいろずれていたということだったのかもしれません。

そこで、さらに文部大臣に伺いたいと思います。わかりやすい事例で、インターナショナルスクールに通う日本人の生徒の話をしたいと思います。

シンガポールの日本人学校に十一年半在学して、日本のインターナショナルスクールで残り半年をやって、さあ国立大学というのはだめですよということなんですね。受験資格がそもそもありません。逆に、日本のインターナショナルスクールに十一年半在学して、半年シンガポールのインターナショナルスクールに在学する、これはオーケーなんですね。これはやはり矛盾だとお思いにならないでしょうか。——いや、これは文部大臣にお聞きしていますので。もう前回、答弁聞いていますので、有馬文部大臣にお答えいただきたいと。

○佐々木政府委員　ちょっと事務的なことを申し上げさせていただきたいと思うのでございますが。

日本のインターナショナルスクールに十一年半在学し、シンガポールのインターナショナルスクールに半年在学したというケースでございますが、これにつきましては、シンガポールにおけるインターナショナルスクールがシンガポールの国内においてどのような扱いを受けているかということによって、我が国の大学の入学資格が認められるかどうかということが決まってくるということを申し上げさせていただきたいと思います。

○保坂委員　それもわかっているんですね。ただ、もう二回ぐらい確認しているのでわかっているのですけれども、そういう前提がおかしいと思われませんか。

○有馬国務大臣　先ほど申し上げましたように、そのような問題点がどういうところにあるか全般的にもう一度見直してみたいというのが、この前から申していることでございます。

○保坂委員　では、今度は答弁をお願いします。

それでは、今おっしゃったように、シンガポールにあるインターナショナルスクールも学校によって違うわけですね。それぞれインターナショナルスクールでも、各国の教育法制に準拠していたり、あるいはプライベートなものだったり、さまざまあるわけです。

そうすると、実際に日本人の子供たちが海外で卒業して国立大学受験を志してくるというときには、どうやってこれを調べるのですか。だれがどこで調べて、これはオーケー、ここはだめというふうに答えを出しているのでしょうか。

○佐々木政府委員　外国のインターナショナルスクールがその国においてのような扱いを受けているのかということについては、個々の大学におきまして、具体のケースについて確認をするということでございます。

したがいまして、各大学において、具体的には、その国の大使館等に問い合わせて、学校教育における十二年の課程に正規に位置づけられているかどうかということの確認を行っているところでございます。

○保坂委員　これだけ厳格に、私立大学あるいは公立大学の半分近くが受験の資格を認めているのです、国立大学はだめだということの中で。

実は先般、千葉大学に我々文教委員会で見に行きましたけれども、大学独自の判断ということでいうなら、飛び級も千葉大学の判断ではないかと思うのですね。この判断が大学に付与されていないのであれば、全国であっちもこっちも一律に飛び級をやるというふうにはならないわけで、つまり、大学の判断というところにポイントがあろうかと思うのですが、文部大臣、いかがでしょうか。

○有馬国務大臣　十七歳入学というのは、これはちゃんと法律的にも認めましたし、中教審でも随分議論いたしましたので、これは非常にすっきりしたものである。あとは各大学の自主性で、何人採るかというふうなことの判断を任せているわけですね。これは非常にはっきりしているので、私もこれははっきりとお答えができることでありますす。

○保坂委員　そうすると、先ほど局長答弁で、個々の大学が個々に照会をしていると。これはとても難しいのですね、実は照会するのは。

実は、国立大学の中には、日本人の子弟でインターナショナルスクールやアメリカンスクールを卒業したら、例えば仕事の都合でどこかの国に行ったら、たまたま赴任した町にその学校しかない、汲いの不平等が生じるので、もうこれは一律入れましょうという判断をとっている大学もあるのです。こういう判断も可能でしょうか。文部大臣に伺いたいと思います。

○佐々木政府委員　入学資格というものは法令上規定されたものでございます。したがって、各大学において、それを大学の判断で変えるということはできないわけでございます。

そんなわけで、各大学における確認は法令に基づいて行われるべきものでございまして、それぞれの大学の判断で弾力的に入学資格を認めるというわけにはまいらないところでございます。

○保坂委員　では、もう最後の問いにして終わりますが、本当に矛盾しているのですよ、文部省。実は大臣、文部省を指導していただきたい、ここの点は。ほかは、まあいいことも意欲的にされていますけれども、ここの点はちょっとやはり石頭ですよ。

実は、もし今局長の答弁が正しいのならば、文部省で一覧表をつくればいいのですよ。それぞれのインターナショナルスクールは、ここは合っていますよ、ここはバカロレアがあるからいいですよとか。ないのです、それは。個々の大学が照会しなさいと言っているこの点も、ぜひ再検討して、実情をまず直視していただきたい。一言お願いして、終わります。

○有馬国務大臣　たびたび申し上げておりますように、この国際化の時代に、さまざまな場合があり得る。例えば、外国で勉強した子弟が日本に来るときにどういうふうに対応するか、逆に、日本にある外国人の学校に対してどう対応するか、あるいは、日本にある外国の大学の分校のようなものをどういうふうに考えるか、さまざまな面について、一度きちっと整理をさせていただきたいと思っております。

○保坂委員　ちょっと時間が超過してしまったことをおわびして、ぜひこの問題の前進の一歩でも早かりし日を念願して、私の質問を終わります。

○小川委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時八分散会

ソ　第144回　衆議院文教委員会高等教育に関する小委員会議録（抄）　10. 12. 11　池坊　保子　氏（平和）

（中略）

○池坊小委員

一つは、私は、大学の推薦制度の見直しをもう一度考えていただきたいのです。私は、大学の推薦制度が公明さや公正さや透明さを欠いているのではないかと思うのです。なぜならば、何で野球ができると早稲田の商科に入学できるのか。私、もうずうっとそれを不思議に思っておりまして、野球ができることと商学部に入ることとどういう結びつきがあるのか。入った後で、にもかかわらず、商科の勉強は全然しない、商業の勉強は全然しないで野球だけをして卒業しちゃうということがあるわけです。

これは早稲田だけではございません。いろいろな学校で、突出した才能を持っている人は無条件で入れるという傾向がございますが、何でそこの大学の文学部と体育とが関係があるのか、あるいは音楽と経済学部とが関係があるのか、私はもうずうっと不思議でならないのです。もし体育をするならば、体育大学という専門の学校があるのです。音楽をするならば、音楽大学という専門の学校があるのです。だから、そこに行ったらいいのではないか。一つの才能だけで全く関係なく入れるというのはおかしいのではないか。突出した才能を持っていない普通の地味に努力している人たちの方がはるかに多いわけです。普通の人が早稲田の例えば商科に入ろうと思ったら、これはもう本当にすさまじい入試の勉強をしなければならない。これは余りにも矛盾があるのではないか。

他方、推薦を受けようと思うならば、国語と英語はすごくできる、だけれども体育はできない、こういう人は推薦はなかなかいただけないのです。現実に、例えば、私の娘は左ききでした。ですから、お習字がどうしても五がとれないのです。三しかとれない。彼女は、全部五でも、体育が苦手で三だ。それから習字が三だ。こういう人間は推薦から漏れるのです。

つまり、平均的にいい、百点はとらなくてもいい、でも、五がつくような、八十三点ぐらいは全部とっている方が推薦になるのです。それは個性を育てるのではなくて、画一的に、平均的に優等生であれということであって、少なくとも、このおっしゃる「個性が輝く大学」に入るには、これはおかしいのではないかというふうに思います。これをぜひ考えていただきたい。

それから二つ目には、私は入試はやはり必要だと思います。入り口の制限がございませんと、アメリカのようにドロップアウトしていくのが四割、五割というふうになっておりますから、どこかでチェックが必要と思いますけれども、私は今の入試問題に問題があるのではないかと思います。

御存じのように、数学者であってフィールズ賞を受賞なさいました小平先生は、自分でも数学の問題が、中学の受験の問題すら解けない、こういう問題を出すことに何の意味があるだろうかと言っていらっしゃるのですね。本当に大学の入試はややこしくて、難しくて、もう大変です。あれを通過した優秀であるはずの大学生が、大学に入った途端に、基礎知識もなく、そして一般的な教養もなく、ゴムが緩まってしまったように、おしゃべりをしたり、教室でも平気で携帯電話でしゃべったりというのが、一流大学、優秀だと言われている学生たちを受け入れている学校であるわけですね。私は、入試問題に絶対問題があるのだと思うのですね。今のままの入試の問題をつくっていたら、どんなに学校の内部を変えても、個性が輝く大学などはできないのではないかと私は思うのです。

「競争的環境の中で」と書いてございましたが、競争というよりは、これから少子を迎えて、それぞれの大学が個性を持って、あの大学はここがいいのだというのがあったならば、みんな子供たちはそういう方向に行けると私は思うのですね。ですから、むしろ各大学がどれだけの個性を持って大学を管理運営していくかということにかかっているのではないかと思っておりますので、もちろん大学の充実も大切ですけれども、その二点を早急に審議していただきたいと私は希望しております。

○戸田参考人　まず第一点の、推薦入学の中のスポーツ推薦の問題でありますけれども、これは各大学の実情をすべて網羅しておるわけではありませんが、私の知っている限りにおきましては、体育ができる、あるいはスポーツの優秀な成績を上げたというだけで無条件で入学を認めるというところもありますけれども、多くは高校における評点三・五とか三とか、そういった一定のバリアをかけて、それをオーバーした者は大学教育を受ける高校教育での素質があるという認定のもとに入れておるところが多いのではないかと思います。私学の場合には、あるいは大学の名声をスポーツによって上げるために、そういったところはないわけではないと思いますけれども、一定の評点というものを基準に置いておるということが割に多いのではないかというふうに私は認識いたしております。

問題は、そのような一芸一能の学生を大学が受け入れた場合に、これに対してただ単にスポーツをやらせて、結局単位も全然取らずに、卒業もできないまま大学を去っていく、これが問題でありまして、むしろこれからの大学教育というものは、偏差値とかそういったものではなくて、大学教育を受ける意欲がどの程度あるか、これに対して付加価値をどう与えて社会に送り出すかということに重点を置くというような観点から考えれば、むしろ大学教育の方に問題があって、そういった制度自体に必ずしも問題があるとは限らないというふうに私は考えております。

したがって、私の知る限りにおきましては、そういったスポーツ推薦入学ということで入学した者が立派に、いい成績をもって卒業していったという学生も多く知っておりますので、これは入学試験の制度というよりも、むしろその後の大学教育のあり方についてやはり大学人としては考えなければならぬというふうに考えます。これが第一点であります。



セ　第144回　衆議院文教委員会高等教育に関する小委員会議録（抄）　10. 12. 11　奥山　茂彦　氏（自民）

○奥山小委員　今の話と同じようなことになるのですけれども、私も今の入試制度の改革はすべきだということも言っておりますし、文部大臣もその辺は積極的に改革したいということをおっしゃっているわけなんですが、ただ、基本的に日本の大学の入試は非常に難しいということで、その辺は、さっき先生の話もありましたように、特にペーパーテストにかなり偏り過ぎて、それによる偏差値によって人間の評価が決められてしまうというような形はどうしても解消すべきだというふうに思っておるのですが、基本的に今の大学入試はもう少しだれも入りやすくして、そのかわり今度は出るのが非常に難しいというアメリカ型、そういうふうな大学像というものを日本もやはり模索すべきでなかろうかと思うのです。まして今日のように少子化になってまいりますから、受験生も少なくなってまいりますから、その辺のことが一つ。

それから、大学が企業との交流とか社会との交流の中で、研究交流というのは最近やかましく言われておるのですが、インターンシップ制というのですか、学生が企業の中で仕事をして、その体験を大学へ持ち帰ってくるとか、やはりそういうことがもっとこれから必要でなかろうかと思うのですが、この点二つ、いかがでしょうか。

○戸田参考人　今奥山先生の御指摘の点でございますが、これから、欲すると否とにかかわらず、平成二十一年には全入時代が来るということなことが予測されておるわけでありまして、したがって、大学への入学ということは、かつて言われたような入りやすいゆる受験地獄というような問題は事実上解消されていくだろう。しかし、さりとはいえ、高等学校教育と大学教育との連携という問題を考えますというと、大学側としては、やはりどういった人材を養成するか、そういったような観点から高等学校卒業生を受け入れていく。そういったような点で、入学者選抜という問題は、決して避けて通れない問題だろうと思います。

その場合に、先ほどちょっと申し上げましたアドミッションズオフィスというような形で、その大学の教育研究に非常に共鳴する学生、応募した者を取り入れる。そしてそれは、一片のペーパーテストじゃなくて、年間かけてそういった人材をむしろ求めていく。そういった点からいいますというと、アドミッションコンサルタントの的な機能を大学側もやはり果たして、そういう学生をむしろ呼び寄せるような、そういった努力をする必要があろう。

その場合に、一つはやはり大学入試センター試験との関係で、それは、いろいろなランクに分けて、少なくとも高等学校教育の到達度を見た上で受け入れる、そういった一つのチェックはやはり必要である。何でもかんでも全員入学で取り入れても、今度は大学教育をする場合に非常にバラエティーに富んでまいりますよ、これは教育する焦点がぼけてしまうというおそれがあります。そういった点で、アドミッションズオフィスと大学入試センター試験のあり方、これをやはり検討する中でこの問題は考えていく。

そして、その場合、先生御指摘のように、これからは、そういった希望を持ち、熱意を持っている者は広く受け入れていく、これに付加価値を加して、そして社会に送り出すという点がこれからの入試のポイントであろうと私は個人的に考えます。

（中略）

○山元小委員
もう一つは、先ほども出ておりますけれども、入試制度の問題です。

飛び級の問題だとか秋の入学だとか修士課程の修業年限だとか、部分的なというのは失礼な話なんだけれども、どういう学生を受け入れるかということではそういうことは出てきてはいますけれども、本当に今、日本の大学がどういう学生、生徒を受け入れて教育するんだ、先ほど付加価値とおっしゃいましたけれども、抜本的な入試の制度を変えないといけないところに来ていると私は思うんですが、一向にそれは見えてきていないんです。それについての論議はどうであったのか。

（中略）

○戸田参考人
それから第二点は、入試の問題でございますね。ちょっと、大変申しわけありませんが、もう一度……。

○山元小委員　抜本的な入試制度の検討、部分的な飛び級だとかそういうことではなしに、日本の大学の入試制度というのはという論議がなかったのかということをお尋ねしたいのです。

○戸田参考人　入試制度というのは、全体的な方向づけというものについては大学審議会等で一定の考え方を示すということは可能でありますけれども、個々の大学における入試のあり方というのは、国立大学を除いては、私学に対して、こうあるべきだというようなことはやはりやるべきではない。また、私学の独自性というものがありますので、これを画一的に決めるというようなことは私は難しいと思います。ただ、全体の方向性というものは大学審議会では議論はできると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、現在、高等学校教育と大学教育とのリエゾンの問題、これから高等学校教育に支障を来すような大学入試というものはあってはならないというような考え方から、やはりそれとの関係というものは常に視野に置かなければならぬことは当然のことだと思います。







（中略）

○田名部匡省君
そこで私は、高校、大学受験のときに一番困るのは、スポーツの方でもありますが、体育の先生というのは盲腸みたいなものですよ。これは受験科目にないんですから。ですから、今我々の世代になると、会うと体に気をつけて頑張れと言うんですよ。だれも勉強して頑張れと言う人は一人もいない。体に気をつけて、体に気をつけてと言う。それほど健康というのは大事なんですね。大事なんですけれども、体育の先生というのは、体育の時間に英語の勉強したり数学の勉強しているから、もう全くスポーツやらないんだ、体育の時間に。

私は、ボランティアを一生懸命やったとか、スポーツとか音楽とか絵とか、それぞれ能力はあるんですね、卒業するとみんなそれぞれの道でやっぱり役に立っているんです。だから、別に物理学者を誕生させるなとは言いませんよ、文部大臣のように優秀な科学者もおるし、それはそれでいいんですよ。だから、受験のときにそういう能力をそれぞれ評価をして大学へ入れる、高校へ入れるということになると、勉強ばっかりしておっては入れませんから、今度はその人たちも別の分野で一生懸命になるんじゃないだろうか。

これが、いろいろ書いてありますよ、ここに。学歴によらず、学校の選抜方法を多様だとか、あるいは改善をしていくというところで私はお考えいただいたらどうかなという気がするんですが、大臣、どうですか。

○国務大臣（有馬朗人君）　非常に示唆に富むお話をいただきました。今、最終的な御質問は、入学試験をどうするかという点であろうと思います。

しかし、中教審で非常に強く申しましたことは、ちょっと途中でおっしゃられた、よくできる子と普通の子とゆっくり伸びていく子、私はゆっくり伸びていく子を大器晩成型と言っているのですけれども、それぞれにやっぱりきめ細かい教育をしていかなきゃならないということを申し上げているわけであります。

さて、入学試験のことでございますが、中学校から高等学校、高等学校から大学、そこにおいてやはりそれぞれの子供の特徴が将来最も生きていくような格好での選択が行われることを望んでおります。さまざまな大学がございます。さまざまな高等学校がありますので、それぞれの学校の特徴に応じて選考をしてほしいと言っているわけであります。そのときには、体力も考えていいし、口頭試問もやってもいいし、調査書でもいいし、さまざまなやり方がある。単に学力試験だけではなくさまざまなやり方でやってくださいということをお願いしているわけでございます。

大学入試センター年報（1998年度）

発行日　1999年（平成11年）12月
発　行　大学入試センター管理部庶務課
〒153-8501 東京都目黒区駒場2丁目19番23号
TEL (03)3468-3311(代)

大学入試センター年報（1998年度）

発行日　　1999年（平成11年）12月
発　行　　大学入試センター管理部庶務課
〒 153-8501 東京都目黒区駒場２丁目19番23号
TEL (03)3468-3311(代)